

インドネシアの地方自治

令和4年度（2022年度）改訂版



一般財団法人

自治体国際化協会

はじめに

当事務所では、所管国（ASEAN 加盟国及びインド、スリランカ）の地方自治制度や地方行政に関わる個別政策等の調査研究を行い、その成果を各種刊行物により紹介している。本稿は、海外の地方自治シリーズ「インドネシアの地方自治（2009年3月刊行）」について改訂を行ったものである。章立て等の構成は「インドネシアの地方自治（2009年3月刊行）」を参考としているが、法改正や取材内容により一部構成を変更している。

インドネシアは、インド洋と太平洋の2つの大洋に跨る、スマトラ、ジャワ、カリマンタン、スラウェシ、パプアの5つの大きな島と中規模な群島を含めた1万 6,766の島々から成り立つ世界最大の島嶼国家で、面積は約 192 万km²と日本の約5倍、人口は2.7億人と中国、インド、アメリカに次ぐ世界第4位の人口規模を有する国である。経済面では、2005年以降、世界金融・経済危機の影響を受けた2009年及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2020年から2021年を除き、5～6%台という比較的高い経済成長率を達成している。地方行政制度については、州・特別州、県・市、郡・区・村の3段階で構成されており、日本の地方自治体と姉妹（友好）都市提携を結び交流を行っている自治体もある。

本稿は、日本の地方自治体をはじめとする関係者の皆様が、インドネシアの地方自治制度を理解し、日本と官民における連携を進めていく上で必要となり得る事項を簡潔にまとめたものであり、今後インドネシアとの交流や連携を深めるに当たり、基礎的資料として御活用いただくとともに、内容改善のための御指摘や御教示をいただければ幸いである。

なお、本稿作成に当たっては、インドネシア国家行政院（NIPA）及びじゃかるた新聞から首都移転についてのお話を聞かせていただいたほか、スラバヤ市、パベアン・チャンティアン郡、ニャンプルンガン区から実務のヒアリングや資料提供、窓口の視察などのご協力をいただいた。

この場を借りて心から謝意を表したい。

令和5年3月

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所長

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 インドネシアの概要 | 9 |
| 第1節 一般的事項..... | 9 |
| 第2節 基本情報..... | 10 |
| 1 地理・気候..... | 10 |
| 2 人口..... | 12 |
| 3 民族・宗教・言語..... | 16 |
| 4 国是パンチャシラと国章..... | 16 |
| 5 国旗・国歌..... | 18 |
| 6 歴史..... | 19 |
| 7 日本との関係..... | 21 |
| 第3節 経済..... | 22 |
| 1 指標・基礎情報..... | 22 |
| 2 産業構造..... | 24 |
| 3 貿易構造..... | 25 |
| | |
| 第2章 インドネシアの国家制度 | 29 |
| 第1節 立法機関..... | 29 |
| 1 国民協議会..... | 29 |
| 2 国民議会..... | 30 |
| 3 地方代表議会..... | 32 |
| 第2節 司法機関..... | 33 |
| 1 最高裁判所..... | 34 |
| 2 憲法裁判所..... | 34 |
| 第3節 行政機関..... | 35 |
| 1 大統領..... | 35 |
| 2 大臣・国務大臣..... | 37 |
| 第4節 会計検査院..... | 38 |
| 第5節 国軍・警察..... | 39 |
| | |
| 第3章 地方統治システムと中央・地方の関係 | 40 |
| 第1節 憲法の地方自治規定..... | 40 |
| 第2節 地方自治制度の変遷..... | 41 |
| 1 1948年地方行政基本法..... | 42 |
| 2 1957年地方行政基本法..... | 42 |
| 3 1959年大統領決定第6号及び1965年地方行政基本法..... | 42 |
| 4 1974年地方行政基本法..... | 43 |

| | | |
|------------|-------------------------|-----------|
| 5 | 1999年地方行政法 | 44 |
| 6 | 2004年地方行政法 | 45 |
| 7 | 2014年地方行政法 | 45 |
| 第3節 | 地方統治システム | 46 |
| 1 | 州 | 46 |
| 2 | 県・市 | 47 |
| 3 | 郡・区・村 | 47 |
| 4 | 特別地区 | 49 |
| 5 | 地方の設置 | 49 |
| 第4節 | 地方行政法上の中央政府と地方政府間の関係 | 50 |
| 1 | 中央政府による地方の政策廃止 | 50 |
| 2 | 諸島の特徴を有する州地方の行政運営支援 | 50 |
| 3 | 中央政府に対する地方首長の地方行政運営報告 | 50 |
| 4 | 行政処分 | 51 |
| 5 | 地方首長・副首長の解任 | 52 |
| 第5節 | 中央政府及び地方政府の事務及び分業 | 53 |
| 1 | 中央政府と地方政府が担う分野 | 53 |
| 2 | 政府間分業に関する概念 | 55 |
| 3 | 中央政府と地方政府及び地方政府間の分業の具体例 | 56 |
| 第6節 | 所管省庁及び地方自治推進組織 | 57 |
| 1 | 内務省 | 57 |
| 2 | 地方自治諮問会議 | 58 |
| 3 | インドネシアの地方六団体 | 58 |
| 第4章 | 地方政府 | 60 |
| 第1節 | 地方首長・副首長 | 60 |
| 1 | 地方首長の主な任務と権限 | 60 |
| 2 | 地方副首長の主な任務 | 61 |
| 3 | 地方首長・副首長の義務 | 61 |
| 4 | 地方首長・副首長の禁止事項 | 62 |
| 5 | 地方首長・副首長の解任 | 62 |
| 6 | 地方首長・副首長が欠けた場合の代行及び補充 | 64 |
| 7 | 地方首長・副首長に対する捜査 | 64 |
| 第2節 | 地方議会（州議会、県・市議会） | 65 |
| 1 | 構成と位置付け | 65 |
| 2 | 機能 | 65 |
| 3 | 任務と権限 | 66 |
| 4 | 地方議員 | 67 |

| | | |
|------------|-------------------------|-----------|
| 5 | 地方議会の権利 | 67 |
| 6 | 地方議員の権利と義務 | 67 |
| 7 | 会派 | 68 |
| 8 | 地方議会の補佐機関 | 68 |
| 9 | 地方議会の権利の実行 | 69 |
| 10 | 地方議員の権利の実行 | 70 |
| 11 | 地方議会と決定の採択 | 71 |
| 12 | 規律及び倫理規定 | 71 |
| 13 | 禁止事項と処分 | 72 |
| 14 | 任期途中の解任、交替及び一時的解任 | 73 |
| 15 | 地方議会の支援システム | 73 |
| 16 | 地方議会と地方首長との間の業務関係 | 74 |
| 第3節 | 地方議会の組織・運営 | 74 |
| 1 | 地方議会の議席数 | 74 |
| 2 | 地方議会の機関 | 75 |
| 3 | 議会の開催及び種類 | 77 |
| 4 | 定足数・議決要件 | 78 |
| 5 | 会議の公開 | 78 |
| 6 | 地方条例案の審議・成立 | 79 |
| 第4節 | 地方政府組織 | 80 |
| 1 | 地方補佐機関 | 80 |
| 2 | 地方政府の組織数 | 84 |
| 3 | 地方補佐機関の担当分野 | 86 |
| 第5節 | 地方条例と地方首長令 | 88 |
| 1 | 地方条例 | 88 |
| 2 | 地方首長令 | 90 |
| 第5章 | 選挙制度 | 92 |
| 第1節 | 総選挙の概要 | 92 |
| 第2節 | 総選挙実施機関 | 92 |
| 1 | 総選挙委員会 | 93 |
| 2 | 州総選挙委員会 | 93 |
| 3 | 県・市総選挙委員会 | 94 |
| 4 | 郡選挙実行委員会 | 95 |
| 5 | 投票実行委員会 | 95 |
| 6 | 国外選挙実行委員会 | 96 |
| 7 | 投票実施グループ | 97 |
| 8 | 国外投票実施グループ | 97 |

| | | |
|------------|----------------------|------------|
| 第3節 | 総選挙の監督員 | 98 |
| 1 | 総選挙監督機関 | 98 |
| 2 | 州総選挙監督機関及び県・市総選挙監督機関 | 100 |
| 3 | 郡総選挙監督実行委員会 | 101 |
| 4 | 区・村総選挙監督実行委員会 | 103 |
| 5 | 国外総選挙監督実行委員会 | 103 |
| 6 | 投票所監督官 | 104 |
| 第4節 | 総選挙の参加者と参加条件 | 104 |
| 1 | 大統領・副大統領 | 104 |
| 2 | 国民議会、州議会、県・市議会議員 | 105 |
| 3 | 地方代表議会議員 | 106 |
| 第5節 | 選挙権 | 107 |
| 第6節 | 選挙運動・選挙運動資金 | 108 |
| 1 | 選挙運動 | 108 |
| 2 | 選挙運動資金 | 109 |
| 第7節 | 投開票 | 109 |
| 第8節 | 再投票 | 110 |
| 第9節 | 選挙結果の確定 | 110 |
| 第6章 | 公務員制度 | 112 |
| 第1節 | 大統領の公務員管理権と人事権の委任 | 112 |
| 1 | 大統領の人事権 | 112 |
| 2 | 中央人事監督者に委任された人事権 | 113 |
| 3 | 州人事監督者に委任された人事権 | 113 |
| 4 | 県・市人事監督者に委任された人事権 | 113 |
| 第2節 | 公務員階級 | 113 |
| 1 | ゴロンガン（等級） | 113 |
| 2 | エセロン（役職者階層） | 117 |
| 第3節 | 公務員の採用 | 119 |
| 1 | 採用人数の調整 | 119 |
| 2 | 募集 | 119 |
| 3 | 公務員採用試験 | 120 |
| 4 | 試用期間・正式採用 | 121 |
| 第4節 | 公務員給与 | 121 |
| 1 | 基本給 | 121 |
| 2 | 諸手当 | 123 |
| 3 | 公務員年金 | 126 |

| | |
|---------------------|-----|
| 第7章 監査制度及び情報公開制度 | 130 |
| 第1節 監査制度 | 130 |
| 1 監査の種類及び内容 | 130 |
| 2 監査体制 | 134 |
| 第2節 情報公開制度 | 135 |
| 1 情報公開の対象機関及び対象文書 | 135 |
| 2 公開禁止文書 | 136 |
| 3 情報公開の手続 | 137 |
| | |
| 第8章 地方財政制度 | 138 |
| 第1節 地方政府の歳入歳出構造 | 138 |
| 第2節 均衡資金制度 | 140 |
| 1 歳入分与 | 141 |
| 2 一般配分金 | 144 |
| 3 特別配分金 | 146 |
| 第3節 特別自治実施資金 | 146 |
| 1 パプア特別自治実施資金 | 146 |
| 2 アチェ特別自治実施資金 | 147 |
| 第4節 地方債制度 | 147 |
| 1 借入期間・対象事業 | 147 |
| 2 地方借入金 | 149 |
| 3 公募型地方債 | 150 |
| 第5節 権限分散資金・補佐任務資金 | 150 |
| 1 権限分散資金 | 151 |
| 2 補佐任務資金 | 151 |
| 第6節 地方公営企業 | 153 |
| 1 地方公社 | 153 |
| 2 地方所有株式会社 | 154 |
| 3 経営実態 | 154 |
| 第7節 開発計画及び地方予算の編成 | 156 |
| 1 開発計画制度 | 156 |
| 2 ムシュレンバン | 159 |
| 3 地方予算の策定 | 159 |
| | |
| 第9章 地方税及び地方利用者負担金制度 | 162 |
| 第1節 地方税の概要 | 162 |
| 第2節 州税 | 163 |
| 1 自動車税 | 163 |

| | | |
|-------------|---------------------|------------|
| 2 | 自動車名義変更税..... | 163 |
| 3 | 自動車燃料税..... | 164 |
| 4 | 地表水税..... | 164 |
| 5 | タバコ税..... | 164 |
| 第3節 | 県・市税..... | 165 |
| 1 | ホテル税..... | 165 |
| 2 | レストラン税..... | 165 |
| 3 | 娯楽税..... | 165 |
| 4 | 広告税..... | 166 |
| 5 | 街灯税..... | 166 |
| 6 | 非金属鉱物・岩石税..... | 167 |
| 7 | 駐車税..... | 167 |
| 8 | 地下水税..... | 167 |
| 9 | ツバメの巣税..... | 168 |
| 10 | 村落部と都市部の土地・建物税..... | 168 |
| 11 | 土地・建物権利取得税..... | 168 |
| 第4節 | 地方利用者負担金..... | 171 |
| 第10章 | 特別地方自治法..... | 176 |
| 第1節 | ジャカルタ首都特別州行政法..... | 176 |
| 1 | 県行政区・市行政区の設置..... | 176 |
| 2 | 知事補佐官の設置..... | 177 |
| 3 | 州議会議員数の増設..... | 177 |
| 4 | 首都の事務..... | 177 |
| 5 | 首都圏における地方政府間協力..... | 177 |
| 6 | その他..... | 178 |
| 第2節 | ジョグジャカルタ特別州法..... | 178 |
| 第3節 | パプア特別地方自治法..... | 179 |
| 1 | パプア人民評議会の設置..... | 181 |
| 2 | 州知事及び州副知事の要件..... | 181 |
| 3 | 地方財政上の優遇措置..... | 181 |
| 4 | 地域アイデンティティの尊重..... | 181 |
| 5 | その他..... | 182 |
| 第4節 | アチェ統治法..... | 182 |
| 1 | イスラム法の実践..... | 183 |
| 2 | イスラム法学者評議会の設置..... | 184 |
| 3 | イスラム法廷の設置..... | 184 |
| 4 | ワリ・ナングロの設置..... | 184 |

| | | |
|---------------|----------------------|------------|
| 5 | ムキム (Mukim) の設置..... | 185 |
| 6 | 地方財政上の優遇措置..... | 185 |
| 7 | 地方政党の設立..... | 185 |
| 第 11 章 | 首都移転..... | 187 |
| 1 | 首都移転の背景..... | 187 |
| 2 | 首都移転の必要性..... | 187 |
| 3 | 新首都の開発計画..... | 188 |
| 参考文献 | | 190 |

第1章 インドネシアの概要

第1節 一般的事項

| | |
|--------|---|
| 正式名称 | インドネシア共和国 (The Republic of Indonesia) |
| 面積 | 1,916,906.77 km ² (日本の約5倍) ¹ |
| 首都 | ジャカルタ |
| 元首 | ジョコ・ウィドド大統領 (2019年10月20日再任 任期5年) |
| 政体 | 大統領制、共和制 |
| 議会 | ・国民協議会議会 (MPR) : 711名 (国民議会議員 575名及び地方代表議会議員 136名で構成) ・国民議会 (DPR) : 定数 575名 (任期5年) ・地方代表議会 (DPD) : 定数 136名 (任期5年) |
| 人口 | 約2億7,020万人 ² (2020年国勢調査結果) |
| 民族 | 大半がマレー系 (ジャワ、スンダ等約300種族) |
| 宗教 | イスラム教 86.86%、キリスト教 10.62% (プロテスタント 7.52%、カトリック 3.1%)、ヒンズー教 1.73%、仏教 0.76%、儒教 0.03%、その他 0.04% (2020年 宗教省統計 ³) |
| 公用語 | インドネシア語 |
| 気候 | 熱帯雨林気候 |
| 通貨 | インドネシア・ルピア (IDR) ※10,000ルピア=75円 ⁴ |
| 日本との時差 | (1) -2時間 (西部: ジャワ島、スマトラ島、ボルネオ島の西カリマンタン州、中部カリマンタン州) (2) -1時間 (中部: バリ島、ボルネオ島の東カリマンタン州、南カリマンタン州、スラウェシ島、ヌサ・トゥンガラ諸島、西ティモール) (3) ±0時間 (東部: マルク諸島、パプア) ※国内に3つのタイムゾーンが存在。サマータイムは実施していない。 |

¹ STATISTICS INDONESIA “Statistical Yearbook of Indonesia 2022” (<https://www.bps.go.id/publication/2022/02/25/0a2afea4fab72a5d052cb315/statistik-indonesia-2022.html>)

² STATISTICS INDONESIA “The 2020 Population Census” (<https://www.bps.go.id/pressrelease/2021/01/21/1854/hasil-sensus-penduduk-2020.html>)

³ 宗教省 HP (<https://kemenag.go.id/artikel/profil-lainnya>)

⁴ 出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件 (令和3年12月28日財務省告示第325号) (令和4年4月1日適用) (https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/KO-20211228-0325.pdf)

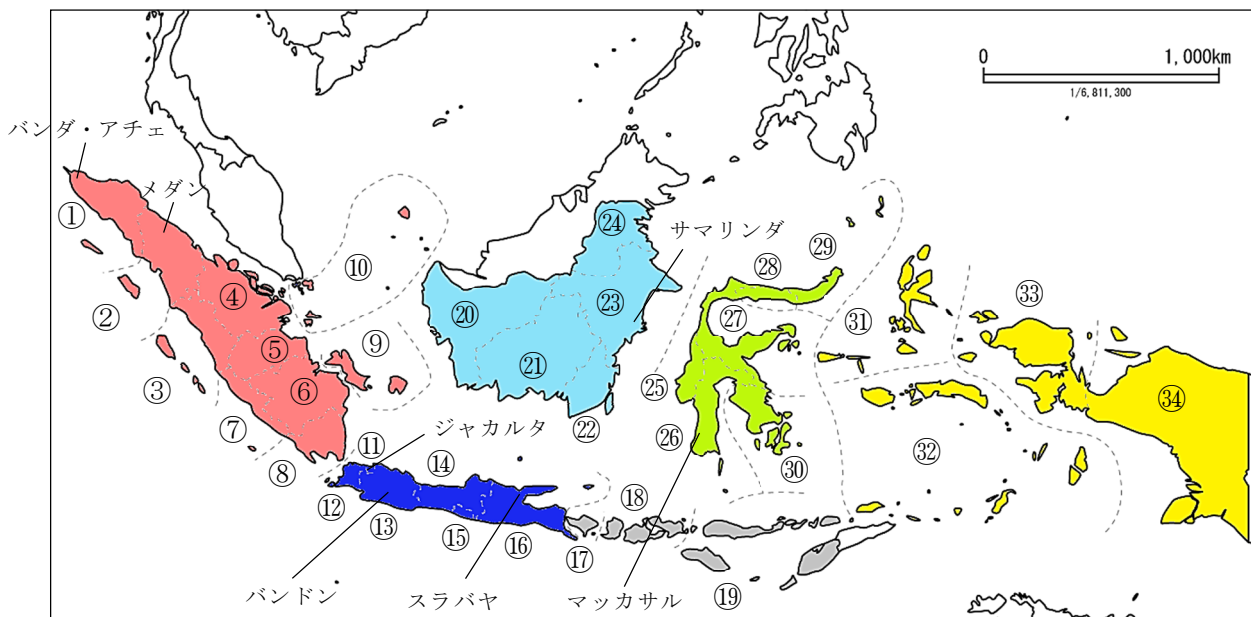
第2節 基本情報

1 地理・気候

ギリシャ語の「インドス (indos)」と「ネソス (nesos)」という2つの単語から成り、“東インドの島々”という意味を持つインドネシアは、インド洋と太平洋の2つの大洋に跨る世界最大の島嶼国家である。スマトラ、ジャワ、カリマンタン、スラウェシ、パプアの5つの大きな島と中規模な群島を含めた1万6,766の島々から成り立っている⁵。国土は南北1,888 km（北緯6度4分～南緯11度00分）、東西5,110 km（東経94度58分～141度1分）にわたっており、国土面積は約192万km²（日本の約5倍）である⁵。行政区分は第3章で詳しく述べるが、①州（特別州含め34⁶）（図1-1）、②県・市、③郡・区・村の3段階で構成されている。

⁵ 前頁注1に同じ

⁶ 2022年6月30日にパプア州がパプア州、中部パプア州、山岳パプア州、南パプア州の4州に分立したため、37州となったが、直近の統計データなどの都合上、分立前の34州を基準として執筆する。



(図1-1) インドネシアの州

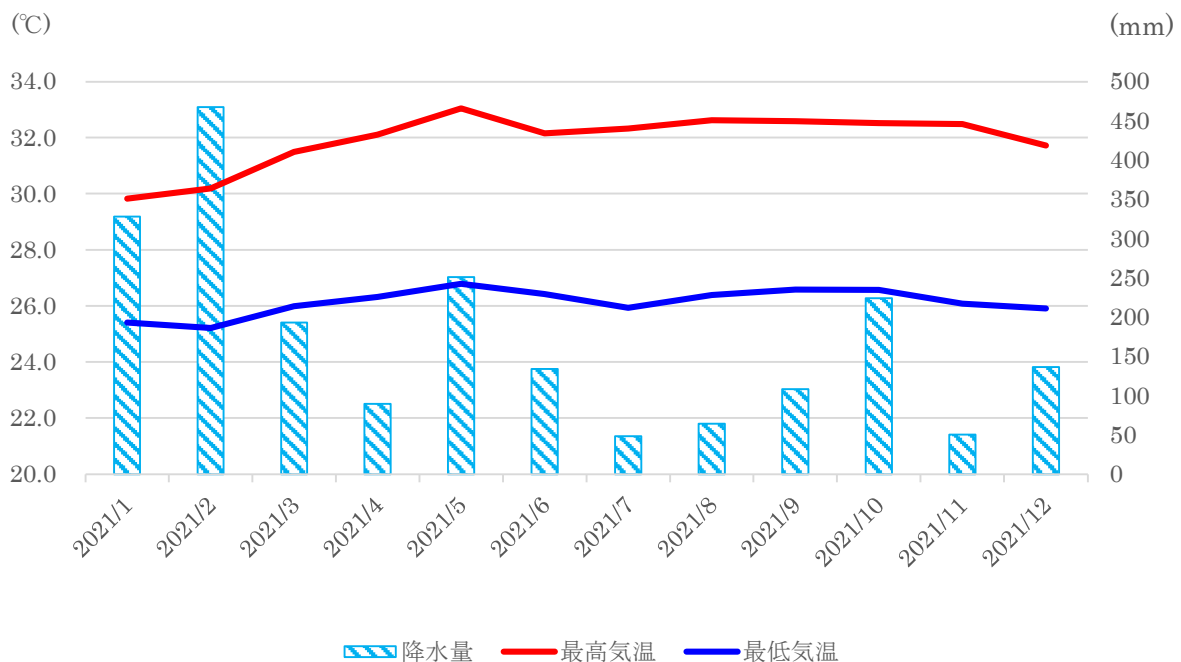
出典 (白地図専門店⁷のデータを基に作成)

- | | | |
|--------------|---------------|---------------------|
| ① アチェ州 | ⑬ 西ジャワ州 | ⑳ 北カリマンタン州 |
| ② 北スマトラ州 | ⑭ 中部ジャワ州 | ㉑ 西スラウェシ州 |
| ③ 西スマトラ州 | ⑮ ジョグジャカルタ特別州 | ㉒ 南スラウェシ州 |
| ④ リアウ州 | ⑯ 東ジャワ州 | ㉓ 中部スラウェシ州 |
| ⑤ ジャンビ州 | ⑰ バリ州 | ㉔ ゴロンタロ州 |
| ⑥ 南スマトラ州 | ⑱ 西ヌサ・トゥンガラ州 | ㉕ 北スラウェシ州 |
| ⑦ ブンクル州 | ⑲ 東ヌサ・トゥンガラ州 | ㉖ 南東スラウェシ州 |
| ⑧ ランプン州 | ㉔ 西カリマンタン州 | ㉗ 北マルク州 |
| ⑨ バンカ・ブリトゥン州 | ㉕ 中部カリマンタン州 | ㉘ マルク州 |
| ⑩ リアウ諸島州 | ㉖ 南カリマンタン州 | ㉙ 西パプア州 |
| ⑪ ジャカルタ首都特別州 | ㉗ 東カリマンタン州 | ㉚ パプア州 ⁸ |
| ⑫ バンテン州 | | |

また、気候は熱帯性気候に属し、季節は乾季（4～10月）と雨季（11～3月）に分かれる。最高気温は、ジャカルタ首都圏では通年 30℃前半で、極端な高温になることは少ない。しかし、日差しが強いため、熱中症対策、紫外線対策は必要である。

⁷ <https://www.freemap.jp/itemFreeDIPage.php?b=asia&s=indonesia>

⁸ 前頁注 6 に同じ



(図 1 - 2) ジャカルタの気温と降水量

出典 (気象庁⁹データを基に作成)

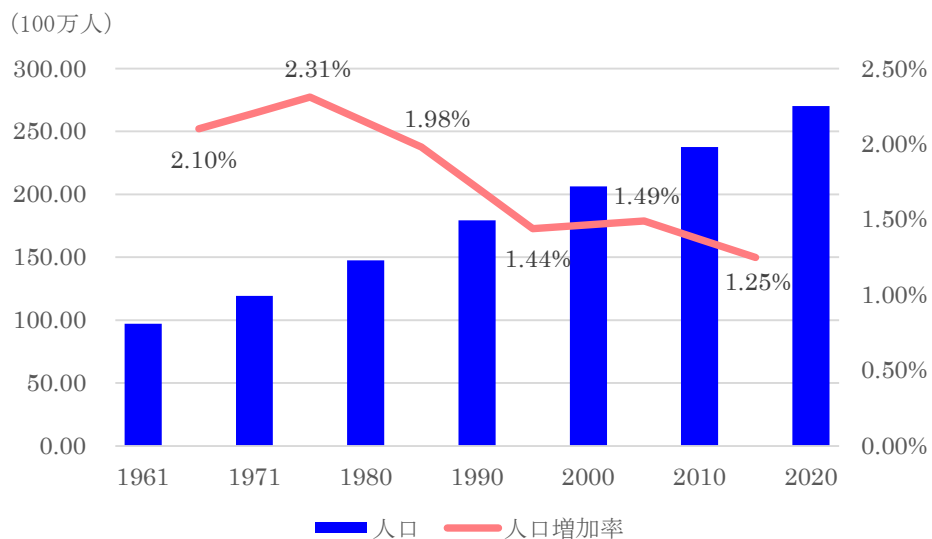
2 人口

2020 年に行われた国勢調査によると、インドネシアの総人口は約 2 億 7,020 万人 (男性：1 億 3,666 万人 女性：1 億 3,354 万人) であり、中国、インド、アメリカに次ぐ世界第 4 位の人口規模を有している。2010 年から 2020 年にかけての人口増加率は、1.25%となっている (図 1 - 3)。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は全人口の 70.72%であり、2010 年の 66.09%から 4.63%上昇している。インドネシアの生産年齢人口は 2020 年～2030 年にかけてピークが持続する見込みであり、引き続き若い人口が労働市場に供給される¹⁰。

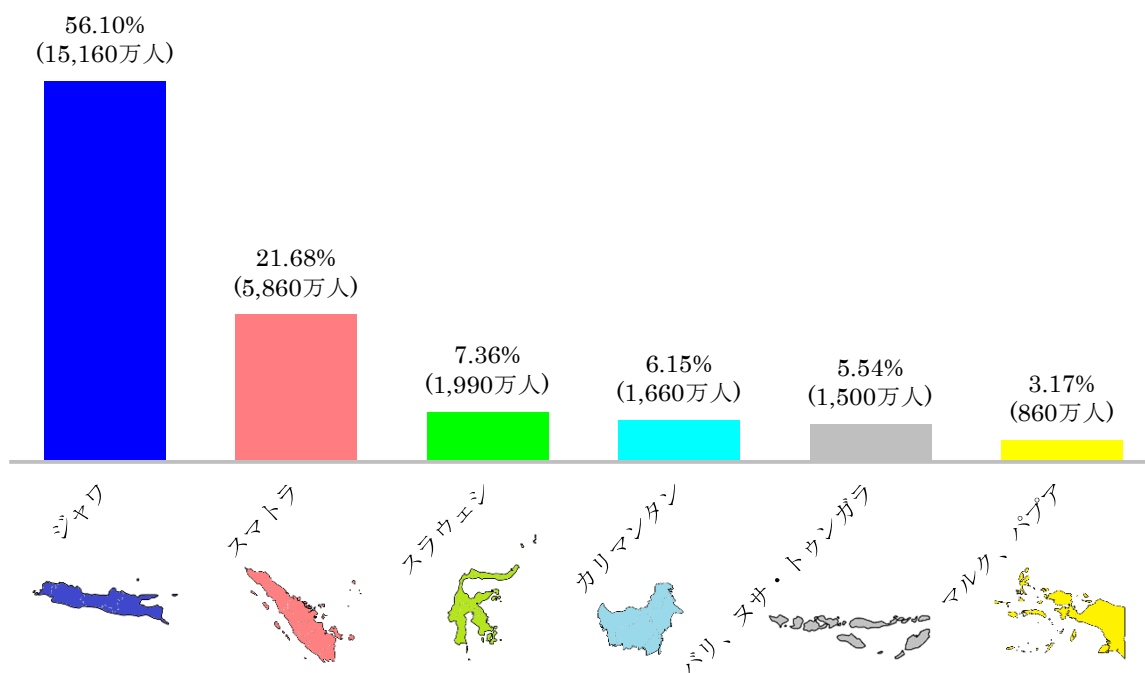
なお、ジャカルタを中心としたジャワ島に人口の 56.1%にあたる 1 億 5,160 万人が集中している。続いて、21.68%にあたる 5,860 万人がスマトラ島に居住し、残りの約 2 割がスラウェシ島やカリマンタン島など他の島々に分散している (図 1 - 4)。

⁹ https://www.data.jma.go.jp/cpd/monitor/dailyview/graph_mkhtml_d.php?&n=96741&p=31&s=1&r=1&y=2021&m=4&d=31&e=0&k=0

¹⁰ 株式会社国際協力銀行「インドネシアの投資環境／2019 年 12 月」 (https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/images/inv_indonesia01.pdf)

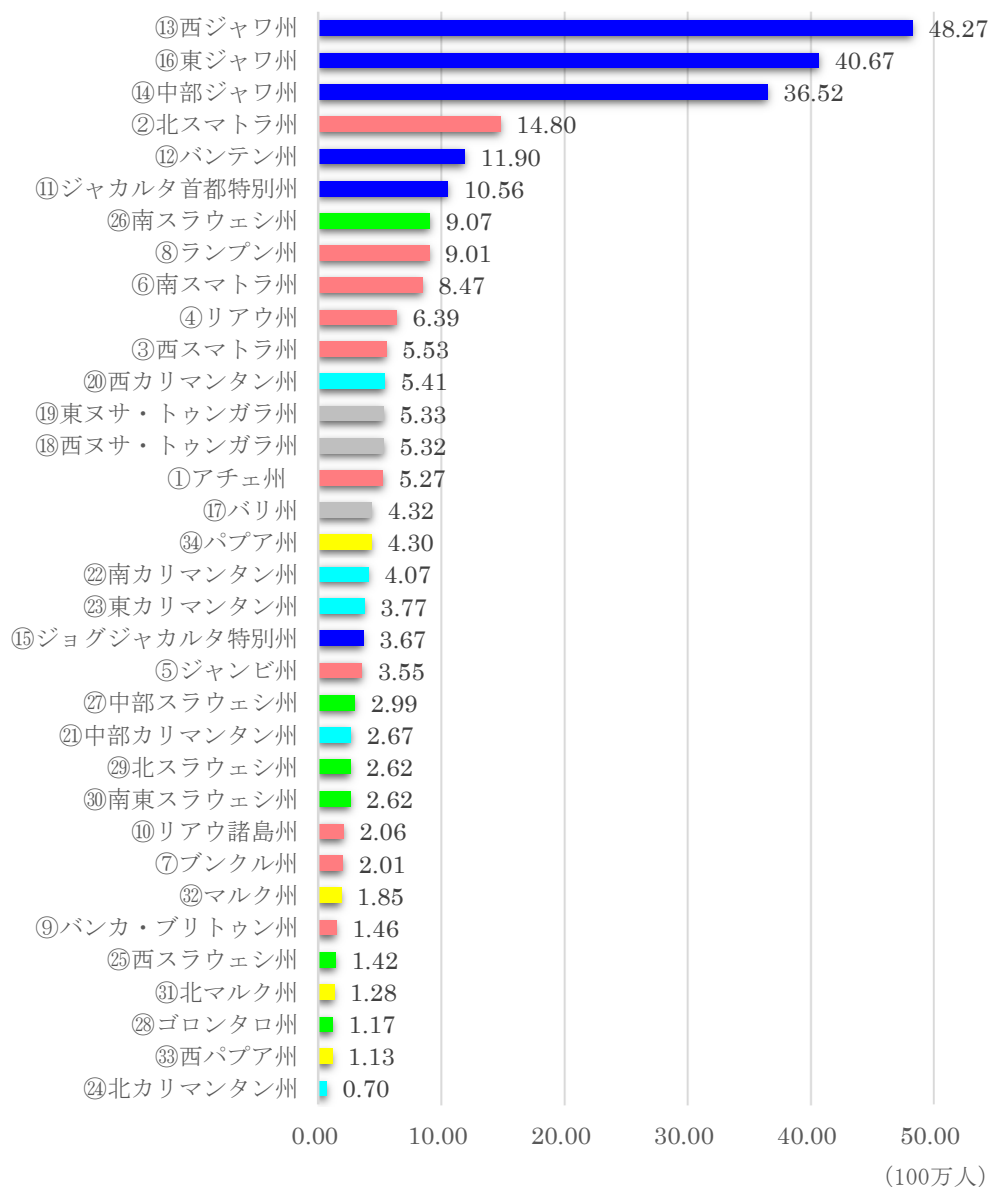


(図 1 - 3) 人口・増加率の推移
 出典 (インドネシア中央統計局¹¹データを基に作成)



(図 1 - 4) 地域別人口割合
 出典 (インドネシア中央統計局¹¹データを基に作成)

¹¹ https://www.bps.go.id/website/materi_eng/materiBrsEng-20210121151046.pdf



(図 1 - 5) 州別人口構成

出典 (インドネシア中央統計局¹²データを基に作成)

(表 1 - 1) 地域別主要統計 (2021 年)

| 州名 | 人口 (千人) | 面積 (km ²) | 人口密度 (人/km ²) | 労働力人口 (千人) |
|----------|------------|--------------------------|------------------------------|---------------|
| ① アチェ州 | 5,333.7 | 57,956.00 | 92 | 2,361.3 |
| ② 北スマトラ州 | 14,936.2 | 72,981.23 | 205 | 7,035.9 |
| ③ 西スマトラ州 | 5,580.2 | 42,012.89 | 133 | 2,581.4 |

¹² 前頁注 11 に同じ

| | | | | | |
|---|-------------|-----------|--------------|--------|-----------|
| ④ | リアウ州 | 6,493.6 | 87,023.66 | 75 | 3,148.9 |
| ⑤ | ジャンビ州 | 3,585.1 | 50,058.16 | 72 | 1,746.8 |
| ⑥ | 南スマトラ州 | 8,550.9 | 91,592.43 | 93 | 4,179.7 |
| ⑦ | ブンクル州 | 2,032.9 | 19,919.33 | 102 | 1,021.8 |
| ⑧ | ランブン州 | 9,081.8 | 34,623.80 | 262 | 4,284.3 |
| ⑨ | バンカ・ブリトゥン州 | 1,473.2 | 16,424.06 | 90 | 701.4 |
| ⑩ | リアウ諸島州 | 2,118.2 | 8,201.72 | 258 | 1,087.4 |
| ⑪ | ジャカルタ首都特別州 | 10,609.7 | 664.01 | 15,978 | 4,737.4 |
| ⑫ | バンテン州 | 12,061.5 | 9,662.92 | 1,248 | 5,698.3 |
| ⑬ | 西ジャワ州 | 48,782.4 | 35,377.76 | 1,379 | 22,313.5 |
| ⑭ | 中部ジャワ州 | 36,742.5 | 32,800.69 | 1,120 | 17,835.8 |
| ⑮ | ジョグジャカルタ特別州 | 3,712.9 | 3,133.15 | 1,185 | 2,228.5 |
| ⑯ | 東ジャワ州 | 40,878.8 | 47,803.49 | 855 | 21,037.8 |
| ⑰ | バリ州 | 4,362.7 | 5,780.06 | 755 | 2,441.9 |
| ⑱ | 西ヌサ・トゥンガラ州 | 5,390.0 | 18,572.32 | 290 | 2,657.4 |
| ⑲ | 東ヌサ・トゥンガラ州 | 5,387.7 | 48,718.10 | 111 | 2,808.6 |
| ⑳ | 西カリマンタン州 | 5,470.8 | 147,307.00 | 37 | 2,482.5 |
| ㉑ | 中部カリマンタン州 | 2,702.2 | 153,564.50 | 18 | 1,346.4 |
| ㉒ | 南カリマンタン州 | 4,122.6 | 38,744.23 | 106 | 2,109.4 |
| ㉓ | 東カリマンタン州 | 3,808.2 | 129,066.64 | 30 | 1,720.4 |
| ㉔ | 北カリマンタン州 | 713.6 | 75,467.70 | 9 | 338.2 |
| ㉕ | 西スラウェシ州 | 1,436.8 | 16,787.18 | 86 | 686.5 |
| ㉖ | 南スラウェシ州 | 9,139.5 | 46,717.48 | 196 | 4,160.4 |
| ㉗ | 中部スラウェシ州 | 3,021.9 | 61,841.29 | 49 | 1,524.7 |
| ㉘ | ゴロンタロ州 | 1,181.0 | 11,257.07 | 105 | 579.0 |
| ㉙ | 北スラウェシ州 | 2,638.6 | 13,892.47 | 190 | 1,126.8 |
| ㉚ | 南東スラウェシ州 | 2,659.2 | 38,067.70 | 70 | 1,327.1 |
| ㉛ | 北マルク州 | 1,299.2 | 31,982.50 | 41 | 568.7 |
| ㉜ | マルク州 | 1,862.6 | 46,914.03 | 40 | 800.8 |
| ㉝ | 西パプア州 | 1,156.8 | 102,955.15 | 11 | 483.7 |
| ㉞ | パプア州 | 4,355.5 | 319,036.05 | 14 | 1,887.8 |
| | | 272,682.5 | 1,916,906.77 | 142 | 131,050.5 |

出典（STATISTICS INDONESIA “Statistical Yearbook of Indonesia 2022”¹³ を基に作成）

¹³ <https://www.bps.go.id/publication/2022/02/25/0a2afea4fab72a5d052cb315/statistik-indonesia-2022.html>

3 民族・宗教・言語

インドネシアの人口の大部分を占めるのはマレー系（ジャワ人、スンダ人、マドゥーラ人等）で、その他、パプア人等メラネシア系、中華系、アラブ系、インド系等約 300 の種族が存在している。また、2020 年の宗教省統計によると、人口の 9 割弱（86.86%）がイスラム教である。この他、キリスト教が人口の約 1 割（10.62%）（内訳：プロテスタント 7.52%、カトリック 3.1%）、ヒンズー教 1.73%、仏教 0.76%、儒教 0.03%、その他 0.04%となっている¹⁴。インドネシアにおけるイスラム教の人口は 2 億人を超えており、世界最大のイスラム教徒を抱える国となっている。しかし、憲法で信仰の自由を認めており¹⁵、イスラム教を国教としているわけではない。一方、憲法前文では、建国五原則（パンチャシラ／Pancasila）の第一原則として「唯一神への信仰」が規定されている。

インドネシアの国語は、憲法でも規定のとおりインドネシア語（Bahasa Indonesia）である¹⁶。これは、海上交易で広く使われていたマレー語に由来する独自言語で、独立後に国語として定められた。しかし、インドネシア各地では今でもその地域の言語（ジャワ語、バリ語、スンダ語、バタック語）が存在している。

4 国是パンチャシラと国章

憲法で「国章は、多様性における統一のスローガンを持つガルダ・パンチャシラである」と規定している¹⁷。「パンチャシラ（Pancasila）」とは、憲法前文に掲げる「建国五原則」をいい、広大な国土を持つインドネシアの歴史の歩みと、インドネシアが抱える多様な民族・文化を統合する象徴となる言葉である。パンチャシラの内容は以下のとおりである。

（1）唯一神への信仰

インドネシアの国民は神の存在を信じ、神によって生活が導かれると信じることを意味する。この原則は「国家は唯一神への信仰に基づく。」という条文に具現化されている¹⁸。

（2）公正で品位ある人道主義

人類は神の創造物として尊厳をもち、尊重されるものであり、インドネシア国民がインドネシア国民から、あるいは外国勢力から物理的・精神的抑圧を受けることはないことを謳ったものである。

¹⁴ 宗教省 HP (<https://kemenag.go.id/artikel/profil-lainnya>)

¹⁵ 憲法第 28E 条第 1 項

¹⁶ 憲法第 36 条

¹⁷ 憲法第 36A 条

¹⁸ 憲法第 29 条第 1 項

(3) インドネシアの統一

インドネシア国民は一つの国家、一つの国土を有するという国家主義を具現化し、多様な民族で構成するインドネシアにあって出身民族による優越による差別がなく、全ての国民が平等であることを表す。

(4) 代表制と協議における英知により導かれる民主主義

インドネシアの意思決定は代表制に基づく民主的な議会制度に基づき行われるものであり、民主主義の行使は、人々の威厳・尊厳を尊重し、常に信念と信教に基づき、社会正義と国家の統一に資するものであり、神に対する深い責任が存在するものであることを表す。

(5) 全インドネシア人民のための社会正義

全ての国民の幸福を約束し、社会正義を持って弱者の保護や社会参画の促進を図ることを誓うものであり、その実現のためにインドネシアの天然資源や国富は国民の共通財産であることを表している。

インドネシアの国章は、インド神話に出てくる神鳥で、「ガルーダ」と呼ばれる。空を飛ぼうとするガルーダの姿は、力強さと強靭さを象徴しており、空に向かい翼を広げるガルーダは、インドネシアという国及び国民の名誉を確立させるための決意と精神を象徴している。また、ガルーダを彩る金色は、尊い威厳を象徴しており、インドネシア人は常に国民としての威厳を持って行動することを意味している。なお、ガルーダの両翼にそれぞれ 17 枚の羽、8 枚の尾羽、尾の付け根（盾の下）に 19 枚の羽、首には 45 枚の羽を持っているが、これらの数字はインドネシアが独立を宣言した「1945 年 8 月 17 日」を表現している。さらに、ガルーダが足につかんでいる巻物に書かれている「Bhinneka Tunggal Ika」は「多様性の中の統一」を意味し、多様な民族・宗教・文化を有するインドネシアの統治の象徴となる言葉である¹⁹。

¹⁹ パンチャシラ イデオロギー開発庁 HP (<https://bpip.go.id/berita/1035/895/hai-sobat-pancasila-sudah-tahu-belum-arti-lambang-pancasila-makna-dan-bunyinya-berikut-ul-asannya.html>)



国章

5 国旗・国歌

インドネシアの国旗は「Sang Merah Putih (サン・メラ・プティ)」と呼ばれ、憲法により定められている²⁰。Merah Putih は紅白を意味し、赤は太陽、白は月を表しており、赤は勇気、白は潔白を表している。上部が赤で下部が白というデザインは、モナコ公国と同じであるが、両国の国旗は縦横比で区別ができる。インドネシアの国旗の縦横比は 2 : 3 の比率であるのに対し、モナコ公国の国旗の縦横比は 4 : 5 となっている。

インドネシア国歌「Indonesia Raya (インドネシア・ラヤ)」は「偉大なるインドネシア」を意味し、憲法で国歌と定められている²¹。1928 年 10 月 28 日にバタヴィア (現ジャカルタ) で開催された第 2 回インドネシア青年会議で発表され、以降植民地支配からの独立を鼓舞する曲として親しまれ、独立後に国家に採用された。



インドネシア国旗

²⁰ 憲法第 35 条

²¹ 憲法第 36B 条

6 歴史²²

①仏教・ヒンドゥー教文明時代

- 7世紀後半 スマトラ島パレンバンにシュリーヴィジャヤ王国（仏教）建国
- 8～9世紀 古マラタム王国（ヒンドゥー教）、シャイレンドラ朝（仏教）等がジャワ島で繁栄し、有名なプランバナナやボロブドゥールなどの寺院が建立
- 14～16世紀 ジャワ島部を中心にマジャパヒト王国（ヒンドゥー教）が繁栄、最盛期にはインドネシア全土、マレーシア、フィリピンの一部を支配

②イスラム教文明時代

- 15世紀 香料を求めて渡航したインド人とアラビア人によってスマトラ、ジャワの各地にイスラム教が伝播
- 16世紀 ジャワで最初のイスラム教国ドゥマク王国が誕生
ドゥマク王国を引き継いだマラタム王国、バンテン王国によってイスラム教はジャワ全土に布教される

③オランダ統治時代

- 1596年 オランダの商船隊が初めて渡来
- 1602年 オランダ東インド会社（VOC）を設立
- 1619年 バタヴィア（現ジャカルタ）を拠点に東方経営開始
- 1799年 オランダ東インド会社を解散、インドネシアを直接統治下におく
- 1811～1816年 ナポレオン戦争の影響で一時イギリスの統治下に
- 1824年 オランダ・イギリス間で英蘭協定が締結され、オランダの統治下に
- 1928年10月 第2回インドネシア青年会議において、「青年の誓い」を宣誓

④日本軍の占領とインドネシアの独立

- 1942年3月 首都バタヴィア陥落、オランダ領東インド全域が日本軍政下に入る
- 1945年8月 スカルノとハッタによりインドネシアの独立宣言
インドネシア共和国憲法（1945年憲法）制定、スカルノを大統領、ハッタを副大統領に選出
- 1945年9月 連合軍がジャカルタに上陸、以降各地で連合軍と青年層・民族主義者との間で戦闘が起こる（インドネシア独立戦争）
- 1949年11月 ハーグ協定（円卓会議協定）によりオランダがインドネシアの独立を承認（4年間の独立戦争が終結）
- 1949年12月 インドネシア共和国及びオランダの傀儡政権であった16か国から構成されるインドネシア連邦共和国という形式に主権が委譲され、

²² 石井米雄監修「インドネシアの事典」（同朋舎出版 1991年）、外務省「インドネシア共和国（Republic of Indonesia）基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>）、株式会社国際協力銀行「インドネシアの投資環境／2019年12月」（<https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/inv-indonesia201912.html>）、「インドネシアの地方自治／平成21年3月発行」を基に記載

インドネシア連邦共和国憲法（1949年憲法）施行

⑤スカルノ時代

- 1950年8月 連邦構成国がインドネシア共和国に合流しインドネシア共和国暫定憲法（1950年憲法）を施行
- 1950年9月 国際連合加盟
- 1955年4月 「アジア・アフリカ会議」をバンドンで開催し、アジア・アフリカの旧植民地国が参加
- 1955年9月 初の総選挙実施
- 1958年 日本・インドネシア平和条約及び日本・インドネシア賠償協定発効
- 1959年7月 国家分裂の危機を退けるため、大統領布告により、インドネシア共和国暫定憲法（1950年憲法）を停止し、インドネシア共和国憲法（1945年憲法）に復帰することを宣言
- 1965年1月 国際連合から脱退、米国との関係が悪化し中国・ソ連へ接近

⑥スハルト時代

- 1965年9月 共産党によるクーデター未遂事件（9月30日事件）発生
- 1966年3月 スカルノ大統領が権限の一部をスハルトに委譲
- 1966年9月 国際連合復帰
- 1967年8月 ASEAN結成、ジャカルタに本部設置
- 1968年3月 スハルトが第2代大統領に就任（スハルトは西側諸国との関係改善を図るとともに、国内の共産党の取締りを徹底）
- 1997年7月 アジア通貨危機発生
- 1998年 アジア通貨危機をきっかけに、ジャカルタを中心に全国で暴動が発生、民主化運動拡大

⑦ポスト・スハルト民主化移行期

- 1998年5月 スハルト大統領辞任
ハビビ大統領就任（第3代大統領）
- 1999年8月 住民投票により東ティモールの独立が決定（2002年5月に2年半の国連暫定統治を経て独立）
- 1999年10月 ワヒド大統領就任（第4代大統領）
- 2001年7月 メガワティ大統領就任（第5代大統領）
- 2002年10月 バリ島爆弾テロ事件（以降2003、2004、2009、2016年にジャカルタ、2005年にバリ島で発生）

⑧ユドヨノ政権

- 2004年10月 国民による初の直接投票（2004年7月実施）により、ユドヨノ大統領就任（第6代大統領）
- 2004年12月 スマトラ沖大地震及び津波災害発生
- 2005年8月 ヘルシンキ和平合意（独立アチェ運動（GAM）との和平成立）
- 2009年7月 ユドヨノ大統領再任

⑨ ウィドド政権

2014年10月 ジョコ・ウィドド大統領就任（第7代大統領）

2019年10月 ジョコ・ウィドド大統領再任

7 日本との関係

（1）国レベルの交流²³

日本とインドネシアは60年以上にわたり伝統的な友好国であると同時に、民主主義等の基本的価値や法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築という目標を共有する戦略的パートナーとして、二国間協力に加えて、地域や国際社会の諸課題について連携している。

政治面では、2006年11月「平和で繁栄する未来へ向けての戦略的パートナーシップ」に署名し、地域及び世界の平和と安定のために協力することで一致した。2015年3月「日本・インドネシア共同声明－海洋と民主主義に支えられた戦略的パートナーシップの更なる強化に向けて－」を発出し、2017年1月、戦略的パートナーシップの強化に関する日本・インドネシア共同声明を発出した。2018年は日本インドネシア国交樹立60周年にあたり、各種の記念事業が実施された。2022年4月には日・インドネシア首脳会談において、両首脳は、地域が多くの課題に直面する中、両国が戦略的パートナーとして、多くの本質的な原則を共有する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と「インド太平洋に関するASEAN アウトルック（AOIP）」の実現に向けて協力を強化することで一致した。

経済分野では、日インドネシア経済連携協定（EPA）について、2005年6月正式交渉立上げを決定し、2007年8月に首脳間で署名、2008年7月1日に発効した。これまでに鉄鋼及び自動車等の貿易額増に寄与している。また、EPAにより、2019年3月までに174名の看護師候補生と470名の介護福祉士候補者が日本の国家試験に合格し、日本の病院や介護施設等に勤務している。

安全保障・防衛協力分野では、地域大国でもあるインドネシアとの協力は、地域の平和や安定にとっても重要であり、2015年12月に日本とASEAN加盟国との間で初となる外務・防衛閣僚会合を開催し、2021年3月には第2回会合を開催した。第2回会合に際しては、防衛装備品・技術移転協定を締結した。

（2）自治体との交流

インドネシアの自治体と姉妹（友好）都市の提携を結び交流を行っている日本の自治体は2023年3月現在7自治体ある。

²³ 外務省「インドネシア共和国（Republic of Indonesia）基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>）及び「最近のインドネシア情勢と日・インドネシア関係」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/kankei.html>）

| 自治体名称（日本） | 自治体名称（インドネシア） |
|-----------|---------------|
| 山形県 | パプア州 |
| 千葉県市川市 | 北スマトラ州メダン市 |
| 東京都 | ジャカルタ特別市 |
| 京都府 | ジョグジャカルタ特別区 |
| 大阪府 | 東ジャワ州 |
| 島根県美郷町 | バリ州マス村 |
| 高知県高知市 | 東ジャワ州スラバヤ市 |

出典：「姉妹（友好）提携情報」（一般財団法人自治体国際化協会）²⁴

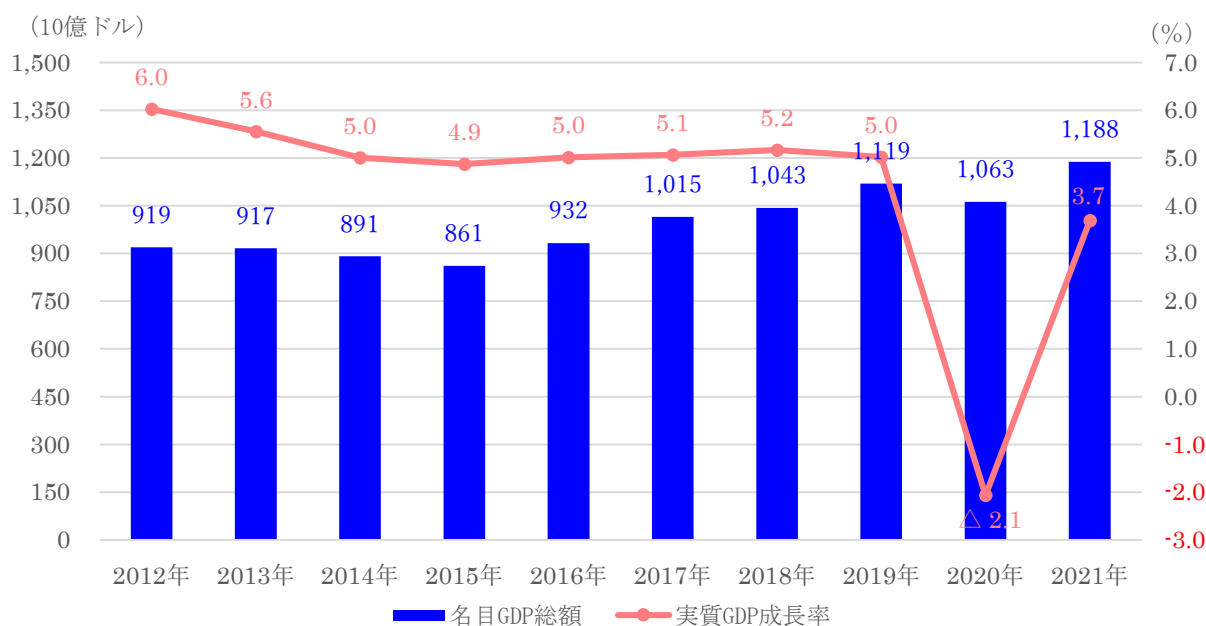
第3節 経済

1 指標・基礎情報

1997年7月のアジア通貨危機後、インドネシア政府はIMFとの合意に基づき、銀行部門と企業部門を中心に経済構造改革を断行した。政治社会情勢及び金融の安定化、個人消費の拡大を背景として、2005年以降の経済成長率は、世界金融・経済危機の影響を受けた2009年を除き、5%後半～6%台という比較的高い成長率を達成している。2017年には、名目GDP総額が1兆ドルを超えた。また、2021年は輸出入額共に過去最高となった。なお、2020年前半から2021年前半までの経済成長率は新型コロナウイルス感染症の影響により、アジア通貨危機以来のマイナス水準となっていたが、2021年後半からプラス成長を維持している。（直近10年間の実質GDP成長率と名目GDP総額の推移は図1-6のとおり。）

また、直近10年間の物価上昇率、失業率は図1-7、1-8のとおり推移している。

²⁴ <https://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/countries/detail/26>



(図1-6) 実質GDP成長率と名目GDP総額の推移

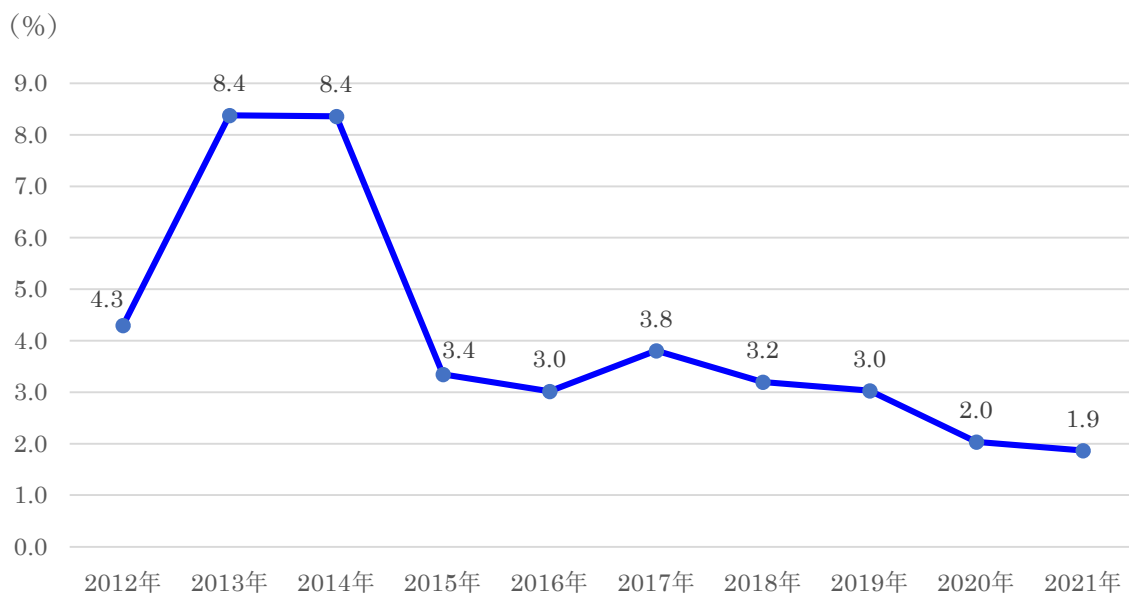
出典 (「JETRO 国・地域別情報 基礎的経済指標 インドネシア」²⁵を基に作成)

(表1-2) 一人当たりの名目GDP

| (ドル) | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
| 3,745 | 3,684 | 3,534 | 3,371 | 3,604 | 3,876 | 3,947 | 4,194 | 3,932 | 4,363 |

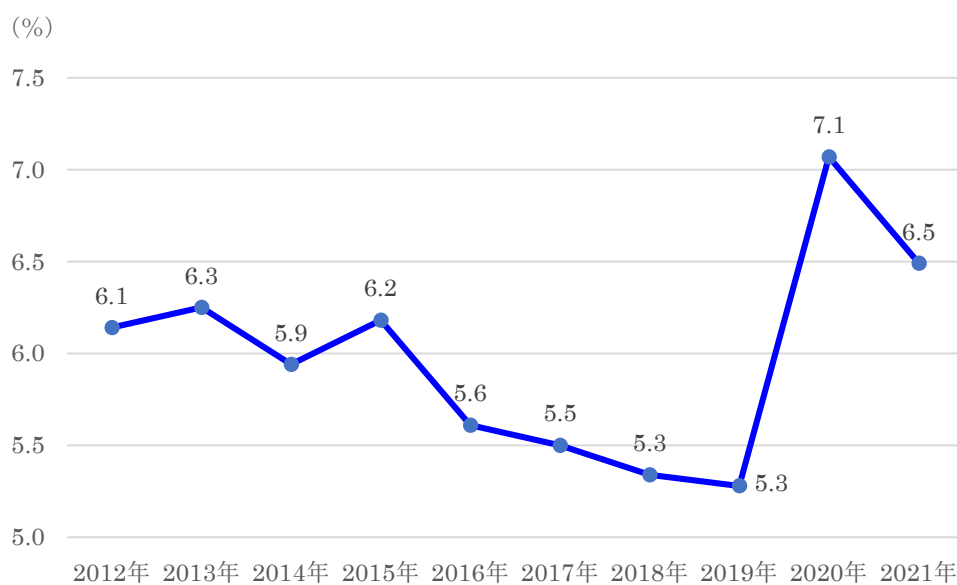
出典 (「JETRO 国・地域別情報 基礎的経済指標 インドネシア」²⁵を基に作成)

²⁵ https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_01.html



(図1-7) 物価上昇率

出典 (「JETRO 国・地域別情報 基礎的経済指標 インドネシア」²⁶を基に作成)



(図1-8) 失業率

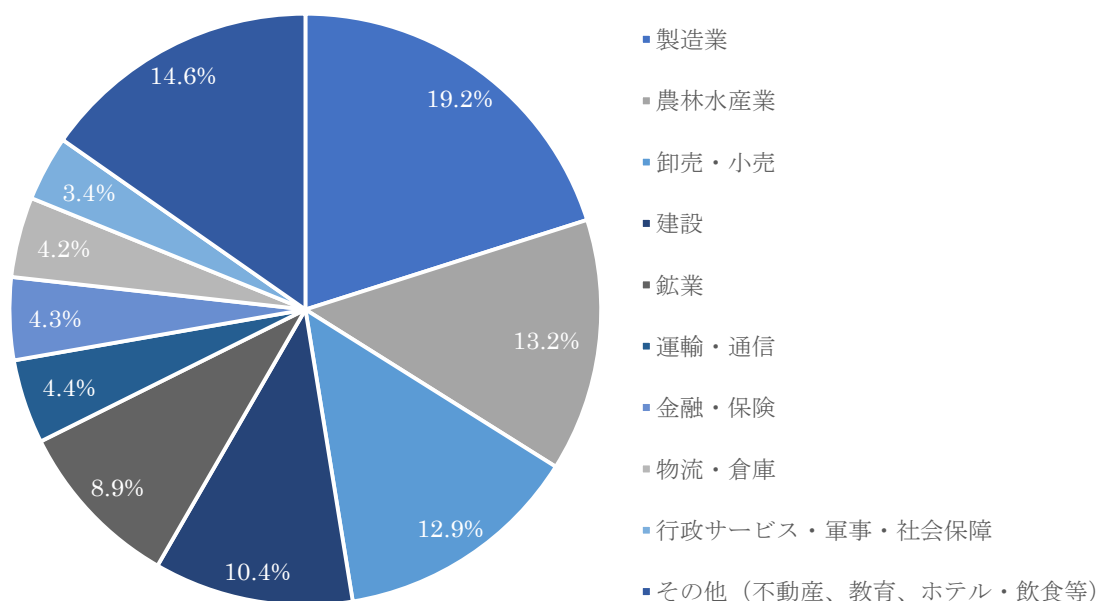
出典 (「JETRO 国・地域別情報 基礎的経済指標 インドネシア」²⁶を基に作成)

2 産業構造

1970年から2000年にかけて、農業主体から製造業とサービス業に経済構造がシフトした。また、サービス業の割合が上昇しており、今後更なる所得水準の向上によりシ

²⁶ 前頁注 25 に同じ

エア拡大が見込まれている。2021年における名目GDP構成比は、製造業（輸送機器（二輪車など）、飲食品など）が19.2%、農林水産業（パーム油、ゴム、米、ココア、キャッサバ、コーヒー豆など）が13.2%、卸売・小売が12.9%、建設が10.4%、鉱業（LNG、石炭、錫、石油など）が8.9%、運輸・通信が4.4%、金融・保険が4.3%、物流・倉庫が4.2%、行政サービス・軍事・社会保障が3.4%、その他（不動産、教育、ホテル・飲食等）が14.6%となっている。新型コロナウイルス感染症流行以前と比べると、運輸・通信の比率が下がっている。



（図1-9）名目GDP構成比（2021年）

出典（「インドネシア共和国（Republic of Indonesia）基礎データ（外務省HP）」²⁷を基に作成）

3 貿易構造

2021年の貿易額（通関ベース）は、輸出が2,315億2,200万ドル、輸入が1,961億9,000万ドルで、貿易収支は353億3,200万ドルの黒字となっている。

輸出については、鉱物性燃料が451.1億ドルで輸出額の19.5%を占め、次に動植物性油脂が328.3億ドルで14.2%を占めている。209.5億ドルで構成比の9%を占める鉄鋼は、インドネシア政府が国内鉱物資源の高付加価値化や川下産業の発展に力を入れていることや、中国企業が中部スラウェシ州モロワリで開発するニッケルの大型製錬所から中国向けのステンレス鋼の輸出が本格化したことなどにより新型コロナウイルス感染症流行以前より輸出額、構成比ともに伸びている。また、輸出を国別で見ると、最大の輸出相手国である中国への輸出は新型コロナウイルス感染症流行以前の2019年と比較すると92.9%増の537.8億ドル、続いて、米国が46%増の257.7億ド

²⁷ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>

ル、日本が12%増の178.5億ドルとなっている。

輸入については、輸入額の14.7%を占める鉱物性燃料が288.4億ドル、13.2%を占める一般機器・原子炉・ボイラーが258.4億ドル、11.4%を占める電気機器・部品は223.3億ドル、6.1%を占める鉄鋼は119.5億ドルとなっている。また、輸入を国別にみると、最大の輸入相手国である中国からの輸入は新型コロナウイルス感染症流行以前の2019年と比較すると25.2%増の562.2億ドルであった。一方、シンガポールは9.6%減の154.5億ドル、日本は6.1%減の146.4億ドルとなっている。(表1-3、表1-4参照)

なお、貿易総額については図1-10のとおり推移している。

(表1-3) インドネシアの主要品目別輸出入(通関ベース)

(単位:100万ドル)

| 輸出 | | | 輸入 | | |
|---------------|---------|-------|----------------------------|---------|-------|
| 品目 | 金額 | 構成比 | 品目 | 金額 | 構成比 |
| 鉱物性燃料 | 45,112 | 19.5% | 鉱物性燃料 | 28,840 | 14.7% |
| 動植物性油脂 | 32,832 | 14.2% | 一般機器・原子炉・ボイラー | 25,846 | 13.2% |
| 鉄鋼 | 20,950 | 9.0% | 電気機器・部品 | 22,338 | 11.4% |
| 電気機器 | 11,777 | 5.1% | 鉄鋼 | 11,957 | 6.1% |
| 輸送機器(鉄道除く) | 8,639 | 3.7% | プラスチック及びその製品 | 10,185 | 5.2% |
| ゴム及び同製品 | 7,103 | 3.1% | 有機化学品 | 7,292 | 3.7% |
| 各種の化学工業生産品 | 6,905 | 3.0% | 輸送機器(鉄道除く) | 6,702 | 3.4% |
| 鉱石、スラグ及び灰 | 6,351 | 2.7% | 医療用品 | 4,360 | 2.2% |
| 一般機器・原子炉・ボイラー | 6,307 | 2.7% | 穀物 | 4,074 | 2.1% |
| 履物 | 6,165 | 2.7% | 食品工業において生ずる残留物及びくずならびに調製飼料 | 3,950 | 2.0% |
| 合計(その他含む) | 231,522 | — | 合計(その他含む) | 196,190 | — |

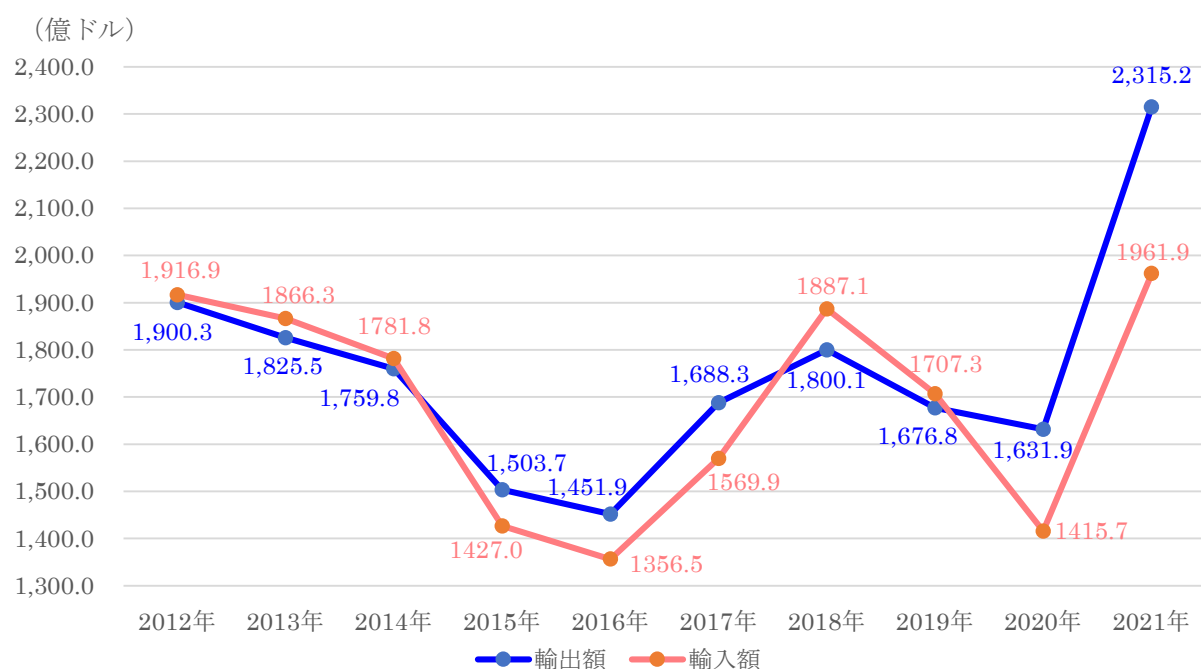
出典(「JETRO 世界貿易投資動向シリーズ(インドネシア)」²⁸を基に作成)

²⁸ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2022/9.pdf

(表1-4) インドネシアの主要国別輸出入(通関ベース)

(単位: 100万ドル)

| 輸出 | | | 輸入 | | |
|-----------|---------|-------|-----------|---------|-------|
| 国名 | 金額 | 構成比 | 国名 | 金額 | 構成比 |
| 中国 | 53,782 | 23.2% | 中国 | 56,227 | 28.7% |
| 米国 | 25,774 | 11.1% | シンガポール | 15,452 | 7.9% |
| 日本 | 17,855 | 7.7% | 日本 | 14,644 | 7.5% |
| インド | 13,289 | 5.7% | 米国 | 11,249 | 5.7% |
| マレーシア | 12,006 | 5.2% | マレーシア | 9,451 | 4.8% |
| シンガポール | 11,634 | 5.0% | 韓国 | 9,427 | 4.8% |
| 韓国 | 8,980 | 3.9% | オーストラリア | 9,425 | 4.8% |
| フィリピン | 8,604 | 3.7% | タイ | 9,146 | 4.7% |
| タイ | 7,090 | 3.1% | インド | 7,668 | 3.9% |
| 台湾 | 6,961 | 3.0% | 台湾 | 4,350 | 2.2% |
| 合計(その他含む) | 231,522 | — | 合計(その他含む) | 196,190 | — |

出典(「JETRO 世界貿易投資動向シリーズ(インドネシア)」²⁹を基に作成)

(図1-10) 貿易総額

出典(「JETRO 国・地域別情報 基礎的経済指標 インドネシア」³⁰を基に作成)²⁹ 前頁注28に同じ³⁰ https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_01.html

日本の2021年の対インドネシア輸出は、新型コロナウイルス感染症流行以前の2019年と比較すると、4.8%減の133億1,000万ドルとなっている。主要分野で輸出額が減少する中、鉄鋼については新型コロナウイルス感染症流行以前の2019年より増加している。一方、日本の対インドネシア輸入は、新型コロナウイルス感染症流行以前の2019年と比較すると、7.7%増の195億8,200万ドルとなっており、ほとんどの主要分野の輸入額が増加している。(表1-5参照)

(表1-5) 日本の対インドネシアの主要品目別輸出入(通関ベース)

(単位:100万ドル)

| 輸出 | | | 輸入 | | |
|----------------|--------|-------|---------------|--------|-------|
| 品目 | 金額 | 構成比 | 品目 | 金額 | 構成比 |
| 一般機器・原子炉・ボイラー | 2,779 | 20.9% | 鉱物性燃料 | 3,974 | 20.3% |
| 輸送用機器(鉄道除く) | 2,133 | 16.0% | 電気機器 | 1,729 | 8.8% |
| 鉄鋼 | 1,932 | 14.5% | 鉱石、スラグ及び灰 | 1,712 | 8.7% |
| 電気機器 | 1,179 | 8.9% | 貴金属・真珠 | 1,153 | 5.9% |
| プラスチック | 583 | 4.4% | ゴム製品 | 1,033 | 5.3% |
| 無機化学品及び貴金属など | 491 | 3.7% | ニッケル及び同製品 | 945 | 4.8% |
| ゴム製品 | 481 | 3.6% | 木製品等(除家具) | 934 | 4.8% |
| 有機化学品 | 381 | 2.9% | 一般機器・原子炉・ボイラー | 819 | 4.2% |
| 銅及びその製品 | 379 | 2.8% | 輸送用機器(鉄道除く) | 669 | 3.4% |
| 光学・測定・精密・医療用機器 | 361 | 2.7% | プラスチック | 518 | 2.6% |
| 合計(その他含む) | 13,310 | — | 合計(その他含む) | 19,582 | — |

出典(「JETRO 世界貿易投資動向シリーズ(インドネシア)」³¹を基に作成)

³¹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2022/9.pdf

第2章 インドネシアの国家制度

本章では、憲法で規定されている ①国民協議会、②国民議会、③地方代表議会、④最高裁判所、⑤憲法裁判所、⑥大統領、⑦大臣・国務大臣、⑧会計検査院の各機関、及び、⑨国軍・国家警察の地位・役割の紹介を通じてインドネシアの国家制度を概観する。

第1節 立法機関

1 国民協議会

国民協議会（MPR : Majelis Permusyawaratan Rakyat）は、国民からの直接選挙で選出される国民議会（DPR）（定数 575 名）と地方代表議会（DPD）（定数 136 名）の二院議員から構成され、首都において少なくとも 5 年に 1 回招集される³²。また、国民協議会の全ての決定は多数決によると規定される³³。

スハルト時代、国民協議会は憲法上、国権の最高機関と位置づけられ、国民議会、会計検査院、大統領、最高諮問会議³⁴、最高裁判所という国家高等機関五権の上位に位置し、主権を有する国民に代わって主権を全面的に行使すると規定されていた。国民協議会議員は国民議会議員と、大統領の任命する地域代表議員、諸組織代表議員等で構成し³⁵、憲法の改正の議決、国家の 5 年間の施政方針である国策大綱（GBHN : Garis-Garis Besar Haluan Negara）の制定権や大統領及び副大統領の選出権を有していた。しかし、国権の最高機関とはいえ、大統領が議員の半数弱の任命権を有し、残りの議員の選出についても大統領の支持基盤であるゴルカル³⁶が勝利することができる政党システム³⁷によって、議員の過半数は必ず大統領派が占めることが保障されていた。その意味で国民協議会は大統領に支配される存在であり、自らを選任した大統領を自動的に信任することによりスハルトの長期政権を支える専制システムに組み込まれていた。

1998 年のスハルト退陣以降の憲法改正によって、国家機関の権限を分散させる改革が行われ、国民協議会についても国権の最高機関という位置づけがなくなり、国策大

³² 憲法第 2 条第 1 項、第 2 項

³³ 憲法第 2 条第 3 項

³⁴ かつて 1945 年憲法第 4 章に規定されていた大統領の諮問機関であり「大統領の諮問に対して答申する任務を有し、政府に対して提案を行なう権限を有する」とされていたが、2002 年の第 4 次憲法改正で廃止された。

³⁵ 時代により議席配分は変遷したが、例えば 1980 年法律第 2 号では国民議会議員 500 議席（うち 51 議席が、大統領が任命する国軍代表）及び追加議員 500 議席で構成し、追加議員のうち 253 議席が国民議会構成に応じて配分され、残りの 247 名が大統領の任命する諸組織代表（100 議席）と地方代表（147 議席）で構成した。

³⁶ ゴルカル（Golkar : Golongan Karya）は職能団体を意味し、インドネシア公務員組合（KORPRI）、ゴトン・ロヨン協同組合（KOSGORO）、全インドネシア労働組合（SO KSI）等約 290 の団体で構成し、政権与党としてスハルト政権を支えた。

³⁷ 全公務員のゴルカル加入義務、地方首長の公務員化、ゴルカル以外の政党を開発統一党（PPP）、インドネシア民主党（PDI）へ強制統合、郡レベル以下での政党活動の禁止、大統領への政党解散権付与等の制度を作り上げ、ゴルカル以外の政党の機能の低下を図った。

綱は廃止され、議会構成については全て選挙によって選出された議員のみとなった。大統領・副大統領の選出権についても、大統領直接選挙制度が導入されたことによって直接選挙の結果をうけた任命権へと変わり、また、大統領の罷免権については、国民議会の提案を受けて是非を決定する権限は残されたが、その前段階として憲法裁判所の判断を受けている案に対して判断を行うように変更されている。

国民協議会の主な機能・権限は、憲法に以下のとおり定められている。

- a. 憲法及び国策大綱を定める（憲法第3条第1項）
- b. （選挙結果に基づき）大統領及び副大統領を任命する（憲法第3条第2項）
- c. 憲法に基づいてのみ（国民議会からの提案に基づき）その任期中に大統領及び副大統領の罷免することができる（憲法第3条第3項、憲法第7A条、憲法第7B条）
- d. 副大統領が任期中に欠員となった場合、60日以内に大統領が提案する2名の候補者から副大統領を選出するための会合を招集する（憲法第8条第2項）
- e. 大統領及び副大統領が任期中に同時にその義務を遂行できなくなった場合、3か月以内に直前の総選挙において次点の得票を得た2組の大統領及び副大統領の候補から残りの任期を執る大統領及び副大統領を選出するための会期を招集する（憲法第8条第3項）
- f. 憲法の条項を改正する決議を行う（憲法第37条）

主な議案の具体的な議決要件は、大統領又は副大統領の罷免の場合、国民議会の提案に基づき、全国民協議会議員の4分の3以上が出席する国民協議会本会議において、大統領又は副大統領に説明を行う機会を与えた後、出席した国民協議会議員の3分の2以上の賛成で議決される³⁸。憲法改正の場合、国民協議会議員定数の3分の1以上の提案により発議され、国民協議会議員定数の3分の2以上の定足数を満たした上で、過半数以上の賛成によって決議される³⁹。ただし、国家の単一性に関する規定に関しては改正することができない⁴⁰。

2 国民議会

国民議会（DPR : Dewan Perwakilan Rakyat）は、選挙によって選出された議員で構成され、少なくとも1年に1回招集される⁴¹。インドネシアの国会は国民議会とは別に地方代表議会という議会を有しており、二院制を採用しているが、地方代表議会の立法機能は地方自治制度に関係する分野に関する法律案の提出及び議論への参加権であり議決権が与えられていないため、立法権の主要な機能は国民議会が果たしている

³⁸ 憲法第7B条第7項

³⁹ 憲法37条第1項、第3項、第4項

⁴⁰ 憲法37条第5項

⁴¹ 憲法第19条第1項、第3項

と言っている⁴²。各機能の実行にあたり、国民議会は大統領に対する説明請求権、調査権、意見表明権を有している。また、国民議会議員は質問を行う権利、提案及び意見を述べる権利、免責特権を有している。国民議会の主な機能・権限は憲法に以下のとおり定められている。

- a. 大統領若しくは副大統領を監視し、憲法裁判所の判断を得た後に、国民協議会に対し大統領又は副大統領の罷免提案を提出することができる（憲法第 7 A 条、第 7 B 条）
- b. 大統領が行う他国への宣戦、講和及び条約締結を承認する（憲法第 11 条第 1 項）
- c. 大統領が行う財政負担が生じ、人民の生活に広範かつ根本的な結果をもたらす国際条約、法律の改正・制定を義務づけるその他の国際条約の締結を承認する（憲法第 11 条第 2 項）
- d. 大統領が行う大使の任命について意見を表明する（憲法第 13 条第 1 項）
- e. 大統領が行う他国外使の接受について意見を表明する（憲法第 13 条第 2 項）
- f. 大統領が行う恩赦及び免訴について意見を表明する（憲法第 14 条第 2 項）
- g. 法律を制定する権限を有する（憲法第 20 条第 1 項）
- h. 立法、予算制定及び監督の各機能を有する（憲法第 20A 条第 1 項）
- i. 緊急の場合に大統領が定めた政令を承認する（憲法第 22 条第 2 項）
- j. 大統領が提出した国家予算案について、地方代表議会の意見に留意しながら討議を行う（憲法第 23 条第 2 項）
- k. 地方代表議会の意見に留意して会計検査院の構成員を選出する（憲法第 23F 条第 1 項）
- l. 司法委員会が提案し大統領が任命する最高裁判所裁判官候補を承認する（憲法第 24A 条第 3 項）
- m. 大統領が行う司法委員会委員の任命及び罷免を承認する（憲法第 24B 条第 3 項）
- n. 3 名の憲法裁判所裁判官を大統領に提案する（憲法第 24C 条第 3 項）

a. の大統領又は副大統領の罷免提案についての具体的な要件は、大統領若しくは副大統領が国家に対する裏切り、汚職、贈収賄、その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為に及んだ時、又は大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないと判断される時であり、国民議会議員総数の 3 分の 2 以上の出席する本会議において、出席した国民議会議員の 3 分の 2 以上の賛成により憲法裁判所に対して罷免の要請をすることができる。憲法裁判所によって適当と判断された場合、国民協議会に対する大統領又は副大統領の罷免提案を採択するために本会議を召集する。

⁴² 憲法第 22D 条

国民議会は、議長 1 名、副議長 4 名で構成され、11 の委員会がある。定数は 575 名で任期は 5 年である。憲法の規定により、国民議会は少なくとも 1 年に 1 回招集するとなっているが⁴³、通例として年 4 回の会期で開催されている。

(参考) 11 の委員会

第 1 委員会：外交・国防・情報担当

第 2 委員会：内務・地方自治・行政改革・農地問題担当

第 3 委員会：法務・人権・安全保障担当

第 4 委員会：農林水産・食糧問題担当

第 5 委員会：運輸・通信・公共事業・住宅問題・地域開発担当

第 6 委員会：商工担当

第 7 委員会：エネルギー・鉱物資源・研究／技術・環境問題担当

第 8 委員会：社会福祉・宗教・女性エンパワーメント担当

第 9 委員会：保健・労働・移住担当

第 10 委員会：教育・観光・青少年・スポーツ・文化担当

第 11 委員会：財政・開発・銀行／その他金融機関担当

3 地方代表議会

地方代表議会（DPD : Dewan Perwakilan Daerah）は、2001 年の第 3 次憲法改正により憲法第 22C 条に新たに設置されることとなった議会であり、地方自治の実施に責任を持つ地方から国民の代表を選び、立法機関と行政機関の監視機能を向上させ、議会制度、住民の社会福祉・正義を向上させることを目的に設置された。地方代表議会議員は全国 34 州から 4 名ずつ選挙によって選出され、総数は 136 名で、任期は 5 年となっている。また、地方代表議会は少なくとも 1 年に 1 回招集される⁴⁴。なお、各州より選出される地方代表議会議員の数は同数で、かつ地方代表議会議員の総定数は、国民議会議員定数の 3 分の 2 を超えないものとする定められている⁴⁵。地方代表議会の主要な機能は、①地方自治制度、②中央政府と地方政府の関係、③地方自治体の設置・拡大・合併、④天然資源及びその他の経済的資源の管理に関する法案、⑤中央政府と地方政府の間の財政配分について国民議会に法律の制定を提案し、あるいは国民議会が提出したこのような地方自治関連法案について、国民議会の議論に参加すること及び、地方自治分野以外にも地方政府運営に大きく関係する①国家予算、②税制、③教育、④宗教関連の法案の審議にあたって地方の観点から国民議会に対して意見を表明することができる。しかし、認められているのは議論への参加だけであり、地方代表議会に議決権は与えられていない⁴⁶。

⁴³ 憲法第 19 条第 3 項

⁴⁴ 憲法第 22C 条第 3 項

⁴⁵ 憲法第 22C 条第 2 項

⁴⁶ 憲法第 22D 条

地方代表議会の主な機能・権限は憲法に以下のとおり定められている。

- a. 国民議会に対し、地方自治関連法案（地方自治制度、中央政府と地方政府の関係、地方自治体の設置・拡大・合併、天然資源及びその他の経済的資源の管理に関する法案、中央政府と地方政府の間の財政配分）を提出することができる（憲法第 22D 条第 1 項）
- b. 地方自治関連法案の審議に参加する（憲法第 22D 条第 2 項）
- c. 国民議会が審議する国家予算、税制、教育、宗教に関連する法案について意見を述べる（憲法第 22D 条第 2 項）
- d. 地方自治関連、国家予算、税制、教育、宗教に関連する法律の執行を監視し、引き続き措置が採られるべき参考資料として、監視結果を国民議会に提出する（憲法第 22D 条第 3 項）
- e. 大統領が提出する国家予算案について意見を表明する（憲法第 23 条第 2 項）
- f. 国民議会が選出する会計検査院の構成員について意見を表明する（憲法第 23F 条第 1 項）

地方代表議会は上記の機能・権限を有するが、議決権は与えられていないため、権限は極めて限定的である。



インドネシア共和国国会議事堂

第 2 節 司法機関

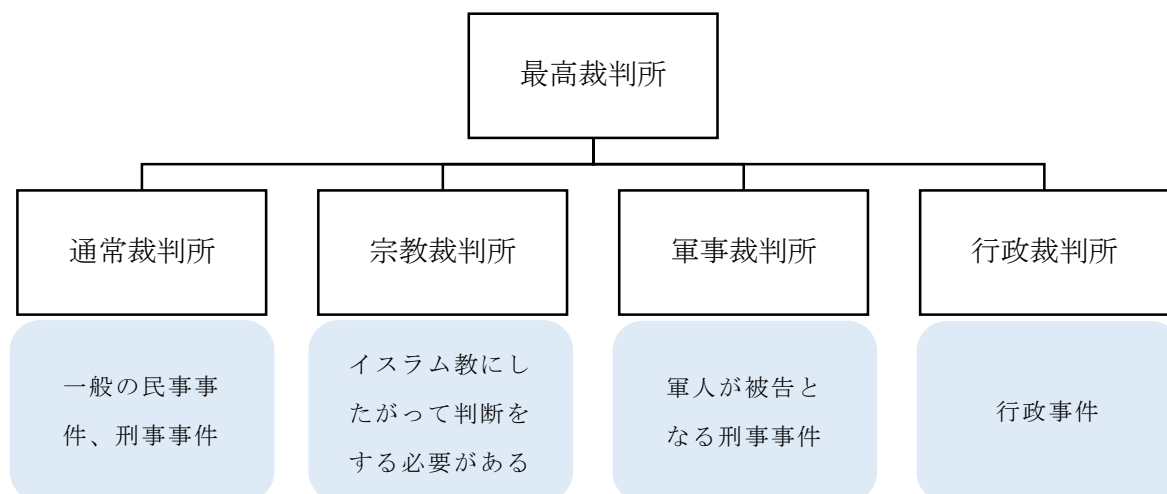
司法権は、憲法第 9 章で定められ、法と正義の実現のために裁判を行う独立した権力であり、1 つの最高裁判所（通常裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所、行政裁判所の 4 つの下級裁判所を管轄）と 1 つの憲法裁判所がこれを行行使すると定められている⁴⁷。

⁴⁷ 憲法第 24 条第 1 項、第 2 項

1 最高裁判所

最高裁判所は、法律より下位にある法令の法律に対する審査を行う権限を有し、法律の付与するその他の権限を有すると規定されている⁴⁸。最高裁判所裁判官は、法分野における専門性及び経験を有し、高潔で無私かつ公正な人格を有するものでなければならないと規定され、司法委員会が国民議会に提案し、国民議会から承認を受けた後、大統領によって任命される⁴⁹。また、最高裁判所長官及び副長官は、最高裁判所裁判官の中から、最高裁判所裁判官の互選により選出される⁵⁰。

なお、司法委員会とは、行政権や立法権から独立した機関で、最高裁判所裁判官の任命を提案する権限、裁判官の名誉、尊厳及び行為を擁護し実現するためのその他の権限を有している⁵¹。司法委員会委員は、法分野における知識及び経験を有し、高潔で無私な人格を有するものでなければならないと規定され、国民議会の承認を受けた後、大統領によって任命及び罷免される⁵²。



(図 2 - 1) 司法体系

出典 (「ICD NEWS 第 69 号 (2016 年 12 月) インドネシアにおける司法制度の概要 (1)」⁵³を基に作成)

2 憲法裁判所

憲法裁判所は、法令の憲法違反に関する審査 (違憲立法審査) や、国家機関の権力に関する紛争、政党の解散及び総選挙の結果に関する紛争について決定する権限を有する一審にして終審の裁判所であり⁵⁴、2001 年の第 3 次憲法改正により設置された。憲

⁴⁸ 憲法第 24A 条第 1 項

⁴⁹ 憲法第 24A 条第 2 項、第 3 項

⁵⁰ 憲法第 24A 条第 4 項

⁵¹ 憲法第 24B 条第 1 項

⁵² 憲法第 24B 条第 2 項、第 3 項

⁵³ <http://www.moj.go.jp/content/001212531.pdf>

⁵⁴ 憲法第 24C 条第 1 項

法裁判所裁判官は、憲法及び国制に精通し、高潔で無私かつ公正で、愛国的な人格を有するものでなければならず、大統領や国会議員などの国家要職を兼任してはならないと規定され、大統領、国民議会、最高裁判所がそれぞれ3名提案し、大統領が決定した9名で構成される⁵⁵。また、憲法裁判所長官及び副長官は、憲法裁判所裁判所の互選により選出される⁵⁶。

また、憲法裁判所は最高裁判所とは別の組織系統に置かれており、立法・行政機関が憲法にしたがって適切に運営されているかを専門的に監視する等の役割を与えられている。これらの権限の他に、国民議会が国民協議会に対して大統領又は副大統領の罷免提案を行おうとする場合に、大統領若しくは副大統領が国家に対する裏切り、汚職、贈収賄、その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為に及んだ時、又は大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないと国民議会が判断された場合は、その意見につき可能な限り公正に審査し、判断及び決定を行う義務を負っている⁵⁷。

第3節 行政機関

1 大統領

大統領は国家元首であると同時に行政権の長であり、職務の執行にあたり1名の副大統領により補佐を受ける⁵⁸。大統領及び副大統領の資格要件は、法律により定められ、出生時においてインドネシア国籍を有した者でなければならず、自己の意思により他の国籍を取得したこと及び国家を裏切ったことがなく、かつ、大統領及び副大統領としての職務及び義務を執行するために心身共に健康でなければならぬとされている⁵⁹。かつては国民協議会によって選出されていたが、第3次、第4次の憲法改正により、大統領及び副大統領は2人1組のペアを組み、国民による直接選挙で選出され、国民協議会によって任命される⁶⁰。なお、大統領の任期は5年で、再選は1度までとされるため、政権運営は最大でも10年に制限されている⁶¹。大統領の主な機能・権限は憲法に以下のとおり定められている。

- a. 憲法に基づく統治権を有する（憲法第4条第1項）
- b. 職務の執行に当たり、副大統領1名による補佐を受ける（憲法第4条第2項）
- c. 国民議会に法案を提出する権利を有する（憲法第5条第1項）
- d. 法律を適切に執行するために政令を定める（憲法第5条第2項）
- e. 陸軍、海軍及び空軍の最高司令権を有する（憲法第10条）

⁵⁵ 憲法第24C条第3項、第5項

⁵⁶ 憲法第24C条第4項

⁵⁷ 憲法第7B条第4項

⁵⁸ 憲法第4条

⁵⁹ 憲法第6条

⁶⁰ 憲法第6A条、憲法第3条第2項

⁶¹ 憲法第7条

- f. 国民議会の同意を得て、他国への宣戦、講和及び条約締結を行う（憲法第 11 条第 1 項）
- g. 国民議会の同意を得て、財政負担が生じ、人民の生活に広範かつ根本的な結果をもたらす国際条約、法律の改正・制定を義務づけるその他の国際条約の締結する（憲法第 11 条第 2 項）
- h. 非常事態を宣言する（憲法第 12 条）
- i. 国民議会の意見に留意して、大使を任命する（憲法第 13 条第 1 項）
- j. 国民議会の意見に留意して、他国大使を接受する（憲法第 13 条第 2 項）
- k. 最高裁判所の意見に留意して、特赦及び復権を与える（憲法第 14 条第 1 項）
- l. 国民議会の意見に留意して、恩赦及び免訴を与える（憲法第 14 条第 2 項）
- m. 褒章、勲章又はその他の栄典を付与する（憲法第 15 条）
- n. 大統領に助言又は意見を与える職務を有する顧問評議会を設置する（憲法第 16 条第 1 項）
- o. 国務大臣の補佐を受ける（憲法第 17 条第 1 項）
- p. 大臣を任命及び罷免する（憲法第 17 条第 2 項）
- q. 法律として制定することを共同で合意した法案を承認する（憲法第 20 条第 4 項）
- r. 緊急の特別な事情があるときは、法律に代行する政令を定める権限を有する（憲法第 22 条第 1 項）
- s. 国民議会に国家予算案を提出する（憲法第 23 条第 2 項）
- t. 国民議会が選出した、会計検査院の構成員を承認する（憲法第 23F 条第 1 項）
- u. 国民議会の承認を受け、司法委員会が提案した最高裁判所裁判官候補を最高裁判所裁判官として任命する（憲法第 24A 条第 3 項）
- v. 国民議会の承認を受け、司法委員会委員を任命及び罷免する（憲法第 24B 条第 3 項）
- w. 3 名の憲法裁判所裁判官を提案し、別に最高裁判所、国民議会が提案した各 3 名を加えた 9 名の憲法裁判所裁判官を決定する（憲法第 24C 条第 3 項）

大統領は上記の機能・権限を有するが、国民議会を停止又は解散することはできない一方、国民協議会は国民議会からの罷免提案及び憲法裁判所の判断を経て大統領及び副大統領を罷免することができる⁶²。

<歴代大統領>

初代大統領：スカルノ（1945 年～1967 年）

第 2 代大統領：スハルト（1968 年～1998 年）※1967 年～1968 年は大統領代行

⁶² 憲法第 7 C 条、憲法第 7 A 条、第 7 B 条

第3代大統領：ユスフ・ハビビ（1998年～1999年）

第4代大統領：アブドゥルラフマン・ワヒド（1999年～2001年）

第5代大統領：メガワティ・スカルノプトゥリ（2001年～2004年）

第6代大統領：スシロ・バンバン・ユドヨノ（2004年～2014年）

第7代大統領：ジョコ・ウィドド（2014年～現在）

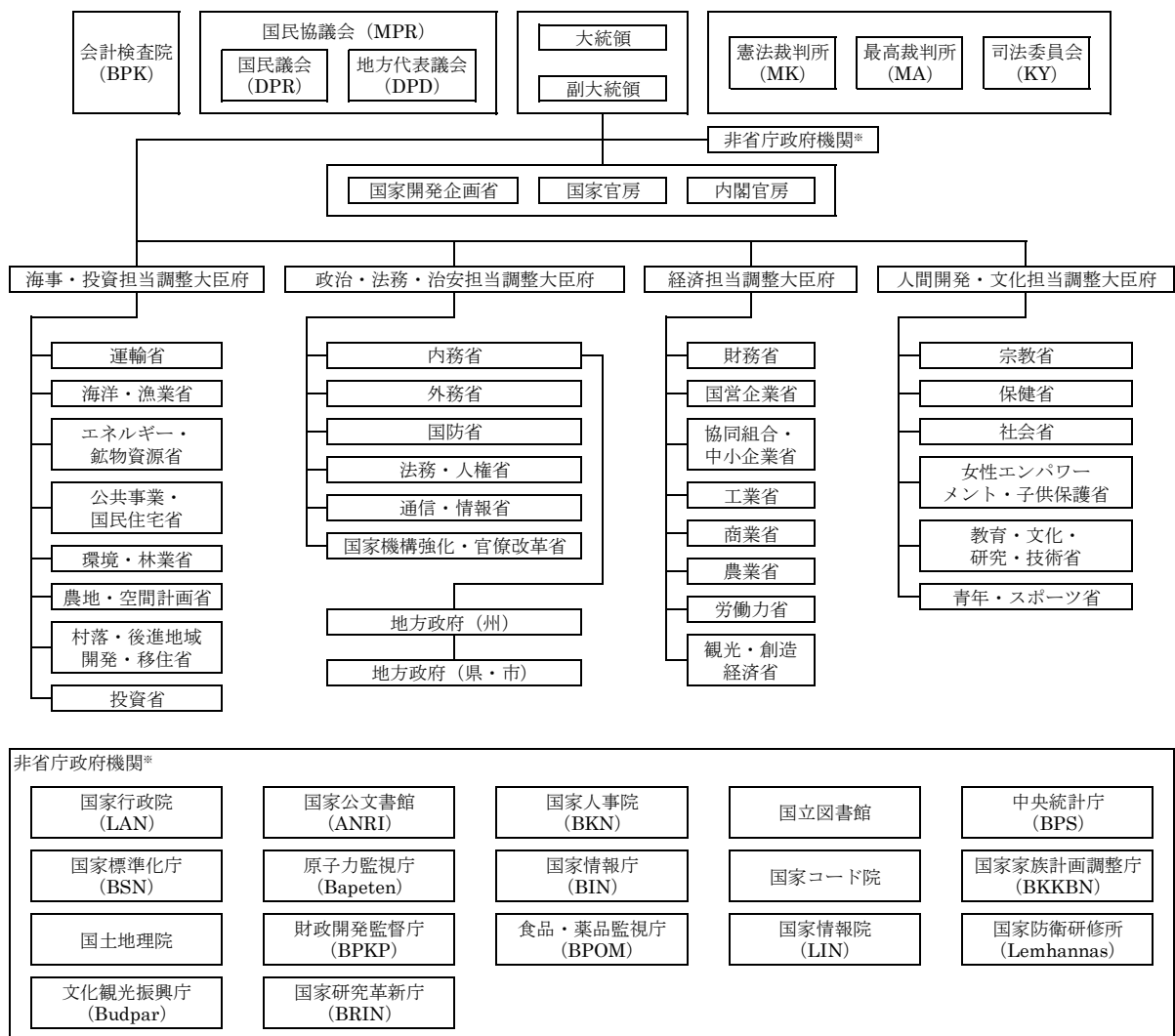
2 大臣・国務大臣

大臣及び国務大臣は大統領の補佐を行う機関であり、各大臣は大統領により任命及び罷免される⁶³。各省大臣や国務大臣の他に、関係各省間の調整を担うため、複数官庁を取りまとめる4名の調整大臣が任じられている。内訳は、海事・投資担当調整大臣、政治・法務・治安担当調整大臣、経済担当調整大臣、人間開発・文化担当調整大臣である。また、非省庁政府機関が置かれ、大統領に直属する体制となっている。なお、地方政府は内務省に所管されている。

大統領及び副大統領が任期中に同時にその義務を遂行できなくなった場合、外務大臣、内務大臣及び国防大臣が共同で、大統領職務の執行者となる。その後3か月以内に、国民協議会が直前の総選挙において次点の得票を得た2組の大統領及び副大統領の候補から残りの任期を執る大統領及び副大統領を選出するための会期を招集する⁶⁴。

⁶³ 憲法第17条第2項

⁶⁴ 憲法第8条第3項



(図 2 - 2) 国家機構

出典 (「アジア動向年報 2022 年版 (日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所)」⁶⁵⁾

第 4 節 会計検査院

会計検査院は、国家財政の管理及び責任を監視するため、自由かつ独立した機関として設置され、構成員は地方代表議会の意見に留意して国民議会が選出し、大統領が承認する⁶⁶⁾。

会計検査院は全ての国家資産の管理、国家機関の政策運営及び国家予算の使途に対して監査を行う義務を有しており、国の透明性を高める会計制度に関する提言や、会計に不正があった場合の損害回復を行う機能を有している。検査は、①中央政府、地方政府、国営企業、地方公営企業及びその他の公の財産を使用している団体の全ての歳

⁶⁵ https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=53092&item_no=1&page_id=39&block_id=158

⁶⁶ 憲法第 23E 条第 1 項、憲法第 23F 条第 1 項

入及び歳出、②現金、備品、権利等の国家資産、③予算執行、財政政策、金融政策及びそれらを通じた経済への影響、④その他中央政府・地方政府その他機関の管理する資金が対象となる。

検査結果は全て被検査機関の長に提示されるとともに、国民議会、地方代表議会又は地方議会に提出され、検査結果は議会制度の下で追求される⁶⁷。

なお、会計検査院の長は、構成員の互選により選出される⁶⁸。また、会計検査院は国の首都に所在し、各州に代表部を置くと規定されている⁶⁹。

第5節 国軍・警察

全ての国民は、国家の防衛及び安全のための活動に参加する権利を有し、かつ義務を負い、国家の防衛に関してはインドネシア国軍、安全に関してはインドネシア国家警察、補助的な力としての国民による全国民防衛安全システムによってこれを行うと規定されている⁷⁰。

インドネシア国軍は、国家の一体性及び主権の防衛、保護、維持を職務とする国家機関として、陸軍、海軍、空軍から構成され、最高司令権を大統領が有しており⁷¹、軍政は国防大臣が、軍令は国軍司令官が直接の責任を持っている。なお兵力は、正規軍 39 万 5,500 人（陸軍 30 万 400 人、海軍 6 万 5,000 人、空軍 3 万 100 人）⁷²で、兵役は志願制となっている。

インドネシア共和国国家警察は、2000年にインドネシア国軍から分離され、社会の治安及び秩序を守る国家機関として、国民を守り、保護し、また、国民に奉仕し、法を執行する職務を有すると規定されている⁷³。また、住民や地域社会との協働によるインドネシア版市民警察活動（POLMAS : Community Policing by the Indonesian Police）推進を掲げ、国家警察体制を採用している。国家警察本部（MABES POLRI）が 31 の州警察を管轄し、州警察は州警察本部（POLDA）の下、警察署（POLRES）、分署（POLSEK）、警察官詰所（PolSubsektor）などが設置されている。

⁶⁷ 憲法第 23E 条第 2 項、第 3 項

⁶⁸ 憲法第 23F 条第 2 項

⁶⁹ 憲法第 23G 条第 1 項

⁷⁰ 憲法第 30 条第 1 項、第 2 項

⁷¹ 憲法第 10 条、憲法第 30 条第 3 項

⁷² 外務省「インドネシア共和国（Republic of Indonesia）基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>）

⁷³ 憲法第 30 条第 4 項

第3章 地方統治システムと中央・地方の関係

本章では、まず、憲法の概要及び地方行政制度の変遷について概説する。その後、「地方行政に関する2014年法律第23号」(以下、「地方行政法」という。)に基づき、地方政府の種類、中央政府と地方政府の関係や分業体制等を紹介し、インドネシアの地方統治システムを明らかにしたい。

第1節 憲法の地方自治規定

憲法第6章は地方政府について規定し、3つの条文で地方自治を国家統治システムの一部として保障している。

改正前の憲法では第18条に「インドネシアの国土を大・小の区域に分割し行政機構を設置することは、国家的合意に基づき、かつ地域固有の権限を尊重しつつこれを法律で定める」とあるだけで具体的な地方制度については実質的に何も規定されておらず、各時代の政治・経済・国防等の影響を受けながら地方行政法によって地方制度が規定されてきた。憲法は現在に至るまで1999年から2002年にかけて4度の改正⁷⁴がなされており、地方自治規定はスハルト退陣後の地方分権の流れのもと、2000年の第2次共和国憲法改正で大幅に拡充されている。

改正後の憲法第18条は、インドネシア共和国は州(provinsi)の領域に分割され、州の領域は県(kabupaten)及び市(kota)に分割されるとし、それぞれ法律の定めるところに基づき地方政府を有し、構成及び運営方法についても法律により定めるとしている⁷⁵。この政府は、自治の原則及び補助職務に基づき統治事項を独自に定め、これを運営する⁷⁶。運営にあたっては、中央政府の事項であると定める統治事項を除き、「可能な限り広範な自治」を認め、自治及び補助職務を行うため、条例又はその他の規則を定める権利を有する⁷⁷。また、地方議会や地方首長の選出方法にも言及し、地方議会議員は選挙で選出され、地方首長は民主的に選出されるとしている⁷⁸。

続く憲法第18A条では、中央政府と地方政府及び地方政府間の権限の関係、中央政府と地方政府との間の財政、公共サービス、天然資源及びその他の資源の利用に関する関係について、憲法第18B条では、特別・特殊な性格を有する地方政府が存在する

⁷⁴ 4度の憲法改正では、スカルノ、スハルトという2人の大統領への権力集中への反省から大統領の権限を縮小し、立法・行政・司法の三権のバランスの適正化と国民の権利に関する規定の整備が行われている。具体的には、第1次改正(1999年)ではそれまで広範に認められてきた大統領権限の制限及び国民議会の権限の拡充が、第2次改正(2000年)では地方行政、地方議会の規定の整備、国民議会の機能の拡充、国軍・警察の役割及び基本的人権の保障等が、第3次改正(2001年)では正・副大統領直接選挙の導入、司法権の強化及び地方代表議会の設置等が、第4次改正(2002年)では教育・文化や社会福祉の規定等が整備された。

⁷⁵ 憲法第18条第1項、第7項

⁷⁶ 憲法第18条第2項

⁷⁷ 憲法第18条第5項、第6項

⁷⁸ 憲法第18条第3項、第4項

ことを承認し、慣習法に基づく共同体及び伝統的権利の存在を尊重するとしている⁷⁹。

(参考) 憲法第6章

第18条

- (1) インドネシア共和国単一国家は州の区域に分割される。州は県及び市の区域に分割される。それぞれ地方政府を有し、法律によりこれを定める。
- (2) 州政府、県政府及び市政府は、地方自治の原則及び補佐任務の原則にしたがって自らこれを処理する。
- (3) 州政府、県政府及び市政府はそれぞれ地方議会を有し、地方議会の議員は選挙によって選出する。
- (4) 州政府、県政府及び市政府のそれぞれの長である州知事、県知事及び市長は、民主的な方法でこれを選出する。
- (5) 地方政府は、法律によって中央政府が専ら処理することと定められた事務を除き、可能な限りの広範な自治を実施する。
- (6) 地方政府は、自治事務と補佐任務を処理するため、地方条例及びその他の規則を制定する権限を有する。
- (7) 地方政府の組織及び地方行政運営については、法律によりこれを定める。

第18A条

- (1) 中央政府と州政府、県政府及び市政府の間の権限関係又は州政府、県・市政府の間の権限関係は、各地方の特色及び多様性に配慮して法律によりこれを定める。
- (2) 中央政府と地方政府の間の財政関係、公共サービスの分担、天然資源及びその他の資源の利用については法律によりこれを定め、正義と平等の原則をもって扱う。

第18B条

- (1) 国家は、特別又は特殊な性格を持つ地方政府を認め、法律によりこれを定める。
- (2) 国家は、社会の発展及びインドネシア共和国単一国家の原則に則したものである限り、慣習法共同体及び伝統的権利の存在を尊重することを法律により定める。

第2節 地方自治制度の変遷

インドネシアでは独立以来、幾度にもわたってそれぞれの時代及び為政者の政策に適応した地方行政法の整備と改正が行なわれてきた。これまでに制定された主な法令

⁷⁹ 憲法第18A条第1項、第2項、第18B条第1項、第2項

は、①1948年地方行政基本法（1948年法律第22号）、②1957年地方行政基本法（1957年法律第1号）、③1959年大統領決定第6号及び1965年地方行政基本法（1965年法律第18号）、④1974年地方行政基本法（1974年法律第5号）、⑤1999年地方行政法（1999年法律第22号）、⑥2004年地方行政法（2004年法律第32号）、⑦2014年地方行政法（2014年法律第23号）である。

1 1948年地方行政基本法

1948年地方行政基本法（1948年法律第22号）は、オランダとの独立戦争中であった当時の状況を反映して、インドネシア共和国の支配地域に広範な自治を付与して国内の統合を図ろうと試みたものである。地方行政区分を州、県・市区村の3層に分け、各地方は地方議会と地方首長が委員長を務める地方政府協議会を有すると規定された。地方首長は地方議会の推薦に基づき州知事は大統領に、県知事・市長は内務大臣によって任命され、地方政府の事務の処理と同時に中央政府の代理機関として中央政府の事務を執行した。しかしこの法律は独立戦争中のインドネシア共和国の構成地域であるジャワ島中部及びマドゥラ島、スマトラ島の一部等を想定したものであり、オランダの支配地域が別途採用していた地方制度を無視するものであり、1950年のインドネシア共和国の下による全国統一の後には、旧オランダ支配地域からの不満が高まった⁸⁰。

2 1957年地方行政基本法

1957年地方行政基本法（1957年法律第1号）は、1950年暫定憲法の下で作成された法律である。この背景には同年に各地で発生した反乱があり、インドネシア共和国は分裂の危機に瀕していた。この根底にはジャワ中心主義があり、国内資源のジャワ島への集中投資、地方政府間の財政格差や開発格差の発生、あるいは、地方首長の任命に関するジャワ出身官僚の厚遇があった⁸¹。

そのためこの法律では、基本的には1948年法を踏襲しつつも、地方首長の選出方法について中央政府の任命制だった地方首長が、州レベルでは大統領の承認に基づき、県・市及び区・村レベルでは内務大臣の承認に基づき、地方議会によって任命されるよう変更された。地方首長は地方議会に対して責任を有することとされ、地方議会は自ら任命した地方首長を罷免することができた。

3 1959年大統領決定第6号及び1965年地方行政基本法

1965年地方行政基本法（1965年法律第18号）は1959年のスカルノ大統領の超法

⁸⁰ 佐藤百合編「民主化時代のインドネシア」（日本貿易振興会 アジア研究所 2002年）

⁸¹ JICA 緒方研究所「現代インドネシア地方分権・自治の研究」（https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200103_10a.pdf）

規的措置による 1950 年暫定憲法の停止及び 1945 年共和国憲法の再公布⁸²の後に作成された。スカルノによる「指導される民主主義」体制の下、大統領権限が強い同憲法の内容を踏まえて地方制度においても中央集権が強化された。

法律に先立つ 1959 年に、1959 年大統領決定第 6 号が公布され、地方首長の選出方法の変更が行われた。州知事は地方議会の推薦に基づき大統領が、県知事・市長は地方議会の推薦に基づき内務大臣が任命すると変更され、地方首長は地方議会に対する責任がなくなり、地方議会の地方首長の罷免権も廃止された。1965 年地方行政基本法はこの大統領決定を織り込んだ形で作成され、地方首長は中央政府の地方における代理機関と地方政府機関という 2 つの性格を有し、国家公務員としての身分を有すると規定された。この法律によって地方自治は大きく後退するとともに、中央政府の地方政府に対する支配体制が固まり、以後のスハルト時代へと引き継がれていくこととなった。

4 1974 年地方行政基本法

1965 年地方行政基本法が成立した直後、共産党によるクーデター未遂事件（9 月 30 日事件）が発生し、スカルノは失脚しスハルトが実権を握った。1968 年に第 2 代大統領に就任し、以後 34 年間の長期政権を担ったスハルトが制定した唯一の地方行政法が 1974 年地方行政基本法（1974 年法律第 5 号）である。スハルトの時代は「新秩序 (Orde Baru)」と呼ばれ、スカルノの旧秩序体制においては、政党が党利党略によって国政を混乱させ経済を停滞させたと断罪し、開発計画に基づく経済開発によって繁栄した社会を築くことを目標とした。大統領は経済開発の一方で繁栄を阻害する不安定要因を排除することにも油断なく、共産党の禁止、国軍による治安と秩序の維持を行った。この体制の下では、広範な地方自治や地方分権は国家の一体性を脅かすものであった。

このような思想背景から 1974 年地方行政基本法は誕生した。地方首長は現職の地方首長と地方議会が共同で推薦する複数名の候補の中から州知事の場合は大統領が、県知事・市長の場合は内務大臣がそれぞれ任命し、地方首長は地方議会に対してではなく任命権者の中央政府に対して責任を負うとされた。さらに、地方議会においては、選挙で選出された議員の他に内務大臣による任命議員が導入され、その数は議席総数の 5 分の 1 を占める等、中央集権的システムが地方行政に組み込まれた。

地方政府は、第 1 級地方政府⁸³ (Daerah Tingkat I : 州に相当) 及び第 2 級地方政府 (Daerah Tingkat II : 県・市に相当) の 2 層の地方政府単位が設定され、地方首長と

⁸² 1950 年暫定憲法下で実施された 1955 年総選挙で過半数を獲得する政党がなく、イデオロギーの異なる政党間での連立内閣は混乱を極め議院内閣制が全く機能しなかったことが背景にあり、スカルノ大統領は国軍や共産党の支持を得て大統領権限が強い 1945 年憲法を再公布することにその打開を求めたものであった。

⁸³ 第 1 級地方政府、第 2 級地方政府という区分は地方政府単位 (Daerah) を、州、県・市は中央政府の出先機関が管轄する地方行政単位 (Wilayah Administratif) を指す。地方首長は中央政府の代理機関を兼ねるため、2 つの呼称を有していた。

地方議会で構成した。この法律では過去に州レベルで発生した地方反乱の教訓から第2級地方政府が地方自治の主要な担い手であると規定したが、地方政府の事務の内容や中央政府からの権限移譲を規定する政令が1992年まで作成されず、この18年間の第2級地方政府は実質的には中央政府が委任した事務を行うに留まり、中央政府による監視機能を代行する第1級地方政府の下に位置づけられる存在であった。

1992年によく同法の実施政令が制定されると、1995年には地方分権を段階的に実施すべく26の県を対象とした分権モデル事業が実施され、当該県に存在していた中央政府の出先事務所が廃止され、事務とともに予算や人員が移管されることとなった。しかし、このモデル事業は元々法令の規定が曖昧である上に、中央政府や第1級地方政府が事務移譲を渋るケースや財源を伴わない事例が発生して地方行政に混乱が生じ、結局この事業の成果が出ないまま1998年のスハルト政権の退陣を迎えた。

5 1999年地方行政法

1997年のアジア通貨危機を契機とする政治経済の混乱の中、1998年5月にスハルト政権が退陣し、後を継いだハビビ政権はあらゆる分野で改革（Reformasi）に着手、1974年法を大幅に改正する1999年地方行政法（1999年法律第22号）を制定した。この法律では州、県・市の2層の地方政府が定められ、中央政府の代理機関としての機能は州に残ったが、法律上、州と県・市の間には上下関係はなくなった。州は県・市間の横断的な事務や県・市が実施できない事務を行うこととなった。また、中央政府の地方出先機関はほとんどが、主に県・市に移管された。なお、この際に地方政府に移籍した国家公務員の数は中央政府職員総数の約6割でその数は200万人を超えている。

地方首長は地方議会によって任命され、州知事は地方議会及び中央政府に対して、県知事・市長は地方議会に対して責任を負うこととなり、地方議会は地方首長が行う行政運営報告を承認しない場合には中央政府の承認を得て地方首長を罷免することができるようになった。一方で地方首長には地方議会の解散権がないため、首長と議会のバランス関係が崩れる結果になった。

この法律の制定によって地方政府の権限はスハルト政権下に比べて格段に拡大したと言える。しかし、地方政府の組織の整備や人材の育成、各種制度が整わない中での急激な地方分権は地方政治を混乱させる結果となった。この法律で中央政府の権限とされた外交、国防、治安、司法、金融及び国家財政、宗教及び政令で定めるとしたその他の分野以外の権限は全て地方政府の事務とされたが、法律の解釈を巡って地方政府間で所管争いが発生し、様々な行政事務が停滞する事態も生じた。また、対等な立場となった州と県・市間の関係にも変化がおき、県・市の発言力の強化とともに州による指導・監督機能が低下する結果となった。さらに、地方議会による利権を巡る地方首長の罷免、執行部への人事介入が深刻になるなど問題も多数指摘されたため、2001年に同法が施行されると間もなく政府は同法の見直しを開始した。

6 2004年地方行政法

2004年地方行政法（2004年法律第32号）では、1999年地方行政法で進められた地方分権の見直しが行われた。例えば、州及び県・市の間には上下関係はないとした旧法の条文が削除され、州知事は中央政府の代理機関として県・市政府の監督を行うことが明記された。地方税や土地利用等の重要条例の制定の際には上位政府との調整が必要となり、その他の条例にあっても地方議会での議決後に中央政府に報告することが義務付けられ、地方条例が公共の利益又は上位の法令に反するものと中央政府が判断した場合には当該条例は無効となるとされた。さらに、地方首長は住民からの直接選挙で選出されることになり、地方議会とのバランスも適正化された。地方首長の罷免についても、旧法では地方議会が単独で決定することができたが、地方議会はまず地方首長の罷免理由の事実認定を行い、最高裁判所による事実認定の適否の審査を得た後に大統領が最終的に罷免を決定することとされた。

7 2014年地方行政法⁸⁴

地方行政に関する2014年法律第23号は、中央政府の管轄する事項を広げるとともに、2004年地方行政法で地方の権限となっていた事項についても中央政府と地方政府が分担して行う事項と定め、中央政府や州の権限が強化された。具体的には、4つの分野について大きな変化があった。

教育分野では、特殊教育と後期中等教育の事務権限が県・市から州に移譲され、県・市が担うのは幼児教育から前期中等教育までとなった。これは、膨大な人員と事務が州に移ることを意味し、州の財政支出の特徴も変えることとなった。また、高等教育に関しては、これまで県・市や州も教育資源の充実化において役割を与えられていたのに対して、2014年地方行政法では中央政府のみの事務権限となった。

林業分野では、林産物・非木材林産物の採取権の交付、生産林地域における土地利用許可の付与、森林利用事業に関する技術的な意見書の付与、生産林や保有林等の森林区分の変更の上申等、県・市が多くを担ってきたが、2014年地方行政法では、県・市の権限は全て無くなり、唯一規定された役割は管轄内にある森林公園の運営のみとなった。一方で、これまで主に複数の県・市にまたがる地域においての調整役であった州が上記の役割を担うようになった。これにより、多くの県・市自治体において単体での林業局は無くなり、他の局と合併された。

エネルギーと鉱物資源分野の鉱物資源に関しては、鉱物や石炭の採掘権の認可や採

⁸⁴ 2014年地方行政法により、従前政令（「地方政府の事務に関する2007年政令第38号」（以下、「事務令」という。）及び「地方政府の組織に関する2007年政令第41号」）で規定されていた事項の一部が法律レベルで規定された。従前からある政令の内容のうち、同法で法律化されなかった部分については、現在も政令として有効であり、本稿の以下の記述はこうした現在の法令上の位置づけを基に記述している。

なお、「地方政府の組織に関する2007年政令第41号」は「地方政府の組織に関する2016年政令第18号」（以下、「組織令」という。）に改正されており、主な改正内容の比較を197～200頁に記載する。

掘業を営む地域を決定する権限等が県・市ではなく、これまで調整役であった州が担うこととなった。エネルギーに関しては、電力事業の許認可権が県・市ではなく中央政府と州のみが担うようになった。また、地下水利用の許認可権も県・市ではなく主として州が担うようになった。この分野において県・市の権限は、管轄内における地熱エネルギーの利用許可の付与のみとなり、林業分野と同様に、この分野でも関係局の再編成が進められた。

海洋と漁業分野では、県・市は、小規模漁業の発展支援、魚市場及び入札場の管理運営、管轄内の養殖漁業経営の認可とその発展支援に限定されるようになった。これまで県・市には海岸から4マイル以内では、海洋資源開発を含む大きな権限が与えられてきたが、改正により、たとえ4マイル以内でも先に述べた権限以外は州に移譲され、県・市はその4マイル以内の区域で得られた歳入の県・市の取り分を得るのみとなった。一方、州は海岸線から12マイルまでの区域を、中央政府はそれ以上の区域を管轄することとなり、州は、その管轄内における行政規則、空間計画、及び石油とガス以外の海洋資源の調査、開発、管理、保全の権限を持ち、軍や警察と共同で海上の安全や国家の領域主権を守る役割を担う。また、これまで県・市が担っていた総トン数が10トン以下の船の操業権の認可は、5トン以上30トンまでの船の操業権は州が付与するようになったが、これまで州が担っていた海産物への品質保証付与の権限は、中央政府が担うこととなった。これにより、大幅に歳入が減少した州もあったが、全体的にみれば、州の権限が強化された。

第3節 地方統治システム

インドネシアは州地方に分割され、州地方は県及び市地方に分割される⁸⁵。また、県・市地方は郡に分割され、郡は区及び村に分割され⁸⁶、**図3-1**のように①州・特別州、②県・市、③郡・区・村の3段階に分類されている。なお、州及び県・市地方はそれぞれ地方行政を有し、州及び県・市の地方行政運営者は、地方首長と地方議会から構成され、地方付属機関により補佐される⁸⁷。また、地方行政運営者は、地方行政を運営するにあたり、①法の実効性、②国家運営の秩序、③公共利益、④開示性、⑤均整、⑥専門性、⑦説明責任、⑧効率、⑨有効性、⑩公正から構成される国家行政運営の基本を指針とする⁸⁸。

1 州

州 (Provinsi) はインドネシアにおける第1層の地方であり、州の地方行政運営者は州知事と州議会から構成され、地方付属機関により補佐される。州知事は中央政府の代表として県・市地方の権限となる行政事務及び県・市地方による補佐任務の実行に

⁸⁵ 地方行政法第2条第1項

⁸⁶ 地方行政法第2条第2項

⁸⁷ 地方行政法第3条第1項、第57条

⁸⁸ 地方行政法第58条

対して指導と監督を行う⁸⁹。州は、特別州を含めて全 34 州⁹⁰に区分されている。同じ「州」であっても、人口が約 5,000 万人に及ぶ西ジャワ州のような巨大な州もあれば、北カリマンタン州のように 100 万人に満たない州も存在する。また、ジャカルタ首都特別州、ジョグジャカルタ特別州、アチェ州、パプア州、西パプア州の 5 つの州では、その宗教・民族・歴史的な経緯に配慮して、特別な自治権が与えられている。なお、州の設立には少なくとも 5 つの県・市が必要とされる⁹¹。

インドネシアで最も広いパプア州は 319,036km² で、日本の本州、四国、九州及び沖縄を足した面積よりも広い⁹²。同州は密林が大半を占めているため人口密度としては 14 人/km² しかいないが、一方で最も狭いジャカルタ首都特別州では 664km² の行政区域面積に約 1,056 万人の人口を抱え、人口密度は 15,978 人/km² で過密地域となっている⁹²。

2022 年 6 月 30 日にパプア州がパプア州、中部パプア州、山岳パプア州、南パプア州の 4 州に分立したため、現在は 37 の州が存在する。

2 県・市

県 (Kabupaten) 及び市 (Kota) はインドネシアにおける第 2 層の地方であり、州と同様に、県・市の地方行政運営者は県知事・市長と県・市議会から構成され、地方付属機関により補佐される。県と市の違いは、農村部を主に管轄する地方政府が「県」、都市部を主に管轄する地方政府が「市」となるが、両者の制度的な差異は基本的にはない。2021 年 6 月現在、416 の県と 98 の市が存在している。なお、県の設立には少なくとも 5 つの郡、市の設立には少なくとも 4 つの郡が必要とされる⁹³。

3 郡・区・村

郡 (Kecamatan) は、区・村の行政運営の調整、公共サービス及び住民の活性化の向上の一環として設置され、県知事・市長直属で、地方官房長を通して県知事・市長に責任を負う、郡長と呼ばれる 1 名の郡の首長により統率される⁹⁴。なお、県知事・市長は、行政に関する専門知識を習得し、法令の規定に則った人事条件を満たす公務員から郡長を任命する⁹⁵。郡長の任務は、①一般分野 (第 5 節で詳細説明)、②住民活性化の活動の調整、③平穏な社会と公共秩序を実施する取組の調整、④地方条例及び地方

⁸⁹ 地方行政法第 91 条第 1 項

⁹⁰ 2022 年 6 月 30 日にパプア州がパプア州、中部パプア州、山岳パプア州、南パプア州の 4 州に分立したため、37 州となったが、直近の統計データなどの都合上、分立前の 34 州を基準として執筆する。

⁹¹ 地方行政法第 35 条第 4 項

⁹² STATISTICS INDONESIA “Statistical Yearbook of Indonesia 2022” (<https://www.bps.go.id/publication/2022/02/25/0a2afea4fab72a5d052cb315/statistik-indonesia-2022.html>)

⁹³ 地方行政法第 35 条第 4 項

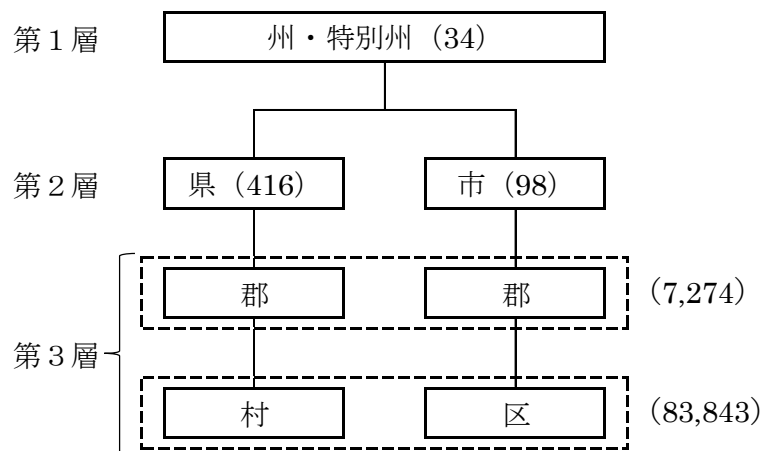
⁹⁴ 地方行政法第 221 条第 1 項、第 224 条第 1 項

⁹⁵ 地方行政法第 224 条第 2 項

首長令の適用と執行の調整、⑤公共サービスのインフラ及び設備の維持の調整、⑥郡の地方付属機関が行う行政活動の実行の調整、⑦区・村の活動の実施に対する指導と監督、⑧県・市地方の権限となっている行政事務で、郡にある県・市付属機関の部署に行われないものの実行、⑨法令の規定に則ったその他の任務の実行となっている⁹⁶。なお、2021年6月現在、7,274郡が存在している。

区 (Kelurahan) は郡の下に置かれ、住民にとっては最も身近な行政単位である。基本的に区は、都市部を主に管轄する地方政府「市」の中にある郡の下に置かれている。区は政令を指針として県・市条例により設置され、郡の付属機関として郡長に責任を負う、区長と呼ばれる1名の区の首長により統率される⁹⁷。なお、区長は法令の規定に則り、地方官房長の提案に基づいて条件を満たした公務員から地方官房長の提案により県知事・市長により任命される⁹⁸。また、区長は①区の行政活動の実行、②住民の活性化、③住民サービス、④平穏な社会と公共秩序の維持、⑤インフラと公共サービス施設の管理、⑥郡長に与えられるその他の任務の実行、⑦法令の規定に則ったその他の任務の実行にあたっては郡長を補佐する任務を持つ⁹⁹。

村 (Desa) は、村固有の権利に基づく業務のほか、付与された中央政府又は州・県・市政府の権限となっている行政事務の一部の任務を行う。基本的に村は、農村部を主に管轄する地方政府「県」の中にある郡の下に置かれている。2021年6月現在、8万3,843の村・区が存在している。



(図3-1) インドネシアの地方統治システム

出典 (「Statistik Indonesia 2022」¹⁰⁰による数値及びパベアン・チャンティアン郡のヒアリング (2022年6月30日) を基に作成)

⁹⁶ 地方行政法第225条第1項

⁹⁷ 地方行政法第229条第1項、第2項

⁹⁸ 地方行政法第229条第3項

⁹⁹ 地方行政法第229条第4項

¹⁰⁰ <https://www.bps.go.id/publication/2022/02/25/0a2afea4fab72a5d052cb315/statistik-indonesia-2022.html>

4 特別地区¹⁰¹

中央政府は、国家の利益にとって戦略的な性質を持つ特定の行政機能を実行するために、州又は県・市内に特別地区（Kawasan Khusus）を制定することができる。これらの地域においては、地方権限が法令の規定により既に定められている場合を除き、各地方は政令によって定められる地方権限を有する。なお、特別地区に含まれる地区は、①自由商業地区・自由港湾地区、②保安林地区、③保護林地区、④海域公園地区、⑤狩猟地区、⑥特別経済地区、⑦保税地区、⑧軍事地区、⑨工業地区、⑩遺跡地区、⑪自然保護地区、⑫文化保護地区、⑬権限地区、⑭法令の規定により定められるその他の国家利益のための地区である。

具体的な例では、シンガポール国境地域のリアウ郡島州のバタム島・ビンタン島・カリムン島に設定されている自由貿易地区及び自由港区¹⁰²が挙げられ、同地区には地方政府とは別に、地区の戦略や政策を決定する「地域評議会」及び、自由貿易地区の運営を行う「自由貿易地区運営機関」が設置され、地域評議会の委員は大統領によって任命され、州知事、県知事・市長、州政府の関係部局長、自由貿易地区運営機関の代表等で構成されている。

5 地方の設置¹⁰³

地方の設置は、拡張又は合併の形を取る。

拡張は、①州地方又は県・市地方を複数の新地方とする分割と、②1つの州地方内で隣り合う地方の一部分を1つの新しい地方とする合併に分けられる。拡張の際は、州準備地方、県・市準備地方の段階を経て行われ、準備地方の設置は基本条件と事務的条件を満たさなければならない。基本条件とは、①地域的基本条件と②地方の能力の基本条件に分けられる。①地域的基本条件は、地域の最低面積・人口、地域の境界・領域、州・県・市地方及び郡の誕生後の最低年数（州地方は10年、県・市地方は7年、郡は5年）が含まれ、州地方の設置については少なくとも5つの県・市地方、県地方の設置については少なくとも5つの郡、市地方の設置については少なくとも4つの郡が必要となる。②地方の能力の基本条件とは、a.地理、b.人口統計、c.治安、d.政治社会、慣習、伝統、e.経済的潜在性、f.地方財政、g.行政運営能力を判断基準とする、住民の豊かな生活の実現に向けて発展する地方の能力のことである。事務的条件とは、州地方については、①州準備地方の領域になる予定の県・市の地方議会と首長の共同承認、②母体である地方の州の地方議会と州知事の共同承認が含まれる。県・市地方については、①県・市地方の領域になる村の合意決定、②母体である地方の県・市議会と母体で

¹⁰¹ 地方行政法第360条第1項、第2項、第4項

¹⁰² バタムにおける自由貿易地区及び自由港区に関する2007年政令第46号第1条によって指定され、地域内においては、発効から70年間にわたって関税、付加価値税、ぜいたく税、物品税が免除される。

¹⁰³ 地方行政法第32条第1項、第33条、第34条、第35条第4項、第6項、第36条第1項、第37条、第39条第2項、第3項、第44条、第45条、第47条第1項

ある地方の首長の共同承認、③設置する予定の県・市準備地方を含む州地方の地方議会と州知事との共同承認が含まれる。なお、準備地方の期間は3年間で、準備地方の首長により統率される。

合併は、①新しい県・市地方となる、1つの州地方内で隣り合う2つ以上の県・市地方の合併、②新しい州地方となる、隣り合う2つ以上の州地方の合併がある。合併は、①当該地方の合意又は②中央政府の評価の結果に基づき行われる。当該地方の合意に基づいて行われるものは、上記で述べた事務的条件と地方の能力の基本条件を満たす必要がある。なお、中央政府の評価の結果に基づき行われる合併は、地方又は複数の地方が地方自治を運営する能力がない場合に行われる。

第4節 地方行政法上の中央政府と地方政府間の関係

地方行政法で地方政府は「最大限の自治 (otonomi seluas-luasnya)」を実施すると規定している¹⁰⁴。一方で、中央政府は地方政府による行政事務の運営に対して指導と監督を行い、大統領は、中央政府及び地方政府により行われる行政事務の運営に対して最終責任を負うとされる¹⁰⁵。

1 中央政府による地方の政策廃止¹⁰⁶

中央政府が定めた規範、標準、手順及び基準を指針として地方の政策が作成されなかった場合、中央政府は地方の政策を廃止する。

2 諸島の特徴を有する州地方の行政運営支援¹⁰⁷

中央政府は、開発計画を作成し一般割当金と特別割当金の方針を定めるにあたり、諸島の特徴を有する州地方に留意しなければならない。一般割当金の方針の決定は、海域における天然資源の管理において諸島の特徴を有する州地方の権限となる海域面積を計算する方法により行われ、特別割当金の方針の決定は、中央政府は、地域別の国家優先事項達成の一環の活動として諸島の特徴を有する州地方の開発を考慮しなければならない。

3 中央政府に対する地方首長の地方行政運営報告¹⁰⁸

地方首長は、中央政府に対して年に1回、地方行政運営に関する報告¹⁰⁹を行うこととされており、州知事の場合は内務大臣を通じて大統領に、県知事・市長の場合は州

¹⁰⁴ 地方行政法第1条2

¹⁰⁵ 地方行政法第7条第1項、第2項

¹⁰⁶ 地方行政法第17条第2項、第3項

¹⁰⁷ 地方行政法第29条第1項～第3項

¹⁰⁸ 地方行政法第70条第2項、第3項、第4項、第70条第5項、第69条第1項、第71条第2項、第72条

¹⁰⁹ 130頁第7章第1節参照

知事を通して内務大臣に対して予算年度の終了3か月以内に提出され、報告は地方行政運営の評価や地方政府の指導を行うための資料として利用される。なお、地方首長はこの中央政府に対する地方行政運営に関する報告の他に、地方議会に対する地方行政運営に関する年次報告「責任遂行説明報告（LKPJ : Laporan Keterangan Pertanggungjawaban）」の実施及び、地方行政運営報告書概要を住民に報告することが義務付けられている。

4 行政処分

(1) 「国家戦略プログラムの実行」を実行しない場合¹¹⁰

地方首長・副首長の義務である「国家戦略プログラムの実行」を実行しない地方首長・副首長に対して、州知事・副知事については内務大臣により、県知事・副知事、市長・副市長については中央政府の代表としての州知事により、書面による注意の形としての行政処分が科され、書面による注意が続けて2回伝えられてもなお実行しない場合は、地方首長・副首長は3か月間の停職となり、停職期間を終了してもなお実行しない場合は、地方首長・副首長を解任される。

(2) 地方行政運営報告書及び地方行政運営報告書概要の提出義務を怠った場合¹¹¹

3で述べた地方行政運営報告書及び地方行政運営報告書概要の提出義務を地方首長が怠った場合には、州知事については内務大臣から、県知事・市長については中央政府の代表としての州知事から書面による注意の形としての行政処分が科され、書面による注意が続けて2回出されても提出されない場合は、地方首長は省により行われる行政分野研修特別指導プログラムに参加することが義務付けられるとともに、地方首長の任務と権限は地方副首長又は指名された高官により実行される。

(3) 責任遂行説明報告の提出義務を怠った場合¹¹²

3で述べた責任遂行説明報告の提出を地方首長が提出義務を怠った場合には、州議会は州知事に対し説明請求権を行使することができ、県・市議会は県知事・市長に対し説明請求権を行使することができる。説明請求権の行使に対する地方首長の説明が認められなかった場合は、州議会は州知事を内務大臣に、県・市議会は県知事・市長を中央政府の代表としての州知事に報告する。地方議会の報告書に基づき、大臣は州知事に対し書面による注意の処分を、中央政府の代表としての州知事は県知事・市長に対して書面による注意の処分を与え、処分が続けて2回出されてもなお実行されない場合は、地方首長は省により行われる行政分野研修特別指導プログラムに参加することが義務付けられるとともに、地方首長の任務と権限は地方副首

¹¹⁰ 地方行政法第 67 条 f、第 68 条第 1 項～第 3 項

¹¹¹ 地方行政法第 73 条第 1 項、第 2 項

¹¹² 地方行政法第 73 条第 3 項～第 6 項

長又は指名された高官により実行される。

5 地方首長・副首長の解任

(1) 死亡、自身の希望、地方行政法第78条第2項 a号、b号¹¹³の場合¹¹⁴

地方首長・副首長の解任は全体会議において地方議会の幹部により発表され、解任の決定を得るために、州知事・副州知事については内務大臣を通して大統領宛に、県知事・副県知事、市長・副市長については中央政府の代表としての州知事を通して内務大臣宛に、地方議会幹部により提案される。地方議会の幹部が地方首長・副首長の解任を提案しなかった場合は、大統領が内務大臣の提案により州知事・副州知事を解任し、内務大臣が中央政府の代表としての州知事の提案により県知事・副県知事、市長・副市長を解任する。中央政府の代表としての州知事が、県知事・副県知事、市長・副市長の解任を提案しなかった場合は、内務大臣が県知事・副県知事、市長・副市長を解任する。

(2) 地方行政法第78条第2項 c号、d号、e号、f号¹¹⁵の場合¹¹⁶

最高裁判所の決定の通知を受理してから14日以内に、地方議会の幹部が地方首長・副首長の解任の提案を提出しなかった場合には、大統領は内務大臣の提案に対して州知事・副州知事の解任を行い、内務大臣は中央政府の代表としての州知事の提案に対して県知事・副県知事、市長・副市長の解任を行う。中央政府の代表としての州知事が内務大臣への提案を提出しなかった場合には、大臣は知事・副県知事、市長・副市長の解任を行う。

(3) 地方議会が地方行政法第80条第1項¹¹⁷で述べた規定を実行しなかった場合¹¹⁸

中央政府は、地方首長・副首長が行った違反に対する証拠を見つけるために地方首長・副首長に対する調査を行う。調査結果は、地方首長・副首長が行った違反についての決定を得るために、中央政府より最高裁判所に提出される。違反を行ったことが証明されたと最高裁判所が決定を下した場合には、中央政府は地方首長・副首長を解任する。

(4) 地方行政法第78条第2項 h号¹¹⁹が疑われる場合¹²⁰

地方議会は調査を行うために調査権を行使するが、調査結果により、文書の発行

¹¹³ 62、63 頁第4章第1節「5 地方首長・副首長の解任」 a. (a.) (b.) 参照

¹¹⁴ 地方行政法第79条第1項～第3項

¹¹⁵ 63 頁第4章第1節「5 地方首長・副首長の解任」 a. (c.) ～ (f.) 参照

¹¹⁶ 地方行政法第80条第2項、第3項

¹¹⁷ 63、64 頁第4章第1節「5 地方首長・副首長の解任」 c.参照

¹¹⁸ 地方行政法第81条第2項～第4項

¹¹⁹ 63 頁第4章第1節「5 地方首長・副首長の解任」 a. (h.) 参照

¹²⁰ 地方行政法第82条第1項～第7項

権限を持つ機関による証明に基づいて地方首長・副首長が地方首長・副首長の候補者推薦時の条件として偽造した文書、証明書を使用したことが証明された場合には、州議会は内務大臣を通して大統領宛に州知事・副州知事の解任を提案し、県・市議会は中央政府の代表としての州知事を通して内務大臣宛に県知事・副県知事、市長・副市長の解任を提案する。州議会の提案に基づき、大統領は州議会の提案を受理してから 30 日以内に州知事・副州知事を解任し、県・市議会の提案に基づき、内務大臣は県・市議会の提案を受理してから 30 日以内に県知事・副県知事、市長・副市長を解任する。地方議会が調査を行わなかった場合には、中央政府は当該の地方議会に対して明らかにし、2 か月以内に地方議会がなお調査を行わなかった場合には、中央政府は調査を行う。調査の結果、文書の発行権限を持つ機関による証明に基づいて地方首長・副首長が地方首長・副首長の候補者推薦時の条件として偽造した文書、証明書を使用したことが証明された場合には、大統領は州知事・副州知事を解任し、内務大臣は県知事・副県知事、市長・副市長を解任する。

第 5 節 中央政府及び地方政府の事務及び分業

1 中央政府と地方政府が担う分野

地方行政法では、中央政府は地方による行政事務の運営に対して指導と監督を行うとし、行政事務は専権分野（*urusan pemerintahan absolut*）、共同分野（*urusan pemerintahan konkuren*）、一般分野（*urusan pemerintahan umum*）の 3 種類で構成されるとしている¹²¹。

専権分野は、中央政府が専権的に担う仕事のことで a.外交、b.国防、c.治安、d.司法、e.金融・国家財政、f.宗教の 6 つの事項が含まれると規定されており¹²²、同法説明書¹²³ではこの 6 分野に含まれる中央政府の具体的な事務をそれぞれ以下のとおり想定している。

- a. 外交：外交政策の立案、条約・国際協定の締結、国際貿易政策の立案等
- b. 国防：国軍の設置、宣戦・終戦の布告、緊急事態宣言、防衛体制整備、徴兵等
- c. 治安：国家警察の設置、治安政策の決定、治安行動等
- d. 司法：裁判所の設置、裁判官及び検察官の任命、矯正施設の設置、司法行政及び入国管理政策の立案、恩赦・大赦の決定等
- e. 金融・国家財政：マクロ経済、通貨発行及び供給、為替政策、金融政策の立案等
- f. 宗教：宗教行事に係る祝日の決定、宗教の公認、宗教に関する政策等

共同分野は、中央政府と地方政府の間で分担される仕事のことで、分担は、説明責

¹²¹ 地方行政法第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項

¹²² 地方行政法第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項

¹²³ インドネシアでは法律と一体の法説明書（*Penjelasan*）が作成されており、法律の各条文が想定する内容の注釈や用語の解説が記載されている。

任、効率性、外部性そして国家戦略上の利益の観点から決定するとされている¹²⁴。また、共同分野については中央政府が規範、基準、手続及び基準を定め、地方政府に対する指導及び監督を行うと規定されている¹²⁵。なお、この共同分野は、①義務的行政分野（Urusan Pemerintahan Wajib）と②選択的行政分野（Urusan Pemerintahan Pilihan）の2つに分けられる¹²⁶。

①義務的行政分野は、基本的なサービス（Pelayanan Dasar）に関わるものとそうでないものに分けられる¹²⁷。基本的なサービスに係る義務的行政分野は、a.教育、b.保健、c.インフラ整備と空間計画、d.住宅と住宅地域整備、e.治安と住民保護、f.社会政策の6項目である¹²⁸。それ以外の義務的行政分野は、a.労働力、b.女性エンパワーメントと児童保護、c.食糧調達、d.土地利用、e.環境、f.住民記録、g.住民と村落のエンパワーメント、h.家族計画、i.運輸、j.情報通信、k.協同組合・小企業、l.投資、m.青年・スポーツ、n.統計、o.機密保持、p.文化、q.図書館、r.文書管理の18項目である¹²⁹。

②選択的行政分野は、a.海洋と漁業、b.観光、c.農業、d.林業、e.エネルギーと鉱物資源、f.通商、g.産業、h.移住の8項目である¹³⁰。

一般分野は、大統領が担う仕事のことで a.民族概念及び国家防衛の指導、b.民族の統合及び統一の指導、c.人種・宗教などの共存、d.社会的紛争への対処、e.統治機関の間での業務の調整、f.パンチャシラ（建国五原則）に基づく民主主義の育成、g.地方の権限ではなく、また地方出先機関の行うものでもない全ての統治事項の遂行の7つの項目が含まれると規定されている¹³¹。

¹²⁴ 地方行政法第9条第3項、第13条第1項

¹²⁵ 地方行政法第16条第1項

¹²⁶ 地方行政法第11条第1項

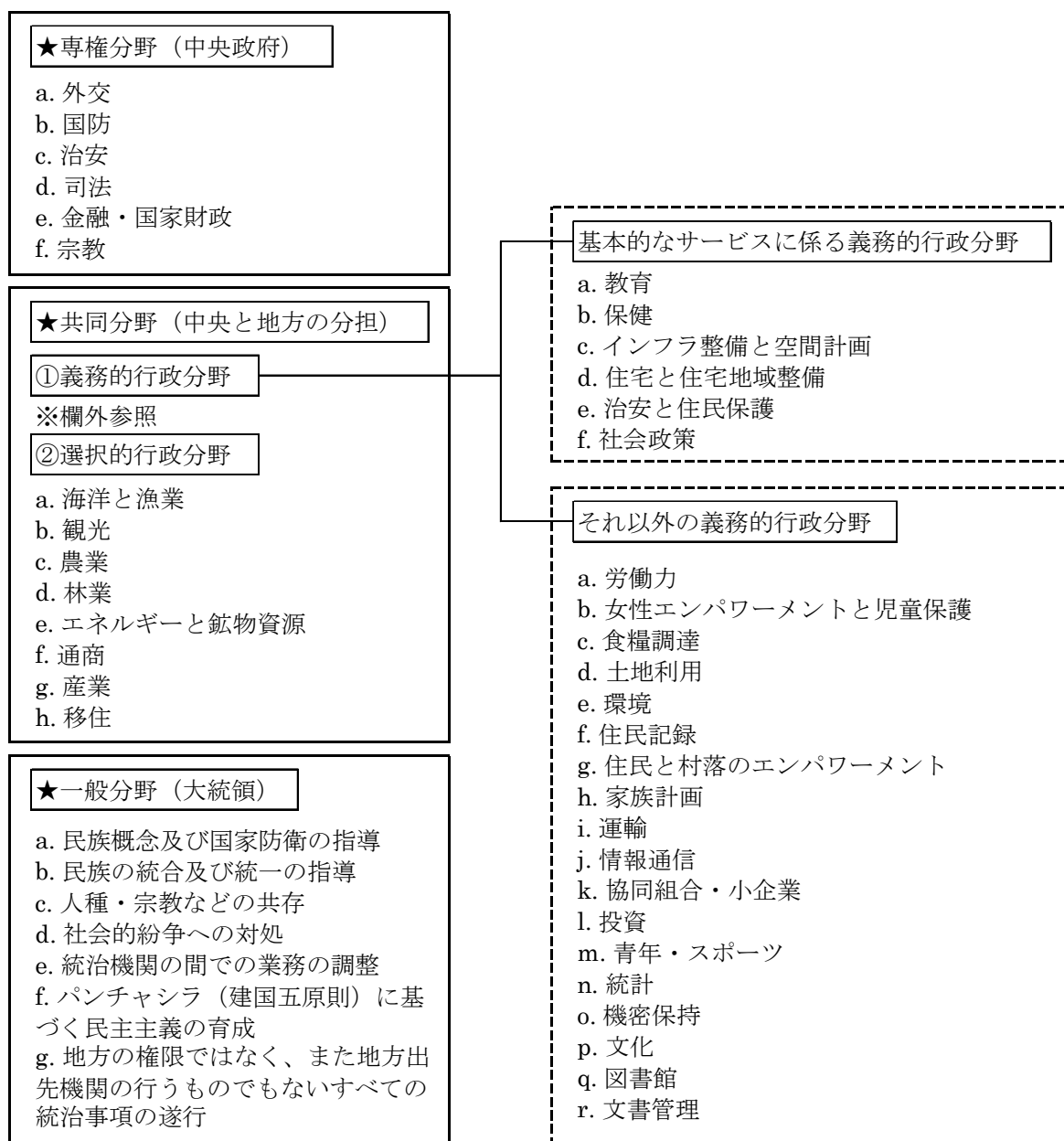
¹²⁷ 地方行政法第11条第2項

¹²⁸ 地方行政法第12条第1項

¹²⁹ 地方行政法第12条第2項

¹³⁰ 地方行政法第12条第3項

¹³¹ 地方行政法第9条第5項、第25条第1項



(図 3-2) インドネシアの中央政府・地方政府担当分野概念図

出典（地方行政法を基に作成）

2 政府間分業に関する概念

インドネシアの地方行政法では、中央政府と地方政府間及び地方政府間の分業や事務担当の決定に関して、①地方分権、②権限分散、③補佐任務という3つの基本概念が存在する。

まず、地方分権（Desentralisasi）とは、「地方政府は、法律によって中央政府が専ら処理することと定められた事務を除き、可能な限りの広範な自治を実施する^{132）}と

^{132）} 憲法 18 条第 5 項

の原則にしたがって、中央政府から地方政府へ行政事務を移譲することである¹³³。地方分権の実行は、①地方行政運営の有効性を実現、②住民の豊かな生活の向上を促進、③公共サービスの質の向上を促進、④行政管理方法の質を向上、⑤国家の競争力と地方の競争力を向上、⑥地方の慣習、伝統及び文化の特性を維持することを目的に地方の整備が行われる¹³⁴。なお、地方の整備は、地方の設置と地方の調整から構成され、国家の戦略的利益への考慮に基づいて行うことができる¹³⁵。

次に、権限分散（*Dekonsentrasi*）とは、中央政府の権限となっている一部の行政事務を、中央政府の代理として州知事、特定の地域の地方出先機関¹³⁶、般行政事務の責任者として州知事、県知事・市長へ委譲することである¹³⁷。権限分散に関する詳細な規定は、政令にて定められる¹³⁸。

最後に、補佐任務（*Tugas Pembantuan*）とは、中央政府の権限となっている行政事務の一部を実行する任務を中央政府から自治地方政府へ、若しくは州政府の権限となっている行政事務の一部を実行する任務を州政府から県・市地方へ付与することである。補佐任務に関する詳細な規定は、権限分散と同様、政令にて定められる¹³⁹。

中央政府は事務執行に際して最低サービス基準（*Standar Pelayanan Minimal*）を定め、下位政府が補佐任務を行う場合に水準を維持できるようサポートをする。なお、法令上、中央政府の定める最低サービス基準を満たす能力があると認められる場合は、上位政府は補佐任務を委任した当該地方政府に対して事務を段階的に移譲することができる¹⁴⁰。

3 中央政府と地方政府及び地方政府間の分業の具体例

事務令別表には中央政府と地方政府が分業すべき分野についてその具体例をそれぞれ詳細に記載している。別表は膨大な量であり、ここで全てを挙げることはできないため、例として教育分野についてその一部を表にまとめて紹介する（図 3-3）。

¹³³ 地方行政法第 1 条 8

¹³⁴ 地方行政法第 31 条第 1 項、第 2 項

¹³⁵ 地方行政法第 31 条第 3 項、第 4 項

¹³⁶ 地方分権の過程において、特定の地域の自治地方に移譲されない行政事務の管理を行う省組織又は非省政府機関のこと（地方行政法第 1 条 10）

¹³⁷ 地方行政法第 1 条 9

¹³⁸ 地方行政法第 23 条

¹³⁹ 地方行政法第 23 条

¹⁴⁰ 事務令第 17 条

| | 中央政府 | 州政府 | 県・市政府 |
|------------|------------------------------------|--|--|
| 政策立案 | 国家教育政策の決定 | 国家教育政策に基づく州レベルの教育方針の決定 | 国家教育政策及び州教育方針に基づく県・市レベルの教育方針の決定 |
| | 国家教育戦略の作成 | 国家教育戦略に基づく未就学児教育、初等教育・中等教育・非正規教育に関する州教育戦略の作成 | 国家教育戦略に基づく未就学児教育、初等教育・中等教育・非正規教育に関する実施計画の作成 |
| 教育の実施 | 高等教育の実施運営 | — | 未就学児教育、初等教育・中等教育・非正規教育の実施運営 |
| | 高等教育機関、外国人学校の設立許可及び管理 | — | 初等教育機関・中等教育機関・非正規教育機関の設立許可及び管理 |
| | 高等教育機関向け学校運営補助金の支出 | — | 未就学児教育機関、初等教育機関、中等教育機関、非正規教育機関向け学校運営補助金の支出 |
| | 国レベルでの教育水準の保証のための財政支援 | 州レベルでの教育水準の保証のための財政支援 | 県・市レベルの教育水準の保証のための財政支援 |
| 履修課程・教材・教員 | 教育課程の決定 | — | — |
| | 初等教育・中等教育の教育内容の基準及び卒業要件の決定 | — | — |
| | 教科書検定 | 中等教育機関における教科書使用の監視 | 未就学児教育機関、初等教育機関、中等教育機関、非正規教育機関における教科書使用の監視 |
| | 教員免許の発行 | — | 県・市立の未就学児教育機関、初等教育機関、中等教育機関、非正規教育機関における教員の採用 |
| | 州間の教員の人事異動の決定 | 県・市間の教員の人事異動の決定 | 県・市内の教員の人事異動の決定 |
| 教育の質の確保 | 全国学力試験の問題、採点基準、合格水準の決定、実施、合格証明書の発行 | — | — |
| | 非正規教育の正規教育への認定 | — | — |
| | 教育水準評価ガイドラインの決定 | 州立学校での幼稚園・初等・中等・非正規教育の教育評価の実施 | 県・市立学校での幼稚園・初等・中等・非正規教育の教育評価の実施 |
| | 全国レベルの教育水準評価の実施 | 州レベルの教育水準評価の実施 | 県・市レベルの教育水準評価の実施 |

出典：2007年政令第38号別表Aより抜粋及び編集

(図3-3) 教育分野における中央政府、地方政府の分業の具体例(抜粋)

第6節 所管省庁及び地方自治推進組織

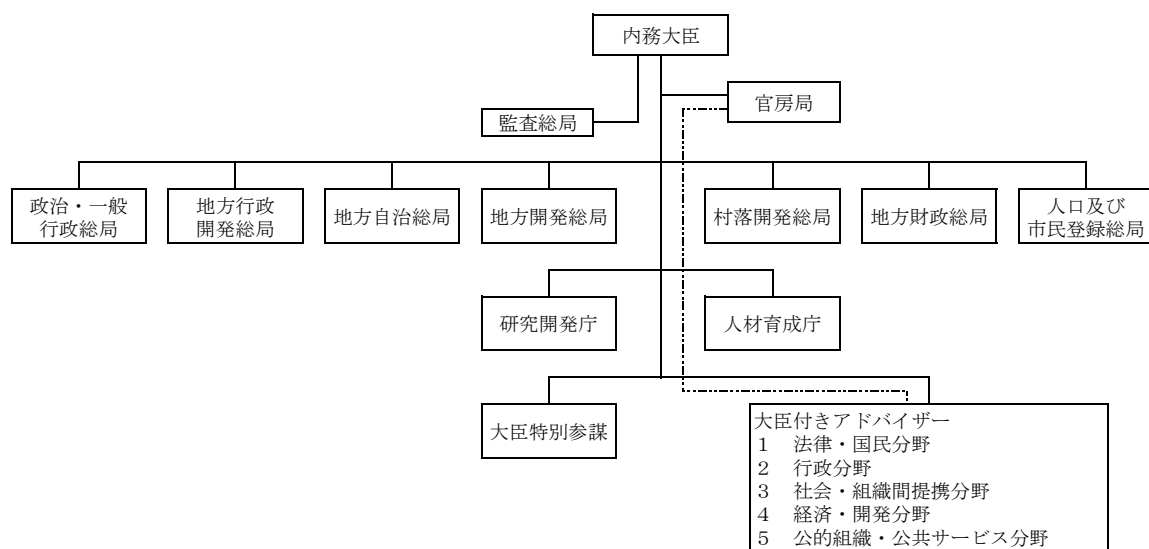
1 内務省

インドネシアにおける地方制度の所管省庁は内務省(Departmen Dalam Negeri)である。インドネシア内務省の役割は以下のとおりである¹⁴¹。

- a. 一般行政、地方行政、地域行政、村落行政、地域振興、地方財政や住民登録などの分野にかかる政策の策定及び施行の実施
- b. 内務省の所管分野や業務にかかる遂行、そして地方自治体に対する行政支援の実施
- c. 内務省の所管下に位置づけられる資産の管理
- d. 内務省の所管業務の実施に対する監督

¹⁴¹ 内務省に関する2021年大統領令第114号第5条

- e. 地方における内務省所管業務の実施にかかる技術的な指導や監督
- f. 諸法律に従い、地方行政に関する調整、監督、支援や評価の実施
- g. 国の内務に関する諸政策や戦略の策定
- h. 国の内務を担える人的資源の構築
- i. 中央から地方まで一貫した国の政策の実施
- j. 内務省の所管分野や業務にかかる遂行に対する行政支援の実施



(図 3-4) インドネシア内務省機構図

出典 (内務省に関する 2021 年大統領令第 114 号第 6 条¹⁴²及び内務省ホームページ¹⁴³を基に作成)

2 地方自治諮問会議

地方自治諮問会議¹⁴⁴は、地方行政の運営を最大限有効にするための一環として設置され、①地方の整備、②特別自治の運営のための資金、③中央政府と地方の財政均衡資金、④地方行政の運営における問題、地方と省又は非省政府機関との間の対立における問題の解決の政策案に関して大統領に見解を提出する任務を負うとされる¹⁴⁵。

3 インドネシアの地方六団体

インドネシアにおける地方政府の連合会や地方議会の連合会には、州単位の連合会、県単位の連合会、市単位の連合会がそれぞれあり、合計で六団体が存在している。これらは、地方政府や地方議会間の協力を行うための組織であり、地方自治諮問会議の再

¹⁴² <https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/196122/perpres-no-114-tahun-2021>

¹⁴³ <https://www.kemendagri.go.id/page/read/7/STRUKTUR%20ORGANISASI>

¹⁴⁴ 構成メンバーは、①副大統領 (議長)、②内務大臣 (秘書)、③財務大臣 (副秘書)、④関連する大臣、⑤地方政府代表 (州知事 1 名、県知事 1 名、市長 1 名) である。(2015 年大統領令第 91 号)

¹⁴⁵ 地方行政法第 396 条第 1 項、第 2 項

編に合わせて結成ないし再編が行なわれている。主な役割は地方政府間や地方議会間の情報交換の媒体となること、地方自治制度の調査・研究及び職員の研修活動を行なうこと及び地方政府や地方議会の連合として地方側の意見集約や中央政府に対する要望を行なうこと、海外の地方政府や地方議会との交流等である。

(参考) インドネシアの地方六団体

- ・ 全インドネシア州政府連盟 : <https://www.appsi.or.id>
(APPSI : Asosiasi Pemertintah Provinsi Seluruh Indonesia)
- ・ 全インドネシア県政府連盟 : <https://apkasi.org>
(APKASI : Asosiasi Pemerintah Kabupaten Seluruh Indonesia)
- ・ 全インドネシア市政府連盟 : <https://apeksi.id>
(APEKSI : Asosiasi Pemerintah Kota Seluruh Indonesia)
- ・ 全インドネシア州議会協力連盟
(BKDPSI : Badan Kerjasama DPRD Provinsi Se-Indonesia)
- ・ 全インドネシア県議会連盟
(ADKASI : Asosiasi DPRD Kabupaten Seluruh Indonesia)
- ・ 全インドネシア市議会連盟 : <https://www.adeksi.or.id>
(ADEKSI : Asosiasi DPRD Kota Seluruh Indonesia)

第4章 地方政府

地方行政とはインドネシア共和国単一の国家体制及び国家原則にしたがって、最大限の広範な自治の原理に則した自治及び補佐任務の原則に基づく「地方政府」及び「地方議会」による行政の実施をいい、地方政府とは地方自治の権限となっている行政事務の運営を統率する地方行政の運営者としての「地方首長」のことをいう¹⁴⁶。本章では、地方首長及び地方議会に加え、補佐する組織である地方補佐機関について、その機能・権限等を紹介する。

第1節 地方首長・副首長

各地方は、地方首長と呼ばれる地方行政の首長により統率され、地方首長は州地方については州知事、県地方については県知事、市地方については市長と呼ばれる¹⁴⁷。地方首長の任期は、就任から5年間であり、その後は任期1回のみ再選が認められる¹⁴⁸。また、地方首長は地方副首長に補佐されることができるとされ、地方副首長は州地方については副州知事、県地方については副県知事、市地方については副市長と呼ばれる¹⁴⁹。

1 地方首長の主な任務と権限¹⁵⁰

地方首長は以下の任務を有する。

- a. 法令の規定と地方議会と共に定められる政策に基づき、地方の権限となっている行政事務の実行を統率する
- b. 平穏な社会と住民の秩序を維持する
- c. 地方議会と共に審議するために地方長期開発計画に関する条例案及び地方中期開発計画に関する条例案を作成して地方議会に提出するとともに、地方政府行動計画を作成し、制定する
- d. 地方歳入歳出予算に関する条例案、地方歳入歳出予算の修正に関する条例案、地方歳入歳出予算の執行責任に関する条例案を作成し、共に審議するために地方議会に提出する
- e. 法廷の内外において地方を代表し、法令の規定に則り自身の代理となる法的代理人を指名することができる
- f. 地方副首長の任命を提案する
- g. 法令の規定に則り、その他の任務を実行する

また、以下の権限を有する。

¹⁴⁶ 地方行政法第1条2、3

¹⁴⁷ 地方行政法第59条第1項、第2項

¹⁴⁸ 地方行政法第60条

¹⁴⁹ 地方行政法第63条第1項、第2項

¹⁵⁰ 地方行政法第65条第1項～第4項

- h. 地方条例案を提出する
- i. 地方議会との共同承認を得た地方条例を制定する
- j. 地方首長令及び地方首長決定を制定する
- k. 緊急時に地方、住民に求められる対応を取る
- l. 法令の規定に則り、その他の権限を実行する

なお、拘留期間中の地方首長は上記の任務と権限を実行することが禁じられる。その際、地方副首長が地方首長の任務と権限を実行する。

2 地方副首長の主な任務¹⁵¹

地方副首長は以下の任務を有する。

- a. 以下について地方首長を補佐する
 - (a.) 地方の権限となる行政事務の実行を統率する
 - (b.) 地方補佐機関の活動を調整し、監督担当官の監督結果報告書、記録書の継続措置を行う
 - (c.) 副州知事については、州付属機関により行われる地方行政の運営を観察し、評価する
 - (d.) 副県知事と副市長については、県・市地方、区、村により行われる行政の運営を観察し、評価する
 - b. 地方行政の実行において、地方首長に対し提言と見解を与える
 - c. 地方首長が拘留期間中であるか、若しくは一時的に支障がある場合には、地方首長の任務と権限を実行する
 - d. 法令の規定に則ったその他の任務を実行する
- 上記の任務の実行のほか、地方副首長は地方首長により定められたその他行政上の事務と義務を実行する。

3 地方首長・副首長の義務¹⁵²

地方首長と地方副首長は義務には以下が含まれる。

- a. パンチャシラ（建国五原則）を堅持して実践し、憲法を実行するとともに、統一国家インドネシア共和国の完全性を維持し管理する
- b. 全ての法令の規定を遵守する
- c. 民主的生活を強化する
- d. 地方の権限となる行政事務の実行にあたって倫理と規範を遵守する
- e. 清潔で適切な行政管理の原則を適用する

¹⁵¹ 地方行政法第 66 条第 1 項、第 2 項

¹⁵² 地方行政法第 67 条、第 69 条第 1 項

- f. 国家戦略プログラムを実行する
- g. 全ての地方出先機関及び全ての地方補佐機関と業務関係を結ぶ

上記のほか、地方首長は地方行政運営報告書、責任説明報告書及び地方行政運営報告書概要を提出しなければならない。

4 地方首長・副首長の禁止事項¹⁵³

地方首長及び地方副首長は、以下を行うことが禁じられる。

- a. 個人、家族、仲間、特定の集団又は政治的グループに特別に利益を提供し、法令の規定に抵触する決定を下す
- b. 公共利益に損失を与えてある住民集団に不安を与える、若しくは国民、他の住民グループを差別し、法令の規定に抵触する政策を策定する
- c. 民間又は国家、地方が所有する会社の役員、若しくは分野に関わらず財団法人の役員となる
- d. 自分自身に利益をもたらす、統率する地方に損失を与える権限を悪用する
- e. 汚職、癒着及び縁故主義を行う。また、行おうとする決定や行動に影響を及ぼす金銭、物品、サービスを他者より受け取る
- f. 法廷の内外において地方を代表し、法令の規定に則り自身の代理となる法的代理人を指名した場合を除き、法廷で何らかの訴訟における弁護士又は法的代理人となる
- g. 権限を悪用し、役職の宣誓・誓いを破る
- h. 法令の規定において定められている、その他の国家高官としての役職を兼任する
- i. 大臣からの許可を得ずに外国旅行を行う
- j. 州知事及び副州知事については大臣からの許可を得ずに、また県知事及び副県知事又は市長及び副市長については州知事からの許可を得ずに、1か月のうちに合計7日間を超えて任務と管轄地域を離れる

5 地方首長・副首長の解任¹⁵⁴

地方首長・地方副首長は、死亡、自身の希望、解任で職を退くと規定される。

- a. 解任理由

解任理由は以下のとおりとなっている。

- (a.) 任期終了

¹⁵³ 地方行政法第76条第1項

¹⁵⁴ 地方行政法第78条第1項、第2項、第79条第1項、第80条第1項、第82条第1項～第4項、第83条第1項、第4項、第84条第1項

- (b.) 連続して6か月間、継続して任務を実行できない、若しくは常に支障がある
- (c.) 地方首長・副首長の宣誓・誓いを破ったと言渡される
- (d.) 地方首長及び地方副首長の「全ての法令の規定を遵守する」という義務を遂行しない
- (e.) 第76条第1項¹⁵⁵で述べた地方首長及び地方副首長に対する禁止事項に違反する
- (f.) 非難される行為を行う
- (g.) 法令の規定により兼任が禁じられている特定の役職の任務を、大統領により与えられる
- (h.) 文書の発行権限を有する機関による証明に基づいて、地方首長・副首長の候補者推薦時の条件として偽造した文書、証明書を使用した
- (i.) 免職処分を受ける

b. 死亡、自身の希望及び解任理由の(a.)、(b.)の場合

全体会議において地方議会の幹部により発表され、解任の決定を得るために、州知事・副州知事については大臣を通して大統領宛に、また県知事・副県知事、若しくは市長・副市長については中央政府の代表としての州知事を通して大臣宛に、地方議会幹部により提案される。

c. 解任理由の(c.)～(f.)の場合

以下の規定により行われる。

- (j.) (c.)～(f.)の内容が示されるという地方議会の意見に対する最高裁判所の決定に基づき、地方首長・副首長の解任は、州知事・副州知事については大統領宛に、また県知事・副県知事、若しくは市長・副市長については大臣宛に提案される。
- (k.) (j.)で述べた地方議会の意見は、地方議会議員の4分の3以上が出席した地方議会全体会議を通して決定され、出席した地方議会議員の3分の2以上の承認により決定が採択される。
- (l.) 議会の要請を最高裁判所が受理してから30日以内に、最高裁判所は地方議会の当該意見の調査、審理及び決定を行う。この決定は最終決定となる。
- (m.) 最高裁判所が、(c.)～(f.)の内容が証明されたと決定した場合には、地方議会の幹部は、州知事・副州知事の解任の提案については大統領宛に、また県知事・副県知事、若しくは市長・副市長の解任については大臣宛に提出する。
- (n.) 大統領が地方議会の幹部から当該解任の提案を受理してから30日以内に、大統領は州知事・副州知事を解任しなければならない。

¹⁵⁵ 前頁「4 地方首長・副首長の禁止事項」参照

(o.) 大臣が地方議会の幹部から当該の提案を受理してから 30 日以内に、大臣は県知事・副県知事、若しくは市長・副市長を解任しなければならない。

d. 解任理由の(h.)の場合

(h.)が疑われる場合、地方議会は調査を行うために調査権を行使し、調査結果により偽造した文書、証明書を使用したことが証明された場合は、州議会は大臣を通して大統領宛に州知事・副州知事の解任を提案する。州議会の提案に基づき、大統領は州議会の提案を受理してから 30 日以内に州知事・副州知事を解任する。また、県・市議会は中央政府の代表としての州知事を通して大臣宛に県知事・副県知事、若しくは市長・副市長の解任を提案する。県・市議会の提案に基づき、大臣は県・市議会の提案を受理してから 30 日以内に県知事・副県知事、若しくは市長・副市長を解任する。

e. その他

地方首長・副首長は、5年以上の禁固刑が科されうる刑事犯罪行為と、汚職犯罪行為、テロ犯罪行為、謀反、国家治安に対する刑事犯罪行為、統一国家インドネシア共和国を分裂させるその他の行為を行った容疑で起訴された場合、地方議会の提案を経ずに停職処分とされる。裁判で刑事犯罪行為を行ったことが証明された場合には、地方首長・副首長は地方議会の提案を経ずに解任される。一方、裁判で無罪であることが証明された場合は、裁判所の判決通知を受理してから 30 日以内に、大統領は当該の州知事・副州知事の役職を回復させ、大臣は当該の県知事・副県知事、若しくは市長・副市長の役職を回復させる。

6 地方首長・副首長が欠けた場合の代行及び補充¹⁵⁶

上記「e. その他」により停職処分地方首長が受けた場合、裁判所の確定判決があるまで地方副首長が任務と権限を実行する。地方副首長が停職処分を受けた場合は、裁判所の確定判決があるまで地方首長が地方副首長の任務を実行する。その際、大統領は内務大臣の提案により州知事代理を、内務大臣は中央政府の代表としての州知事の提案により県知事・市長代理を定める。判決が確定し解任された場合は、地方首長の選出に関する法令の規定に則り、地方首長の補充が行われるが、それまでの間は地方副首長が地方首長の日常任務を実行する。

7 地方首長・副首長に対する捜査¹⁵⁷

拘束のための捜査活動は、州知事・副州知事に対するものは大統領からの書面による承認が必要とされ、県知事・副県知事、市長・副市長に対するものは大臣からの書面による承認が必要とされる。承認が与えられなかった場合は、申請提出後 30 日以内に、拘束のための捜査の手続を行うことができる。一方、①刑事犯罪事件を行った現行犯

¹⁵⁶ 地方行政法第 86 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 87 条第 1 項、第 2 項、第 88 条第 1 項、第 2 項

¹⁵⁷ 地方行政法第 90 条第 1 項～第 4 項

逮捕、②死刑が科されうる刑事犯罪事件を行った、若しくは国家治安に対する刑事犯罪事件を行ったことが疑われる場合は例外で承認は不要となる。その場合は、捜査実行後、州知事・副州知事については大統領に、県知事・副県知事、市長・副市長については内務大臣に、拘束のための捜査が実行されてから 48 時間以内に報告されなければならない。

第 2 節 地方議会（州議会、県・市議会）

地方議会（DPRD : Dewan Perwakilan Rakyat Daerah）は当該地域の住民を代表する機関であり、地方議会議員は住民からの直接選挙で選出される。地方議会は、議長及び副議長で構成する議長団と、議会の倫理規定を定め議員を監視する懲罰委員会、各常任委員会等の議事機関や幹部、協議会等の補佐機関を有し、地方条例の策定、地方歳入歳出予算に関する地方条例案の審議・可決、地方条例と地方歳入歳出予算の執行に対する監督、地方首長の選出・解任の提案等の任務を行う。地方議会及び地方議会議員の主な任務、権限、権利、義務、禁止事項、処分、解任等に関しては、地方行政法によって規定されている。本節では、これらの法令の規定を中心に、インドネシアの地方議会制度を紹介する。

1 構成と位置付け¹⁵⁸

地方議会は、総選挙を通して選出された、総選挙の参加政党の党員から構成され、地方の行政を運営する機関として位置付けられる、州・県・市民の代表機関となる。また、地方議会議員は、地方の高官である。

2 機能

地方議会は、①地方条例の策定、②予算、③監督の機能を有し、この機能は地方における住民の代議の枠組みにおいて実行される¹⁵⁹。また、機能の実行の一環として、地方議会は住民の希望を収集する¹⁶⁰。

（1）地方条例の策定について¹⁶¹

地方条例策定の機能は、以下の方法により実施される。

- a. 地方首長と審議を行い、地方条例案を可決又は否決する
- b. 地方条例案の提案を提出する
- c. 地方首長と共に条例策定プログラムを作成する

¹⁵⁸ 地方行政法第 94 条、第 95 条第 1 項、第 2 項、第 147 条、第 148 条第 1 項、第 2 項

¹⁵⁹ 地方行政法第 96 条第 1 項、第 2 項、第 149 条第 1 項、第 2 項

¹⁶⁰ 地方行政法第 96 条第 3 項、第 149 条第 3 項

¹⁶¹ 地方行政法第 97 条、第 150 条

(2) 予算について¹⁶²

予算の機能は、地方首長が提出した地方歳入歳出予算に関する地方条例案の共同承認のための審議の形で実現され、以下の方法で実行される。

- a. 地方政府行動計画に基づいて地方首長により作成される地方歳入歳出計画一般方針と、暫定予算の優先順位と上限について審議する
- b. 地方歳入歳出予算に関する地方条例案を審議する
- c. 地方歳入歳出予算の修正に関する地方条例案を審議する
- d. 地方歳入歳出予算の説明責任に関する地方条例案を審議する

(3) 監督について¹⁶³

監督の機能は、以下の事項に対する監督の形で実現される。

- a. 地方条例及び地方首長令を実行する
- b. 地方の行政の運営に関連するその他の法令の規定を実行する
- c. 会計検査院による財務報告書の検査結果の継続措置を実行する

3 任務と権限¹⁶⁴

地方議会は、以下の任務と権限を有する。

- a. 地方首長と共に地方条例を策定する
- b. 地方首長が提出した地方歳入歳出予算に関する地方条例案について審議し、可決する
- c. 地方条例と地方歳入歳出予算の執行に対し監督を行う
- d. 地方首長を選出する
- e. (州議会の場合)
任命及び解任の承認を得るために、大臣を通して大統領に州知事の任命と解任を提案する
(県・市議会の場合)
任命及び解任の承認を得るために、中央政府の代表である州知事を通して大臣に県知事・市長の任命と解任を提案する
- f. 地方における国際条約の計画について地方政府に意見と見解を与える
- g. 地方政府が行う国際協力計画に対して承認を与える
- h. 地方の行政の運営において地方首長の責任説明報告書を要請する

¹⁶² 地方行政法第 99 条第 1 項、第 2 項、第 152 条第 1 項、第 2 項

¹⁶³ 地方行政法第 100 条第 1 項、第 153 条第 1 項

¹⁶⁴ 地方行政法第 101 条第 1 項、第 2 項、第 154 条第 1 項、第 2 項

i. 住民と地方が負担を負う、他の地方又は第三者との協力計画に対して承認を与える

j. 法規の規定において定められるその他の任務と権限を実行する

なお、上記の実行手順に関する詳細な規定は、規律に関する地方議会令において定められる。

4 地方議員¹⁶⁵

州議会議員の人数は 35 名以上 100 名以下で、大臣決定により正式に発表される。また、州議会議員は当該の州の州都に居住し、任期は 5 年である。一方、県・市議会議員の人数は、20 名以上 50 名以下で、中央政府の代表としての州知事決定により正式に発表される。また、県・市議会議員は当該の県・市の首都に居住し、任期は 5 年である。

5 地方議会の権利¹⁶⁶

地方議会は、①説明請求権、②調査権、③意見表明権を有する。まず、①説明請求権とは、重要かつ戦略的で広く住民、地方及び国家の暮らしに影響を及ぼす地方政府の政策に関して、地方首長に説明を請求する地方議会の権利のことである。次に、②調査権とは、重要かつ戦略的で広く住民、地方及び国家の暮らしに影響を及ぼす地方政府の政策で、法令の規定に抵触していることが疑われるものに対して調査を行う地方議会の権利のことである。最後に、③意見表明権とは、地方首長の政策又は地方で起きている非常事態に対して、解決への提言を伴い、若しくは説明請求権と調査権の継続措置として、意見を表明する地方議会の権利のことである。

6 地方議員の権利と義務¹⁶⁷

地方議会議員は、以下の権利を有する。

- a. 地方条例案を提出する
- b. 質問を提出する
- c. 提案と意見を伝える
- d. 選出する、選出される
- e. 自己弁護を行う
- f. 免責特権
- g. オリエンテーションと任務の研修に参加する
- h. 待遇上の権利
- i. 会計上及び事務上の権利

¹⁶⁵ 地方行政法第 102 条第 1 項～第 4 項、第 155 条第 1 項～第 4 項

¹⁶⁶ 地方行政法第 106 条第 1 項～第 4 項、第 159 条第 1 項～第 4 項

¹⁶⁷ 地方行政法第 107 条、第 108 条、第 160 条、第 161 条

また、以下の義務を負うとされる。

- j. パンチャシラ（建国五原則）を堅持し、実践する
- k. 憲法を実行し、法令の規定を遵守する
- l. 国家の団結と統一国家インドネシア共和国の完全性を維持し、管理する
- m. 個人、グループ、集団の利益より国家の利益を優先する
- n. 国民の豊かさの向上を目指して闘う
- o. 地方行政の運営において民主主義の原則を遵守する
- p. 規律と倫理規定を遵守する
- q. 地方の行政の運営にあたり、他の機関との業務関係においては倫理と規範を守る
- r. 定期的な訪問活動を通じ、有権者の希望を吸収、収集する
- s. 住民の希望と訴えを受け入れ、対策を取る
- t. 自身の選挙区の有権者に対し、道徳上、政治上の責任を提供する

7 会派¹⁶⁸

地方議会の機能、任務、及び権限と地方議会議員の権利及び義務の実行を最大限有効にするために、地方議会議員の集まる場として会派が結成され、全ての地方議会議員は、いずれか1つの会派の会員にならなければならない。地方議会の各会派は少なくとも地方議会の委員会の数と同数の会員を持たなければならない。この規定以上に達した政党は、1つの会派を結成することができる。この規定に達していない政党については、その党員は既存の会派に参加するか、若しくは合同会派を結成することができる。その際、政党は1つの会派に党員を配置しなければならない。会派結成の条件を満たす政党が1つもない場合には、合同会派を結成し、合同会派の数は、最大で2つの会派とする。また、会派には事務局を置くこととされ、地方議会の事務局は地方歳入歳出予算の能力に留意しつつ、会派の任務を円滑に遂行するために、必要に応じて設備、予算、及び専門家を提供する。

8 地方議会の補佐機関¹⁶⁹

地方議会の補佐機関は、①幹部、②協議会、③委員会、④地方条例策定局、⑤予算局、⑥儀礼局、⑦全体会議により設置される、必要とされるその他の補佐機関から構成される。任務の実施においては、事務局に補佐され、専門家グループ又は専門チームの支援を受けることができる。補佐機関の設置方法、構成、及び任務と権限に関する規定は、規律に関する地方議会令において定められる。

¹⁶⁸ 地方行政法第 109 条第 1 項～第 10 項、162 条第 1 項～第 10 項

¹⁶⁹ 地方行政法第 110 条第 1 項～第 3 項、第 111 条第 1 項～第 3 項、第 6 項、第 113 条、第 163 条第 1 項～第 3 項、第 164 条第 1 項～第 3 項、第 6 項、第 166 条

幹部については、州議会の場合は、議員数が 85 名から 100 名までの州議会については、議長 1 名と副議長 4 名、議員数が 45 名から 84 名までの州議会については、議長 1 名と副議長 3 名、議員数が 35 名から 44 名までの州議会については、議長 1 名と副議長 2 名で構成される。一方、県・市議会の場合は、議員数が 45 名から 50 名までの県・市議会については、議長 1 名と副議長 3 名、議員数が 20 名から 44 名までの県・市議会については、議長 1 名と副議長 2 名で構成される。この幹部は、地方議会でより多い議席数を獲得した順序に基づく政党出身の者とする。また、地方議会の議長は、地方議会の最大議席数を獲得した政党出身の地方議会議員とし、副議長は、地方議会の副議長の人数に応じて 2 番目、3 番目、4 番目（州議会においては 5 番目）に多く議席数を獲得した政党の出身者とする。

委員会については、州議会の場合は、議員数が 35 名から 55 名までの州議会は、4 つの委員会を設置し、議員数が 55 名を超える州議会は、5 つの委員会を設置する。一方、県・市議会の場合は、議員数が 20 名から 35 名までの県・市議会は、3 つの委員会を設置し、議員数が 35 名を超える県・市議会は、4 つの委員会を設置する。

9 地方議会の権利の実行

(1) 説明請求権¹⁷⁰

議員数が 35 名から 75 名までの州議会については、10 名以上の州議会議員と複数の会派から、議員数が 75 名を超える州議会については、15 名以上の州議会議員と複数の会派から提案され、州議会幹部に提出される。そして、州議会議員の過半数が出席した州議会全体会議において、出席した州議会議員の過半数の賛成により決定が採択されて承認を得た場合に、州議会の説明請求権となる。

一方、議員数が 20 名から 35 名までの県・市議会については、5 名以上の県・市議会議員と複数の会派から、議員数が 35 名を超える県・市議会については、7 名以上の県・市議会議員と複数の会派から提案され、県・市議会の幹部に提出される。そして、県・市議会議員の過半数が出席した県・市議会の全体会議において、出席した県・市議会議員の過半数の賛成により決定され承認を得た場合に、県・市議会の説明請求権となる。

(2) 調査権¹⁷¹

議員数が 35 名から 75 名までの州議会については、10 名以上の州議会議員と複数の会派から、議員数が 75 名を超える州議会については、15 名以上の州議会議員と複数の会派から提案され、州議会幹部に提出される。そして、州議会議員の 4 分の 3 以上が出席した州議会全体会議において、出席した州議会議員の 3 分の 2 以上の賛

¹⁷⁰ 地方行政法第 114 条第 1 項～第 3 項、第 167 条第 1 項～第 3 項

¹⁷¹ 地方行政法第 115 条第 1 項～第 3 項、第 116 条第 1 項、第 2 項、第 118 条、第 169 条第 1 項～第 3 項、第 170 条第 1 項、第 2 項、第 172 条

成により決定が採択されて承認を得た場合に、州議会の調査権となる。州議会は調査権の提案を受け入れるか、却下するかを決定し、調査権の提案を受け入れる場合には、州議会決定により州議会会派の全ての会派から構成される調査委員会を設置する。

一方、議員数が 20 名から 35 名までの県・市議会については、5 名以上の県・市議会議員と複数の会派から、議員数が 35 名を超える県・市議会については、7 名以上の県・市議会議員と複数の会派から提案され、県・市議会の幹部に提出される。そして、県・市議会議員の 4 分の 3 以上が出席した県・市議会の全体会議において、出席した県・市議会議員の 3 分の 2 以上の賛成により決定が採択されて承認を得た場合に、県・市議会の調査権となる。県・市議会は調査権の提案を受け入れるか、却下するかを決定し、調査権の提案を受け入れる場合には、県・市議会決定により県・市議会会派の全ての会派から構成される調査委員会を設置する。

なお、調査委員会は、調査委員会が設置されてから 60 日以内に、地方議会の全体会議に任務実行の報告を行う。

(3) 意見表明権¹⁷²

議員数が 35 名から 75 名までの州議会については、15 名以上の州議会議員と複数の会派から、議員数が 75 名を超える州議会については、20 名以上の州議会議員と複数の会派から提案され、州議会幹部に提出される。そして、州議会議員の 4 分の 3 以上が出席した州議会全体会議において、出席した州議会議員の 3 分の 2 以上の賛成により決定が採択されて承認を得た場合に、州議会の意見表明権となる。

一方、議員数が 20 名から 35 名までの県・市議会については、8 名以上の県・市議会議員と複数の会派から、議員数が 35 名を超える県・市議会については、10 名以上の県・市議会議員と複数の会派から提案され、県・市議会の幹部に提出される。そして、県・市議会議員の 4 分の 3 以上が出席した県・市議会の全体会議において、出席した県・市議会議員の 3 分の 2 以上の賛成により決定が採択されて承認を得た場合に、県・市議会の意見表明権となる。

10 地方議員の権利の実行¹⁷³

地方議会議員は免責特権を有し、地方議会の幹部及び議員は、待遇上の権利、会計上の権利、事務上の権利を有する。また、地方議会議員は法廷で告訴されることはできず、任期途中で交替することはできない。

¹⁷² 地方行政法第 120 条第 1 項～第 3 項、第 174 条第 1 項～第 3 項

¹⁷³ 地方行政法第 122 条第 1 項～第 3 項、第 123 条第 1 項、第 124 条第 1 項、第 176 条第 1 項～第 3 項、第 177 条第 1 項、第 178 条第 1 項

11 地方議会と決定の採択¹⁷⁴

地方議会の議会年度は、議員の任期の初めに議員が宣誓・誓いを述べた時点で開始され、3回の会期に分けられる。地方議会における全ての会議は、非公開とされる特定の会議を除き、基本的には公開される。

会議における決定の採択は、基本的には合意のための協議により行われ、達成されなかった場合は、多数決に基づいて採択される。全ての会議では、定足数を満たした場合に決定を採択することができる。

定足数を満たす条件は、以下のとおりとなっている。

- a. 調査権と意見表明権の実行を承認する場合、並びに地方首長・副首長の解任の提案に関する決定を採択する場合については、会議に地方議会議員の4分の3以上が出席していること
- b. 地方議会議員幹部を解任する場合、並びに地方条例と地方歳入歳出予算を定める場合については、会議に地方議会議員の3分の2以上が出席していること
- c. a.、b.の会議を除く地方議会の全体会議については、会議に過半数の地方議会議員が出席していること

また、a.については、出席した地方議会議員の3分の2以上により承認を得た場合、b.については、出席した地方議会議員の過半数により承認を得た場合、c.については、多数決で承認を得た場合に正式決定とされる。

なお、上記の定足数が満たされなかった場合、会議開催は2回まで延期され、それぞれの間隔は1時間を超えないこととする。また、会議が延期された時間の終了時点で定足数がなお満たされなかった場合、幹部は会議を最長3日、若しくは協議会が定める時点まで、延期することができる。

12 規律及び倫理規定¹⁷⁵

地方議会の規律は、法令の規定を指針として地方議会により定められ、地方議会内部に適用される。なお、地方議会の規律には、少なくとも以下に関する規定を記載することとされている。

- a. 宣誓・誓いを述べること
- b. 幹部の決定
- c. 幹部の解任及び交替
- d. 会議の種類と開催
- e. 機関の機能、任務、権限の実行、並びに議員の権利と義務

¹⁷⁴ 地方行政法第125条第1項、第2項、第126条、第128条第1項、第2項、第129条第1項～第5項、第179条第1項、第2項、第180条、第182条第1項、第2項、第183条第1項～第5項

¹⁷⁵ 地方行政法第132条第1項～第3項、第133条、第186条第1項～第3項、第187条

- f. 補佐機関の設置、構成、並びに任務と権限
- g. 議員の任期途中での交替
- h. 決定の採択の策定
- i. 地方議会と地方政府との間の相談の実行
- j. 住民の訴えと希望の提出の受理
- k. 儀礼の調整
- l. 専門家グループ・専門家の任務の実行

なお、地方議会は、地方議会の威信、尊厳、イメージ及び信用を維持するために、各議員が任期中に遵守しなければならない規範を記載した倫理規定を作成する。

13 禁止事項と処分¹⁷⁶

地方議会議員は次のことが禁じられている。

- a. ①国家高官又は他の地方の高官、②司法機関の判事、③公務員、インドネシア国軍・インドネシア国家警察、国有企業、地方所有企業又はその予算が国家歳入歳出予算・地方歳入歳出予算を財源とするその他の機関の職員の役職を兼任すること
- b. 教育機関における組織上の高官、公認会計士、コンサルタント、全国管轄弁護士又は地方弁護士、公証人、地方議会の任務と権限並びに地方議会議員の権利に関係するその他の職業により業務を行うこと
- c. 汚職、共謀、縁故主義を行うこと

なお、「6 地方議員の権利と義務」で述べた義務を実行しない地方議会議員には、儀礼局の決定に基づき処分が科される。処分の種類は、①口頭による注意、②書面による注意、③補佐機関の幹部からの解任の形をとる。

また、上記 a.、b.に違反したことが証明された地方議会議員には、地方議会議員の解任処分が科され、法的効力を得た裁判所の確定判決に基づき上記 c.で述べた規定に違反したことが証明された地方議会議員には、地方議会議員の解任処分が科される。

「6 地方議員の権利と義務」で述べた1つ又は複数の義務を実行しない、上記 a.～c.で述べた禁止事項の規定に違反をした地方議会議員がいることについて十分な証拠が得られた場合には、全ての個人、グループ、組織は、地方議会の儀礼局に訴えを請求することができる。

¹⁷⁶ 地方行政法第134条第1項～第3項、第135条第1項～第3項、第136条、第137条、第188条第1項～第3項、第189条第1項～第3項、第190条、第191条

14 任期途中の解任、交替及び一時的解任¹⁷⁷

地方議会議員は、①死亡、②辞任、③解任の理由により任期途中で職を退く。解任理由は以下のとおりとなっている。

- a. 一切の説明なく、連続して3か月間、地方議会議員としての任務を継続して行うことができない、若しくは常に支障がある
- b. 役職上の宣誓・誓いと地方議会の倫理規定に違反する
- c. 5年以上の禁固刑が科されうる刑事犯罪行為を行ったことを理由として、法的効力を得た裁判所の確定判決に基づき有罪が言い渡される
- d. 正当な理由なく自身の任務と義務となっている全体会議、地方議会の補佐機関の会議に、連続して6回欠席する
- e. 法令の規定に則り、政党により提案される
- f. 総選挙に関する法令の規定に則った、地方議会議員候補者としての条件を既に満たさなくなる
- g. 法律に定められている禁止事項の規定に違反する
- h. 法令の規定に則り、政党の党員を解任される
- i. 他の政党の党員となる

なお、任期途中で職を退く地方議会議員は、同一選挙区の同じ政党で、獲得票順位リストにおいて次点で最多票を獲得した地方議会議員候補者に交替される。

また、地方議会議員は以下の理由により一時的に解任される。

- j. 5年以上の禁固刑が科されうる一般刑事犯罪事件の容疑者となる
- k. 特殊刑事犯罪事件の容疑者となる

法的効力を得た裁判所の確定判決に基づき、以上の刑事犯罪行為を地方議会議員が行ったことが証明された場合には、当該の地方議会議員は地方議会議員を解任され、行ったことが証明されなかった場合には、当該の州議会議員の役職は回復される。

15 地方議会の支援システム¹⁷⁸

地方議会の任務と権限の円滑な実行を支援するために地方議会事務局が設置され、地方議会の任務と権限の実行にあたり、専門家グループ又は専門家チームが設置される。

地方議会事務局の組織構成と業務方法は、法令の規定に則って地方条例により定められる。また、州議会事務局は、会派の幹部と相談の後に州議会幹部の承認を得た上で州知事決定により任命と解任が行われ、1名の州議会事務局長により統率される。一

¹⁷⁷ 地方行政法第139条第1項、第2項、第143条第1項、第146条第1項～第3項、第193条第1項、第2項、第197条第1項、第200条第1項～第3項

¹⁷⁸ 地方行政法第201条第1項、第2項、第202条第1項～第3項、第203条第1項、第2項、第204条第1項、第2項、第205条第1項～第3項、第206条第1項、第2項

方、県・市議会事務局は、県・市議会の幹部の承認を得た上で県知事・市長決定により任命と解任が行われ、1名の県・市議会事務局長により統率される。なお、地方議会事務局長及び地方議会事務局職員は、公務員出身の者とする。

専門家グループ又は専門家チームについて、州議会は、議員、会派の幹部、及び地方議会の補佐機関の幹部の提案に基づき、州議会事務局長決定により必要に応じて任命と解任が行われる。一方、県・市議会は、議員の提案と県・市地方の能力に基づき、県・市議会事務局長決定により必要に応じて任命と解任が行われる。なお、専門家グループ又は専門家チームは、地方議会の補佐機関において反映される、地方議会の任務と権限の区分に応じて任務を行う。

16 地方議会と地方首長との間の業務関係¹⁷⁹

地方議会と地方首長との間の業務関係は、同等のパートナー関係に基づき、以下の形で実現される。

- a. 地方条例の策定における共同承認
- b. 地方議会への責任説明報告書の提出
- c. 地方政府により行われる協力に対する承認
- d. 地方首長との定例地方議会協議会議
- e. 法令の規定に則ったその他の形

なお、責任説明報告書の提出を、地方首長解任の手段とすることはできない。

第3節 地方議会の組織・運営

1 地方議会の議席数

州議会の議席数は、「総選挙に関する2017年法律第7号」（以下、「総選挙法」という。）により35議席～120議席と定められ、州の総人口に応じて議席数が決定される¹⁸⁰。選挙区は県・市又は複数の県・市であり、各選挙区の議席数は3議席～12議席とされる¹⁸¹。

県・市議会の議席数は20議席～55議席とされ、県・市の総人口に応じて決定される¹⁸²。選挙区は郡又は複数の郡であり、各選挙区の議席数は3議席～12議席とされる¹⁸³。

人口規模別の州議会及び県・市議会の議席数は以下のとおりとなっている。

¹⁷⁹ 地方行政法第207条

¹⁸⁰ 総選挙法第188条

¹⁸¹ 総選挙法第189条第1項、第2項

¹⁸² 総選挙法第191条

¹⁸³ 総選挙法第192条第1項、第2項

州議会の議席数

| | |
|-------------------------------|--------|
| a. 人口 100 万人未満の州 | 35 議席 |
| b. 人口 100 万人以上 300 万人未満の州 | 45 議席 |
| c. 人口 300 万人以上 500 万人未満の州 | 55 議席 |
| d. 人口 500 万人以上 700 万人未満の州 | 65 議席 |
| e. 人口 700 万人以上 900 万人未満の州 | 75 議席 |
| f. 人口 900 万人以上 1,100 万人未満の州 | 85 議席 |
| g. 人口 1,100 万人以上 2,000 万人未満の州 | 100 議席 |
| h. 人口 2,000 万人以上の州 | 120 議席 |

県・市議会の議席数

| | |
|-----------------------------|-------|
| a. 人口 10 万人未満の県・市 | 20 議席 |
| b. 人口 10 万人以上 20 万人未満の県・市 | 25 議席 |
| c. 人口 20 万人以上 30 万人未満の県・市 | 30 議席 |
| d. 人口 30 万人以上 40 万人未満の県・市 | 35 議席 |
| e. 人口 40 万人以上 50 万人未満の県・市 | 40 議席 |
| f. 人口 50 万人以上 100 万人未満の県・市 | 45 議席 |
| g. 人口 100 万人以上 300 万人未満の県・市 | 50 議席 |
| h. 人口 300 万人以上の県・市 | 55 議席 |

(総選挙法第 188 条第 2 項、191 条第 2 項)

2 地方議会の機関

インドネシアの地方議会は、「地方議会の規則のガイドラインに関する 2005 年政令第 53 号」(以下、「議会令」という。)において、①議長団 (Pimpinan)、②議会運営委員会 (Panitia Musyawarah)、③常任委員会 (Komisi)、④懲罰委員会 (Badan Kehormatan)、⑤予算委員会 (Panitia Anggaran)、⑥その他の機関で構成されとされ、その他の機関には、本会議から付託された議事について審議する特別委員会 (Panitia Khusus) が含まれる。

(1) 議長団¹⁸⁴

議長団とは、議長及び副議長を指す。議員数が 45 名以上の州議会の議長団は 1 名の議長と 3 名の副議長、議員数が 45 名未満の州及び県・市議会の議長団は 1 名の議長と 2 名の副議長で構成され、議長団の候補者は会派から擁立され、本会議における選挙において多数を得たものが当選するが、議長と各副議長はそれぞれ別の会派から選出される。議長団は議会の運営に関して責任を有し、議事進行や議案に関する地方首長や地方政府の機関との協議、地方議会の議事進行、地方議会のスポーク

¹⁸⁴ 議会令第 9 条～第 14 条、第 44 条

スマンとして地方議会の決定事項を社会に周知する役割、法廷内外で地方議会を代表する役割等を有する。

(2) 議会運営委員会¹⁸⁵

議会運営委員会は常設の機関であり、選挙後の最初の議会において組織される。議会運営委員会は各会派からの代表で構成され、議長団もその職責上議会運営委員会の委員を兼ねる。その人数は議員総数の半数以下とされている。議会運営委員会の主な機能は、①議会の行動計画の立案に対して提案し意見を表明すること、②議会日程及び議題を決定すること、③議会内で意見の対立が生じた場合の調整及び裁決を行なうこと、④議会の活動内容に対して意見を表明すること、⑤特別委員会の設置を提案することであり、各委員は所属会派の意見調整を行い、議会運営委員会での議論を各会派にフィードバックする役割を有している。

(3) 常任委員会¹⁸⁶

常任委員会は常設の機関であり、選挙後の最初の議会において組織される。議長・副議長を除く全ての議員は1つの常任委員会に必ず所属しなければならない。議員の各常任委員会への配属や他委員会への異動については議員が所属する会派からの提案に基づき本会議で決定・任命され、委員長・副委員長・書記は委員による互選で選出され本会議に報告される。常任委員会の設置数は上限が設定されており、35人から75人までの州議会は4常任委員会、75人以上の州議会は5常任委員会を、20人から35人までの市・県議会は3常任委員会、35人以上の市・県議会は4常任委員会を設置できる。

常任委員会の主な機能は以下のとおりである。

- a. 地方条例案及び地方議会決定に関する検討を行うこと
- b. 各常任委員会の所管分野に関する開発、地方政府の行政運営、及び社会問題を監視すること
- c. 地方首長や住民から地方議会に対して寄せられた諸問題に関して、議長団による解決策の検討を補佐すること
- d. 民意を集約・調整し、議論を通じて対応すること
- e. 作業会議を設け、ヒアリングを行うこと
- f. 議長団に対して、各常任委員会の所管分野に関する諸事項を提案すること

(4) 懲罰委員会¹⁸⁷

懲罰委員会は、常設の機関であり本会議において組織される。懲罰委員会委員は、

¹⁸⁵ 議会令第46条、第47条

¹⁸⁶ 議会令第48条、第49条

¹⁸⁷ 議会令第50条、第51条

最低3名、最高7名の委員で構成され、その任命の提案は本会議において議長団によって行なわれる。34人までの市・県議会は3人の懲罰委員、35人～50人の市・県議会は5人の懲罰委員、74人までの州議会は5人の懲罰委員、75～100人の州議会は7人の懲罰委員で構成される。懲罰委員会の機能は、議員の行動が法令、倫理規定、秩序規定等を遵守しているかを監視・評価すること、議員が法令や倫理規定に違反していないかを調査すること、地方首長や住民から寄せられた告発を調査・裁決し必要な対応を講じること、調査結果を踏まえて議員の罷免を提案すること、調査によって告発が事実でないとした場合、議長団に対して名誉回復の措置を講じるよう勧告を行うこと等である。

(5) 予算委員会¹⁸⁸

予算委員会は各常任委員会から1名ずつの委員、議会の構成に応じた各会派からの代表により構成され、議長・副議長もその職責上予算委員会の委員を兼ねており、本会議において任命される。予算委員会の主な機能は、翌年度の予算条例が成立する少なくとも5か月前までに、地方首長に対して予算の編成に関する意見書を提出すること、地方首長から提出された予算条例案及び補正予算条例案を審議し議決すること、地方議会予算の編成に関して議会事務局に対して意見を表明すること等である。

3 議会の開催及び種類¹⁸⁹

インドネシアにおける地方議会の年度は1月1日から12月31日までで、3つの会期に分けられる。会期はそれぞれ開会期間(Masa Sidang)と最大6日の休会期間(Masa Reses)に分けられ、法令上、議会は定期的に年6回以上開催することとされている。なお、各議員は休会期間においても、民意を汲み取るために選挙区を巡ることが定められている。この住民ニーズの汲み取りは「民意の網(Jaring Asmara)」と呼ばれ、聞き取った内容は、議長団に提出され議会運営に反映される。定例会議の招集は議会運営委員会の日程調整及び日程の決定に基づいて議長又は副議長が行うこととされているが、定例会議以外の議会については議員の5分の1以上の要求、若しくは地方首長が要求することができ、議長団によって招集される。なお、地方議会で行なわれる会議には以下の種類がある。

- a. 本会議 (Rapat Paripurna)
- b. 特別本会議 (Rapat Paripurna yang bersifat istimewa)
- c. 議長団会議 (Rapat Pimpinan)
- d. 議会運営委員会 (Rapat Panitia Musyawarah)
- e. 常任委員会・特別委員会 (Rapat Komisi)

¹⁸⁸ 議会令第52条、第53条

¹⁸⁹ 議会令第55～57条

- f. 合同委員会 (Rapat Gabungan Komisi)
- g. 議長団・常任委員会幹部・会派幹部三者会議 (Rapat Gabungan Pimpinan DPRD dengan Pimpinan Komisi dan atau Pimpinan Fraksi)
- h. 予算委員会 (Rapat Panitia Anggaran)
- i. 懲罰委員会 (Rapat Badan Kehormatan)
- j. 作業会議 (Rapat Kerja)
- k. 公聴会 (Rapat Dengar Pendapat)
- l. その他地方議会の規定により定められた会議

本会議は地方議会において最高の会議であり、地方条例案や地方議会決定を議決する。一方、特別本会議は特定の議題の際に開催される会議であり、合意事項を議事しない会議である。どちらも議長団が議事進行を行なっている。議会運営委員会の開催前や地方条例案の採決前に開催され、会議において会派の意見を表明するために、会派としての意見の取りまとめが行われる。合同委員会は複数分野に関する議案について複数の委員会により合同で開催され、議長団・常任委員会幹部・会派幹部三者会議は地方予算条例案の検討等の際に関係者が合同で開催するものである。懲罰委員会の会議は懲罰委員会の会長若しくは副会長によって開催される会議である。

4 定足数・議決要件¹⁹⁰

地方議会の本会議の定足数及び議決要件は以下のとおりである。

(1) 地方首長・副首長の罷免要求の議決

議員総数の4分の3以上の出席及び出席議員の3分の2以上の賛成

(2) 議長団の任命・罷免に関する地方議会決定、地方条例案・予算条例案の議決

議員総数の3分の2以上の出席及び出席議員の過半数以上の賛成

(3) その他の議案の議決

議員総数の2分の1以上の出席及び出席議員の多数決

5 会議の公開¹⁹¹

会議は、その種類や性質に応じて以下のとおり公開・非公開が決まっている。ただし、議長及び副議長の選出に関する会議、地方首長・副首長選挙の当選者の決定の認定に関する会議、地方条例に関する会議、予算に関する会議、地方税・地方利用者負担金に関する会議、地方借入金に関する会議、地方公営企業に関する会議、等については非

¹⁹⁰ 議会令第58条

¹⁹¹ 議会令第59条、第60条

公開とすることができない。

- ・ 公開 : 本会議、特別本会議、作業会議、公聴会
- ・ 非公開 : 議長団会議
- ・ 原則非公開 : 常任委員会、合同委員会、議会運営委員会、特別委員会、懲罰委員会

6 地方条例案の審議・成立

地方条例案を提出することができるのは地方首長又は地方議会である。地方議会による提出の場合を紹介すると、まず、5名以上の議員の連名によって、議長団に対して地方条例案の提出の提案が行われる。議長団は議会運営委員会の意見を得た上で本会議に送付し、本会議では地方条例案の提案を議会として採用するかどうかについて議論が行われ、この際に提案者による趣旨説明、地方首長側の意見表明、他の議員の見解表明及び必要な修正を行った後に議決される¹⁹²。採択された場合は議会提出条例案として審議が行われる。地方条例案は以下のように4段階の審議が行われる¹⁹³。

【第1段階】

本会議において、地方首長が提出した地方条例案の場合は、地方首長による趣旨説明が、地方議会が提出した地方条例案の場合は常任委員会、合同委員会、特別委員会の幹部（委員長、副委員長、事務局長）による趣旨説明が行われる。

【第2段階】

本会議において、地方首長が提出した地方条例案の場合は、会派からの質問及び質問に対する地方首長の回答が、地方議会が提出した地方条例案の場合は、地方首長からの意見表明・質問及び地方条例案を提出した議員の会派や常任委員会からの回答が行われる。

【第3段階】

第2段階までの議論を踏まえて、常任委員会・合同委員会・特別委員会のいずれかにおいて、地方首長又は任命を受けた幹部公務員との議論が行なわれる。通常は常任委員会で議論されているが、議会運営委員会は、合同委員会又は特別委員会で議論することを決定することができる。議論の結果は議会運営委員会に送付され、議会運営委員会からの助言、修正、意見の付与が行われる。

【第4段階】

第3段階までの議論の結果報告を踏まえ、本会議において、各会派からの最終意見の表明及び採決が行われ、議決に対する地方首長の見解が表明される。

議決後の手続については、遅くとも7日以内に、議長団から地方首長に対して議決

¹⁹² 議会令第29条

¹⁹³ 議会令第97条

された地方条例が送付され、地方首長に対して地方条例として認証するよう求める。地方首長は議決から遅くとも 30 日以内に、地方首長の認証宣言文、日付及び署名を地方条例の最終ページに記入し、これをもって地方条例が認証される。なお、地方首長が署名を行わない場合は、議決から 30 日経過後に自動的に地方条例が成立することとなる。成立した条例は官房長によって地方官報に掲載され、この時点で地方条例が有効となる¹⁹⁴。



スラバヤ市議会：本会議場

第 4 節 地方政府組織

1 地方補佐機関

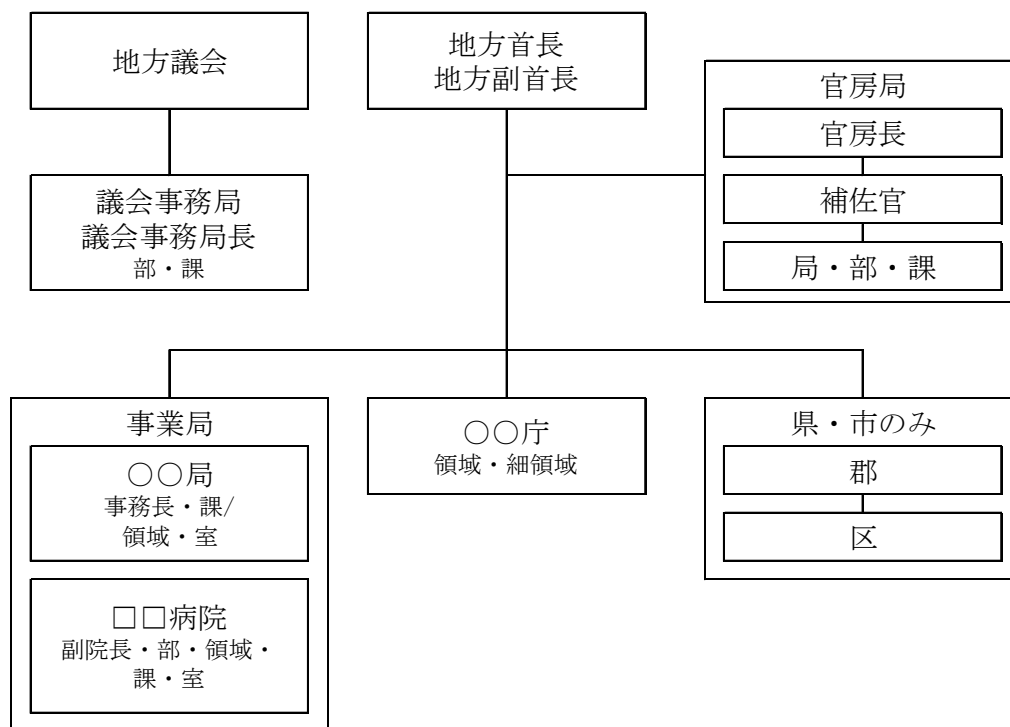
地方首長と地方議会は、行政事務の運営において地方補佐機関により補佐される¹⁹⁵。州の地方補佐機関は、①地方官房局、②地方議会事務局、③監査局、④事業局、⑤庁から構成され、県・市の地方補佐機関は以上の①～⑤に加え⑥郡から構成される¹⁹⁶。また、組織構成や任務、機能等の地方補佐機関に関する詳細な規定は、政令によって定められる¹⁹⁷。この政令は組織令（地方政府の組織に関する 2016 年政令第 18 号）を指している。本節では、地方行政法及び組織令をもとにインドネシアの地方補佐機関を紹介する。

¹⁹⁴ 議会令第 99 条～第 101 条

¹⁹⁵ 地方行政法第 208 条第 1 項

¹⁹⁶ 地方行政法第 209 条第 1 項、第 2 項

¹⁹⁷ 地方行政法第 232 条第 1 項、第 2 項



(図 4-1) インドネシアの地方政府組織概念図
出典 (組織令を基に作成)

(1) 地方官房局 (sekretariat daerah) ¹⁹⁸

地方官房局は地方官房長により統率される。地方官房長は、地方補佐機関の任務の遂行に対する政策の作成及び事務調整、並びに事務サービスにおいて地方首長を補佐する任務を持つ。なお、任務の遂行において、地方官房長は地方首長に責任を負うとされる。官房長の下には複数の補佐官 (Assisten) が置かれ、州の場合はさらに局 (Biro)、部 (Bagian)、課 (Sub-Bagian) が、県・市の場合は部、課が置かれる。官房局は以下の機能を有している¹⁹⁹。

- a. 地方政府の政策立案
- b. 事業局、庁等との調整
- c. 地方政府の政策実施全般に対する監督及び評価
- d. 地方行政運営及び地方政府組織の管理
- e. その他地方首長が定める事務の実施

(2) 地方議会事務局 (sekretariat DPRD) ²⁰⁰

地方議会事務局は、地方議会事務局長により統率され、以下の任務を持つ。

- a. 事務管理を行う

¹⁹⁸ 地方行政法第 213 条第 1 項、第 2 項、第 3 項

¹⁹⁹ 組織令第 7 条第 4 項、第 29 条第 4 項

²⁰⁰ 地方行政法第 215 条第 1 項、第 2 項、第 3 項

- b. 会計事務を行う
- c. 地方議会の任務と機能の実行を支援する
- d. 機能の実行において地方議会が必要とする専門家の提供と調整を必要に応じて行う

なお、地方議会事務局長は任務の遂行にあたり、実務上の技術面では地方議会の議長に責任を負い、事務面では地方官房長を通して地方首長に責任を負うとされる。

(3) 監査局 (inspektorat) ²⁰¹

地方監査局は監査官により統率される。また、地方監察局は、地方の権限となっている行政事務及び地方補佐機関による補佐任務の実行に対する指導と監督において、地方首長を補佐する任務を持ち、任務の遂行にあたっては、地方官房長を通して地方首長に責任を負うとされる。

(4) 事業局 (dinas) ²⁰²

事業局は地方の権限となっている行政事務を実行するために設置され、1名の局長により統率される。局長は、地方の権限となっている行政事務の実行において、地方首長を補佐する任務を持ち、任務の遂行にあたっては、地方官房長を通して地方首長に責任を負うとされる。なお、事業局は以下のとおり分類される。

- a. 業務の負荷が大きいものを担当するために設置される、Aタイプの局
- b. 業務の負荷が中程度のを担当するために設置される、Bタイプの局
- c. 業務の負荷が小さいものを担当するために設置される、Cタイプの局

上記の業務の負荷の決定は、人口、地域面積、地方の権限となっている各行政事務の規模、義務的行政分野のための地方財政能力を根拠とする。また、選択的行政分野のための潜在性、雇用機会の創出に関する見込み、及び土地利用に基づく。

事業局の機能は以下のとおり定められている²⁰³。

- d. 所管分野の政策立案
- e. 所管分野の事務等の実施
- f. 所管分野の事務等の実施に関する評価及び報告
- g. 所管分野の管理及び運営
- h. その他地方首長が定める事務の実施

(5) 庁 (badan) ²⁰⁴

庁は地方の権限となっている行政事務を支援する、①計画、②会計、③人事並びに

²⁰¹ 地方行政法第 216 条第 1 項、第 2 項、第 3 項

²⁰² 地方行政法第 217 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 218 条第 1 項、第 2 項、第 3 項

²⁰³ 組織令第 13 条第 4 項、第 35 条第 4 項

²⁰⁴ 地方行政法第 219 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 220 条第 1 項、第 2 項、第 3 項

教育及び研修、④研究開発、⑤法令の規定に則ったその他の機能を含む機能を実行するために設置され、1名の長により統率される。庁の長は、地方の権限となっている行政事務支援機能の実行において地方首長を補佐する任務を持ち、任務の遂行にあたっては、地方官房長を通して地方首長に責任を負うとされる。なお、庁は以下のとおり分類される。

- a. 業務の負荷が大きい行政事務の補佐機能の実行を担当するために設置される、Aタイプの庁
 - b. 業務の負荷が中程度の行政事務の補佐機能の実行を担当するために設置される、Bタイプの庁
 - c. 業務の負荷が小さい行政事務を担当するために設置される、Cタイプの庁
- 上記の業務の負荷の決定は、人口、地域面積、地方財政能力、及び業務範囲に基づく。

(6) 郡 (Kecamatan) ²⁰⁵

郡は、区・村の行政運営の調整、公共サービス及び住民の活性化の向上の一環として設置され、県知事・市長直属で、地方官房長を通して県知事・市長に責任を負う、郡長と呼ばれる1名の郡の首長により統率される。なお、県知事・市長は、行政に関する専門知識を習得し、法令の規定に則った人事条件を満たす公務員から郡長を任命する。郡長の任務は、①一般分野（第3章第5節で詳細説明）、②住民活性化の活動の調整、③平穏な社会と公共秩序を実施する取組の調整、④地方条例及び地方首長令の適用と執行の調整、⑤公共サービスのインフラ及び設備の維持の調整、⑥郡の地方付属機関が行う行政活動の実行の調整、⑦区・村の活動の実施に対する指導と監督、⑧県・市地方の権限となっている行政事務で、郡にある県・市付属機関の部署に行われないものの実行、⑨法令の規定に則ったその他の任務の実行となっている。

(7) 区 (Kelurahan) ²⁰⁶

区 (Kelurahan) は郡の下に置かれ、住民にとっては最も身近な行政単位である。基本的に区は、都市部を主に管轄する地方政府「市」の中にある郡の下に置かれている。区は政令を指針として県・市条例により設置され、郡の付属機関として郡長に責任を負う、区長と呼ばれる1名の区の首長により統率される。なお、区長は法令の規定に則り、地方官房長の提案に基づいて条件を満たした公務員から地方官房長の提案により県知事・市長により任命される²⁰⁷。また、区長は①区の行政活動の実行、②住民の活性化、③住民サービス、④平穏な社会と公共秩序の維持、⑤インフラと公

²⁰⁵ 地方行政法第 221 条第 1 項、第 224 条第 1 項、第 2 項、第 225 条第 1 項

²⁰⁶ 地方行政法第 229 条第 1 項、第 2 項、

²⁰⁷ 地方行政法第 229 条第 3 項、第 4 項

共サービス施設の管理、⑥郡長に与えられるその他の任務の実行、⑦法令の規定に則ったその他の任務の実行にあたっては郡長を補佐する任務を持つ。

(8) 風紀取締隊 (Satuan Polisi Pamong Praja) ²⁰⁸

風紀取締隊は地方条例と地方首長令の執行、公共秩序と平穏な社会の維持管理、住民保護を目的に設置され、以下の権限を持つ。

- a. 地方条例・地方首長令に対する違反を行った住民、国家機関、法人に対し司法外の取締り行為を行う
- b. 公共秩序と住民の平穏な社会を乱した住民、国家機関、法人を取り締まる
- c. 地方条例・地方首長令に対する違反を行ったことが疑われる住民、国家機関、法人に対する捜査を行う
- d. 地方条例・地方首長令に対する違反を行った住民、国家機関、法人に対し行政措置を行う

(9) 専門スタッフ (Staf Ahli) ²⁰⁹

上記の様な組織とは別に、地方首長はその事務執行を補佐させるために、公務員の中から3名を上限とする専門スタッフを任命することができる。専門スタッフの役割は、戦略的な課題について地方首長に対し助言することであり、その事務処理は行政運営上官房長の指揮下に置かれる。

2 地方政府の組織数

地方政府が設置することのできる最大の組織数は組織令別表によって定められる公式を用いて求められるスコアで決定される²¹⁰。公式は各地方政府の、①人口、②行政区域面積、③歳入歳出予算規模に応じたポイントの合計である²¹¹。スコアによるカテゴリの分類は以下の図4-2のとおりとなっている。

²⁰⁸ 地方行政法第255条第1項、第2項

²⁰⁹ 組織令第102条、第103条

²¹⁰ 組織令第6条第1項

²¹¹ 組織令第6条第2項

| 地方補佐機関 | カテゴリ | | |
|-------------------------------------|---------------|----------------|----------------|
| | A | B | C |
| (1) 地方官房局 (2) 地方議会事務局 (3) 監査局 | スコア 801 以上 | スコア 601～800 | スコア 600 以下 |
| (4) 事業局 (5) 庁 | スコア 801 以上 | スコア 601～800 | スコア 400～600 |
| (6) 郡 | スコア 601 以上 | スコア 600 以下 | — |

(図 4 - 2) 各地方政府機関のスコアによるカテゴリ分類

出典 (組織令第 53 条第 1 項、第 2 項、第 4 項を基に作成)

地方補佐機関のカテゴリ別の構成については、州、県、市それぞれ組織令で定められるが、例として州のカテゴリ別の構成を記載する。

(1) 官房局 (組織令第 55 条～第 57 条)

| | |
|--------|---|
| カテゴリ A | 最大 3 名の補佐官から構成され、1 名の補佐官の下に最大 3 つの局が設置される。1 つの局は最大 3 つの部で構成され、1 つの部は最大 3 つの課で構成される。 |
| カテゴリ B | 最大 3 名の補佐官から構成され、1 名の補佐官の下に最大 2 つの局が設置される。1 つの局は最大 3 つの部で構成され、1 つの部は最大 3 つの課で構成される。 |
| カテゴリ C | 最大 2 名の補佐官から構成され、1 名の補佐官の下に最大 2 つの局が設置される。1 つの局は最大 3 つの部で構成され、1 つの部は最大 3 つの課で構成される。 |

(2) 議会事務局 (組織令第 59 条)

| | |
|--------|-------------------------------------|
| カテゴリ A | 最大 4 つの部に分類され、1 つの部は最大 3 つの課で構成される。 |
| カテゴリ B | 最大 3 つの部に分類され、1 つの部は最大 3 つの課で構成される。 |
| カテゴリ C | 最大 3 つの部に分類され、1 つの部は最大 2 つの課で構成される。 |

(3) 監査局 (組織令第 60 条)

| | |
|--------|--|
| カテゴリ A | 1 つの事務局と最大 4 名の監査官補佐から構成され、事務局は 3 つの課で構成される。 |
|--------|--|

| | |
|--------|---|
| カテゴリ B | 1つの事務局と最大3名の監査官補佐から構成され、事務局は2つの課で構成される。 |
| カテゴリ C | 1つの事務局と最大2名の監査官補佐から構成され、事務局は2つの課で構成される。 |

(4) 事業局 (組織令第62条～第64条)

| | |
|--------|--|
| カテゴリ A | 1つの事務局と最大4つの課から構成される。事務局は最大3つの領域で構成され、領域は最大3つの室で構成される。 |
| カテゴリ B | 1つの事務局と最大3つの課から構成される。事務局は最大2つの領域で構成され、領域は最大3つの室で構成される。 |
| カテゴリ C | 1つの事務局と最大2つの課から構成される。事務局は最大2つの領域で構成され、領域は最大3つの室で構成される。 |

(5) 庁 (組織令第67条～第69条)

| | |
|--------|--|
| カテゴリ A | 1つの事務局と最大4つの課から構成される。事務局は最大3つの領域で構成され、領域は最大3つの細領域で構成される。 |
| カテゴリ B | 1つの事務局と最大3つの課から構成される。事務局は最大2つの領域で構成され、領域は最大3つの細領域で構成される。 |
| カテゴリ C | 1つの事務局と最大2つの課から構成される。事務局は最大2つの領域で構成され、領域は最大3つの細領域で構成される。 |

3 地方補佐機関の担当分野

事業局の業務は、義務的行政分野と選択的行政分野から構成され、義務的行政分野は基本的なサービスに係る分野とそれ以外の分野で構成される²¹²。基本的なサービスに係る分野は、a.教育、b.保健、c.インフラ整備と空間計画、d.住宅と住宅地域整備、e.治安と住民保護、f.社会政策である。それ以外の分野は、g.労働力、h.女性エンパワーメントと児童保護、i.食糧調達、j.土地利用、k.環境、l.住民記録、m.住民と村落エンパワーメント、n.家族計画、o.運輸、p.情報通信、q.共同組合・小企業、r.投資、s.青年・スポーツ、t.統計、u.機密保持、v.文化、w.図書館、x.文書管理である。選択的行政分野は、a.海洋と漁業、b.観光、c.農業、d.林業、e.エネルギーと鉱物資源、f.通商、g.産業、h.移住である。

庁の業務は、a.計画、b.会計、c.人事並びに教育及び研修、d.研究開発、e.法令の規定に則ったその他の機能である²¹³。

²¹² 組織令第15条第1項～第5項

²¹³ 組織令第24条第5項

(参考) スラバヤ市の実例 (郡、区の取組等)

スラバヤ市パベアン・チャンティアン郡の役割は、スラバヤ市長のビジョンで「郡と区が継続的な開発・発展を担うこと」及び「人間性が豊かな街にすること」と示されており、この目標を達成するために協力することが役割である。また、郡としても目標を持っており、2022年は50歳以下の低所得者数878人を25%の219人まで減らすという目標を立てている。目標達成に向け、①未就職者のためのプログラムと②収入が月300万ルピア以下の人のためのプログラムを用意している。①では、ホテル等で使用されるスリッパの製作や、なまずの養殖²¹⁴など実施し、②では、Eコマースの訓練を実施する。2023年は2022年と同様、50歳以下の低所得者の割合を25%まで減らすことを目標とし、目標達成に向け、飲食物や制服、ヒジャブを製作する訓練や小売業、外国語(英語、中国語)の訓練、会社や工場への就職支援を実施するとしている。なお、パベアン・チャンティアン郡は観光に力を入れていきたいと考えており、コタラマ地区を再生し観光地としていく予定である。



郡事務所



郡窓口の様子

また、スラバヤ市パベアン・チャンティアン郡は、北ペラ区、東ペラ区、ボンカラ区、北クレンバンガン区、ニャンプルンガン区の5つの区に分かれている。ニャンプルンガン区は、貧困撲滅と失業者数の減少を目指し、①貧困者の実態を把握するための「貧困者の真偽の確認」、②60歳以上の高齢者、体の不自由な方、孤児を対象とした「食事提供事業」、③学費が払えない、教科書を購入できない生徒に対して奨学金を支給する「教育支援事業」、④保健サービスを無料で受けることができるカードを発行する「保健事業」、⑤車椅子や杖、聴覚補助機などの設備を提供する「設備支援事業」、⑥雨漏りやトイレの無い家を対象とした「住宅改築事業」といった支援事業を実施している。また、区長のメインプログラムは、文化財再整備と中小企業支援である。

²¹⁴ ①簡単に飼育することができ、小さい池でも飼育可能であること、②自分で食べることができるだけでなく、高額で販売することも可能であることからなまずを選択した。



区事務所



区窓口の様子

第5節 地方条例と地方首長令

1 地方条例

(1) 一般規定²¹⁵

地方行政法では、地方自治と補佐任務を実行するために、地方は地方条例を策定するとし、地方条例は地方首長と共同承認により地方議会により策定されるとしている。地方条例の記載内容は、「地方自治と補佐任務の実行」と「上位法令の規定の詳細な解説」で、法令の規則に則った地域的内容を記載可能としている。

また、地方条例の策定には、法令の規定を指針とする計画、作成、審議、制定、公布の段階が含まれ、住民は地方条例策定にあたり口頭、書面により意見を提出する権利を有している。

さらに、地方条例には、法規の規定に則り、地方条例の執行・実行に対する強制徴収の全額又は一部を違反者に負担させることに関する規定を記載することができるだけでなく、拘留刑、罰金刑、罰則、行政処分について記載することができる。行政処分は、①口頭による注意、②書面による注意、③活動の一時停止、④活動の恒久的停止、⑤許可の一時取り消し、⑥許可の恒久的取り消し、⑦行政罰金、⑧法令の規定に則ったその他の行政処分の形を取る。

(2) 計画²¹⁶

地方条例の作成計画は、地方条例策定プログラムにおいて行われる。地方条例策定プログラムは、地方条例案策定の優先順位に基づき、1年間の期間で地方議会と地方首長により作成され、地方議会決定により定められる。この地方条例策定プログラムの作成と決定は、毎年、地方歳入歳出予算に関する地方条例案を決定する前に行われる。

²¹⁵ 地方行政法第 236 条第 1 項～第 3 項、第 237 条第 2 項、第 3 項、第 238 条第 1 項、第 3 項～第 5 項

²¹⁶ 地方行政法第 239 条第 1 項～第 7 項

地方条例策定プログラムには、「最高裁判所の決定の結果」と「地方歳入歳出予算」から構成される公開累積リストを記載することができ、県・市の条例策定プログラムには、その他に「郡の整備」と「村の整備」に関する公開累積リストを記載することができる。

また、特定の状況においては、地方議会又は地方首長は、以下の理由により、地方条例策定プログラム以外の地方条例案を提出することができる。

- a. 非常事態、紛争状況、又は自然災害を克服するため
- b. 他者との協力の継続措置を取るため
- c. 緊急性がある特定の状況を克服するため（地方条例の策定分野を専門に担当する地方議会の補佐機関と地方政府の法律分野を担当する部との共同承認を得ることができる場合）
- d. 州条例について大臣による取り消し、県・市条例について中央政府の代表としての州知事による取り消しの結果として
- e. 地方条例策定プログラムが定められた後の、上位の法令の規定による命令

（３）作成及び審議²¹⁷

地方条例案の作成は、地方議会又は地方首長から提案されることができ、地方条例策定プログラムに基づいて行われる。また、地方条例案の審議は、地方議会と地方首長により共同で行われ、共同承認を得る。なお、作成及び審議ともに法令の規定を指針とする。

（４）制定及び公布²¹⁸

地方議会と地方首長に共同承認された地方条例案は、地方条例として制定するために地方議会の幹部から地方首長に、共同承認の日付から３日以内に提出される。

州知事は、州議会幹部から州条例案を受理してから３日以内に、地方条例登録番号を得るために大臣に、県知事・市長は、県・市議会の幹部から県・市条例案を受理してから３日以内に、地方条例登録番号を得るために、中央政府の代表としての州知事に提出しなければならない。

地方条例案が受理されてから７日以内に、大臣は州条例案登録番号を発行し、中央政府の代表としての州知事は県・市条例案登録番号を発行し、地方議会と地方首長により共同承認されてから３０日以内に、署名がされて地方首長により制定される。

制定された地方条例は、地方官房長により地方官報において公布される。地方条例に別途定められている場合を除き、地方条例は公布日より発効し、拘束力を持つ。

²¹⁷ 地方行政法第 240 条第 1 項～第 3 項、第 241 条第 1 項、第 3 項

²¹⁸ 地方行政法第 242 条第 1 項～第 6 項、第 244 条第 1 項～第 3 項

(5) 評価²¹⁹

地方長期開発計画、地方中期開発計画、地方歳入歳出予算、地方歳入歳出予算の修正、地方歳入歳出予算の執行責任、地方税、地方利用者負担金及び地方空間計画に関して定める州条例案は、州知事により制定される前に大臣の評価を、県・市条例案は、県知事・市長により制定される前に、中央政府の代表としての州知事の評価を受けなければならない。

また、大臣は、地方税及び地方利用者負担金に関する地方条例案の評価を行うにあたっては、財務分野の行政事務を実行する大臣と調整を行い、地方空間計画に関する州条例案の評価については、空間計画分野の行政事務を実行する大臣と調整を行う。一方、中央政府の代表としての州知事は、地方税及び地方利用者負担金に関する州・市条例案の評価を行うにあたっては、大臣に相談を行い、その後、大臣は財務分野の行政事務を実行する大臣と調整を行う。また、地方空間計画に関する県・市条例案の評価については、大臣に相談を行い、その後、大臣は空間計画分野の行政事務を実行する大臣と調整を行う。

2 地方首長令²²⁰

地方首長は、地方条例を実施するために、若しくは法令の権限により、地方首長令を制定する。なお、地方条例の策定の原則、内容、策定に関する規定は地方首長令の策定についても準用される。また、地方首長令の計画、策定、制定は、法令の規定を指針とし、公布は地方官房長により地方公報において行われ、地方首長令に別途定められている場合を除き、地方首長令は公布日より発効し、拘束力を持つ。

(参考) スラバヤ市の常任委員会の実例

常任委員会の役割はスラバヤ市議会のあり方に関する 2018 年条例第 1 号の第 48 条及び第 49 条に定められている。2018 年条例第 1 号の第 48 条によると、委員会の役割は以下のとおりとなっている。

- a. 地方自治体が法律や条例によって定められる任務や使命を果たすよう監視する
- b. 地方予算に関する協議を行う
- c. 委員会の専門分野と関わる議決案の議論を行う
- d. 委員会の専門分野と関わる条例案の議論を行う
- e. 市長若しくは市民からいただいた課題の解決に向けて議長を補佐する
- f. 市民の福祉と関わる議題の議論を行う

²¹⁹ 地方行政法第 245 条第 1 項～第 4 項

²²⁰ 地方行政法第 246 条第 1 項、第 2 項、第 247 条、第 248 条第 1 項～第 3 項

- g. 市民の福祉を向上できる対策を講じる
- h. 市民の意見を徴収するため会議を実施すること
- i. 議長に委員会と関わる専門分野の提案を行う
- j. 議長に委員会の業務遂行に関する業務報告を提出する
- k. 議長による同意の下、現場訪問を実施する

また、常任委員会の構成と担当分野は下記のとおり。

| 委員会 | 担当分野 | 担当事項 | 人数 |
|-------|---------|---|------|
| A 委員会 | 行政分野 | 行政、記録保管、規律、住民関連、情報開示、法務、公務員、承認・認可、社会・政治、住民福祉、土地管理、研究調査 | 12 人 |
| B 委員会 | 経済・財政分野 | 経済、工業・商業、銀行、農業、漁業、海事産業、畜産、農園、森林、食品、流通、生協、地方財政、地方税・地方利用者負担金、公営企業など | 10 人 |
| C 委員会 | 開発分野 | 開発、土木、空間、公園・衛生、情報通信、鉱業、公営住宅、環境 | 12 人 |
| D 委員会 | 市民福祉分野 | 労働者、教育、技術、図書館、文化観光、青年・スポーツ、宗教、社会、保健、女性進出、移民 | 12 人 |

各委員会と他の関係組織との提携にかかる仕組みは議長の判断に従うとされ、議長は定期的に委員長と会議を実施することと定められている。

常任委員会の開催頻度は 2021 年 1 月から 12 月までの各委員会の開催頻度は下記のとおり。

| 委員会 | 担当分野 | 回数 |
|-------|---------|-------|
| A 委員会 | 行政分野 | 179 回 |
| B 委員会 | 経済・財政分野 | 114 回 |
| C 委員会 | 開発分野 | 128 回 |
| D 委員会 | 市民福祉分野 | 106 回 |

その他、予算会議 24 回、運営会議 49 回、条例議論会議 54 回、懲罰会議 1 回、特別会議 188 回、議長団会議 144 回、本会議 50 回で、会議は合計 1,037 回開催された。

2021 年度に提出された条例案の数は合計 40 件で、21 件の条例案は地方議会によって、19 件の条例案は市役所によって提出された。そのうち 9 件の条例案が地方議会を通過した。

第5章 選挙制度

第1節 総選挙の概要

インドネシアの総選挙（Pemilihan）については「総選挙に関する2017年法律第7号」（以下、「総選挙法」という。）で、国民議会議員、地方代表議会議員、大統領・副大統領の選出と地方議会議員の選出を行うための国民主権の手段であり、パンチャシラ（建国五原則）及び憲法に基づき、直接、公共的、自由、秘密保持、正直、公正に実行されると規定されている²²¹。

選挙の実施については①自立、②正直、③公正、④法の実効性、⑤秩序、⑥公開、⑦比例代表、⑧専門的、⑨説明責任、⑩効果的、⑪効率的の原則を満たさなければならないとされる²²²。また、①民主的な国家統治制度を強化する、②公正で崇高な総選挙を実現する、③総選挙制度の管理の一貫性を保証する、④法の実効性を提供し、総選挙の管理において重複を防止する、⑤効果的かつ効率的な総選挙を実現することを目的に管理される²²³。

なお、総選挙は5年に1度実施され、投票の日時と曜日は、総選挙委員会決定により定められる²²⁴。また、投票は、休日又は全国的に休日とされた日に一斉に実行される²²⁵。

第2節 総選挙実施機関

実施機関である総選挙委員会は、①総選挙委員会（KPU）、②州総選挙委員会（KPU Provinsi）、③県・市総選挙委員会（KPU Kabupaten/Kota）、④郡選挙実行委員会（PPK）、⑤投票実行委員会（PPS）、⑥国外選挙実行委員会（PPLN）、⑦投票実施グループ（KPPS）、⑧国外投票実施グループ（KPPSLN）から構成される²²⁶。

また、各総選挙委員会委員長は①全体会議及び総選挙委員会の全ての活動を統率する、②内部又は外部において総選挙委員会のために、総選挙委員会の名義で行動する、③総選挙委員会の方針及び活動についての公式説明を行う、④総選挙委員会の全ての規則及び決定に署名する任務を持つとされている²²⁷。なお、各総選挙委員会の構成員の構成は、女性の代表率が少なくとも30%になるように留意しなければならないとされ、任期は5年で1回のみ再選可能となっている²²⁸。

続いて、各実施機関の任務について個別に説明する。

²²¹ 総選挙法第1条第1項、第2条

²²² 総選挙法第3条

²²³ 総選挙法第4条

²²⁴ 総選挙法第167条第1項、第2項

²²⁵ 総選挙法第167条第3項

²²⁶ 総選挙法第6条

²²⁷ 総選挙法第11条第1項、第2項

²²⁸ 総選挙法第10条第7項、第9項

1 総選挙委員会 (KPU) ²²⁹

総選挙委員会委員の任命は大統領により行われ、委員の人数は 40 歳以上のインドネシア国籍者 7 名で構成される。また、インドネシアの首都に総選挙委員会の所在地を置くとされている。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. プログラムと予算の立案、スケジュールの確定
- b. 総選挙委員会、州総選挙委員会、県・市総選挙委員会、郡選挙実行委員会、投票実行委員会、投票実施グループ、国外選挙実行委員会、国外投票実施グループの業務手順の作成
- c. 総選挙の各段階についての総選挙委員会令の作成
- d. 総選挙の全ての段階の調整、実施、統制、監視
- e. 州総選挙委員会からの選挙人名簿の受け取り
- f. 政府により用意され引き渡される住民データに留意し、最新の総選挙データに基づいて選挙人データを更新し、選挙人名簿として確定すること
- g. 投票集計結果概括記録書及び証明書を作成するとともに、それらを総選挙参加者の立会人と総選挙監督機関に渡すこと
- h. 国民議会議員候補者、地方代表議会議員候補者、選出された候補者ペアの公表、記録書の作成
- i. 総選挙に対する違反又は紛争の疑いについての発見事項及び報告に対して、速やかに総選挙監督機関決定の継続措置を取ること
- j. 総選挙の実施、総選挙委員会の任務と権限に関する周知を住民に行うこと
- k. 総選挙の各実施段階について評価を行い、報告書を作成すること
- l. 法令の規定に則って総選挙の実施におけるその他の任務を実行すること

2 州総選挙委員会 (KPU Provinsi) ²³⁰

州総選挙委員会委員の任命は総選挙委員会により行われ、委員の人数は 35 歳以上のインドネシア国籍者 5 名又は 7 名で構成される。また、州都に州選挙委員会の所在地を置くとされている。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. プログラムの詳細説明、予算の執行
- b. 法令の規定に則り、州における総選挙の全ての実施段階を実行すること
- c. 県・市総選挙委員会により実行される総選挙の実施段階の調整、実施、統制
- d. 県・市総選挙委員会から選挙人名簿を受け取り、総選挙委員会に提出すること
- e. 政府により用意され引き渡される住民データに留意し、最新の総選挙データに基づいて選挙人データを更新し、選挙人名簿として確定すること

²²⁹ 総選挙法第 8 条、第 10 条第 1 項、第 12 条、第 21 条第 1 項、第 35 条第 1 項

²³⁰ 総選挙法第 8 条、第 10 条第 1 項、第 15 条、第 21 条第 1 項、第 35 条第 2 項

- f. 県・市総選挙委員会の投票集計結果概括記録書に基づき、当該の州における国民議会議員及び地方代表議会議員総選挙、並びに大統領・副大統領総選挙の投票集計結果を概括し公表すること
- g. 投票集計記録書及び投票集計証明書を作成するとともに、総選挙参加者の証人、州総選挙監督機関、総選挙委員会に提出すること
- h. 当該の州における各選挙区の議席数の割り当てにしたがって、選出された州議会議員候補者を公表し、その記録書を作成すること
- i. 総選挙監督機関及び州総選挙監督機関の決定
- j. 総選挙の実施、州総選挙委員会の任務と権限に関する周知を住民に行うこと
- k. 総選挙の各実施段階の評価を行い、報告書を作成すること
- l. 総選挙委員会、法令の規定により与えられる、その他の任務を実行すること

3 県・市総選挙委員会（KPU Kabupaten/Kota）²³¹

県・市総選挙委員会の任命は総選挙委員会により行われ、委員の人数は30歳以上のインドネシア国籍者3名又は5名で構成される。また、県総選挙委員会は県都に、市総選挙委員会は市の行政の中心地に所在地を置くとされている。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. プログラムの詳細説明、予算の執行
- b. 法令の規定に則り、県・市における総選挙の全ての実施段階を実行すること
- c. 管轄地域内の郡選挙実行委員会、投票実行委員会、投票実施グループによる実施段階の調整と統制
- d. 選挙人名簿の州総選挙委員会への提出
- e. 政府により用意され引き渡される住民データに留意し、最新の総選挙データに基づいて選挙人データを更新し、選挙人名簿として確定すること
- f. 郡選挙実行委員会の投票集計結果概括記録書に基づき、国民議会議員、地方代表議会議員の総選挙、大統領・副大統領、州並びに当該の県・市議会議員の総選挙の投票集計結果を概括し公表すること
- g. 投票集計記録書及び投票集計証明書を作成するとともに、総選挙参加者の証人、県・市総選挙監督機関、州総選挙委員会に提出すること
- h. 当該の県・市における各選挙区の議席数の割り当てにしたがって、選出された県・市議会議員候補者を公表し、その記録書を作成すること
- i. 県・市総選挙監督機関により提出された発見事項及び報告の継続処置を速やかに行うこと

²³¹ 総選挙法第8条、第10条第1項、第18条、第21条第1項、第35条第3項

- j. 総選挙の実施、県・市総選挙委員会の任務と権限に関する周知を住民に行うこと
- k. 総選挙の各実施段階の評価を行い、報告書を作成すること
- l. 総選挙委員会、州総選挙委員会、法令の規定により与えられる、その他の任務を実行すること

4 郡選挙実行委員会 (PPK) ²³²

郡選挙実行委員会は郡レベルの総選挙を実施するために設置され、郡都に所在地を置くとされる。また、総選挙実施の6か月前までに県・市総選挙委員会により設置され、投票後2か月以内に解散される。なお、郡選挙実行委員会の委員は、17歳以上のインドネシア国籍者の地元有力者3名で、構成は女性の代表率が少なくとも30%となるよう留意することとされ、県・市総選挙委員会により任命、解任される。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 総選挙委員会、州総選挙委員会、県・市総選挙委員会により定められている、郡レベルにおける総選挙の全ての実施段階を実行すること
- b. 選挙人名簿の受理、県・市総選挙委員会への提出
- c. 投票所の投票集計結果記録書に基づき、総選挙参加者の証人の立ち合いのもと、国民議会議員、地方代表議会議員、大統領・副大統領、州議会議員、並びに当該の郡の県・市議会議員の総選挙投票集計結果を概括し公表すること
- d. 管轄地域における総選挙の各実施段階の評価を行い、報告書を作成すること
- e. 総選挙の実施、郡選挙実行委員会の任務と権限に関する周知を住民に行うこと
- f. 総選挙委員会、州総選挙委員会、県・市総選挙委員会により与えられるその他の任務を、法令の規定にしたがって実行すること
- g. 法令の規定に則り、その他の任務を行うこと

5 投票実行委員会 (PPS) ²³³

投票実行委員会は区・村の総選挙を実施するために設置され、区・村に所在地を置くとされる。また、総選挙実施の6か月前までに県・市総選挙委員会により設置され、投票後2か月以内に解散される。なお、投票実行委員会の委員は、17歳以上のインドネシア国籍者の地元有力者3名で、構成は女性の代表率が少なくとも30%となるよう留意することとされ、県・市総選挙委員会により任命、解任される。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 暫定選挙人名簿の公表

²³² 総選挙法第51条第1項～第3項、第52条第1項～第3項、第53条第1項、第72条

²³³ 総選挙法第54条第1項～第3項、第55条第1項～第3項、第56条、第72条

- b. 暫定選挙人名簿に関する住民からの意見の受理
- c. 暫定選挙人名簿の修正、修正結果の公表
- d. 確定選挙人名簿を公表し、郡選挙実行委員会を通して県・市総選挙委員会に報告すること
- e. 総選挙委員会、州総選挙委員会、県・市総選挙委員会、郡選挙実行委員会により定められている、区・村レベルの総選挙の全ての実施段階を実行すること
- f. 管轄地域の全ての投票所から投票集計結果を集めること
- g. 全ての投票所からの投票集計結果を郡選挙実行委員会へ提出すること
- h. 管轄地域における総選挙の全ての実施段階の評価を行い、報告書を作成すること
- i. 総選挙の実施、投票実行委員会の任務と権限に関する周知を住民に行うこと
- j. 総選挙委員会、州総選挙委員会、県・市総選挙委員会、郡選挙実行委員会により与えられるその他の任務を、法令の規定にしたがって実行すること
- k. 法令の規定に則ってその他の任務を行うこと

6 国外選挙実行委員会（PPLN）²³⁴

国外選挙実行委員会の委員は、17歳以上のインドネシア国籍者のインドネシア住民の代表で、3名以上7名以下で構成され、総選挙委員会により任命、解任される。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 暫定選挙人名簿を公表し、国外のインドネシア住民からの意見をもとに選挙人データの修正を行い、修正後の選挙人名簿を公表するとともに確定選挙人名簿を確定すること
- b. インドネシア国籍者の選挙人名簿の総選挙委員会への提出
- c. 総選挙委員会により定められている総選挙の実施段階を実行すること
- d. 管轄地域内の全ての国外投票所からの投票集計結果の概括
- e. 管轄地域内の全ての国外投票所からの投票集計結果の公表
- f. 投票集計結果記録書及び証明書を総選挙委員会に渡すこと
- g. 電子的な概括を行うのに十分な設備が既に用意されている場合、管轄地域の全ての国外投票所からの投票の概括を電子的な方法で総選挙委員会に送付すること
- h. 管轄地域の総選挙の各実施段階を評価し、報告書を作成すること
- i. 総選挙の実施、国外選挙実行委員会の任務と権限に関する周知を国外の住民に行うこと

²³⁴ 総選挙法第 63 条第 2 項、第 3 項、第 64 条、第 72 条

- j. 総選挙委員会により与えられるその他の任務を、法令の規定にしたがって実行すること
- k. 法令の規定に則り、その他の任務を実行すること

7 投票実施グループ (KPPS) ²³⁵

投票実施グループのメンバーは、17歳以上のインドネシア国籍者の投票所周辺の住民7名で構成され、女性の代表率が少なくとも30%になるよう留意することとされている。なお、メンバーは県・市総選挙委員会委員長の名において、投票実行委員会により任命、解任される。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 投票所における確定選挙人名簿の公表
- b. 確定選挙人名簿を立ち会った総選挙参加者の証人と投票所監督官に渡すこと
(総選挙参加者に証人がいない場合は、総選挙参加者に引き渡す)
- c. 投票所における投票と投票集計の実施
- d. 投票及び投票集計記録書を作成するとともに投票集計証明書を作成し、投票実行委員会を通して総選挙参加者の証人、投票所監督官、郡選挙実行委員会に引き渡すこと
- e. 総選挙委員会、州総選挙委員会、県・市総選挙委員会、郡選挙実行委員会、投票実行委員会により与えられるその他の任務を、法令の規定にしたがって実行すること
- f. 投票所において選挙権を行使するよう、確定選挙人名簿にしたがって選挙人に招待票及び通知票を届けること
- g. 法令の規定に則り、その他の任務を実行すること

8 国外投票実施グループ (KPPSLN) ²³⁶

国外投票実施グループのメンバーは、17歳以上のインドネシア国籍者3名から7名で構成され、総選挙委員会委員長の名において、国外選挙実行委員会により任命、解任される。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 国外投票所における確定選挙人名簿の公表
- b. 確定選挙人名簿を立ち会った総選挙参加者の証人と国外総選挙監督実行委員会に渡すこと (総選挙参加者に証人がいない場合は、総選挙参加者に引き渡す)
- c. 国外投票所における投票と投票集計の実施

²³⁵ 総選挙法第59条第1項、第3項、第4項、第60条、第72条

²³⁶ 総選挙法第67条第1項、第2項、第68条、第72条

- d. 投票及び投票集計記録書を作成するとともに投票集計証明書を作成し、国外投票実行委員会を通して総選挙参加者の証人、国外総選挙監督実行委員会、総選挙委員会に引き渡すこと
- e. 国外投票所において選挙権を行使するよう、確定選挙人名簿にしたがって選挙人に招待票及び通知票を届けること
- f. 総選挙委員会により与えられるその他の任務を実行すること
- g. 法令の規定に則り、その他の任務を実行すること

第3節 総選挙の監督員

総選挙実施の監督は、総選挙監督機関により行われ、①総選挙監督機関、②州選挙監督機関、③県・市総選挙監督機関、④郡総選挙監督実行委員会、⑤区・村総選挙監督実行委員会、⑥国外総選挙監督実行委員会、⑦投票所監督官から構成される²³⁷。各監督機関の任務について個別に説明する。

1 総選挙監督機関（Bawaslu）²³⁸

総選挙監督機関委員の任命は大統領により行われ、委員の人数は40歳以上のインドネシア国籍者5名の総選挙実施監督任務を持つ個人から構成される。また、インドネシアの首都に総選挙監督機関の所在地を置くとされている。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 各段階の総選挙監督者のための総選挙実施における監督実行手順の標準の作成
- b. 以下の事項に対する予防及び取締り
 - (a.) 総選挙違反
 - (b.) 総選挙のプロセスに対する紛争
- c. 以下から構成される、総選挙実施の準備の監督
 - (a.) 総選挙の段階についてのスケジュールの計画及び決定
 - (b.) 総選挙委員会による資材調達計画
 - (c.) 総選挙実施の周知
 - (d.) 法令の規定に則った、総選挙実施におけるその他の準備の実行
- d. 以下から構成される、総選挙の実施段階の実行の監督
 - (a.) 選挙人データの更新と、暫定選挙人名簿及び確定選挙人名簿の決定
 - (b.) 県・市議会総選挙の地方の整備及び決定
 - (c.) 総選挙参加者の決定

²³⁷ 総選挙法第89条第1項、第2項

²³⁸ 総選挙法第91条第1項、第92条第1項、第2項、第93条、第117条第1項、第133条第1項

- (d.) 法令の規定に則り、候補者ペア、国民議会議員候補者、地方代表議会議員候補者、地方議会議員候補者の候補者の推薦から決定まで
- (e.) 選挙運動及び選挙運動資金の実行
- (f.) 総選挙資材の調達及びその配給
- (g.) 投票所における投票及び総選挙結果の集計の実行
- (h.) 投票所から郡選挙実行委員会のレベルまでの投票用紙、投票集計記録書、投票集計結果証明書の動き
- (i.) 郡選挙実行委員会、県・市総選挙委員会、州総選挙委員会、総選挙委員会における取得票の集計結果概括
- (j.) 投票の再集計及び再投票、継続総選挙、追加総選挙の実行
- (k.) 総選挙結果の決定
- e. 金権選挙行為の発生の予防
- f. 国家機関の中立性、インドネシア国軍の中立性、インドネシア国家警察の中立性の監督
- g. 以下から構成される決定の実行の監督
 - (a.) 総選挙実施査問評議会の決定
 - (b.) 総選挙に対する違反及び紛争についての裁判所の決定
 - (c.) 総選挙監督機関、州総選挙監督機関、県・市総選挙監督機関の決定
 - (d.) 総選挙委員会、州総選挙委員会、県・市総選挙委員会の決定
 - (e.) 国家機関の中立性、インドネシア国軍の中立性、インドネシア国家警察の中立性に抵触した場合の然るべき国家要職が下した決定
- h. 総選挙実施の倫理規定違反の疑いについて選挙実施査問評議会への通知
- i. 総選挙の刑事犯罪行為の疑いについて法確立統合センターへの通知
- j. ファイルの管理、保管、整備を行うと共に、法令の規定に則ったファイル保管スケジュールに基づくそれらの削減の実行
- k. 総選挙の監督に対するの評価の実施
- l. 総選挙委員会令の施行の監督
- m. 法令の規定に則り、その他の任務の実行

2 州総選挙監督機関 (Bawaslu Provinsi) ²³⁹及び県・市総選挙監督機関 (Bawaslu Kabupaten/Kota) ²⁴⁰

州総選挙監督機関委員の任命は総選挙監督機関により行われ、委員の人数は35歳以上のインドネシア国籍者5名又は7名の総選挙実施監督任務を持つ個人から構成される。また、州都に州総選挙監督機関の所在地を置くとされている。

県・市総選挙監督機関委員の任命は総選挙監督機関により行われ、委員の人数は30歳以上のインドネシア国籍者3名又は5名の総選挙実施監督任務を持つ個人から構成される。また、県都・市の首都に県・市総選挙監督機関の所在地を置くとされている。

それぞれの任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 以下の事項に対して、州地域、県・市地域における予防と取締り
 - (a.) 総選挙違反
 - (b.) 総選挙のプロセスに対する紛争
- b. 以下から構成される、州地域、県・市地域における総選挙の実施段階の実行の監督
 - (州総選挙監督機関の場合)
 - (a.) 総選挙参加者候補政党の検証の実行
 - (b.) 選挙人データの更新と、暫定選挙人名簿及び確定選挙人名簿の決定
 - (c.) 州議会議員の候補者推薦の条件及び手順に関連する候補者の推薦
 - (d.) 地方代表議会議員候補者及び州議会議員候補者の決定
 - (e.) 選挙運動の実行と選挙資金の運用
 - (f.) 総選挙資材の調達及びその配給
 - (g.) 投票及び総選挙結果の投票集計の実行
 - (h.) 管轄地域における投票の集計
 - (i.) 投票所から郡選挙実行委員会のレベルまでの投票用紙、投票集計記録書、投票集計結果証明書動き
 - (j.) 州総選挙委員会により行われた全ての県・市の投票の概括
 - (k.) 投票の再集計及び再投票、継続総選挙、追加総選挙の実行
 - (l.) 州議会議員総選挙結果の決定
 - (県・市総選挙監督機関の場合)
 - (m.) 選挙人データの更新と、暫定選挙人名簿及び確定選挙人名簿の決定
 - (n.) 県・市議会議員の候補者推薦の条件及び手順に関連する、候補者の推薦
 - (o.) 県・市議会議員候補者の決定

²³⁹ 総選挙法第91条第2項、第92条第1項、第2項、第97条、第117条第1項、第133条第2項

²⁴⁰ 総選挙法第91条第3項、第92条第1項、第2項、第101条、第117条第1項、第133条第3項

- (p.) 選挙運動の実行と選挙資金の運用
- (q.) 総選挙資材の調達及びその配給
- (r.) 投票及び総選挙結果の投票集計の実行
- (s.) 管轄地域における全ての投票集計プロセスの監督
- (t.) 投票所から郡選挙実行委員会のレベルまでの投票用紙、投票集計記録書、投票集計結果証明書動き
- (u.) 全ての郡における県・市総選挙委員会により行われた投票の概括プロセス
- (v.) 投票の再集計及び再投票、継続総選挙、追加総選挙の実行
- (w.) 県・市議会議員総選挙結果の決定のプロセス
- c. 州地域、県・市地域における金権選挙行為の発生の予防
- d. 法律に定められている、選挙活動への参加が禁じられている全ての者の中立性の監督
- e. 以下から構成される州地域、県・市地域における決定の実行の監督
 - (a.) 総選挙実施査問評議会の決定
 - (b.) 総選挙に対する違反及び紛争についての裁判所の決定
 - (c.) 総選挙監督機関、州総選挙監督機関、県・市総選挙監督機関の決定
 - (d.) 総選挙委員会、州総選挙委員会、県・市総選挙委員会の決定
 - (e.) 法律に定められている、選挙活動への参加が禁じられている全ての者の中立性に抵触した場合の然るべき国家要職が下した決定
- f. ファイルの管理、保管、整備を行うと共に、法令の規定に則ったファイル保管スケジュールに基づいてそれらの削減の実行
- g. 州地域、県・市地域における総選挙実施の周知の実行の監督
- h. 州地域、県・市地域における総選挙の監督に対しての評価の実施
- i. 法令の規定に則り、その他の任務の実行

3 郡総選挙監督実行委員会 (Panwaslu Kecamatan) ²⁴¹

郡総選挙監督実行委員会は、25歳以上のインドネシア国籍者3名で構成され、郡に所在地を置くとされている。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 以下から構成される、郡地域における総選挙違反に対する予防と取締り
 - (a.) 郡地域における総選挙違反の可能性を確認及び特定
 - (b.) 郡地域における総選挙実施の調整、管理、指導、観察、評価
 - (c.) 関連する地方政府機関との調整
 - (d.) 郡地域における総選挙の監督にあたり住民の参加推進

²⁴¹ 総選挙法第91条第4項、第92条第2項、第105条、第117条第1項

- (e.) 郡地域における総選挙実施に対する倫理規定違反の疑いや総選挙に対する刑事犯罪行為の疑いについて、郡地域における監督結果を州総選挙監督機関及び県・市総選挙監督機関を通して総選挙監督機関へ提出
 - (f.) 郡地域における総選挙違反の疑いについての初期情報の捜査
 - (g.) 郡地域における総選挙違反の疑いについて調査して精査を行い、県・市総選挙監督機関へ提出
- b. 以下から構成される、郡地域における総選挙の実施段階の実行の監督
 - (a.) 選挙人データの更新と、暫定選挙人名簿及び確定選挙人名簿の決定
 - (b.) 選挙運動の実行
 - (c.) 選挙資材の調達及びその配給
 - (d.) 投票所における投票及び総選挙結果の投票集計
 - (e.) 投票所から郡選挙実行委員会のレベルまでの投票用紙、投票集計記録書、投票集計結果証明書の動き
 - (f.) 郡レベルにおける投票概括の監督
 - (g.) 投票所レベルから郡選挙実行委員会のレベルまでの投票集計の集計書の動き
 - (h.) 投票の再集計及び再投票、継続総選挙、追加総選挙の実行
- c. 郡地域における金権選挙行為の発生の予防
 - d. 法律に定められている、郡において選挙活動への参加が禁じられている全ての者の中立性の監督
 - e. 以下から構成される郡地域における決定の実行の監督
 - (a.) 総選挙実施査問評議会の決定
 - (b.) 総選挙に対する違反及び紛争についての裁判所の決定
 - (c.) 総選挙監督機関、州総選挙監督機関、県・市総選挙監督機関の決定
 - (d.) 総選挙委員会、州総選挙委員会、県・市総選挙委員会の決定
 - (e.) 法律に定められている、選挙活動への参加が禁じられている全ての者の中立性に抵触した場合の然るべき国家要職が下した決定
 - f. ファイルの管理、保管、整備を行うと共に、法令の規定に則ったファイル保管スケジュールに基づいてそれらの削減の実行
 - g. 郡地域における総選挙実施の周知の実行の監督
 - h. 郡地域における総選挙の監督に対しての評価の実施
 - i. 法令の規定に則り、その他の任務の実行

4 区・村総選挙監督実行委員会（Panwaslu Kelurahan/Desa）²⁴²

区・村総選挙監督実行委員会は、25歳以上のインドネシア国籍者1名で構成され、区・村に所在地を置くことされている。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 以下から構成される、区・村地域における総選挙の実施段階の実行の監督
 - (a.) 選挙人データの更新の実行と、暫定選挙人名簿、修正後の選挙人名簿、確定選挙人名簿の決定
 - (b.) 選挙運動の実行
 - (c.) 総選挙資材の調達及びその配給
 - (d.) 各投票所における投票と投票集計プロセスの実行
 - (e.) 各投票所における投票集計結果の公表
 - (f.) 投票実行委員会事務局に掲示される、投票所の投票集計結果の公表
 - (g.) 投票所から郡選挙実行委員会のレベルまでの投票用紙、投票集計記録書、投票集計結果証明書の動き
 - (h.) 投票所と郡選挙実行委員会のレベルからの投票集計の集計書の動き
 - (i.) 投票の再集計及び再投票、継続総選挙、追加総選挙の実行
- b. 区・村地域における金権選挙行為の発生の予防
- c. 法律に定められている、区・村において選挙活動への参加が禁じられている全ての者の中立性の監督
- d. 法令の規定に則ったファイル保管スケジュールに基づいてファイルの管理、保管、整備
- e. 区・村地域における総選挙実施の周知の実行の監督
- f. 法令の規定に則り、その他の任務の実行

5 国外総選挙監督実行委員会（Panwaslu LN）²⁴³

国外総選挙監督実行委員会は3名で構成される。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 以下から構成される、国外における総選挙の実施段階の実行の監督
 - (a.) 選挙人データの更新と、暫定選挙人名簿、選挙人名簿の集計結果、確定選挙人名簿の決定
 - (b.) 国外における選挙運動の実行
 - (c.) 国外における選挙資材の調達及びその配給に対する監督
 - (d.) 国外の各投票所における投票と投票集計プロセスの実行

²⁴² 総選挙法第91条第5項、第92条第4項、第108条、第117条第1項

²⁴³ 総選挙法第92条第5項、第111条

- (e.) 投票集計記録書及び投票集計結果証明書に対する監督
- (f.) 国外選挙実行委員会により行われる、国外の各投票所からの投票の概括プロセス
- (g.) 国外の各投票所における投票集計結果の公表
- (h.) 国外総選挙監督実行委員会事務局に掲示される、国外投票所の投票集計結果の公表
- (i.) 国外投票所から国外選挙実行委員会までの投票用紙の動き
- (j.) 投票の再集計及び再投票、継続総選挙、追加総選挙の実行
- b. 国外における金権選挙行為の発生の予防
- c. 法律に定められている、国外において選挙活動への参加が禁じられている全ての者の中立性の監督
- d. 法令の規定に則ったファイル保管スケジュールに基づいてファイルの管理、保管、整備
- e. 国外における総選挙実施の周知の実行の監督
- f. 法令の規定に則り、その他の任務の実行

6 投票所監督官 (Pengawas TPS) ²⁴⁴

投票所監督官は各投票所に 25 歳以上のインドネシア国籍者 1 名を置くことされている。任務については、総選挙法に以下のとおり定められている。

- a. 投票の準備
- b. 投票の実行
- c. 投票集計の準備
- d. 投票集計の実行
- e. 投票所から投票実行委員会への投票集計結果の動き

第 4 節 総選挙の参加者と参加条件

各総選挙の参加者とその条件は役割ごとに以下のように定義されている。

1 大統領・副大統領²⁴⁵

大統領候補者及び副大統領候補者になるための条件は下記のとおりである。

- a. 偉大なる唯一神への深い信仰があること
- b. 生まれてからずっとインドネシア国籍者であり、自分の意志に基づいて外国籍を取得したことが一度もないこと

²⁴⁴ 総選挙法第 92 条第 6 項、第 114 条、第 117 条第 1 項

²⁴⁵ 総選挙法第 169 条

- c. 大統領候補者の夫又は妻、若しくは副大統領候補者の夫又は妻がインドネシア国籍者であること
- d. 国家に反逆をしたことがなく、汚職刑事犯罪行為及びその他の重大な刑事犯罪行為を行ったことが一度もないこと
- e. 大統領及び副大統領としての任務を遂行する精神的、身体的能力を備えており、麻薬の違法使用をしていないこと
- f. 統一国家インドネシア共和国領域に居住していること
- g. 国家統治者の資産報告調査を行う管轄当局に資産を報告済みであること
- h. 国家財政に損害を与えるような個人負債や法人負債を現在抱えていないこと
- i. 裁判所の決定に基づいて破産宣告を受けていないこと
- j. 非難される行為を行ったことがないこと
- k. 現在、国民議会、地方代表議会、又は地方議会の議員として候補者となっていないこと
- l. 選挙人として登録されていること
- m. 納税者番号を所有し、直近5年間納税義務を実行しており、それが個人納税者所得税年次申告書で証明されていること
- n. 大統領又は副大統領として、同じ役職で2回の任期を務めたことがないこと
- o. パンチャシラ（建国五原則）、インドネシア共和国1945年憲法、統一国家インドネシア共和国、多様性の中の統一に忠実であること
- p. 5年以上の禁固刑が科される恐れがある刑事犯罪行為を行ったことを理由とし、法的効力を持つ裁判所の確定判決に基づいて禁固刑を科されたことが一度もないこと
- q. 年齢が40歳以上であること
- r. 学歴が高等学校、イスラム高等学校、専門高等学校、イスラム専門高等学校又はその他の同等の学校卒業以上であること
- s. 大衆組織も含め、禁じられた組織であるインドネシア共和党の元メンバーではないこと、若しくはインドネシア共産党によるクーデター未遂事件（9月30日事件）に関与した人物ではないこと
- t. インドネシア共和国の行政を実行するにあたり、理念、使命、プログラムを有していること

2 国民議会、州議会、県・市議会議員²⁴⁶

国民議会、州議会、県・市議会議員の総選挙の総選挙参加者は、総選挙委員会によっ

²⁴⁶ 総選挙法第172条第1項、第2項

て定められた検証に合格した政党で、以下の条件を満たしたうえで総選挙参加者となることができる。

- a. 政党に関する法律に則った法人の地位であること
- b. 全ての州に運営部があること
- c. 当該の州にある県・市の総数の 75%に運営部があること
- d. 当該の県・市にある郡の総数の 50%に運営部があること
- e. 本部レベルの政党運営部においては女性の代表が 30%以上参加していること
- f. 少なくとも 1,000 名、若しくは c.で述べた政党運営部の住民数の 1,000 分の 1 以上の人数の党員が所属しており、そのことが党員証の所有により証明されていること
- g. 総選挙の最終段階まで、中央、州、県・市のレベルに運営のための恒久的な事務所があること
- h. 政党の名称、シンボルマーク、絵マークを総選挙委員会に提出すること
- i. 総選挙運動資金のための政党名義の口座番号を総選挙委員会に提出すること

3 地方代表議会議員²⁴⁷

地方代表議会議員選出のための総選挙参加者は個人で、以下の条件を満たした後に総選挙参加者となることができる。

- a. 年齢が 21 歳以上のインドネシア国籍者であること
- b. 偉大なる唯一神への深い信仰があること
- c. 統一国家インドネシア共和国領域に居住していること
- d. インドネシア語の会話と読み書きができること
- e. 学歴が高等学校、イスラム高等学校、専門高等学校、イスラム専門高等学校又はその他の同等の学校卒業以上であること
- f. パンチャシラ（建国五原則）、インドネシア共和国 1945 年憲法、統一国家インドネシア共和国、多様性の中の統一に忠実であること
- g. 5 年以上の禁固刑が科される恐れがある刑事犯罪行為を行ったことを理由とし、法的効力を持つ裁判所の確定判決に基づいて禁固刑を科されたことが一度もないこと（当人が元受刑者であることを公衆にオープンかつ正直に公表した場合は、この限りではない）
- h. 心身共に健康で、麻薬の違法使用をしていないこと
- i. 選挙人として登録されていること
- j. 常勤で働く意向があること

²⁴⁷ 総選挙法第 181 条、第 182 条

- k. 地方首長、地方副首長、村長及び村の補佐機関、村協議機関、国家機関、インドネシア国軍、インドネシア共和国国家警察、国営企業、地方自治体所有企業、村所有企業、若しくは国庫を予算の財源とするその他の機関の取締役、コミサリス（監査役）、監査会及び社員から辞任し、そのことが撤回不可の辞任状により証明されていること
- l. 公認会計士、弁護士、公証人、土地証書作成官として従事しておらず、国家財政に関連する物品及びサービスの提供者、並びに法令の規定に則り地方代表議会議員としての任務、権限及び権利と利害の対立を生じさせる可能性のあるその他の職業を行っていないこと
- m. 他国の高官、国営企業、地方自治体所有企業並びに国庫を予算の財源とするその他の企業の取締役、コミサリス（監査役）、監査会及び社員の役職と兼任をしない意向があること
- n. 1つの代表機関のみの候補者であること
- o. 1つの選挙区のみ候補者であること
- p. 当該の選挙区において最低限の支持を得ていること

なお、p.の最低限の支持とは表5-1のとおりである。

(表5-1) 地方代表議会議員選出のための選挙区における最低限の支持

| 確定選挙人名簿に記載されている住民数 | 条件 |
|----------------------|----------------------|
| 100万人以下の州 | 少なくとも1,000人以上の選挙人の支持 |
| 100万人以上500万人以下の州 | 少なくとも2,000人以上の選挙人の支持 |
| 500万人以上1,000万人以下の州 | 少なくとも3,000人以上の選挙人の支持 |
| 1,000万人以上1,500万人以下の州 | 少なくとも4,000人以上の選挙人の支持 |
| 1,500万人以上の州 | 少なくとも5,000人以上の選挙人の支持 |

出典（総選挙法第183条第1項を基に作成）

第5節 選挙権

投票日に満17歳以上で、既婚者若しくは婚姻経験者であるインドネシア国籍者は選挙権を有し、総選挙実施機関により選挙人名簿に1回登録される²⁴⁸。また、選挙権を行使するために、インドネシア国籍者は選挙人として登録されなければならない²⁴⁹。なお、裁判所により政治的権利がはく奪されたインドネシア国籍者は、選挙権を持たない²⁵⁰。

²⁴⁸ 総選挙法第198条第1項、第2項

²⁴⁹ 総選挙法第199条

²⁵⁰ 総選挙法第198条第3項

第6節 選挙運動・選挙運動資金

1 選挙運動

選挙運動は、大統領及び副大統領選挙の総選挙運動と、国民議会、地方代表議会、地方議会議員の選挙運動と同時に行われる²⁵¹。また、選挙運動は下記の内容を通して行うことができる²⁵²。

- a. 限定的な会合
- b. 対面の会合
- c. 国民への総選挙運動資料の配布
- d. 公共の場所における候補宣伝物の設置
- e. ソーシャルネットワーキングサービス
- f. 印刷・電子媒体のマスメディア、インターネットでの広告
- g. 総会
- h. 候補者ペアの選挙運動の内容に関する候補者ペアの討論会
- i. 総選挙運動禁止事項及び法令の規定に違反しないその他の活動

なお、a.～d.の選挙運動は確定候補者名簿が確定してから3日後以降、投票日の3日前まで行われ、f.、g.の選挙運動は投票日の3日前までの21日間行われる²⁵³。

また、選挙運動では下記の事項が禁止されている²⁵⁴。

- j. 国是であるパンチャシラ（建国五原則）、インドネシア共和国1945年憲法前文、統一国家インドネシア共和国の形態を問題にすること
- k. 統一国家インドネシア共和国の完全性を危険に脅かす活動
- l. 他人、宗教、種族、人種、集団、候補者、他の総選挙参加者を侮蔑すること
- m. 個人又は社会を扇動し、争いを引き起こすこと
- n. 公共秩序の妨害
- o. 個人、住民グループ、他の総選挙参加者に対し暴力行為を行うように脅す、若しくは暴力の使用を勧めること
- p. 総選挙参加者の選挙運動の候補宣伝物の破壊・紛失
- q. 政府施設、礼拝施設、教育施設の使用
- r. 当人の政党の絵マーク、シンボル以外の絵マーク、シンボルの携行・使用
- s. 総選挙運動参加者に対し、金銭又はその他の品物を約束、供与すること

²⁵¹ 総選挙法第267条第2項

²⁵² 総選挙法第275条第1項

²⁵³ 総選挙法第276条第1項、第2項、第278条第1項

²⁵⁴ 総選挙法第280条第1項

2 選挙運動資金

(1) 大統領及び副大統領総選挙²⁵⁵

大統領及び副大統領の選挙運動資金は、①候補者ペア当人の自主資金、②候補者ペアを提案した政党又は連立政党の自主資金、③個人や団体、民間企業などの他者からの合法的で拘束力のない寄付の3種類がある。なお、③の寄付金額には上限が定められており、個人は25億ルピア（約1,875万円）、団体、民間企業などは250億ルピア（約1億8,750万円）とされる。

(2) 国民議会、州議会、県・市議会議員総選挙²⁵⁶

国民議会、州議会、県・市議会議員の選挙運動資金は、①政党の自主資金、②当該政党の国民議会、州議会、県・市議会議員候補者の自主資金、③個人や団体、民間企業などの他者からの合法的で拘束力のない寄付の3種類がある。なお、③の寄付金額には上限が定められており、大統領及び副大統領の選挙運動資金と同様、個人は25億ルピア（約1,875万円）、団体、民間企業などは250億ルピア（約1億8,750万円）とされる。

(3) 地方代表議会議員総選挙²⁵⁷

地方代表議会議員の選挙運動資金は、①地方代表議会議員候補者当人の自主資金、②個人や団体、民間企業などの他者からの合法的な寄付の2種類がある。なお、②の寄付金額には上限が定められており、個人は7億5,000万ルピア（約562.5万円）、団体、民間企業などは15億ルピア（約1,125万円）とされる。

第7節 投開票

投票の際、投票用紙の候補者の氏名、写真や政党の絵マーク等に穴を開けて投票を行う²⁵⁸。投票用紙以外にも投票で使用する備品の構成は総選挙法で定められており、投票箱、インク、投票ブース、封印、選択対象に穴をあけるための道具、投票所とされている²⁵⁹。なお、インクは、二重投票防止を目的に投票を終了した人の指につけるために使用される。また、投票の実行は投票実施グループにより統率され、投票実施グループは投票前に①投票箱を開ける、②投票箱の全ての中身を取り出す、③書類と用具の種類を確認する、④全ての書類と用具の種類の合計数を数える、⑤全ての投票用紙

²⁵⁵ 総選挙法第325条第2項、第326条、第327条第1項、第2項

²⁵⁶ 総選挙法第329条第2項、第330条、第331条第1項、第2項

²⁵⁷ 総選挙法第332条第2項、第333条第1項、第2項

²⁵⁸ 大統領及び副大統領選挙については、候補者ペアの番号、氏名、写真、政党の絵マーク、国民議会、州議会、県・市議会議員選挙については、政党の番号又は絵マーク、候補者氏名、地方代表議会議員選挙については候補者の番号、氏名、写真が記載されている。（総選挙法第353条第1項）

²⁵⁹ 総選挙法第341条第1項

の状態を検査する、⑥選挙人により使用される投票用紙に証明をするとされている²⁶⁰。

開票及び集計は、投票終了後に投票所監督官による監督と、選挙参加者の立会人による立ち合いのもと投票所実施グループにより行われる²⁶¹。

第8節 再投票

投票結果が使用不可となる場合又は災害や暴動が発生し投票の集計を行うことができない場合は再投票を行うことができる²⁶²。また、投票所監督員の検査と調査の結果、①投票箱を開ける際、投票書類及び投票集計が法令の規定において定められている手順にしたがって行われなかった場合、②投票実施グループの担当者が、使用済みの投票用紙に特別な印をつける又は署名をする、若しくは氏名又は住所を記載するよう選挙人に要請した場合、③投票実施グループが、選挙人が既に使用した投票用紙を2枚以上破損し、それらの投票用紙が無効となった場合、④電子住民登録証を所持しておらず、確定選挙人名簿及び追加選挙人名簿に登録されていない選挙人が証明された場合、再投票を行わなければならない²⁶³。

再投票は、投票実施グループにより提案され、郡選挙実行委員会に引き継がれ、その後、再投票の実行の決定を採択するために県・市総選挙委員会に提出される。そして、県・市総選挙委員会の決定に基づき、投票日以降10日以内に再投票が実行される。なお、再投票は1回のみ行われる²⁶⁴。

第9節 選挙結果の確定

大統領及び副大統領総選挙の結果は、候補者ペアの獲得票から、国民議会、地方代表議会、州議会、県・市議会の議員総選挙の結果は、政党、国民議会、州議会、県・市議会の議員候補者の獲得票、並びに地方代表議会の議員候補者の獲得票から構成される²⁶⁵。そして、総選挙委員会が全国的な確定を行うが、①候補者ペアの獲得票、②国民議会議員候補者についての政党獲得票、③地方代表議会議員候補者についての獲得票は公開全体会議において総選挙委員会により、④州議会議員候補者についての政党獲得票は公開全体会議において州総選挙委員会により、⑤県・市議会議員候補者についての政党獲得票は公開全体会議において県・市総選挙委員会により確定される²⁶⁶。また、結果確定までの期間は、全国的な総選挙の結果と候補者ペアの獲得票、①国民議会議員候補者についての政党獲得票、地方代表議会議員候補者についての獲得票の結果を、総選挙委員会が投票日から35日以内に、②州議会議員候補者についての政党獲得

²⁶⁰ 総選挙法第351条第1項、第354条第1項

²⁶¹ 総選挙法第382条第1項、第3項、第5項、第383条第1項

²⁶² 総選挙法第372条第1項

²⁶³ 総選挙法第372条第2項

²⁶⁴ 総選挙法第373条第1項～第4項

²⁶⁵ 総選挙法第411条第1項～第2項

²⁶⁶ 総選挙法第412条第1項～第4項

票の結果を、州総選挙委員会が投票日から 25 日以内に、③ 県・市議会議員候補者についての政党獲得票の結果を、県・市総選挙委員会が投票日から 20 日以内に確定する²⁶⁷。

²⁶⁷ 総選挙法第 413 条第 1 項～第 3 項

第6章 公務員制度

インドネシアにおいて、公務員（PNS : Pegawai Negeri Sipil）は文民公務員、軍人、国家警察官の3種類が存在し、文民公務員は国家公務員と地方公務員に分類される。本章では文民公務員制度に焦点をあて、法令をもとにインドネシアの公務員制度を概観する。

第1節 大統領の公務員管理権と人事権の委任

インドネシアの公務員制度は国家公務員・地方公務員を通じて単一の制度となっており、「公務員の基本的事項に関する1999年法律第43号」（以下、「公務員基本法」という。）によって基本原則が規定されている。

公務員管理政策は大統領の権限と規定し、その権限の内容は①事務内容、②事務処理基準、③事務手続、④公務員編制、⑤任命、⑥人材開発、⑦人事異動、⑧給与水準、⑨手当、⑩福利厚生制度、⑪免職、⑫公務員の権利、⑬公務員の義務、⑭法的地位の決定や管理に及ぶとしている²⁶⁸。また、これら大統領の公務員管理政策の実施を補佐するために、大統領に対して人事管理に関する意見を具申するため、5名の委員で構成される公務員委員会（Komisi Aparatur Sipil Negara）が設置されている²⁶⁹。

公務員制度を所管するのは主に3つの省庁であり、国家人事院（BKN : Badan Kepegawaian Negara）、国家機構強化・官僚改革省（Kementerian Pendayagunaan Aparatur Negara Dan Reformasi Birokrasi）及び内務省である。国家人事院は中央政府及び地方政府の公務員の人事計画の立案、人事管理、人材育成・研修の実施、公務員採用試験問題の作成、情報システムの管理、福利厚生制度の運営管理等を所掌し²⁷⁰、国家機構強化・官僚改革省は毎年度の地方政府の新規採用公務員の許可といった定数管理を、内務省は州間を越える公務員の移動あるいは国家公務員と地方公務員の人事交流に対する判断を行なう権限等を有している。

公務員の昇任、人事異動、免職等の人事権は大統領が行うこととされているが、大統領はその一部を中央政府や地方政府の人事監督者（Pejabat Pembina Kepegawaian）に委任することができる。委任に関しては、「人事権限に関する2003年政令第9号」（以下、「人事権令」という。）に規定されており、人事権の所在を明らかにしている。

1 大統領の人事権²⁷¹

中央政府・地方政府の

- a. ゴロンガン（後述、公務員の等級）IV/c、IV/d、IV/eの公務員の昇格・免職の決定

²⁶⁸ 公務員基本法第13条

²⁶⁹ 公務員委員会 HP (<https://www.kasn.go.id/id/pejabat/komisioner>)

²⁷⁰ 国家人事院 HP (<https://www.bkn.go.id/profil/visi-dan-misi-bkn/>)

²⁷¹ 人事権令第5条、第11条、第22条

b. エセロン（後述、役職者階層）Iの公務員の任命・昇任・異動・職免の決定

2 中央人事監督者（各省大臣、国务大臣、検事総長、大統領直轄組織の長、国家警察長官、非省庁政府機関の長等）に委任された人事権²⁷²

当該中央省庁等の

- a. 公務員候補者²⁷³の任用及び公務員の正式採用の決定
- b. ゴロンガン I/b からゴロンガン IV/b の公務員の昇格の決定
- c. エセロン II 以下の公務員の任命・昇任・異動・免職の決定
- d. 公務員候補者及びゴロンガン I/b からゴロンガン IV/b の公務員の免職の決定

3 州人事監督者（州知事）に委任された人事権²⁷⁴

当該州の

- a. 公務員候補者の任用及び公務員の正式採用の決定
 - b. ゴロンガン I/b からゴロンガン IV/b の公務員の昇格の決定
 - c. エセロン II 以下の公務員の任命・昇任・異動・免職の決定
 - d. 公務員候補者及びゴロンガン I/b からゴロンガン IV/b の公務員の免職の決定
- 行政区域内の
県・市のゴロンガン IV/a からゴロンガン IV/b の公務員の昇格及び免職の決定

4 県・市人事監督者（県知事・市長）に委任された人事権²⁷⁵

当該県・市の

- a. 公務員候補者の任用及び公務員の正式採用の決定
- b. ゴロンガン I/b からゴロンガン III/d までの公務員の昇格の決定
- c. 公務員候補者及びゴロンガン I/b からゴロンガン III/d の公務員の免職の決定
- d. 官房長を除くエセロン II 以下の公務員の任命・昇任・異動・免職の決定

第2節 公務員階級

1 ゴロンガン（等級）

インドネシアの公務員には2種類の階級が付される。その一つが「ゴロンガン（Golongan）」と呼ばれる等級であり、日本の公務員の「職務の級」に相当する。等級については、「公務員の昇格に関する2000年政令第99号（2002年政令第12号で一部改正）」（以下、「昇格令」という。）に規定されている。公務員の等級は、ゴロンガン

²⁷² 人事権令第2条、第6条第1項、第12条第1項、第23条第1項

²⁷³ 公務員採用試験に合格し、任用をうけた試用期間中の公務員

²⁷⁴ 人事権令第3条第1項、第7条第1項、第13条第1項、第2項、第24条第1項、第2項

²⁷⁵ 人事権令第3条第1項、第8条第1項、第14条第1項、第2項、第25条第1項

I から IV までの 4 段階で区分され、それぞれゴロンガン I が担当職、ゴロンガン II が調整職、ゴロンガン III が管理職、ゴロンガン IV が監督職を意味し、数が多い方が上位の等級を表す。一つの等級はさらにゴロンガン I/a、I/b…のようにそれぞれ 4～5 段階に細分されており（表 6－1）、その等級は公務員の俸給表に対応している（表 6－6）。この等級と在職年数や勤務成績によって与えられる号俸をもとに国家公務員・地方公務員を通じて全国一律の制度下で給与が支給される。

公務員は政府に任用されると、最終学歴に基づいて等級が与えられる。高等学校卒業の学歴を有する者が採用される場合は任用時にゴロンガン II/a の等級が与えられ、学士号取得者の場合は III/a、修士号取得者の場合は III/b、博士号取得者 III/c の等級が与えられる²⁷⁶（表 6－3）。

この等級は定期昇格と特別昇格によって「昇格」していき、定期昇格は現在の等級に昇格してから最低 4 年以上経過していること、及び過去 2 年間の人事評価がそれぞれの項目で「良好」以上である場合に行なわれる²⁷⁷。特別昇格は新たに学歴を取得した場合、極めて優秀な成績を遂げた場合、国家に有益な発見をした場合、公費留学を修了した場合等に特別に行なわれるもので²⁷⁸、その数は少ない。

なお、インドネシアの公務員は最終学歴に応じて定期昇格で昇格できる最高限度が決まっており、例えば高等学校卒業者の場合はゴロンガン III/b、学士号保有者についてはゴロンガン III/d、修士号保有者についてはゴロンガン IV/a、博士号保有者についてはゴロンガン IV/b が最高であり²⁷⁹、これ以上の等級を得るためには、在職中に新たに学歴を取得してその学歴に応じた地位までの定期昇格を受けるか、特別昇格を受ける必要がある（表 6－3）。

給与を決定するもう一つの要因が号俸であるが、新規採用された公務員は各等級のゼロ号俸を与えられることになる。ただし、採用以前に非常勤職員、在外公館職員、国際機関職員、国家予算から給与が支給される組織の職員、国軍、警察、国営企業・地方公営企業といった職業に就いた経験を有するものは、その経験年数は号俸の決定に参入され、また、民営化された政府系企業に 1 年以上勤務していた者は、その勤務経験の 2 分の 1 が最大 8 年まで参入され、両者を併せて任用時の号俸が決定される²⁸⁰。任用後においては定期昇給によって号俸が「昇給」する。昇格と同様に過去 2 年間の人事評価がそれぞれの項目で「良好」以上である場合に行なわれる²⁸¹。

²⁷⁶ 公務員の採用に関する 2000 年政令第 98 号（2002 年政令第 11 号で一部改正）（以下、「採用令」という。）第 11 条

²⁷⁷ 昇格令第 6 条、第 7 条

²⁷⁸ 昇格令第 9 条～第 21 条

²⁷⁹ 昇格令第 8 条

²⁸⁰ 採用令第 13 条

²⁸¹ 公務員給与に関する 1977 年政令第 7 号（2019 年政令第 15 号で一部改正）（以下、「給与令」という。）第 11 条、第 12 条

(表 6 - 1) 公務員の職名及び等級

| 職名 | 等級 |
|------------------------------------|-------|
| ゴロンガン (Golongan) I | |
| ・ 準担当職 (Juru Muda) | I/a |
| ・ 主席準担当職 (Juru Muda Tingkat I) | I/b |
| ・ 担当職 (Juru) | I/c |
| ・ 主席担当職 (Juru Tingkat I) | I/d |
| ゴロンガン (Golongan) II | |
| ・ 準調整職 (Pengatur Muda) | II/a |
| ・ 主席準調整職 (Pengatur Muda Tingkat I) | II/b |
| ・ 調整職 (Pengatur) | II/c |
| ・ 主席調整職 (Pengatur Tingkat I) | II/d |
| ゴロンガン (Golongan) III | |
| ・ 準管理職 (Penata Muda) | III/a |
| ・ 主席準管理職 (Penata Muda Tingkat I) | III/b |
| ・ 管理職 (Penata) | III/c |
| ・ 主席管理職 (Penata Tingkat I) | III/d |
| ゴロンガン (Golongan) IV | |
| ・ 監督職 (Pembina) | IV/a |
| ・ 主席監督職 (Pembina Tingkat I) | IV/b |
| ・ 準総監督職 (Pembina Utama Muda) | IV/c |
| ・ 次席総監督職 (Pembina Utama Madya) | IV/d |
| ・ 総監督職 (Pembina Utama) | IV/e |

出典 (昇格令を基に作成)

(表6-2) 男女等級別公務員数 (2021 年末)

(単位：人)

| 等級 | 男性 | | 女性 | | 合計 | |
|-------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|---------|
| | 公務員数 | 男女比 | 公務員数 | 男女比 | 公務員数 | 割合 |
| ゴロンガン I/a | 765 | 88.64% | 98 | 11.36% | 863 | 0.03% |
| ゴロンガン I/b | 2,368 | 90.76% | 241 | 9.24% | 2,609 | 0.09% |
| ゴロンガン I/c | 5,729 | 88.12% | 772 | 11.88% | 6,501 | 0.21% |
| ゴロンガン I/d | 14,788 | 90.45% | 1,562 | 9.55% | 16,350 | 0.53% |
| ゴロンガン II/a | 26,757 | 74.26% | 9,273 | 25.74% | 36,030 | 1.18% |
| ゴロンガン II/b | 57,555 | 66.54% | 28,948 | 33.46% | 86,503 | 2.83% |
| ゴロンガン II/c | 83,990 | 52.04% | 77,394 | 47.96% | 161,384 | 5.28% |
| ゴロンガン II/d | 108,352 | 55.64% | 86,380 | 44.36% | 194,732 | 6.37% |
| ゴロンガン III/a | 161,920 | 40.07% | 242,223 | 59.93% | 404,143 | 13.21% |
| ゴロンガン III/b | 170,061 | 38.93% | 266,763 | 61.07% | 436,824 | 14.28% |
| ゴロンガン III/c | 170,265 | 39.60% | 259,677 | 60.40% | 429,942 | 14.06% |
| ゴロンガン III/d | 211,480 | 41.64% | 296,365 | 58.36% | 507,845 | 16.60% |
| ゴロンガン IV/a | 182,009 | 44.91% | 223,230 | 55.09% | 405,239 | 13.25% |
| ゴロンガン IV/b | 139,738 | 41.14% | 199,951 | 58.86% | 339,689 | 11.11% |
| ゴロンガン IV/c | 16,835 | 63.61% | 9,631 | 36.39% | 26,466 | 0.87% |
| ゴロンガン IV/d | 1,960 | 67.19% | 957 | 32.81% | 2,917 | 0.10% |
| ゴロンガン IV/e | 414 | 56.10% | 324 | 43.90% | 738 | 0.02% |
| 合計 | 1,354,986 | 44.30% | 1,703,789 | 55.70% | 3,058,775 | 100.00% |

出典 (Badan Pusat Statistik (中央統計局)「Jumlah Pegawai Negeri Sipil Menurut Tingkat Kepangkatan dan Jenis Kelamin, Desember 2021」²⁸²を基に作成)

²⁸² https://www.bps.go.id/indikator/indikator/view_data_pub/0000/api_pub/NzdtmNP TS95VEYzSENIYnFVb1VZZz09/da_02/1

(表6-3) 最終学歴、任用時の等級及び定期昇格限度等級の関係

| 最終学歴 | 任用時の等級 | 定期昇格限度等級 |
|-------------------------------|--------|----------|
| 小学校卒 | I/a | II/a |
| 中学校卒 | I/c | II/c |
| 職業中学校卒 | I/c | II/d |
| 高校卒、職業高校卒（3年制・4年制）、短大卒（1年制） | II/a | III/b |
| 短大卒（2年制） | II/b | III/b |
| 教師養成学校卒、専門学校卒、アカデミー卒、短大卒（3年卒） | II/c | III/c |
| 学士号、短大卒（4年制） | III/a | III/d |
| 医学学士号、薬学学士号、修士号 | III/b | IV/a |
| 博士号 | III/c | IV/b |

出典：2002年政令第11号第11条（任用時）及び2002年政令第12号第8条（定期昇格限度）を基に作成

2 エセロン（役職者階層）

公務員に付されるもう一つの階級が「エセロン（Eselon）」と呼ばれる役職者階層である。役職者階層については、「公務員の昇任に関する2000年政令第100号（2002年政令第13号で一部改正）」（以下、「昇任令」という。）に規定されている。エセロンは、全ての公務員に付されるゴロンガンとは異なり、一般行政職の公務員のうちゴロンガン III 以上の管理職及び監督職の等級にあり、かつ課室長以上の役職に就く者にだけ付される役職者階層である。エセロンは一般行政職だけに適用される制度であり、医師や高等教育機関の教員、教師、統計専門職、法律職等の専門職については、エセロンは付されず、それぞれの専門職ごとに個別に役職者階層と同等の階層が設けられている。

エセロンは数が小さい方が上位の役職を示しており、最高位のエセロン Ia は中央省庁の事務次官や総局長クラス、エセロン Ib は州の公務員のトップである州官房長、エセロン IIa は県・市の官房長や州の事業局・庁等の長、エセロン IIb が州官房の局長級及び県・市の事業局・庁等の長となり、エセロン IIIa 及びエセロン IIIb が部長級、エセロン IVa 及びエセロン IVb が課室長級である²⁸³（表6-4）。エセロンは前述のとおりゴロンガン III 以上を有している公務員に対して付することができる。例えば、エセロン Ib の州の官房長に就任する場合はゴロンガン IV/c～IV/e の職にあることが必要である。昇任するためには、能力及び定められた学歴を保有していること、人事評価が良好で、リーダーシップが認められる者であること等が条件となる²⁸⁴。

²⁸³ 地方政府の組織に関する2007年政令第41号（以下、「組織令」という。）第34条、第35条、第36条、第37条

²⁸⁴ 昇任令第5条

エセロンの付与やエセロンに就いている公務員の人事については、大統領又は人事監督者が最終決定を行うことになる。一方、地方政府においての選考は、人事監督者が設置する等級・役職検討委員会（Baperjakat : Badan Pertimbangan Jabatan dan Kepangkatan）によって行われている²⁸⁵。

（表 6 - 4）役職者階層・等級・役職名の関係

| 役職者階層 | ゴロンガン | 役職名 | |
|----------------------|-------------|--|--|
| | | 州 | 市・県 |
| エセロン I a (中央政府のみ) | IV/e | | |
| エセロン I b | IV/d~IV/e | 官房長 | |
| エセロン II a | IV/c~IV/d | 補佐官、議会事務局長、事業局長、 監査役、技術機関長官、 A種地域病院長、専門スタッフ | 官房長 |
| エセロン II b | IV/b~IV/c | 官房の局長、A種地域病院副院長、 B種地域院長、A種特別病院長 | 補佐官、議会事務局長、事業局長、監査役、 技術機関長官、A・B種地域病院長、 A種特別病院長、専門スタッフ |
| エセロン III a | IV/a~IV/b | 事務所長、官房の部長、事業局等の総務部長、 領域の長、監査役補、C種地域院長、 B種特別病院長、B種地域病院副院長、 A種特別病院副院長、技術実行ユニットの長 | 事務所長、郡長、官房の部長、事業局等の総務部長、 監査役補、C種地域病院長、B種特別病院長、 A・B種地域病院副院長、A種特別病院副院長 |
| エセロン III b | III/d~IV/a | 病院の部長及び領域の長 | 事業局及び技術機関の領域の長、 病院の部長及び領域の長、D種地域病院長、 郡の総務部長 |
| エセロン IV a | III/c~III/d | 課長、室長、細領域の長 | 町長、課長、室長、細領域の長、 事業局及び技術機関の技術実行ユニットの長 |
| エセロン IV b | III/b~III/c | | 町の総務部長、室長、技術実行ユニットの課長、 職業高校の校長、郡の課長 |
| エセロン V a | III/a~III/b | | 中学校及び高校の校長 |
| エセロン V b | II/d~III/a | | |

出典：2002年政令第13号別表及び2007年政令第41号第34条～第37条をもとに作成

²⁸⁵ 昇任令第 14 条

(表 6 - 5) 男女・役職者階層別公務員数 (2016 年)

(単位：人)

| 階層 | 男性 | | 女性 | | 合計 | |
|----------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|---------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 役職なし | 1,916,482 | 48.63% | 2,024,070 | 51.37% | 3,940,552 | 90.08% |
| エセロン V | 9,992 | 68.77% | 4,538 | 31.23% | 14,530 | 0.33% |
| エセロン IV | 199,886 | 65.37% | 105,901 | 34.63% | 305,787 | 6.99% |
| エセロン III | 72,957 | 78.91% | 19,495 | 21.09% | 92,452 | 2.11% |
| エセロン II | 17,592 | 86.59% | 2,724 | 13.41% | 20,316 | 0.46% |
| エセロン I | 584 | 82.02% | 128 | 17.98% | 712 | 0.02% |
| 合計 | 2,217,493 | 50.69% | 2,156,856 | 49.31% | 4,374,349 | 100.00% |

出典 (Badan Pusat Statistik (中央統計局)「Jumlah Pegawai Negeri Sipil Menurut Jabatan dan Jenis Kelamin (Orang), 2014-2016」²⁸⁶を基に作成)

第 3 節 公務員の採用

インドネシアの公務員の新規採用は、定期的に行なう日本と異なって、その空席や増員の状況にしたがって非定期的に行なわれている。採用に至るまでのプロセスは大きく分けて①採用人数の調整、②募集、③公務員採用試験の実施、④試用期間・正式採用である。

1 採用人数の調整

公務員の採用は国家人事院が担当しているが²⁸⁷、公務員の定数管理については国家機構強化・官僚改革省が所管している。地方政府が新規採用を行なう場合には採用人数について国家機構強化・官僚改革省の許可を得る必要がある。各地方政府の人事庁長官は地方政府内の各組織に対して翌年度の人員配置希望調査を行い、定年退職や欠員・余剰人員の状況を勘案して採用計画を立案する。当該採用計画は各部局で必要な新規採用公務員の数やその必要学歴等を詳細に調査したもので、これに基づき毎年度 1 回、国家機構強化・官僚改革省に対して新規採用の要望を行う²⁸⁸。

2 募集

国家機構強化・官僚改革省より枠配分の形で採用可能人数の提示を受け、地方政府では各部局ごとの採用優先順位に基づいて実際の採用に向けた募集を行う。枠配分では一般行政職及び専門職ごとに採用可能人数だけが提示されるため、採用する全員を

²⁸⁶ <https://www.bps.go.id/indicator/101/666/1/jumlah-pegawai-negeri-sipil-menurut-jabatan-dan-jenis-kelamin.html>

²⁸⁷ 公務員に関する 2014 年法律第 5 号第 47 条

²⁸⁸ 公務員に関する 2014 年法律第 5 号第 25 及び 26 条

高学歴の幹部候補とすることや、特定の部局に重点配置することも可能である。公務員の募集に関する告知は、受検申請の受付日より 15 日前にできる限り広範囲で行い、告知は①職種、募集人数、②応募条件、③申請場所、④申請期間の 4 つを網羅している必要がある²⁸⁹。

なお、公務員の採用に応募する者は、以下の要件を満たす必要がある²⁹⁰。

- a. インドネシア国民であること
- b. 18 歳以上 35 歳未満であること
(35 歳以上でも、特別の事情を考慮して個別採用可能)
- c. 懲役刑に処されたことがないこと
- d. 公務員又は民間企業の社員として、本人による依願退職によらない免職又は懲戒を伴う免職（不名誉な免職）を受けたことがないこと
- e. 既に中央政府や別の地方政府で公務員候補者又は公務員の身分を有している者ではないこと
- f. 教育、能力、経験、技術を有するものであること
- g. 品行が良好であること
- h. 心身共に健康であること
- i. インドネシア全国又は国外に配属されることができること
- j. その他の条件を満たす者

3 公務員採用試験

書面による資格審査を経た後に公務員採用試験が行われる。採用試験は人事局が設置する採用試験実施委員会により実施される。当該委員会は、試験問題の用意から、試験の実施及び評価に関する指針や実施場所・日程の決定、試験結果の審査まで試験に関わる事柄を全般的に担う。

筆記試験は基本能力試験（Tes Kompetensi Dasar）と分野別能力試験（Tes Kompetensi Bidang）の 2 種類に分かれ、基本能力試験は、一般行政職と専門職を通じて公務員になろうとするものが全て受験し、①一般教養試験（Tes Pengetahuan Umum）、②学術試験（Tes Bakat Skolastik）、③心理テスト（Psikotes）が行われる。このうち学術試験は、博士号、大学卒業程度、高校卒業程度といった公務員採用試験を受験する者の学歴の区分によって異なる問題を受験する。分野別能力試験は、専門職の公務員になろうとするものが基本能力試験とは別に受験するものであり、例えば看護師職の場合は看護に関する専門の試験を受験する²⁹¹。

²⁸⁹ 2000 年政令第 98 号第 5 条

²⁹⁰ 採用令第 6 条

²⁹¹ 採用令第 98 号第 7 条

4 試用期間・正式採用

公務員採用試験に合格すると合格者は入庁に必要な書類を提出し、任官の意志を表明する。これを受け、地方政府の人事監督者は国家人事院に対して合格者リストを送付し、国家人事院は合格者に対して公務員番号を交付する。

インドネシアの公務員制度は一般行政職、専門職ともに、入庁後に最低1年～最大2年間の試用期間を設けている²⁹²。

第4節 公務員給与

公務員に対する給与は、基本給（Gaji Pokok）と諸手当（Tunjangan）で構成され、手当には法令で定められた一般手当、役職者手当、専門職手当・専門職追加業務手当、家族手当、コメ手当と、地方政府の財政事情に応じて独自に定めるその他の手当が存在する。また、公務員が退職した後の年金制度も存在する。なお、インドネシアでは日本の地域手当のような金額調整を行っておらず、個別の地方政府が独自に調整するような場合を除いて全国一律の賃金となっている。

1 基本給

基本給（Gaji Pokok）は公務員給与の基礎的な部分であり、ゴロンガン等級及び勤続年数に基づく俸給表をもとに支給される²⁹³。俸給表は政令で規定されている。現在の俸給表は2019年政令第43号で定められており（表6-6）、基本給の金額を見ると、例えばゴロンガン III/a に任用される学士号を保有する新規採用公務員は月額2,579,400ルピアが支給されることとなるが、試用期間については、本来の基本給の80%が支給されるため月額2,063,520ルピアとなる。また、同じ学歴で勤続10年目の公務員が定期昇給や定期昇格が順調に行なわれている場合であれば、給与等級はIII/cの9号俸で月額3,172,300ルピアが支給されることとなる。

²⁹² 公務員の採用に関する2000年政令第98号第14条

²⁹³ 給与令第4条

(表6-6) インドネシアの公務員俸給表

| 年数 | ゴロンガン I | | | | 年数 | ゴロンガン II | | | | 年数 | ゴロンガン III | | | | 年数 | ゴロンガン IV | | | | |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|----|----------|---|---|---|----|-----------|-----------|-----------|-----------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | a | b | c | d | | a | b | c | d | | a | b | c | d | | a | b | c | d | e |
| 0 | 1,560,800 | | | | | | | | | 0 | 2,579,400 | 2,688,500 | 2,802,300 | 2,920,800 | 0 | 3,044,300 | 3,173,100 | 3,307,300 | 3,447,200 | 3,593,100 |
| 1 | 1,610,000 | | | | | | | | | 1 | 2,660,700 | 2,773,200 | 2,890,500 | 3,012,800 | 1 | 3,140,200 | 3,273,100 | 3,411,500 | 3,555,800 | 3,706,200 |
| 2 | 1,704,500 | 1,776,600 | 1,851,800 | | | | | | | 2 | 2,744,500 | 2,860,500 | 2,981,500 | 3,107,700 | 2 | 3,239,100 | 3,376,100 | 3,518,900 | 3,667,800 | 3,822,900 |
| 3 | 1,758,200 | 1,832,600 | 1,910,100 | | | | | | | 3 | 2,830,900 | 2,950,600 | 3,075,500 | 3,205,500 | 3 | 3,341,100 | 3,482,500 | 3,629,800 | 3,783,300 | 3,943,300 |
| 4 | 1,713,300 | 1,890,300 | 1,970,200 | 2,022,200 | | | | | | 4 | 2,920,100 | 3,043,600 | 3,172,300 | 3,306,500 | 4 | 3,446,400 | 3,592,100 | 3,744,100 | 3,902,500 | 4,067,500 |
| 5 | 1,813,600 | 1,890,300 | 1,970,200 | 2,054,100 | | | | | | 5 | 3,012,000 | 3,139,400 | 3,272,200 | 3,410,600 | 5 | 3,554,900 | 3,705,300 | 3,862,000 | 4,025,400 | 4,195,700 |
| 6 | 1,870,700 | 1,949,800 | 2,032,300 | | | | | | | 6 | 3,106,900 | 3,238,300 | 3,375,300 | 3,518,100 | 6 | 3,666,900 | 3,822,000 | 3,983,600 | 4,152,200 | 4,327,800 |
| 7 | 1,822,600 | 1,929,600 | 2,011,200 | 2,096,300 | | | | | | 7 | 3,204,700 | 3,340,300 | 3,481,600 | 3,626,900 | 7 | 3,782,400 | 3,942,400 | 4,109,100 | 4,282,900 | 4,464,100 |
| 8 | 1,939,200 | 1,990,400 | 2,074,600 | 2,162,300 | | | | | | 8 | 3,305,700 | 3,445,500 | 3,591,200 | 3,743,100 | 8 | 3,901,500 | 4,066,500 | 4,238,500 | 4,417,800 | 4,604,700 |
| 9 | 2,053,100 | 2,139,900 | 2,230,400 | | | | | | | 9 | 3,409,800 | 3,554,000 | 3,704,300 | 3,861,000 | 9 | 4,024,400 | 4,194,600 | 4,372,000 | 4,557,000 | 4,749,700 |
| 10 | 2,117,700 | 2,207,300 | 2,300,700 | | | | | | | 10 | 3,517,200 | 3,665,900 | 3,821,000 | 3,982,600 | 10 | 4,151,100 | 4,326,700 | 4,509,700 | 4,700,500 | 4,899,300 |
| 11 | 2,000,300 | 2,117,700 | 2,207,300 | 2,300,700 | | | | | | 11 | 3,627,900 | 3,781,400 | 3,941,400 | 4,108,100 | 11 | 4,281,800 | 4,463,000 | 4,651,800 | 4,848,500 | 5,053,600 |
| 12 | 2,063,300 | 2,184,400 | 2,276,800 | 2,373,100 | | | | | | 12 | 3,742,200 | 3,900,500 | 4,065,500 | 4,237,500 | 12 | 4,416,700 | 4,603,500 | 4,798,300 | 5,001,200 | 5,212,800 |
| 13 | 2,128,300 | 2,253,100 | 2,348,500 | 2,447,900 | | | | | | 13 | 3,860,100 | 4,023,300 | 4,193,500 | 4,370,900 | 13 | 4,555,800 | 4,748,500 | 4,949,400 | 5,158,700 | 5,377,000 |
| 14 | 2,195,300 | 2,324,200 | 2,422,500 | 2,525,000 | | | | | | 14 | 3,981,600 | 4,150,100 | 4,325,600 | 4,508,600 | 14 | 4,699,300 | 4,898,100 | 5,105,300 | 5,321,200 | 5,546,300 |
| 15 | 2,264,400 | 2,397,400 | 2,498,800 | 2,604,500 | | | | | | 15 | 4,107,000 | 4,280,800 | 4,461,800 | 4,650,600 | 15 | 4,847,300 | 5,052,300 | 5,266,100 | 5,488,800 | 5,721,000 |
| 16 | 2,335,800 | 2,472,900 | 2,577,500 | 2,686,500 | | | | | | 16 | 4,236,400 | 4,415,600 | 4,602,400 | 4,797,000 | 16 | 5,000,000 | 5,211,500 | 5,431,900 | 5,661,700 | 5,901,200 |
| 17 | | | | | | | | | | 17 | | | | | 17 | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | 18 | | | | | 18 | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | 19 | | | | | 19 | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | 20 | | | | | 20 | | | | | |
| 21 | | | | | | | | | | 21 | | | | | 21 | | | | | |
| 22 | | | | | | | | | | 22 | | | | | 22 | | | | | |
| 23 | | | | | | | | | | 23 | | | | | 23 | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | | 24 | | | | | 24 | | | | | |
| 25 | | | | | | | | | | 25 | | | | | 25 | | | | | |
| 26 | | | | | | | | | | 26 | | | | | 26 | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | | 27 | | | | | 27 | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | 28 | | | | | 28 | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | 29 | | | | | 29 | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | 30 | | | | | 30 | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | 31 | | | | | 31 | | | | | |
| 32 | | | | | | | | | | 32 | | | | | 32 | | | | | |
| 33 | | | | | | | | | | 33 | | | | | 33 | | | | | |

出典：2019年政令第43号別表

2 諸手当

(1) 一般手当

役職者手当や専門職手当の支給を受けていない公務員は、基本給に加えて一般手当 (Tunjangan Umum) の支給を受けている²⁹⁴。ゴロンガンの等級に応じて 175,000 ルピアから 190,000 ルピアの幅で支給されている。

現在のインドネシアの公務員の基本給は最低で月額 1,560,800 ルピアであるが、一般手当として月額 175,000 ルピアが追加で支給されることによって最低賃金は合計で月額 1,735,800 ルピアとなっている。この手当は役職に就いて役職者手当が支給されることとなった場合には打ち切られる (表 6-7)。

(表 6-7) 等級別一般手当額

(単位：ルピア)

| 等級 | 金額 |
|--------|---------|
| ゴロンガンⅣ | 190,000 |
| ゴロンガンⅢ | 185,000 |
| ゴロンガンⅡ | 180,000 |
| ゴロンガンⅠ | 175,000 |

出典 (2006 年大統領令第 12 号を基に作成)

(2) 役職者手当

ゴロンガン III 以上の等級に付されてさらに役職を有する一般行政職の公務員は、基本給に加えて役職者手当 (Tunjangan Jabatan Struktural) の支給を受ける²⁹⁵。この手当はエセロンの階層によって定額が支給されており、各省の事務次官級 (エセロン Ia) の場合は月額 550,000 ルピア、地方政府では、エセロン Ib の州官房長の場合は月額 437,500 ルピア、エセロン IIa の県・市官房長の場合は月額 325,000 ルピアとなっている (表 6-8)。

²⁹⁴ 公務員の一般手当に関する 2006 年大統領令第 12 号

²⁹⁵ 給与令第 17 条

(表 6 - 8) 階層別役職手当額

(単位：ルピア)

| エセロン | 金額 |
|------------|-----------|
| エセロン I a | 5,500,000 |
| エセロン I b | 4,375,000 |
| エセロン II a | 3,250,000 |
| エセロン II b | 2,025,000 |
| エセロン III a | 1,260,000 |
| エセロン III b | 980,000 |
| エセロン IV a | 540,000 |
| エセロン IV b | 490,000 |
| エセロン V a | 360,000 |

出典 (2007 年大統領令第 27 号を基に作成)

(3) 専門職手当・専門職追加業務手当

エセロン制度が適用されない専門職の公務員に対しては、基本給の他に専門職手当 (Tunjangan Jabatan Fungsional) が支給される²⁹⁶。インドネシアの専門職公務員は、医師、歯科医、薬剤師、検事、裁判官、研究職、統計職、法律職等多数存在するが、一例として外交官をみると、その役職によって主席外交官、次席外交官、中等外交官、初等外交官の 4 種類に分かれており、初等外交官で月額 540,000 ルピア、主席外交官で月額 2,295,000 ルピアの専門職手当を受給している(表 6 - 9)。また、専門職の中で特定の職種の場合、例えば、高等教育機関の専門職では、専門職手当 (表 6 - 10) に加えて専門職追加業務手当 (Tunjangan Tugas Tambahan) が支払われており、大学学長、副学長、学部長、専門学校学長等の役職に応じて月額 1,350,000 ルピアから 5,500,000 ルピアの専門職追加業務手当を受給している。(表 6 - 11)

(表 6 - 9) 専門職手当の例 (外交官)

(単位：ルピア)

| 役職 | 手当額 |
|-------------------------------|-----------|
| 主席外交官 (Diplomat Ahli Utama) | 2,295,000 |
| 次席外交官 (Diplomat Ahli Madya) | 1,607,000 |
| 中等外交官 (Diplomat Ahli Muda) | 1,240,000 |
| 初等外交官 (Diplomat Ahli Pertama) | 540,000 |

出典 (2022 年大統領令第 46 号を基に作成)

²⁹⁶ 給与令第 17 条

(表 6 - 10) 専門職手当の例 (高等教育機関)

(単位：ルピア)

| 役職 | 手当額 |
|------|-----------|
| 教授 | 1,350,000 |
| 主席講師 | 900,000 |
| 講師 | 700,000 |
| 助手 | 375,000 |

出典 (2007 年大統領令第 65 号を基に作成)

(表 6 - 11) 追加業務手当の例 (高等教育機関)

(単位：ルピア)

| 役職 | 職階 | 手当額 |
|---------------------------------|------|-----------|
| 大学学長 | 教授 | 5,500,000 |
| | 主席講師 | 5,050,000 |
| 大学副学長・ 大学学部長 | 教授 | 4,500,000 |
| | 主席講師 | 4,050,000 |
| 大学副学部長・専門大学学長・ 短期大学学長・専門学校学長 | 教授 | 3,325,000 |
| | 主席講師 | 2,875,000 |
| | 講師 | 2,675,000 |
| 専門大学副学長・短期大学副学 長・専門学校副学長 | 教授 | 1,800,000 |
| | 主席講師 | 1,550,000 |
| | 講師 | 1,350,000 |

出典 (2007 年大統領令第 65 号を基に作成)

(4) 家族手当

家族手当 (Tunjangan Keluarga) はいわゆる扶養手当であり、基本給に一定の率を乗じて算出される。役職や地位に関わらず扶養家族をもつ全ての公務員に支給され、配偶者に対しては基本給の 5% が基本給に加えて支給され、子女については 21 歳未満の未婚かつ就労していない子供 3 人までに対して、1 人につき基本給の 2% が追加で支給される。なお、子女が就学している場合は 25 歳まで支給される。また、夫婦が 2 人とも公務員の場合は、給料の高い方を基準にして家族手当が算出される²⁹⁷。

(5) コメ手当

インドネシアでは公務員に対して月 10 キロのコメ手当 (Tunjangan Beras) が支給される²⁹⁸。支給は扶養家族にも適用され、配偶者と子供 2 人までが上限であり、1 世帯あたり最大で月 40 キロ相当が支給される。このコメ手当は政府が食糧調達公社から調達するコメの現物相当の現金で支給され、その額は、政府が食糧調達公社

²⁹⁷ 給与令第 16 条

²⁹⁸ 給与令第 18 条：給与令第 18 条では「Tunjangan Pangan (食糧手当)」と表記されているが、現在は一般的に「Tunjangan Beras (コメ手当)」と呼ばれている。

から買い取るコメ価格に基づいており、現在の額は、2020年財務省財務局長規則第67号により財務省管財総局長が定めた1キロあたり8,074ルピアである²⁹⁹。

(6) その他の手当

基本給及び諸手当については、基本的に公務員基本法及び関連政令によって、全国一律の制度になっているが、それぞれの地方政府の財政状況や地域の生活習慣・環境に応じて様々な手当が設けられている。代表的なものとしては、業績手当、危険業務手当等が挙げられる。

(7) 賞与

賞与は7月以降に支給される。その支給額は毎年度の財政状況によって中央政府によって決定されるが、通例では支給日時点の基本給に法定の諸手当を上乗せした額が支給されている。なお、現役の公務員とともに、退職した公務員OBに対しても同水準の賞与が支給されており、最終退職時の等級及び号俸に相当する基本給の1か月分が支給される³⁰⁰。

3 公務員年金

インドネシアの公務員の定年退職年齢は56歳である。ただし、特定の役職にある公務員や専門職の公務員については、定年退職する年齢になっても退職時期を延期することができ、例えば、大学等の高等教育機関の教員や研究職の公務員、裁判官等は65歳、エセロンII及びIの高級官僚、医師、小学校・中学校の教員等については60歳、大統領の指定した職種は58歳まで、引き続き公職に就くことができる³⁰¹。

退職後の生活を支える公務員年金(Pensiun)については、インドネシアの現役の公務員は毎月の給与の一定額を掛け金として公務員年金基金(Tabungan Pensiun)に支払っており、退職後に年金が支給される。基本的な支給条件は、退職時に50歳を越えていること及び勤続年数20年以上であることであり、通常の公務員は定年退職の56歳から死亡までの間に受給する。なお、勤続年数20年に満たない場合は年金は支払われない。なお、本人が死亡した場合でも、公務員の遺族は配偶者が生存している期間及び子女が20歳になるまでの期間について年金を受け取ることができる。年金の金額は勤続年数に応じて決まり、勤務年数1年あたり退職時の基本給の5%を受け取ることができる³⁰²。

²⁹⁹ Kontan.co.id HP (<https://nasional.kontan.co.id/news/tunjangan-beras-untuk-pns-ini-penjelasan-lengkapnya>)

³⁰⁰ 公務員への賞与に関する2022年政令第16号8条

³⁰¹ 公務員の退職に関する1979年政令第32号第4条(2013年政令第19号で一部改正)

³⁰² 公務員の年金に関する2019年政令第18号

(参考) スラバヤ市の事例

スラバヤ市役所（地方公務員）における採用試験は、①基本能力試験 ②分野別能力試験の2種類から構成される。①基本能力試験は、国家理念、基礎能力、適性テストの3項目から構成される。具体的に国家理念は、国家主義・誠実さ・愛国精神・パンチャシラ（建国五原則）に関することについて、基礎能力では言語能力、計算能力、図表作成能力が問われる。適正テストでは、住民に対するサービス精神・業務に対する熱意・社会文化や情報通信技術に対する理解があるか、業務面の律儀さ、急進主義ではないことが確認される。②分野別能力試験は、対象者が専門分野で求められる知識や能力を持っているかについて、分野別の能力が測られる試験である。

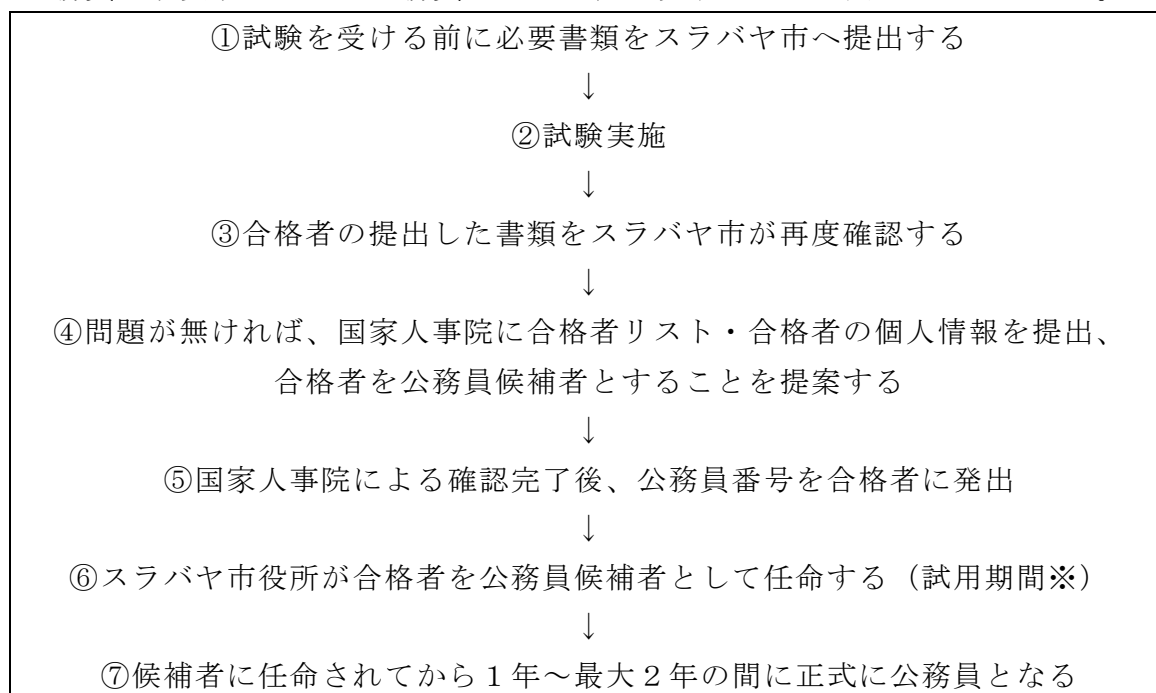
試験問題の作成を担当する組織は、①基本能力試験の問題は国家人事院及びインドネシア教師組合連盟（Konsorsium Perguruan Tinggi Negeri）で、②分野別能力試験は各種の専門分野を担当する省庁及びインドネシア教師組合連盟となる。

試験の倍率は、スラバヤ市で必要な人員数が毎年異なるので一定ではないが、2021年度は300人の募集に対して何千人もの申し込みがあった。

基本的には、地方公務員試験にかかる勉強や準備は受験者各自の独学で行われることがほとんどであり、受験者は地方公務員試験の過去問と参考書で対策を行っている。

スラバヤ市役所の場合、地方公務員の合格者数は国家機構強化・官僚改革省が定めた基準に沿って、スラバヤ市の各部局が決めた必要な職員数による。その数に基づき、成績が上位の合格者は市に採用される仕組みとなっている。

公務員試験受験から地方公務員になる過程は以下のフロー図のとおりである。



※この期間は通常の業務を行いながら初任者研修を行う。試用期間中は公務員候補

者（CPNS : Calon Pegawai Negri Sipil）の身分を与えられ、担当職や調整職と言った職名は与えられない。

③～⑥まではさほど時間がかからないが、スラバヤ市には公務員候補者から正式な公務員になるまでは、少なくとも1年は待たなければならない規則がある。

また、正式な地方公務員になるために、公務員候補者は以下の3つの条件を満たして、試用期間を満了しなければならない。

- a. 人事評価において全ての評価項目が「良」の評価であること
- b. 心身共に健康であること（心身の健康を証明する医者からの証明書を提出が必要）
- c. 地方公務員候補者が受ける研修や訓練を終えること

スラバヤ市役所におけるゴロンガンに係る人事評価は①非専門職と②専門職の2種類の職種に対して実施される。

①非専門職に対する人事評価の基準は以下の2つである。

- a. 現職での勤務年数が最低4年間
- b. 人事評価の全ての項目が、直近2年間で少なくとも「良」の評価であった者

②専門職に対する人事評価の基準は以下の3つである。

- a. 現職での勤務年数が最低2年間
- b. 国によって定められた点数を取得すること（職員それぞれの専門によって点数の決定者が異なり、例えば教師の場合は教育・文化省が点数を決定する）
- c. 人事評価の全ての項目が、直近2年間で少なくとも「良」の評価であった者

なお、主として普段の勤務実績で昇格が判断されるため、真面目に業務に取り組む職員であれば大体昇格ができるが、そうでないと昇格が遅れる可能性もある。

スラバヤ市役所で勤務するゴロンガンの人数（2022年6月）

| 地方公務員 | | | 契約職員 | | |
|-------|---------|--------|-------|-----|------|
| ゴロンガン | I | 215人 | ゴロンガン | VII | 883人 |
| | II | 3,476人 | | IX | 51人 |
| | III | 6,889人 | | | |
| | IV | 2,199人 | | | |
| 合計 | 12,779人 | | 934人 | | |

出典（2022年6月29日に実施したスラバヤ市人事局へのインタビューを基に作成）

また、エセロンを付され、昇格するためには、以下の6つの条件を満たさなければならぬ。

- a. 地方公務員の資格を有すること
- b. 昇格しようとするエセロンの1つ下のエセロンを少なくとも1年程度経験している（飛び級はできない）こと
- c. 必要な教育を受けており、かつ、それにふさわしい資格を有すること
- d. 直近2年間で人事評価の全ての項目が少なくとも「良」であること
- e. 該当する役職が求める能力や経験を有すること
- f. 心身ともに健康であること

スラバヤ市のエセロンの人数は下記のとおり 1,166 人となっている。

スラバヤ市役所でエセロンを付与された公務員数（2022年6月）

| | |
|----------|---------|
| エセロン IV | 949 人 |
| エセロン III | 184 人 |
| エセロン II | 33 人 |
| 合計 | 1,166 人 |

出典（2022年6月29日に実施したスラバヤ市人事局へのインタビューを基に作成）

また、スラバヤ市役所では業務負担、勤務環境や業績に応じて「職員の追加手当」（Tambahan Penghasilan Pegawai, TPP）を支給している。

第7章 監査制度及び情報公開制度

第1節 監査制度

インドネシアにおける監査制度を規定しているのは「地方行政運営の管理及び監査のガイドラインに関する2005年政令第79号」（以下、「監査令」という。）である。

インドネシアの「監査（Pengawasan³⁰³）」は、予算の適正な執行や地方税・地方利用者負担金³⁰⁴の適正な徴収を確保するために行われる会計帳簿や出納帳簿の監査だけではなく、行政の効率性を判断する行政評価や、地方条例・地方首長令が上位の法令に違反しているかといった点検作業まで含んだ広い概念となっている。本節では、インドネシアにおける日本の監査制度に相当する部分について概説する。

1 監査の種類及び内容

地方政府が監査を受けるべき事務は地方政府の義務的行政分野、選択的行政分野、中央政府から委託を受けた権限分散及び上位政府から委任を受けた補佐任務に関わる全ての事務である。監査の実施対象となるのは地方政府の事業局・庁等の内部機関だけではなく、出資している地方公営企業まで含んでおり、これらの監査は、当該地方政府の監査庁、上位地方政府の監査庁、中央政府の監査部局等による内部監査と、会計検査院による外部監査によって行なわれている。なお、例外的に地方公営企業に対して行われている公認会計士による監査を除いて、地方政府の監査を行うのは行政内部の公務員であり、日本の監査委員（地方公共団体の財務管理、事業の経営管理等に優れた識見を有する者及び議員）のように執行機関の外部から任命された者ではない。

監査令では、インドネシアの地方政府の監査庁の役割を、①地方首長の交代時の監査、②定期監査・臨時監査・共同監査、③各事業局・庁等から提出された行政評価報告書に対する定期監査・臨時監査、④権限濫用・不正・縁故主義に関する通報に対する監査、⑤政策及び事業実施の成果に対する評価、⑥当該地方及び村における行政の監視・評価、としているが³⁰⁵、地方行政法等の法令に基づいた他の監査の類型もある。以下では、①定期監査、②決算監査、③住民の要請による監査、④事業局・庁等の長の交代時の監査、⑤地方首長の交代時の監査、⑥上位政府による臨時監査、⑦会計検査院による監査に分類して紹介する。

(1) 当該地方政府による内部監査

ア 定期監査

定期監査は前年度中に計画する「年間監査事務計画（PKPT：Program Kerja Pengawasan Tahunan）」に基づいて行なわれる定期的な監査であり、契約事務や金銭を多く扱う事業局・庁等については毎年1回、その他の事業局・庁等は2年に1回

³⁰³ 直訳すると「監督」「監視」「調査」の意であるが、本稿では監査と訳する。

³⁰⁴ 地方政府が特別な行政サービスの対価として徴収する手数料を意味する（第9章第4節参照）。

³⁰⁵ 監査令第79号第28条第1項

程度の割合で監査の対象となる。年間監査事務計画は地方政府が自ら行う内部監査について規定するものであり、監査の目的、監査目標、監査対象とする事業局・庁等の名称、監査日程、重点的にチェックすべき書類・資料名、監査を行なうスタッフ数、スタッフの行動表、監査に要する予算、監査報告書に記載すべき事項が盛り込まれている。その内容は対外的に公表されず、監査対象となる各事業局・庁等への事前告知も行われずに、監査当日にその場で文書を交付することによって抜き打ちで行われている。

定期監査では、①行政組織管理 (Unsur Kelembagaan)、②公務員管理 (Pegawai Daerah)、③地方財政管理 (Keuangan Daerah)、④地方財産管理 (Barang Daerah)、及び⑤事業実施 (Urusan Pemerintahan) の状況に関する幅広い監査が行われている。監査される会計帳簿は、決算書、契約書、施設・物品管理に関する調書、予算執行に関する調書、現金収支記録、売買取引記録等であるが、単にこれらの会計帳簿のみを監査するだけではなく、併せて所管している条例が上位の法令を遵守しているか、効果的な事業実施となっているか等を幅広く監査しているのが特徴である。

定期監査での発見事項は、①～⑤の分野ごとに報告書の形で取りまとめられ、地方首長に原本が、写しが監査対象となった事業局・庁等、会計検査院及び、県・市の監査の場合は州知事に送付されている。なお、定期監査の結果は地方議会には報告されない。

イ 決算監査

地方首長は会計年度終了後6か月以内に、地方歳入歳出決算に関する地方条例(以下、「決算条例」という。)案を会計検査院による監査済みの財政報告の形で地方議会に提出すると規定している³⁰⁶。財政報告には決算書、収支計算書、貸借対照表、運営報告書、キャッシュフロー報告書、及び事業報告書が少なくとも添付され、また、地方公営企業の財政報告も併せて報告される。この決算書の作成過程において地方政府内の監査庁によって監査が行われており、この監査で重点的に監査される事項は、各事業局・庁等の出納状況、資金残高 (Kas Opname)、消耗品使用量及び物品残高 (Stok Opname) である。

また、インドネシアの地方政府では会計年度終了後に、各事業局・庁等ごとに「自治体の機能及び責任報告書 (LAKIP : Laporan Akuntabilitas Kinerja Instansi Pemerintah)」という予算・決算及び目標・結果に関する行政評価報告書を1年に1回作成しており、会計年度終了後に事業局・庁等は自らの事業に関する行政評価報告書を作成し、当該地方政府の監査庁によって内容が評価された後に、地方首長と行政改革担当国務大臣に対して提出している。

なお、地方首長は年1回、中央政府に対して地方行政運営に関する報告 (LPPD : Laporan Penyelenggaraan Pemerintahan Daerah) を提出する義務を負っているが、

³⁰⁶ 地方行政法第 320 条第 1 項

この報告はこの行政評価報告書を取りまとめて作成されており、州政府については内務大臣を通じて大統領に対して、県・市政府については州知事を通じて内務大臣に対して提出している³⁰⁷。また、中央政府に対する地方行政運営に関する報告の他に、地方議会に対する地方行政運営に関する年次報告「責任遂行説明報告（LKPJ : Laporan Keterangan Pertanggungjawaban）」の実施及び、地方行政運営報告書概要を住民に報告することが義務付けられている³⁰⁸。

ウ 住民の要請による監査

住民の要請に基づく臨時的な監査制度も用意されている。この制度は「公的機関の所管事務に対する苦情の処理に関する 2007 年内務大臣令第 25 号」に規定されているものであり、公務員等による権力の濫用、不正・癒着・獵官任用、違法行為等があった場合に、住民は内務省監査総局を通じて内務大臣に対して告発を行うことができるという通報制度に付随して行われる監査である。この内務大臣令では地方政府の行う違法行為等だけではなく、中央政府や政党、NGO、マスメディアの違法行為等についても告発でき、告発の内容が地方政府に関するものである場合、内務省監査総局から地方政府の監査庁へと資料が送付されて監査が行なわれる。

この制度はいわゆる目安箱制度のような投書制度であり、証拠となる事実があれば誰でも行うことができる。実情として告発の手紙は内務省に対してではなく、地方首長に直接届く場合が多い。

エ 事業局・庁等の長の交代時の監査

事業局・庁等の長が退任し新たな長が着任する際には、在任期間中の適正な予算支出を証明するために、監査庁による内部監査が行われている。この監査で重点的に監査される事項は、①出納状況及び資金残高、②消耗品使用量及び物品残高、③事業局・庁等の長の在任中に実施された各事業の決算書である。次に紹介する地方首長の交代時の監査は上位政府の監査庁の職員によって行われるが、事業局・庁等の長の交代の場合は当該地方政府の監査庁の職員によって監査が行なわれる。この監査の実施時期は長の交代の直後であり概ね翌日に行われることが多いという。なお、監査庁長官に対する監査についても監査庁の職員が評価を行っているという。

(2) 当該地方政府以外の機関による内部監査

オ 地方首長の交代時の監査

地方首長が任期の終了を迎える時に、上位政府の監査機関による監査が行なわれている。県知事・市長の交代の場合は州監査庁の担当官が、州知事の交代の場合は内務省監査総局の担当官が監査を実施するものである。この監査で重点的に監査され

³⁰⁷ 地方行政法第 70 条第 2 項、第 3 項

³⁰⁸ 地方行政法第 69 条第 1 項、第 71 条第 2 項、第 72 条

る事項は、事業局・庁等の長の交代時の監査と同様に、①出納状況及び資金残高、②消耗品使用量及び物品残高、③地方首長の在任中に実施された各事業の決算書である。

カ 上位政府による臨時監査

監査令第 26 条第 1 項は、各省及び非省政府機関の監査部局は、中央政府から委託された権限分散及び委任された補佐任務の実施のために中央政府から交付された権限分散資金及び補佐任務資金、地方借入金、外国からの無償資金協力及びその他の所管する事務に関連する事項について、地方政府に対して監査を実施することができるとしている。また、内務省については、地方行政運営の観点からこれらの監査以外にも地方行政運営全般の監査を行うことができるとされている。実際のところは各省・非省政府機関が地方政府の監査を行うことは滅多になく、財政開発監督庁（BPKP）³⁰⁹の担当職員が各省等の要請によって 2～3 年に 1 度程度の割合で、また、内務省監査総局による監査も同程度の割合で行われるに止まっている。

また、州の監査庁は県・市に対して委任している補佐任務資金に関する監査を行っており、その割合は年 1～2 度程度であるという。

（3）外部監査

キ 会計検査院による監査

イで紹介したとおり、決算条例案は会計検査院による監査を経た上で地方議会に提出される。会計検査院による監査のために、地方政府は会計年度終了後 3 か月以内に決算に関する報告書を会計検査院に送付し、その後 2 か月以内に会計検査院によって監査される。会計検査院の監査は、予算の支出や、財産管理、地方政府の行政評価に対して広範に行われ、不正経理が発覚した場合には必要な是正措置を実施させ、損害を回復させる権限を有している。なお、ア～カまでの地方政府や上位政府による内部監査の結果は会計検査院に報告されており、決算監査の参考資料とされている。会計検査院は監査計画の立案・実施、監査日時や方法について自由に決定することができると言われており、決算監査だけではなく、随時の監査を行うことも可能となっている³¹⁰。会計検査院はインドネシアの他の国家機構から独立した唯一の外部監査機関と位置づけられており、上記のとおり、日本の会計検査院と比較しても広範な権限を有していると言える。

³⁰⁹ 財政開発監督庁は中央政府の内部監査機関として設置された非省政府機関であり、国家財政及び開発分野におけるガバナンスを監視することを主任務とし、国家歳入歳出予算や国営・地方公営企業の経営状況の監査や、地方政府の監査・行政評価に関する技術的協力等を行なっている。

³¹⁰ 監査制度の運営と国家財政の責任に関する 2004 年法律第 15 号第 6 条

2 監査体制

地方政府が自らの監査を行う機関は監査庁（Inspektorat）である。当該地方政府の行政事務の監視、上位・下位政府との監査事務の調整及び下位政府の行政事務の監視を所管し、年間監査事務計画の企画、監査政策の立案及び監査体制の整備、監査、調査、検証及び評価を行なっている。その機能は、監査を通じて適正な会計支出や効率的な地方行政運営を確保すると同時に地方条例や地方首長令が上位の法令に合致しているか等、事務の総点検を実施する機関である。監査庁は監査庁長官（Inspektur）によって統率され、監査庁長官は監査の実施については地方首長に直接責任を負い、行政運営上は官房長を通じて地方首長に責任を負うとされる。その組織は監査庁長官の下に、事務長（Sekretariat）及び監査補佐官（Inspektur Pembantu）が置かれ、さらに課及び監査専門官が置かれている³¹¹。

（参考）スラバヤ市監査庁の実例

スラバヤ市における定期監査、決算監査、住民の要請による監査、事業局・庁等の長の交代時の監査は以下のとおりである。

定期監査は、年間監査計画(Program Kerja Pengawasan Tahunan/PKPT)に基づき行われており、その法的根拠は2010年市長令第55号（2022年市長令第23号により改定）による。市長令第3条第4項に「年間監査計画は監査長の決定により定められる」と記され、監査実施にあたり、監査分野、監査対象、監査書類・文書、監査スケジュール、監査期間を決める必要がある。また、2010年市長令第55号（2022年市長令第23号によって改定）第6条第1項により、①幹部職員、②市役所職員、③地方財政、④地方財産、⑤行政事務の要素に対して監査が行われるとされている。なお、監査結果については、「監査結果報告書」として市長に提出される義務がある。

決算監査は、2017年政令第18条第1項cで「中央政府が地方自治体の事業計画、予算編成、組織構成、事業実施や事業評価などについて定めた基準、手順及び条件に順守しなければならない」と定められる。一時的に行われる監査は第18条第2項で定められており、自治体は必要に応じて一時的な監査を実施することが可能となっている。

住民の要請による監査は、2010年市長令第55号（2022年市長令第23号により改定）の第15号第1項で「第6条に記載される監査活動以外にも、市役所の監査部局は地域社会からの通報や苦情に基づき監査を実施できる」とされ、第2項で「上記第1項で行われた監査の結果は「監査結果報告書」として監査部局から市長に提出する義務がある」と定められており、市民からの苦情が市役所で受領された場合、特別な監査を実施することが可能となっている。また、市民が特定の公務員による不正行為に対する通報や苦情を市長若しくは監査部局に提出した場合、市役所の監査

³¹¹ 組織令第5条、第26条、第30条

長はその真相を追求することができる。具体的には、①権力の濫用、②汚職行為、③不誠実な行為、④その他の不正行為があげられる。

事業局・庁等の長の交代時の監査は、監査対象となる部局による出費などに不正があるかを確認することを目的とし、事業局・庁等の長が交代される際に、自治体の監査部局は特別監査を交代前、若しくは交代後に実施することができる。

第2節 情報公開制度

1 情報公開の対象機関及び対象文書

インドネシアの情報公開制度（Keterbukaan Informasi Publik）は、国民の知る権利を保障し、政策の方向性、政策の実施計画及びその決定に至る経緯等に関する情報へのアクセスを可能にし、政策決定過程に国民の参加を促し、ガバナンスを向上させ、透明で、効率的、有効、かつ説明責任のある政府を構築することを目的としている。

情報公開法で定める情報公開の対象となる公的機関（Badan Publik）とは、立法、行政、司法権を有する機関又はその他の組織で、その機能、主要業務が行政事務に関連し、その予算の一部又は全部が国家予算や地方予算から支出されているもの、それらから支出を受けた機関から支出されているもの、又はコミュニティや外国から寄付を受けているものとされ、中央政府、地方政府、国営企業、地方公営企業、政党、NGOが含まれる。

これらの公的機関は、組織内に情報管理者（Pejabat Pengelola Informasi）を設置し、公開文書の整備を行う義務を負っている。情報公開の対象には、文書や電磁的記録の閲覧及び写しの交付、公開される会議の傍聴が含まれている。法令上、公開対象となっているのは、政策の立案から実施に至るあらゆる文書であり、公的機関が作成した文書は次項に示す公開禁止文書に該当しない限り情報公開の対象とされている。なお、公的機関は情報管理者を置き、定期的に財政や事業活動に関する資料を整備することが義務付けられ、以下に示す文書は常に公開しなければならない資料とされている³¹²。なお、国営企業・地方公営企業については、年間事業報告書、財政報告書、損益計算書等の監査後の資料、政党やNGOについては、中央政府や地方政府から交付された資金の用途に関する資料等も常に公開が求められている。

- a. 保有する情報のリスト
- b. 公的機関の意思決定の経緯及び結果
- c. 政策に関するあらゆる文書及び関係資料
- d. 事業計画及び予算執行状況
- e. 第三者との契約書
- f. 公開された会議で使用した資料
- g. 公共サービス関係の事務処理資料

³¹² 情報公開法第 11 条

h. 情報公開の実施状況に関する資料

2 公開禁止文書

インドネシアにおける情報公開制度では、以下の公開対象から除外される情報は、情報公開を行うことによって社会に与える影響や、公開する利益と公開しない利益とを比較し、法律で限定的に定められている³¹³。

一方で、情報の開示を受けることができなかつた場合、請求者は情報公開制度の監視機関である後述の情報公開委員会による調停や、裁判所に提訴することもできる。なお、公開禁止文書の公開禁止期間については、政令で定められる。

a. 犯罪捜査の執行を妨げる情報

①犯罪捜査の状況、②情報提供者、③犯罪情報収集活動、④犯罪防止活動、⑤国際犯罪、⑥犯罪捜査施設等に関する情報、⑦当局職員の安全を脅かす恐れのある情報

b. 知的財産権に関する情報で、公開すると公正な競争を阻害する恐れのある情報

c. 国防や治安に関わる情報

①国内外の脅威に対する防衛体制、防衛力の行使に関係する戦略、諜報、作戦、戦術、技術関係の情報、②防衛能力（戦力、構成、評価、配置等）の情報及び整備計画、③基地や兵器の写真やデータ、④外国の軍事能力の想定、⑤外国との軍事連携及び密約文書、⑥暗号等に関する情報

d. インドネシアの天然資源情報

e. 経済を悪化させる恐れのある情報

①外貨、邦貨、株式、資産等の売買計画、②金融当局の金融政策、③政府借入や税制等に関する計画、④土地の売買計画、⑤外国投資計画、⑥銀行、保険、その他金融機関への監査結果、⑦通貨の発行等に関する情報

f. 外交関係を悪化させる恐れのある情報

①二国間あるいは多国間交渉、②外交書簡、③外交で使用する通信システム、④暗号電文、⑤政府が外国で保有する施設等に関する情報

g. 個人の遺言等の公証文書

h. 個人情報

①個人の家族関係に関する情報、②個人の治療情報、健康・精神状況、③個人の財産、収入、銀行口座情報、④個人の能力、知能、評価、⑤個人の学歴、非公式教育の受講歴 等に関する情報

i. 公的機関の間で交わされた覚書

j. その他法律で公開が禁止された文書

³¹³ 情報公開法第 17 条各号

3 情報公開の手続

情報公開請求を行うことができる者はインドネシア国民又はインドネシアに事業所が所在する法人であり、公的機関に対していつでも書面又は口頭で情報公開請求を行なうことができる。請求を受けた公的機関は、請求者の氏名、住所、請求する資料の名称、資料の形式、提供方法を記録し、受付から 10 日以内に文書により、以下の内容を含む回答を行なう。公的機関は理由を書面で示すことにより、最大 7 日まで文書での回答を延長することができる³¹⁴。

- a. 請求された情報の所持の有無
- b. 情報公開の許可、却下の決定
- c. 許可する場合、情報の全部又は一部の交付の決定
- d. 却下又は情報の一部を公開する場合、その理由及び黒塗りとなる部分
- e. 公開を行なう場合の形式
- f. 費用及び支払いの方法

なお、情報公開制度を運営するために、中央政府、州政府は情報公開委員会（Komisi Informasi）を設置し、県・市政府は任意で設置することとされている³¹⁵。これらの情報公開委員会が連携して情報公開制度を運営することとされている。情報公開委員会の任務は、情報公開に関するガイドラインの作成や情報公開に関する政策の立案のほか、情報公開請求が公的機関によって却下された場合等の紛争処理についても所管しており、委員会の調停に不服がある場合は、裁判所に提訴することができる³¹⁶。

³¹⁴ 情報公開法第 22 条各号

³¹⁵ 情報公開法第 23 条第 1 項

³¹⁶ 情報公開法第 23 条～第 26 条

第8章 地方財政制度

本章ではインドネシアの地方財政制度（Keuangan Daerah）を紹介する。次節以降では、①均衡資金制度、特定地域に交付される②特別自治資金、③地方債、中央政府から地方政府に対する国庫負担金制度である④権限分散資金及び補佐任務資金、⑤地方公営企業、⑥地方予算の編成、の6点に焦点をあててインドネシアの地方財政制度を概説する。

第1節 地方政府の歳入歳出構造

インドネシアの地方政府の歳入の構造を紹介すると、インドネシアにおける中央政府と地方政府の財政調整を規定する「中央政府・地方政府間の財政均衡に関する2004年法律第33号」（以下、「均衡法」という。）は、地方政府がその行政運営のために得る財源を「地方歳入（Pendapatan Daerah）」と「財源調整（Pembiayaan）」とし、地方歳入は①地方自主財源収入（地方税・地方利用者負担金、資産運用収入、利子・為替差益等）、②均衡資金、③その他の正当な収入（特別自治資金、調整資金、外国からの無償資金協力、非常事態政府資金等）で構成するとしている³¹⁷。インドネシアの予算書の基本的な構造として、歳入と歳出の所要額に余剰や不足が生じた場合は、資金の調達や余剰資金の処分によって資金バランスを調整しており（これを財源調整という）、地方債は財源不足の際の資金調達手段と位置づけられている。財源調整について具体的な例を挙げると、剰余金が生じた場合は①地方債の元金償還、②資本参加（投資）、③基金への積み立て、④後年度への繰越、によって処分し、財源不足が生じた場合は、⑤決算剰余金の活用、⑥地方債の発行、⑦基金の取崩、⑧財産売却収入によって補填される。

なお、第5節で紹介する権限分散資金及び補佐任務資金については、中央政府の事務の委託や委任に要する経費に係る交付金であり、地方予算と別に資金を管理することとされ、予算書・決算書には登場しない。言い換えると地方政府は通常の地方予算に係る出納簿、権限分散資金及び補佐任務資金に係る出納簿の3種類の帳簿を有していることになる。

³¹⁷ 均衡法第5条

(参考1) 州政府の歳入歳出構造 (東ジャワ州の例)

表8-1は東ジャワ州とスラバヤ市の2021年度決算の状況を示している。

東ジャワ州の地方歳入総額は約131兆846億ルピア(約9,831億円)で、そのうち地方自主財源収入が31.2%を占めており、地方税収入はそのうちの61.7%である。最も規模が大きいのが均衡資金であり歳入総額の59.5%を占めている。

歳出について見てみると、州レベルの地方政府では人件費が非常に大きい割合を占めており、東ジャワ州でも歳出総額の32%が人件費である。また、県・市も含めてインドネシアの地方政府で共通しているのが物品サービス購入費の割合が高くなっていること³¹⁸であり、東ジャワ州では歳出総額の27.3%を占めている。

(参考2) 県・市政府の歳入歳出構造 (スラバヤ市の例)

一方で県・市レベルの決算の状況については、スラバヤ市の例を見ると、2021年度決算における地方歳入総額は約8兆3,268億ルピア(約625億円)であり、地方自主財源収入が歳入総額の56.8%となっている。州の歳入構造とは逆に県・市では地方自主財源の割合が高く、特に地方税に関しては県・市に対して大きな収入源となる税目が与えられているため、スラバヤ市では歳入総額の43.8%と日本の市町村の26%³¹⁹と比べても大きい割合である。一方で、均衡資金の割合が歳入総額の26.5%と低くなっている。

歳出に関しては人件費と物品サービス購入費が高い水準であることは州と同様であるが、特に県・市については物品サービス購入費が非常に高い水準にあり、スラバヤ市では54.5%を占めている。

³¹⁸ 物品サービス購入費の割合が高くなる一因として、地方政府幹部や地方議会議員に貸与する物品の購入が挙げられ、例えば地方議会議員の全員に乗用車や家具・備品付の住居が貸与されている。

³¹⁹ 総務省 HP「令和4年版地方財政白書(令和2年度決算)「第1部 令和2年度の地方財政の状況 2 地方財政の概況」」(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/r04data/2022data/r04czb01-02.html#z010)

(表 8 - 1) 東ジャワ州及びスラバヤ市の決算の状況 (2021 年度)

(単位: 10億ルピア)

| 区分 | 東ジャワ州 | | | スラバヤ市 | | |
|----------------|------------|------------|---------------|-----------|----------|---------------|
| | 予算額 | 決算額 | 予算額に対する決算額の比率 | 予算額 | 決算額 | 予算額に対する決算額の比率 |
| 地方歳入 | 122,027.62 | 131,084.62 | 107.42 | 8,660.40 | 8,326.88 | 96.15 |
| 地方自主財源 | 37,044.34 | 40,942.41 | 110.52 | 5,561.56 | 4,727.28 | 85.00 |
| 地方税 | 23,788.91 | 25,257.95 | 106.18 | 4,442.98 | 3,649.73 | 82.15 |
| 地方利用者負担金 | 1,538.07 | 1,182.62 | 76.89 | 332.03 | 235.59 | 70.95 |
| 公営企業繰入金、財産運用収入 | 1,076.49 | 1,270.80 | 118.05 | 172.06 | 160.87 | 93.50 |
| その他の地方自主財源 | 10,640.87 | 13,231.05 | 124.34 | 614.49 | 681.09 | 110.84 |
| 中央政府からの収入 | 75,914.54 | 78,032.21 | 102.79 | 2,069.38 | 2,202.54 | 106.43 |
| その他の収入 | 9,068.74 | 12,110.00 | 133.54 | 1,029.46 | 1,397.06 | 135.71 |
| 州政府からの収入 | 5,892.38 | 8,042.12 | 136.48 | 822.32 | 1,016.42 | 123.60 |
| 寄付金 | 555.72 | 823.68 | 148.22 | 0.00 | 15.26 | - |
| 緊急基金 | 0.00 | 6.33 | - | 0.00 | 0.00 | - |
| その他の収入 | 2,620.64 | 3,237.87 | 123.55 | 207.15 | 365.39 | 176.39 |
| 地方歳出 | 134,415.38 | 126,962.87 | 94.46 | 9,828.39 | 7,819.08 | 79.56 |
| 人件費 | 45,550.94 | 40,672.69 | 89.29 | 2,651.97 | 2,353.63 | 88.75 |
| 物品サービス費 | 35,629.99 | 34,695.83 | 97.38 | 4,535.63 | 4,259.97 | 93.92 |
| 投資的経費 | 18,575.73 | 14,922.09 | 80.33 | 2,369.91 | 1,016.34 | 42.89 |
| その他の歳出 | 34,658.71 | 36,672.26 | 105.81 | 270.89 | 189.15 | 69.82 |
| 乗余金 | ▲12,837.76 | 4,121.74 | - | ▲1,167.99 | 507.80 | - |
| 財源調整 | 12,415.24 | 17,060.66 | 137.42 | 1,167.99 | 316.62 | 27.11 |
| 受取資金 | 12,849.91 | 17,447.15 | 135.78 | 1,177.99 | 316.62 | 26.88 |
| 過年度繰越金 | 12,406.82 | 17,193.38 | 138.58 | 1,177.99 | 316.61 | 26.88 |
| 基金取崩金 | 50.37 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | - |
| 資産売却収入 | 0.00 | 0.00 | - | 0.00 | 0.00 | - |
| 地方債 | 379.66 | 169.66 | 44.69 | 0.00 | 0.00 | - |
| 地方債の払い戻し | 13.07 | 18.36 | 140.50 | 0.00 | 0.01 | - |
| その他 | 0.00 | 65.74 | - | 0.00 | 0.00 | - |
| 支払資金 | 434.68 | 386.48 | 88.91 | 10.00 | 0.00 | 0.00 |
| 基金積立金 | 157.50 | 128.00 | 81.27 | 0.00 | 0.00 | - |
| 資本参加・投資費 | 187.29 | 164.63 | 87.90 | 10.00 | 0.00 | 0.00 |
| 元金償還金 | 86.89 | 93.85 | 108.02 | 0.00 | 0.00 | - |
| 地方債 | 3.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | - |
| その他 | 0.00 | 0.00 | - | 0.00 | 0.00 | - |

出典 (インドネシア財務省ホームページ³²⁰を基に作成)

第 2 節 均衡資金制度

均衡資金制度 (Dana Perimbangan) はインドネシアの財源調整制度の主要なメニューであり、自治事務の実施のために必要な資金手当として国家予算から支出される。

均衡資金は①歳入分与、②一般配分金、③特別配分金の 3 種類に分類され、このうち歳入分与は日本における地方譲与税に、一般配分金は地方交付税交付金に、特別配分

³²⁰ <https://djpk.kemenkeu.go.id/portal/data/apbd>

金は国庫補助金に相当するものである。

(表 8 - 2) 中央政府から地方政府への財政移転の状況

(単位：兆ルピア)

| 区分 | 2021年度 | | 2022年度 | |
|---------------------|--------|-------|--------|-------|
| | 予算額 | 割合 | 予算額 | 割合 |
| I 均衡資金 | 688.68 | 100.0 | 672.85 | 100.0 |
| 歳入分与 | 101.96 | 14.8 | 105.26 | 15.7 |
| 一般配分金 | 390.29 | 56.7 | 378.00 | 56.2 |
| 特別配分金 (インフラ) | 65.25 | 9.5 | 60.87 | 9.0 |
| 特別配分金 (インフラ以外) | 131.18 | 19.0 | 128.72 | 19.1 |
| II 特別自治実施資金等 | 106.80 | 100.0 | 96.76 | 100.0 |
| 特別自治実施資金 | 21.30 | 19.9 | 21.76 | 22.5 |
| 地域開発資金 | 13.50 | 12.7 | 7.00 | 7.2 |
| 村落資金 | 72.00 | 67.4 | 68.00 | 70.3 |

出典 (インドネシア財務省のホームページ³²¹を基に作成)

1 歳入分与

歳入分与 (DBH : Dana Bagi Hasil) は、インドネシア全国で広く徴収する国税や、国内で産出する天然資源からの国庫収入等を財源とし、中央政府が一旦国庫へ収納した国庫収入の一定割合を地方政府に分与するものである。歳入分与は、森林の再植林を目的とする緑化基金からの分与金や、石油鉱業セクター収入のうち教育振興を目的とする分与金以外は、使途を定めない一般財源として分与される。歳入分与の具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 税収分与

ア 土地・建物税³²²

国税として徴収された土地・建物税の収入について、その 100% が地方政府に分与されている。その内訳は、総収入の 90% について、税源の所在する州にその 18% を、徴収した県・市にその 72% を分与し、総収入の残りの 10% を徴収した県・市に徴収経費として配分する。また、総収入の残りの 10% については、その 65% をインドネシアの全ての県・市に均等に配分し、35% を前年度の同税の徴収実績が徴税見込み額を超えた県・市に対して褒章金として交付されている。

³²¹ <https://djpk.kemenkeu.go.id/?p=17307>, <https://djpk.kemenkeu.go.id/?p=20948>

³²² 均衡法第 12 条第 1 項～第 3 項

イ 土地・建物権利取得税³²³

国税として徴収された土地・建物権利取得税の収入について、その100%が地方政府に分与されている。その内訳は、総収入の80%について、税源の所在する州にその20%を、税源の所在する県・市にその80%が配分されている。また、総収入の残りの20%については、その全額をインドネシアの全ての県・市に均等に配分している。

ウ 所得税法第21条、第25条及び第29条による個人所得税³²⁴

国税として徴収された所得税法第21条、第25条及び第29条による個人所得税に関する収入は、地方政府に対して総収入の20%が分与され、州に対してその40%、県・市に対して60%の割合で財務大臣が定める方法により各地方政府に配分される。

(2) 天然資源収入分与

ア 林業セクター収入³²⁵

林業セクターからの国庫収入は、森林伐採権徴収料、森林資源手数料及び再植林や緑化活動のために森林資源を利用する事業者から徴収する緑化基金収入で構成される。

森林伐採権徴収料及び森林資源手数料収入はどちらも総収入の80%が地方政府に分与され、森林伐採権徴収料については、収入源となる森林が所在する州にその20%、収入が生じた県・市に80%が分与され、森林資源手数料収入については、収入源となる森林が所在する州にその20%が、収入が生じた県・市にその40%が配分され、残りの40%は均等に当該州のその他の県・市に配分される。緑化基金については総収入の40%を収入が生じた県・市に対して、再植林や土地の再生活動のために配分され、中央政府の収入となる総収入の60%についても、中央政府が自ら行う再植林や土地の再生活動の財源として使用される。

イ 一般鉱業セクター収入³²⁶

一般鉱業セクターからの国庫収入とは、土地使用料（鉱業事業権、地域における一般調査、探査又は開発の際の土地使用料）及び探査・開発料（鉱業事業権所有者が採掘によって得た鉱物の対価として国家に対して支払うロイヤルティ）として国家が受け取る収入のことであり、地方政府に総収入の80%が分与されている。土地使用料からの分与金は使用料の収入源となった鉱区が所在する州にその20%が、使用料の収入が生じた県・市にその80%が配分され、探査・開発料からの分与金は、探査・開発料の収入源となった鉱区が所在する州にその20%が、探査・開発料の収入が生

³²³ 均衡法第12条第4項～第5項

³²⁴ 均衡法第13条

³²⁵ 均衡法第14条 a、b、第15条第1項、第2項、第16条

³²⁶ 均衡法第14条 c、第17条

じた県・市にその 40%が、当該州のその他の県・市に均等にその 40%が配分される。

ウ 漁業セクター収入³²⁷

漁業セクターからの国庫収入は、漁業事業者納付金及び漁獲高納付金収入である。漁業事業者納付金はインドネシア政府から領海内での漁業許可、漁獲量の割当、魚の運搬許可に係る許可手数料を事業者から徴収するものであり、漁獲高納付金収入は漁業許可に基づいて実際に操業した際に漁獲高に応じて納付する納付金である。総収入の 80%が地方政府に分与され、インドネシアの全ての県・市に均等に配分される。

エ 石油鉱業セクター収入³²⁸

石油鉱業セクターからの国庫収入とは、国営石油ガス公社の操業による収益の国庫納付金、生産分与契約³²⁹による収入、又はその他の契約による収入として、国家が受け取る収入を意味する。

収入は中央政府に 84.5%、地方政府に 15.5%の比率で分与され³³⁰、地方政府が分与を受ける 15.5%の 15%部分について、収入源の所在する州にその 20%が、収入が生じた県・市にその 40%が、当該州内のその他の県・市に均等に 40%が配分される。また、15.5%の残りの 0.5%部分については、初等教育の振興に充てる資金としてその 20%を収入源の所在する州に、40%を収入が生じた県・市に、40%が均等に当該州内のその他の県・市に配分される。

なお、特別地方自治法が適用されているナングロ・アチェ・ダルサラーム州（以下、「アチェ」という。）、パプア州及び西パプア州（以下、「パプア」という。）については、特別地方自治の実施資金として、当該地域から得られる石油鉱業セクター収入の地域への配分比率が大きく設定されており、通常は総収入の 15.5%のところを、パプアについては 2002 年から 25 年間は総収入の 70%を、26 年目以降は総収入の 50%をパプアに配分することとされ³³¹、アチェについては 2008 年から期限を定めずに総収入の 70%を配分することとされている³³²。

³²⁷ 均衡法第 14 条 d

³²⁸ 均衡法第 14 条 e、第 19 条第 1 項、第 2 項、第 20 条第 1 項、第 2 項

³²⁹ 石油やガス等の天然資源開発の際に、海外の開発会社が必要な資金と技術を拠出し、油田・ガス田を発見し生産が開始された場合に、海外の開発会社はその収益から優先してコストを回収し、コスト回収後の原油を産油国と海外の開発会社で分けあう形式の契約。

³³⁰ 2008 年度までは時限措置として石油セクター収入の分与比率は中央政府 85%、地方政府 15%とされていた（均衡法第 106 条第 1 項、第 2 項）。

³³¹ パプアの特別地方自治に関する 2001 年法律第 21 号（以下、「パプア法」という）第 34 条

³³² アチェの統治に関する 2006 年法律第 11 号（以下、「アチェ法」という）第 181 条

オ 天然ガス鉱業セクター収入³³³

天然ガス鉱業セクターからの国庫収入は、石油鉱業セクターからの収入と同様に国営石油ガス公社の操業による収益の国庫納付金、生産分与契約による収入、又はその他の契約による収入として天然ガス鉱業セクターから国家が受け取る収入を意味する。収入は、中央政府に 69.5%、地方政府に 30.5%の比率で分与される³³⁴。地方政府が分与を受ける 30.5%の 30%部分について、収入源の所在する州にその 20%が、収入が生じた県・市にその 40%が、当該州内のその他の県・市に均等に 40%が配分される。また、30.5%の残りの 0.5%部分については、初等教育の振興に充てる資金としてその 20%を収入源の所在する州に、40%を収入が生じた県・市に、40%を均等に当該州内のその他の県・市に配分される。

なお、特別地方自治法が適用されているアチェ、パプアについては、石油鉱業セクター収入と同様に特別地方自治の実施資金として、当該地域から得られる天然ガス鉱業セクター収入の地域への配分比率が大きく設定されており、通常は総収入 30.5%のところを、パプアについては 2002 年から 25 年間は総収入の 70%を、26 年目以降は総収入の 50%をパプアに配分することとされ、アチェについては 2008 年から期限を定めずに総収入の 70%を配分することとされている。

カ 地熱鉱業セクター収入³³⁵

地熱鉱業セクターからの国庫収入は、地熱事業者との生産分与契約及び、探査・開発料及び開発収入手数料として徴収された収入であり、地方政府に対してその 80%が分与され、収入源の所在する州にその 20%が、収入が生じた県・市にその 40%が、当該州内のその他の県・市に均等に 40%が配分される。

2 一般配分金

一般配分金（DAU : Dana Alokasi Umum）は、地方自治の実施にあたって必要となる財源を確保し、地方政府間の財政上の格差を解消するために、地方経済の潜在可能性、面積、地理状況、人口及び住民の所得レベル等を考慮して国庫収入の一部を配分する制度であり、交付された後は用途を特定しない一般財源となる。その総額は均衡法第 27 条により、国家予算の国内収入額（Pendapatan Dalam Negeri）の 26%以上を割り当てることとされており、交付額の算出式は平等・公平の原則に基づき、**図 8 - 1**のとおり定められている。

³³³ 均衡法 14 条 e、f、第 19 条第 1 項、第 3 項、第 20 条第 1 項、第 2 項、パプア法第 34 条、第 181 条

³³⁴ 石油鉱業セクター収入と同様に 2008 年度までは天然ガス鉱業セクター収入の分与比率は中央政府 70%、地方政府 30%とされていた（均衡法第 106 条第 1 項、第 3 項）。

³³⁵ 均衡法第 14 条 g、第 21 条

| | | |
|---------|---|--|
| 一般配分金 | = | 財政ギャップ（基準財政需要額－基準財政収入額） ＋基本割当（公務員給与額） |
| 基準財政需要額 | = | 標準支出額（人口係数＋行政区域面積係数＋建設費係数 ＋人間開発係数＋1人当たりの地域内総生産係数） |
| 基準財政収入額 | = | 地方自主財源係数＋天然資源収入係数＋税収分与係数 |

（図 8－1）一般配分金交付額の算出式

出典（インドネシア財務省「Formula Dana Alokasi Umum Tahun Anggaran 2022」³³⁶を基に作成）

一般配分金の交付額は、財政ギャップ分析によって算出された財源不足額と基本割当額の和である。財政ギャップ（*Celah Fiskal*）とは、地方政府の基準財政需要額（*Kebutuhan Fiskal*）から基準財政収入額（*Kapasitas Fiskal*）を差し引いた財源不足額を意味する。基準財政需要額は基本的な行政サービス（保健、教育、基礎インフラ及び貧困対策）を提供するための財政需要の額であり、①行政サービスの必要量を捕捉する人口係数、②インフラの必要量を捕捉する行政区域面積係数、③条件不利地域を捕捉する地域の建設費係数、④教育・保健等の発展度を捕捉する人間開発係数、⑤経済状況・地域の潜在可能性を捕捉する一人当たりの地域内総生産係数によって計算される³³⁷。一方で、基準財政収入額は地方税、地方利用者負担金等の地方自主財源と、均衡資金のうち歳入分与金（天然資源収入分与と税収分与）の合計額である³³⁸。基本割当は地方公務員の給与を意味しており、給与には基本給の他に家族手当や役職者手当といった法定の手当が含まれる。インドネシアでは地方公務員の給与を中央政府が措置することとされているため、一般配分金の算出式に基礎割当として算入されている³³⁹。

財政ギャップの値がゼロである地方政府は、基本割当のみを受け取り、財政ギャップの値がマイナスで、そのマイナス分が基本割当額より小さい場合には、基本割当から財政ギャップ額を差し引いた額を受け取る³⁴⁰。

個々の地方政府の一般配分金交付額は、上記の算出式によって機械的に算出されるが、基準財政需要額と基準財政収入額を計算するための必要なデータとして、地方政府は毎年 7 月頃に ①財政需要に関するデータ、②財政能力に関するデータ、③職員数

³³⁶ <https://djpk.kemenkeu.go.id/wp-content/uploads/2022/03/Formulasi-DAU-2022.pdf>

³³⁷ 均衡法第 28 条第 1 項、第 2 項

³³⁸ 均衡法第 28 条第 3 項

³³⁹ 均衡法第 27 条第 4 項

³⁴⁰ 均衡法第 32 条

及び前年度決算における給与支給総額、④前年度決算、⑤前年度交付を受けた一般配分金の使途に関する事業報告を、財務大臣に提出する。財務大臣は全ての地方政府のデータを取りまとめ、地方自治諮問会議に協議を行なった後に、大統領令によって州及び県・市別の一般配分金の交付額が決定される。各地方政府への一般配分金は、交付額の12分の1が毎月送金されている³⁴¹。

3 特別配分金

特別配分金（DAK : Dana Alokasi Khusus）は、特定の地域における特定の事業の実施のために国家予算から一定の金額を該当地域に交付する³⁴²インドネシアの国庫補助金制度をさす。特別配分金は、インフラ施設の長期的な整備、強化及び改善等の投資的経費について必要経費をまかなうために特別に措置されるもので、基本的に事務的経費、研究費、研修費、旅費交通費及びその他の一般行政経費に充当することはできない。特別配分金は法律に対象分野等の詳細が明記されておらず、具体的な配分金の対象事業や対象となる地方政府の基準については、毎年度財務大臣令によって定められている³⁴³。なお、特別配分金の交付を受けて事業を実施しようとする場合は、特段の財政上の理由がない限り、原則として地方政府は特別配分金の交付対象事業費の最低10%を自主財源で用意する（いわゆる裏負担）必要がある³⁴⁴。

2016年度版の財務省特別配分金パンフレットによると、同年度は、教育、保健、各種インフラ整備（道路、灌漑、水道、衛生）、村役場の整備、国境地帯の施設・インフラ整備、海洋・漁業、農業、家族計画、森林など、幅広い分野に特別配分金が配分された³⁴⁵。

第3節 特別自治実施資金

特別自治実施資金（Dana Otonomi Khusus）は、地方歳入のうち、その他の収入のその他の中央政府からの収入に分類され、特別自治実施資金は特別地方自治法が適用されるアチェ及びパプアに対する特別地方自治の実施資金として、以下の目的で交付される。

1 パプア特別自治実施資金³⁴⁶

パプア法に基づき、教育及び保健分野に充てる資金として交付される。特別自治実施資金の額は一般配分金の全国総額の2%とされ、一般配分金の別枠で措置される。

³⁴¹ 均衡法第36条

³⁴² 均衡法第39条第1項

³⁴³ 均衡法第39条第2項

³⁴⁴ 均衡法第40条第1項

³⁴⁵ インドネシア財務省 HP (<https://djpk.kemenkeu.go.id/wp-content/uploads/2016/01/DAK.pdf>)

³⁴⁶ パプア法第34条

交付期間は 2002 年から 20 年間でありパプア州及び西パプア州の州及び州内の県・市に対して配分される。2022 年度においては約 7 兆 5,600 億ルピア（約 567 億円）が交付されている³⁴⁷。

2 アチェ特別自治実施資金

アチェに対する特別自治実施資金は、アチェ法に基づき、アチェの発展に必要な基礎インフラ整備及び維持、地域経済の強化、貧困撲滅、教育、社会福祉、保健分野に充てる資金として、州及び州内の県・市に対して配分される。特別自治実施資金の額は、パプア特別自治実施資金と同様に一般配分金の別枠で措置され、2008 年から 15 年間は一般配分金の全国総額の 2 %を、16 年目から 20 年目は一般配分金の全国総額の 1 %が交付され、2022 年度においては約 4 兆 3,700 億ルピア（約 328 億円）が交付されている³⁴⁸。

第 4 節 地方債制度

地方行政法は「地方政府は、中央政府、他の地方政府、銀行、銀行以外の金融機関、及び、住民から地方借入を行うことができ」、併せて「地方政府は、地方政府の利益となる投資の資金調達のために、地方議会の同意を得て公募型地方債を発行することができる」と規定している³⁴⁹。このようにインドネシアでは地方政府の地方債を、①地方借入金と、②公募型地方債とに区別している（以下、「地方債」とは地方借入金及び公募型地方債をいう）。

1 借入期間・対象事業

地方債制度については、「地方政府の借入に関する 2005 年政令第 54 号」（以下、「地方債令」という。）に規定されており、その借入期間及び借入対象から①一時借入金、②中期借入金、③長期借入金に分類されている。

（1）一時借入金

一時借入金（Pinjaman Jangka Pendek）は当該会計年度中の資金不足を手当てするために行う借入であり、一会計年度内に元本、利子及びその他の返済が必要な費用の償還を全て終える借入金である³⁵⁰。①借入の対象事業が当該年度の地方予算に計上されていること、②事業に緊急性があり後年度に延期することが出来ないこと

³⁴⁷ インドネシア財政監査庁 HP（<https://aceh.bpk.go.id/dana-otonomi-khusus-aceh-2023-berkurang-bank-indonesia-jangan-sampai-ada-silpa/>）

³⁴⁸ インドネシア財政監査庁 HP（<https://databoks.katadata.co.id/datapublish/2022/09/15/dana-otsus-dan-bantuan-infrastruktur-untuk-papua-tembus-rp11-triliun-per-tahun>）

³⁴⁹ 地方行政法第 300 条

³⁵⁰ 地方債令第 5 条第 2 項,第 7 条第 1 項

が借入れの要件となる³⁵¹。地方債の借入先は①他の地方政府、②国内の銀行、③国内のノンバンクからと定められている³⁵²。なお、日本と同様に会計年度末に赤字を補填する目的で一時借入を行うことは禁じられている。

（２）中期借入金

中期借入金（Pinjaman Jangka Menengah）は日本の地方債制度に存在しない借入区分であり、一会計年度を越えて借入れを行うが、地方首長の在任期間内に元本、利子及びその他の返済が必要な費用の償還を全て終える借入金である³⁵³。ただし、地方首長又はその職務代行者が任期途中で欠けた場合であっても当該借入自体は有効とされ、引き続き借入を継続することができる³⁵⁴。借入対象は、公共サービスの提供に要する資金であり、公共サービスの提供とは、住民の福祉のため地方政府の義務として提供すべきサービスで、サービスの対価として特定の収入を求めないものを意味し、ハード事業を実施して税収の増加を図るような事業ではない³⁵⁵。中期借入金は、①既発債と新規借入債の残高の合計が前年度の地方歳入の75%を超えないこと、②過去に償還が滞ったことがないこと、③返済能力比率（図8-2）が最低2.5以上であること、④地方議会の同意を得ることが借入れの要件となる³⁵⁶。また、借入先については、一時借入金の借入先に加えて中央政府や住民（公募型地方債）からも借入れることができる³⁵⁷。なお、中央政府からの借入には、国家予算から実施されるものと、中央政府が外国の機関から一旦借り入れた資金による転貸の2種類がある。なお、インドネシアでは、国内の資本市場において募集され海外からも購入することができる公募型地方債を除いて、地方政府は海外から直接借入を行なう外債は禁止されており、海外から資金を借入れようとする場合は必ず中央政府を通じて行う必要がある。違反した場合は均衡資金のうち歳入分与と一般配分金の支払いが留保される制裁が加えられる³⁵⁸。

（３）長期借入金

長期借入金（Pinjaman Jangka Panjang）は日本で言う地方債に相当する借入区分である。一時借入金や中期借入金とは異なり、事業の実施によって税収の増加を図る公共投資プロジェクトに要する資金に充当するものであり、一会計年度を越え、融資元との条件交渉で決定された期間内に元本、利子及びその他の返済が必要な費

³⁵¹ 地方債令第11条

³⁵² 地方債令第8条

³⁵³ 地方債令第5条第3項

³⁵⁴ 地方債令第6条

³⁵⁵ 地方債令第7条第2項

³⁵⁶ 地方債令第12条

³⁵⁷ 地方債令第8条第2項

³⁵⁸ 地方債令第8条

用の償還を終える長期の借入金である³⁵⁹。公共投資プロジェクトとは、地方において施設や設備を整備し、当該施設や設備の利用料金を徴収することにより地方政府に収入をもたらす事業である。なお、借り入れの要件や借入先については中期借入金と同様である。

| | | |
|--|---|--|
| 返済能力比率 | = | $\frac{\text{返済能力比率} = \{ \text{地方自主財源} + \text{一般配分金} + (\text{歳入分与金} - \text{緑化基金分与}) \} - \text{必要経費}}{\text{借入金元本} + \text{利子} + \text{その他の経費} ※}$ |
| <small>※その他の経費：管理費用、手数料、保険料、繰上償還弁済金等</small> | | |

(図 8 - 2) 返済能力比率の算出式

出典 (インドネシア財務省ホームページ³⁶⁰を基に作成)

なお、インドネシアの公債管理政策として、中央政府と全ての地方政府の借入残高の合計額はインドネシアの GDP 総額の 60% を越えてはならないというマクロフレームが設定されており、財務大臣は翌年度の地方政府全体の起債額の上限額を国民経済の成長予測に留意して前年度の 8 月までに決定している³⁶¹。地方政府の借入残高は、四半期ごとに財務大臣及び内務大臣に報告され、報告を行わなかった地方政府に対しては、財務大臣は均衡資金の交付を留保することができる³⁶²。

2 地方借入金

インドネシアにおいては、公共投資プロジェクトの実施にあたっては、地方自主財源や均衡資金、外国からの無償資金協力等の当該年度の歳入が充てられ、基本的に借入無しで整備が進められている。地方借入金は前述のとおり歳入に不足が生じる場合に財源不足の解消策として借り入れる補填財源である。しかし、単純に財源不足の額を借り入れるのではなく、借入を行う対象事業を決定し、中央政府の評価を受け、地方借入の実施に関する地方条例を定め、さらに借入先との条件交渉を経た後に必要な資金の借入を行っている³⁶³。なお、インドネシアの法令においては、事業の種類や性格に応じて充当率や償還期間が定められたり、借入先が指定されたりすることはなく、全てが条件交渉で決定されている。地方借入金はその借入先に応じて借入までに要する手順が異なっており、以下では国内銀行及び国内ノンバンクから借り入れる中期・長期の地方借入金について、その手順を紹介する。なお、中央政府から借入を行おうとする場合は、財務大臣に対して借入の申し込みを行い、財務大臣は内務大臣との協議

³⁵⁹ 地方債令第 5 条第 4 項、第 7 条第 3 項

³⁶⁰ <https://djpk.kemenkeu.go.id/?ufaq=persyaratan-pinjaman-daerah>

³⁶¹ 地方債令第 10 条

³⁶² 地方債令第 40 条

³⁶³ 地方債令第 2 条

を経て融資の決定を行っている³⁶⁴。

手続例：国内銀行及び国内ノンバンクからの借入手続³⁶⁵

- ① a.借入事業の骨子、b.当該年度歳入、c.返済能力比率の計算書、d.借入事業の資金計画、及び e.地方議会の同意に関する書類を添えて内務大臣に協議
- ② 内務大臣は歳入の不足状況及び地方政府の借入限度額を考慮して地方借入に対する同意又は修正意見を示す
- ③ 内務大臣の同意又は修正意見に従い、融資を受けようとする金融機関の候補に事業案を提示
- ④ 地方借入の実施に関する地方条例を制定
- ⑤ 融資元との条件交渉、契約の締結及び借入の実行
- ⑥ 内務大臣及び財務大臣に契約内容の報告
- ⑦ 地方官報に契約内容の公示

3 公募型地方債

公募型地方債は、資本市場を通じて住民等から直接借入を行う中期・長期の借入金を意味し、起債対象事業は、公共投資プロジェクト及び住民の福祉に資する事業とされている³⁶⁶。その特徴は、①住民等から借入する中・長期債であること、②国内の資本市場を通じて公募が行われる債券であること、③償還財源は地方債を充当したプロジェクトから生じた収入を基本とすること、④政府保証が付かず地方債を充当したプロジェクトで得られた資産が担保となること、⑤債権者保護のために地方政府の財政状況等の情報の開示等が義務付けられること等が挙げられる。なお、地域の利益に資する公共投資プロジェクトとは、例えば、水道施設、廃棄物処理施設、交通施設、病院、市場、ショッピングセンター、娯楽施設、観光施設、自然保護施設、公営住宅、港湾の整備等が挙げられ、また、財政状況等の情報の開示については①地方債管理政策、②発行ロット・発行時期を定めた地方債の発行計画、③地方債の借入残高、償還時期及び利率、④地方政府の財政状況、⑤募集した資金の使途、⑥返済準備基金の状況等が最低限公表すべき情報とされている。

第5節 権限分散資金・補佐任務資金

第3章第5節において、中央政府と地方政府の間及び地方政府間の分業や事務担当の決定に関する概念として、権限分散と補佐任務を紹介した。本節ではそれらの事務の実施に必要な資金として、中央政府あるいは上位の地方政府から交付される「権限分散資金 (Dana Dekonsentrasi)」と「補佐任務資金 (Dana Tugas Pembantuan)」

³⁶⁴ 地方債令第39条

³⁶⁵ 地方債令第19条、39条

³⁶⁶ 地方債令第25条

について、権限分散・補佐任務に関する 2008 年政令第 7 号の規定を踏まえて概説する。なお、中央政府から交付される権限分散資金は、各省・非省政府機関の予算から支出され、地方政府においてこれらの資金は地方予算とは別に管理されており、上位の地方政府から交付される補佐任務資金も同様に別に管理されている。それゆえこれらの資金は表 8 - 1 で示した地方予算には含まれていないことに留意されたい。

1 権限分散資金

権限分散資金は中央政府の事務の一部を、中央政府の地方出先機関又は地方における中央政府の代理機関である州知事が処理する場合に、必要な資金を交付するものである。権限分散事務は日本におけるかつての機関委任事務に相当し、権限分散によって行われる州知事の事務執行は中央政府の事務の代執行として行われる。地方政府の裁量は限定されており、基本的に中央政府が定めたルールにしたがって事務を執行する。中央政府の専管分野である、①外交、②国防、③治安、④司法、⑤金融及び国家財政、⑥宗教の 6 分野の事務については、基本的に中央政府の地方出先機関が事務の委託を受け、州知事はそれ以外の分野についての事務の委託を受ける。権限分散で委託されるのは、調整、計画、指導、監督、研修、相談、運営、監査、統制といった管理・監督事務(Kegiatan Non-Fisik)を基本としており、具体的な事業を伴う事務(Kegiatan Fisik)、例えば土地の買収、道路等の整備、予防接種の実施、種苗・肥料の調達・配布等の事務に対して使用できるのは、権限分散資金の交付額の 25%までとされている。

権限分散資金が交付されている事務の例として、ジョグジャカルタ州保健局は 2020 年度、約 1 億ルピア（約 75 万円）の権限分散資金を基に、①母子健康の向上、母子の食事栄養の向上、母子の死亡率の圧縮、②生活習慣病（糖尿病、高血圧、ガンなど）の予防、③伝染病（HIV、結核、肺炎など）の予防、④保健サービスの質の向上、⑤伝統医療サービスの質の向上に取り組んだ³⁶⁷。

なお、権限分散による事務の委託や補佐任務による事務の委任は、全国一律に行われるわけではなく、個別の州政府ごとにその是非が判断される。

2 補佐任務資金

補佐任務資金は上位政府の事務の一部を下位政府に対して委任する場合に、必要な資金を交付するものである。補佐任務は中央政府や上位地方政府の事務を地方政府に委任するものであり、その事務執行は委任を受けた地方政府の権限として行われ、補佐任務の実施のために地方条例を定めることもできる³⁶⁸。中央政府から州政府、県・市政府及び村に対する委任、州政府から県・市政府及び村に対する委任、県・市政府から村に対する委任のパターンが存在し、委任を受けた地方政府は、中央政府が定める

³⁶⁷ ジョグジャカルタ州保健局の 2020 年度報告書 (<https://e-renggar.kemkes.go.id/file2018/e-performance/1-049007-2tahunan-188.pdf>)

³⁶⁸ 地方行政法第 236 条第 1 項

最低サービス基準を満たすように事務を執行する。

権限分散資金とは逆に、補佐任務で委任されるのは具体的な事業を伴う事務を基本としており、管理・監督事務に対して使用できるのは、補佐任務資金の交付額の10%までとされている。

以下では、補佐任務資金が交付されている事務の例として、中央ジャワ州のセラマン市が2015年度に中央政府の4省から委任を受けた補佐任務事務³⁶⁹を紹介する。

(1) 雇用分野

郡部において道路の修繕工事や民家の天井補修工事を行い、失業者を雇用した。

(2) 保健分野

市内17か所の保健所に資金を提供し、市民の食事栄養状態改善を図る事業や、母子健康促進に関する事業を実施した。

(3) 農業分野

開発可能な土地を特定した上でその土地に相応しい経済活動の推進事業を実施した。

(4) 住民登録分野

住民管理及び住民登録を推進する事業を実施した。

(表8-3) 省別権限分散資金及び補佐任務資金の交付額(2020年度、上位3省)

(単位:兆ルピア)

| 権限分散資金 | | 補佐任務資金 | |
|---------------|----------|---------------|----------|
| 省 | 交付額 | 省 | 交付額 |
| 村落・更新地域開発・移住省 | 1,746.20 | 農業省 | 6,748.55 |
| 農業省 | 1,405.58 | 公共事業・住宅省 | 1,340.85 |
| 保健省 | 853.31 | 村落・更新地域開発・移住省 | 327.63 |

出典(インドネシア財務省ホームページ³⁷⁰を基に作成)

³⁶⁹ セマラン市の2015年度報告書(<http://satudata.semarangkota.go.id/adm/file/201708111110444.Bab.IVLPPD2016.pdf>)

³⁷⁰ <https://djpk.kemenkeu.go.id/?p=17184>

(表 8 - 4) 州別権限分散資金及び補佐任務資金の交付額 (2020 年度、上位 10 州)

(単位：兆ルピア)

| 権限分散資金 | | 補佐任務資金 | |
|------------|--------|------------|--------|
| 州 | 交付額 | 州 | 交付額 |
| 東ジャワ州 | 400.19 | 中部ジャワ州 | 622.91 |
| 中部ジャワ州 | 382.22 | 東ジャワ州 | 611.10 |
| パプア州 | 335.59 | 南スマトラ州 | 527.35 |
| 西ジャワ州 | 334.43 | 西ジャワ州 | 517.12 |
| 北スマトラ州 | 275.23 | 南スラウェシ州 | 460.87 |
| アチェ州 | 250.8 | ランブン州 | 416.18 |
| 南スラウェシ州 | 244.86 | 南カリマンタン州 | 345.39 |
| 東ヌサ・トゥンガラ州 | 211.41 | 西ヌサ・トゥンガラ州 | 305.09 |
| 南スマトラ州 | 181.91 | 中部カリマンタン州 | 291.96 |
| ランブン州 | 177.71 | 北スマトラ州 | 263.90 |

出典 (インドネシア財務省ホームページ³⁷⁰を基に作成)

第 6 節 地方公営企業

インドネシアの地方公営企業 (BUMD : Badan Usaha Milik Daerah) は地方行政法及び地方条例に基づいて地方政府が所有する企業を意味する³⁷¹。ここでの所有とは、地方政府による完全所有 (100% 出資) と、地方政府による一部所有 (一部出資) の 2 種類の形態を意味し³⁷²、複数の地方政府が共同出資によって地方公営企業を設立することも可能である。

地方公営企業は①地方政府の資本参加、②借入金、③無償供与、④その他の資本金 (準備金の資本化など) を財源とし、政令により以下の目的で設立される³⁷³。

- a. 地方経済の発展に寄与する
- b. 適切な会社経営方法に基づき、当該地方の状況、特性、潜在性に応じた住民の生活ニーズを満たすため良質の物品やサービスを提供し、公共の利益に寄与する
- c. 利益や収益を得る

1 地方公社³⁷⁴

全ての資本を 1 つの地方政府が所有し、株式に分割されない地方公営企業を指す。

³⁷¹ 地方行政法第 331 条第 1 項、第 2 項

³⁷² 地方行政法第 331 条第 3 項、第 334 条第 1 項、第 339 条第 1 項

³⁷³ 地方行政法第 331 条第 4 項、第 332 条

³⁷⁴ 地方行政法第 334 条第 1 項、第 335 条第 1 項、第 336 条第 1 項、第 2 項

その組織は資本の所有者である地方首長、取締役会及び監査役会で構成される。地方公社の利益は定款及び法令の規定に則り地方首長が決定するが、その後地方政府会計に納入される。

2 地方所有株式会社³⁷⁵

株式会社の形態をとる地方公営企業で、その資本の全部又は 51%以上の株式が 1 つの地方政府により所有される。地方政府以外が株式を取得することも可能である。その組織は株主総会、取締役会及び監査役会で構成される。

3 経営実態

2021 年時点におけるインドネシアの地方所有事業体は全国に 924 事業が存在し、うち水道事業が 390 事業（州：2 事業、県・市：388 事業）で最も多く、次いで金融業が 216 事業（州：16 事業、県・市：200 事業）となっている。経営状況を概観すると、他の事業を含めた全ての地方所有事業体の営業収入は 2,560 兆 6,404 億ルピア（約 19 兆 2,048 億円）、税引き後利益は 298 兆 8,157 億ルピア（約 2 兆 2,411 億円）であった。物流事業の赤字額が特に大きく、赤字総額は 47 兆 3,799 億ルピア（約 3,553 億円）に上った。

³⁷⁵ 地方行政法第 339 条第 1 項、第 3 項、第 340 条第 1 項

(表 8 - 5) 分野別事業数 (2021 年度)

| 分野 | 州 | 県・市 | 合計 |
|------------------------|----|-----|-----|
| 農林水産 | 5 | 15 | 20 |
| 鉱業 | 2 | 23 | 25 |
| 製造 | 28 | 40 | 68 |
| 電力・ガス | 2 | 11 | 13 |
| 水道 | 2 | 388 | 390 |
| 建設 | 8 | 5 | 13 |
| 自動車販売・修理 | 3 | 58 | 61 |
| 物流 | 16 | 22 | 38 |
| ホテル・レストラン・情報・コミュニケーション | 3 | 9 | 12 |
| 金融 | 16 | 200 | 216 |
| 不動産 | 4 | 31 | 35 |
| 科学技術 | 6 | 0 | 6 |
| サービス | 0 | 6 | 6 |
| 医療・社会福祉 | 0 | 2 | 2 |
| その他 | 0 | 19 | 19 |
| 合計 | 95 | 829 | 924 |

出典：Badan Pusat Statistik（中央統計局）「Statistik Keuangan Badan Usaha Milik Negara & Badan Usaha Milik Daerah 2021」³⁷⁶を基に作成

³⁷⁶ <https://www.bps.go.id/publication/2022/12/07/d5c088d2cd7f5fcb22bae1c/statistik-keuangan-badan-usaha-milik-negara-dan-badan-usaha-milik-daerah-2021.html>

(表 8 - 6) 地方公営企業の経営状況 (2021 年度)

(単位：百万ルピア)

| 分野 | 営業収入 | 税引後利益 |
|------------------------|---------------|--------------|
| 農林水産 | 71,360,315 | 11,244,328 |
| 鉱業 | 917,632,300 | 88,281,686 |
| 製造 | 214,923,995 | 20,921,342 |
| 電力・ガス | 369,513,339 | 45,310,126 |
| 水道 | 20,859,912 | 925,487 |
| 建設 | 84,824,096 | 4,500,908 |
| 自動車販売・修理 | 29,759,633 | 662,464 |
| 物流 | 121,334,993 | ▲ 47,379,984 |
| ホテル・レストラン・情報・コミュニケーション | 147,581,050 | 47,591,251 |
| 金融 | 572,504,959 | 126,606,727 |
| 不動産 | 3,324,974 | ▲ 261,254 |
| 科学技術 | 6,314,975 | 529,483 |
| サービス | 47,785 | ▲ 4,261 |
| 医療・社会福祉 | 85,185 | 7,880 |
| その他 | 572,988 | ▲ 120,461 |
| 合計 | 2,560,640,499 | 298,815,722 |

出典：Badan Pusat Statistik（中央統計局）「Statistik Keuangan Badan Usaha Milik Negara & Badan Usaha Milik Daerah 2021」³⁷⁷を基に作成

第 7 節 開発計画及び地方予算の編成

地方予算（APBD：Anggaran Pendapatan dan Belanja Daerah）は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの会計年度内の地方財政運営の根拠となるものである³⁷⁸。地方行政法では、地方首長は地方政府行動計画（RKPD：Rencana Kerja Pemerintah Daerah）に基づき、地方歳入歳出計画一般方針及び暫定予算の優先順位と上限を作成し地方議会に提出するとしており³⁷⁹、開発計画がインドネシアの地方予算編成と不可分であることが読み取れる。本節では、インドネシアの地方開発計画制度と地方予算の策定プロセスを概観していく。

1 開発計画制度

「国家開発計画システムに関する 2004 年法律第 25 号」（以下、「開発計画法」とい

³⁷⁷ 前頁注 376 に同じ

³⁷⁸ 地方行政法第 309 条

³⁷⁹ 地方行政法第 310 条第 1 項

う。)は、国家開発計画は人々の生活を取り巻く全ての環境に関するマクロ計画であり、インドネシア国土の統合の手段であるとし、①開発を行なう各利害関係者間の調整を図ること、②政府間、地域間、政府外諸機関間及びそれらの現在・未来との調整において、開発における統合性、一体性、相乗効果の創出を図ること、③計画システムを計画、予算、実施、評価の総合的なものとし、それぞれの間で整合性を確保すること、④国民の参加を最大化すること、⑤開発の効率及び効果を最大化させ、公正性を確保し、資源を持続的に活用することを目的とするとしている³⁸⁰。

開発計画は計画期間によって 20 年間の①国家長期開発計画、5 年間の②国家中期開発計画、各年度の③政府行動計画の 3 種類があり、下位計画として州及び県・市がそれぞれ策定する地方計画が作成される。また、これらの計画の下には各省・非省政府機関や地方政府の各事業局・庁等の戦略計画及び行動計画が作成され³⁸¹、これらをあわせて開発計画が体系化されている。

地方政府は、住民の所得、雇用機会、事業現場の向上と均衡化、公共サービスのアクセスと質、及び地方の競争力の強化のために開発を行う³⁸²。地方開発の実施にあたっては、当該開発が国家開発目標を達成できる内容となるよう、内務大臣と国家開発企画大臣は地方政府と中央省庁間での技術的調整を主導する³⁸³。また、同様の目的で、州政府と県・市政府間の技術的調整に関しても、中央政府の代表たる州知事によって実施される³⁸⁴。

(表 8 - 7) 開発計画の計画体系

| 区分 | 中央政府 | 地方政府 |
|-----------|-------------------------------|--------------------------------|
| 長期計画(20年) | 国家長期開発計画 (RPJP) | 地方長期開発計画 (RPJPD) |
| 中期計画(5年) | 国家中期開発計画 (RPJM) | 地方中期開発計画 (RPJPD) |
| | 各省・非省政府機関戦略計画 (Renstra-KL) | 事業局・技術機関戦略計画 (Renstra-SKPD) |
| 行動計画(1年) | 政府行動計画 (RKP) | 地方政府行動計画 (RKPD) |
| | 各省・非省政府機関行動計画 (Renja-KL) | 事業局・技術機関行動計画 (Renja-SKPD) |

出典：国家開発計画システム法を元に作成

380 開発計画法第 3 条

381 開発計画法第 1 条 4 ~ 11

382 地方行政法第 258 条第 1 項

383 地方行政法第 259 条第 1 項、第 2 項

384 地方行政法第 259 条第 3 項

(1) 長期開発計画³⁸⁵

国家長期開発計画（RPJP : Rencana Pembangunan Jangka Panjang）は、憲法
の精神をそれぞれの時代ごとの状況に応じて具体化したものである。国家の将来展
望、目標及び国家開発の方向性を示すものであり、法律によって定められる。また、
地方長期開発計画（RPJPD : Rencana Pembangunan Jangka Panjang Daerah）は、
国家長期開発計画を基に地方条例で定められる。

(2) 中期開発計画³⁸⁶

国家中期開発計画（RPJM : Rencana Pembangunan Jangka Menengah）は、法
律によって定められた国家長期開発計画の方向性を基に大統領の任期である5年に
あわせて、大統領が就任後3か月以内に大統領令によって定める行政計画である。
この計画は、大統領の任期の5年間の展望、目標、政策運営方針を示すものであり、
その内容は①開発戦略、②一般政策方針、③各省・非省政府機関、地方の行動計画、
④マクロ経済フレームを含むものであり、この計画を基に各省・非省政府機関戦略
計画（Renstra-KL : Rencana Strategis Kementerian/Lembaga）が定められる。ま
た、地方中期開発計画（RPJMD : Rencana Pembangunan Jangka Menengah Daerah）
は、国家長期開発計画及び国家中期開発計画を基に作成される計画であり、地方政
府の長の任期の5年間の展望、目標、地域開発の方向性を示すものとして地方首長
令で定められ、この計画を基に地方補佐機関戦略計画（Renstra-SKPD : Rencana
Strategis Satuan Kerja Perangkat Daerah）が定められる。

(3) 行動計画³⁸⁷

政府行動計画（RKP : Rencana Kerja Pemerintah）は国家中期開発計画を基に大
統領令によって前年度中に定められ、翌年度の①優先開発事業、②経済財政政策の
方向性が示され、同時に必要な資金の枠組みを示すことを目的とする。計画は翌年
度の国家予算編成の指針となり、この計画を基に各省・非省政府機関行動計画
（Renja-KL : Rencana Kerja Kementerian / Lembaga）が定められる。また、地方
政府行動計画（RKPD : Rencana Kerja Pemerintah Daerah）は地方中期開発計画
及び政府行動計画を基に作成される計画であり、地方首長令で定められる。この計
画は地方予算編成の指針とされ、同時に住民・民間部門の開発への参加を求める指
針としても使用される。この計画を基に地方補佐機関行動計画（Renja-SKPD :
Rencana Kerja Satuan Kerja Perangkat Daerah）が定められる。

³⁸⁵ 開発計画法第4条第1項、第5条第1項、第10条～第13条

³⁸⁶ 開発計画法第4条第2項、第5条第2項、第14条～第19条

³⁸⁷ 開発計画法第4条第3項、第5条第3項、第21条～第27条

2 ムシュレンバン（開発計画協議）³⁸⁸

開発計画の制定過程においては、「ムシュレンバン（Musrenbang : Musyawarah Perencanaan Pembangunan）」と呼ばれる、行政機関と関係者による開発計画の検討会議が開催されている。ムシュレンバンは開発計画をボトムアップ型で作成するために開催される会議であり、中央政府や地方政府が作成した計画概案に対して関係者が意見を述べ、ムシュレンバンにおける議論の内容を踏まえて計画が制定される。

3 地方予算の策定

地方首長は、前述の地方政府行動計画に基づき地方予算を作成する。地方行政法によると、そのプロセスは以下のとおりである³⁸⁹。

- a. 地方首長は地方政府行動計画に基づき、地方歳入歳出計画一般方針及び暫定予算の優先順位と上限を作成し、地方議会に提出する。
- b. 地方首長は、法令で定められた時期に、地方予算に関する地方条例案を、注釈と補佐文書を添付して地方政府に提出する。地方議会は、地方政府行動計画、地方歳入歳出計画一般方針、暫定予算の優先順位と上限を指針として、同条例案を審議する。
- c. b.で地方議会の承認が得られた後、地方首長は地方予算の詳細と予算執行書案に関する地方首長令案を作成する。
- d. 州の場合は内務大臣に、県・市の場合は中央政府の代表たる州知事に、地方予算に関する条例案及び地方首長令案を提出する。
- e. 内務大臣は州に対し、州知事は県・市に対して、d.で提出した法令案が以下の事項に則しているかどうかを評価する。
 - (a.) 上位法令の規定
 - (b.) 公共の利益
 - (c.) 地方政府行動計画、地方歳入歳出計画一般方針、暫定予算の優先順位と上限
 - (d.) 地方中期開発計画
- f. e.で問題がないと評価された場合、地方首長は条例を承認し、首長令を制定する。一方で、内務大臣又は州知事から修正意見が付された場合は、地方首長は地方議会と共に、評価結果を受理してから7日以内にその修正を行う。なお、上位政府の修正意見に応じずに、予算に関する条例の認証と地方首長令の制定を強行した場合、上位政府は当該法令を無効とし、前年度地方予算の上限額を限度として、当該年度の予算執行を命じることとなる。

³⁸⁸ 開発計画法第11条～第12条,第16条～第18条,第22条～第24条

³⁸⁹ 地方行政法第310条第1項、第311条第1項、第3項、第4項、第314条第1項～第8項、第315条第1項～第8項

また、会計年度内に地方歳入歳出計画一般方針に沿わない想定外の事態が起きた場合などは、地方議会の承認を得たうえで予算の修正を行うことができる。ただし、修正の回数は非常事態を除き1回に限られる³⁹⁰。

会計年度終了後は、6か月以内に、会計検査院により検査済みの財務諸表を添付した地方予算の執行責任に関する地方条例案を、地方首長から地方議会に提出し承認を得なければならない³⁹¹。その後は予算策定時同様、州は内務大臣へ、県・市は州知事へ地方条例案を提出し承認を得る必要がある³⁹²。

(参考) スラバヤ市の地方政府行動計画の策定の実例

スラバヤ市では2017年内務大臣令第86号に従い、地方政府行動計画、部局作業計画(Rencana Kerja Perangkat Daerah)の策定やそれに伴うムシュレンバンの開催を行う。地方政府行動計画は、市の中長期開発計画、東ジャワ州の中長期開発計画、国家開発計画や国家開発指針などに応じて策定される。策定に係る作業は毎年12月から開始され、そのプロセスは下記のとおりである。

- a. 地方政府行動計画策定の事前準備
- b. 地方政府行動計画策定に係る事前書類の作成
- c. 地方政府行動計画概要の作成
- d. ムシュレンバンの実施
- e. 地方政府行動計画の最終案の作成
- f. 地方政府行動計画の策定

地方政府行動計画の概要は、その内容が州及び国家開発計画指針に沿っているか、各部局によって精査・確認が行われ、それらが終了した時点で地方政府行動計画として認定される。以下、一部のプロセスについて詳細をまとめる。

1 ムシュレンバンの開催

ムシュレンバンは、前述のとおり作業計画の作成時に開催される検討会議である。地方政府行動計画においては、その計画概要がムシュレンバンの議題となる。スラバヤ市では政府作業計画策定に際し、①郡(市の下位行政区画)レベルのムシュレンバンと、②市レベルのムシュレンバンが開催され、日程など実施に係る調整は、市計画開発・調査庁(Bappedalitbang)が行う。

郡レベルのムシュレンバンは、各区から提案された年間事業計画について郡レベルで協議し、それらに対する合意を形成するために実施される。実施にあたっては郡長が市計画開発・調査庁と各種調整を行う。その後、市レベルのムシュレンバンが

³⁹⁰ 地方行政法第316条、第317条

³⁹¹ 地方行政法第320条

³⁹² 地方行政法第321条、322条

実施され、同会議で議論された結果は公式文書としてまとめられ、ムシュレンバンに出席した各組織や部局の代表者が当該文書にサインを加えることとなる。

2 地方政府行動計画の決定

地方政府行動計画の最終案は、市レベルのムシュレンバン終了後に市の官房長官に提出され、各部局による協議後を経て正式に最終案として成立する。次に地方政府行動計画の最終案に基づき市長令の概案が作成され、東ジャワ州知事に提出される。そして当該概案に対する州知事のコメントが市官房長官経由で市長に伝達され、そのコメントに応じて概案に修正を加えた後、市長令の施行をもって地方政府行動計画が正式に策定されることとなる。

3 部局作業計画 (Rencana Kerja Perangkat Daerah) の策定

部局作業計画の作成は遅くとも毎年12月の第1週に開始され、策定までに経るプロセスは下記のとおりである。

- a. 部局作業計画策定の事前準備
- b. 部局作業計画策定に係る事前書類の作成
- c. 部局作業計画概案の作成
- d. 協議会議の開催
- e. 部局作業計画の最終案の作成
- f. 部局作業計画の策定

部局作業計画の概案は、各部局の戦略方針、過去の部局作業計画に係る評価に基づき作成される。同概案は市長通達として発出され、その通達には事業概要、作業指標、予算、活動場所、事業対象などの詳細が記載される。また、同概案は部局間の代表者が出席する協議会議で議論される。この会議は各部局長が市計画開発・調査庁と調整した後に実施され、具体的には事業概要、活動場所、事業対象について協議を行う。その結果は公式書類としてまとめられ、会議に出席した各組織や部局の代表者がサインを加える。そして、市計画開発・調査庁が部局作業計画の最終案を確認した後に官房長官経由で市長に提出し、正式に部局作業計画が策定されることとなる。部局作業計画は各部局が予算を編成する際に活用される。

第9章 地方税及び地方利用者負担金制度

第1節 地方税の概要

インドネシアの地方税制度を規定するのは「地方税及び地方利用者負担金に関する2009年法律第28号」（以下、「地方税法」という。）であり、同法によりそれぞれ州、県・市の徴税する税金の種類や最高税率等が定められている。表9-1のとおり、州税は5種類、県・市税は11種類となっている³⁹³。なお、各地方政府は、前述以外の地方税法で定めのない税金を徴収することは禁止されている³⁹⁴。

(表9-1) 州税と県・市税

| 州税 | | |
|------|----------------|---|
| 1 | 自動車税 | (Pajak Kendaraan Bermotor) |
| 2 | 自動車名義変更税 | (Bea Balik Nama Kendaraan Bermotor) |
| 3 | 自動車燃料税 | (Pajak Bahan Bakar Kendaraan Bermotor) |
| 4 | 地表水税 | (Pajak Air Permukaan) |
| 5 | タバコ税 | (Pajak Rokok) |
| 県・市税 | | |
| 1 | ホテル税 | (Pajak Hotel) |
| 2 | レストラン税 | (Pajak Restoran) |
| 3 | 娯楽税 | (Pajak Hiburan) |
| 4 | 広告税 | (Pajak Reklame) |
| 5 | 街灯税 | (Pajak Penerangan Jalan) |
| 6 | 非金属鉱物・岩石税 | (Pajak Mineral Bukan Logam dan Batuan) |
| 7 | 駐車税 | (Pajak Parkir) |
| 8 | 地下水税 | (Pajak Air Tanah) |
| 9 | ツバメの巣税 | (Pajak Sarang Burung Walet) |
| 10 | 村落部と都市部の土地・建物税 | (Pajak Bumi dan Bangunan Perdesaan dan Perkotaan) |
| 11 | 土地・建物権利取得税 | (Bea Perolehan Hak atas Tanah dan Bangunan) |

出典（地方税法を基に作成）

³⁹³ 地方税法第2条第1項、第2項

³⁹⁴ 地方税法第2条第3項

第2節 州税

1 自動車税 (Pajak Kendaraan Bermotor) ³⁹⁵

自動車税は、自動車³⁹⁶の所有・占有に対する税金で、陸路で稼働させる車輪付き車両並びにトレーラー、水中で稼働させる総トン5トンから7トンサイズの自動車が含まれる。納税義務者は自動車を所有・占有する個人又は法人であり、納税者は自動車を所有する個人又は法人である。課税された自動車税は、自動車が登録された地域で徴収され、車両登録証の発行と同時に行われる。

課税標準は、「自動車の一般市場価格に基づいて定められる自動車売却評価額」と「道路の破損や自動車を使用した結果としての環境汚染レベルを相対的に反映した重量」の2つの要素をかけたものとされている。また、一般道路以外で使用される自動車については、重機及び大型機械、又は水上交通機関が含まれ、課税標準は自動車売却評価額とされている。

税率は、個人の自動車に対しては、1台目の自動車所有については最低1%、最高2%、2台目以降の自動車所有については累進的に定められ、最低2%、最高10%と定められている。公共交通機関、救急車、消防車、宗教社会、社会・宗教組織、政府・国軍・インドネシア共和国警察、地方政府及び条例によって定められたその他車両に対する税率は、最低0.5%、最高1%と定められている。重機と大型機械に対する税率は、最低0.1%、最高0.2%と定められている。

2 自動車名義変更税 (Bea Balik Nama Kendaraan Bermotor) ³⁹⁷

自動車名義変更税は、両当事者の契約、一方当事者の行為、売買によって生じた状況、交換、寄贈、遺産、又は事業体の収益結果としての自動車の所有権譲渡に対する税金で、陸路で稼働させる車輪付き車両並びにトレーラー、水中で稼働させる総トン5トンから7トンサイズの自動車が含まれる。納税義務者は自動車の譲渡を受けることができる個人又は法人であり、納税者は自動車の譲渡を受けた個人又は法人である。課税された自動車名義変更税は、自動車が登録された地域で徴収され、支払いは登録時に行われる。

課税標準は、地方税法で規定された自動車売却評価額とされ、税率は、初回の譲渡は20%、2回目以降の譲渡は1%を最高税率と定めている。また、一般道路を使用しない重機及び大型機械についての税率は、初回の譲渡は0.75%、2回目以降の譲渡は0.075%を最高税率と定めている。

³⁹⁵ 地方税法第1条第12項、第3条第1項、第2項、第4条第1項、第2項、第5条第1項、第2項、第4項、第6条第1項、第3項、第4項、第7条第2項、第3項、

³⁹⁶ 水上で稼働させる自動車も含まれる（地方税法第1条第13項）

³⁹⁷ 地方税法第1条第14項、第9条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第11条、第12条第1項、第2項、第13条第2項、第3項

3 自動車燃料税 (Pajak Bahan Bakar Kendaraan Bermotor) ³⁹⁸

自動車燃料税は、自動車燃料³⁹⁹の使用に対する税金で、水上交通機関のための燃料も含まれる。納税義務者は自動車燃料の消費者であり、納税者は自動車燃料を使用する個人又は法人である。自動車燃料税の徴収は自動車燃料の供給者によって行われる。

課税標準は、付加価値税が課される前の自動車燃料売却評価額とされ、税率は、最高10%に定められているが、公共交通機関のための燃料に対する税率は、私有車のための税率より少なくとも50%低く定めることができる。

4 地表水税 (Pajak Air Permukaan) ⁴⁰⁰

地表水税は、地表水⁴⁰¹の汲み上げ・利用に対する税金である。納税義務者は地表水を汲み上げ・利用できる個人又は法人であり、納税者は地表水を汲み上げ・利用を行う個人又は法人である。課税された地表水税は水が存在する地域で徴収される。

課税標準は、水源の種類や場所などから算出された地表水取得評価額とされ、税率は、最高10%に定められている。

5 タバコ税 (Pajak Rokok) ⁴⁰²

タバコ税は、政府によって徴収されるタバコ物品税で、紙巻きタバコ、葉巻、トウモロコシなどの葉で巻いたタバコが含まれる。納税義務者はタバコ消費者であり、納税者は物品課税品取扱事業者登録番号の許可を保有するタバコ工場経営者・生産者及びタバコ輸入者である。タバコ税は物品税を徴収する権限を有する政府機関によってタバコ物品税の徴収に合わせて徴収される。

課税標準は、タバコに対して政府が定めた物品税とされ、税率はタバコ物品税の10%と定められている。なお、タバコ税からの税収は、保健サービスと法律の確実な実行の資金に充てるため、管轄当局によって州の取り分と県・市の取り分を問わず、少なくとも50%が配分される。

³⁹⁸ 地方税法第1条第15項、第16条、第17条第1項～第3項、第18条、第19条第1項、第2項

³⁹⁹ 自動車に使用される液体又はガスのあらゆる種類の燃料（地方税法第1条第16項）

⁴⁰⁰ 地方税法第1条第17項、第21条第1項、第22条第1項、第2項、第23条第1項、第2項、第24条第1項、第25条第2項

⁴⁰¹ 地表に存在するあらゆる水のことで、海に存在するか陸に存在するかを問わず海水は除外される（地方税法第1条第18項）

⁴⁰² 地方税法第1条第19項、第26条第1項、第2項、第27条第1項～第3項、第28条、第29条、第31条

第3節 県・市税

1 ホテル税 (Pajak Hotel) ⁴⁰³

ホテル税は、ホテル⁴⁰⁴で提供されるサービスに対する税金で、スポーツ施設、娯楽施設を含め、ホテルに完備された電話、インターネット、ランドリー、アイロン等のファシリティも含まれる。納税義務者はホテルを営業する個人又は法人に支払いを行う個人又は法人であり、納税者はホテルを経営する個人又は法人である。ホテル税はホテル所在地の地域で徴収される。

課税標準は、ホテルに対して支払われる又は本来支払われるべき金額とされ、税率は最高10%と定められている。

2 レストラン税 (Pajak Restoran) ⁴⁰⁵

レストラン税は、レストラン⁴⁰⁶で提供されるサービスに対する税金で、消費される場所を問わず購入者によって消費される飲食物の販売サービスが含まれる。納税義務者はレストランから飲食物を購入する個人又は法人であり、納税者はレストランを経営する個人又は法人である。レストラン税はレストラン所在地の地域で徴収される。

課税標準は、レストランが受領する又は本来受領すべき支払額とされ、税率は最高10%と定められている。

3 娯楽税 (Pajak Hiburan) ⁴⁰⁷

娯楽税は娯楽⁴⁰⁸の催しに対する税金で、料金が徴収される①映画鑑賞、②芸術・音楽・舞踊の上演、ファッションショー、③ミスコンテスト、ボディビルコンテスト等、④展覧会、⑤ディスコ、カラオケ、ナイトクラブ等、⑥サーカス、アクロバット、手品、⑦ビリヤード、ゴルフ、ボーリング、⑧競馬、カーレース、ダーツ、⑨マッサージサロン、足裏マッサージ、サウナ、フィットネスセンター、⑩スポーツ競技である。納税義務者は娯楽を享受する個人又は法人であり、納税者は娯楽を主催する個人又は法人である。娯楽税は娯楽が主催された場所の地域で徴収される。

⁴⁰³ 地方税法第1条第20項、第32条第1項、第2項、第33条第1項、第2項、第34条、第35条第1項、第36条第2項

⁴⁰⁴ 有料で宿泊・休憩やその他関連する役務を提供する施設で、モーテル、ホテル、観光宿泊施設、ゲストハウス、ペンションや部屋数10部屋以上の下宿が含まれる（地方税法第1条第21項）

⁴⁰⁵ 地方税法第1条第22項、第37条第1項、第2項、第38条第1項、第2項、第39条、第40条第1項、第42条第2項

⁴⁰⁶ 有料で飲食物を提供する施設で、食堂、カフェテリア、屋内の食堂、簡易食堂、バー等に加えケータリングサービスが含まれる（地方税法第1条第23項）

⁴⁰⁷ 地方税法第1条第24項、第42条第1項、第2項、第43条第1項、第2項、第44条第1項、第45条第1項～第3項、第46条第2項

⁴⁰⁸ 有料で楽しむあらゆる種類の見世物、展示、遊び及び集まり（地方税法第1条第25項）

課税標準は、娯楽を主催することによって受領した又は本来受領すべき金額⁴⁰⁹とされ、税率は最高 35%と定められているが、ファッションショー、ミスコンテスト、ディスコ、カラオケ、ナイトクラブ、ダーツ、マッサージサロン、サウナについては最高 75%、国民・伝統芸術の興行については最高 10%と定めることができる。

4 広告税 (Pajak Reklame) ⁴¹⁰

広告税は、広告⁴¹¹掲載に対する税金で、①看板、②布地広告、③貼付広告、ステッカー、④チラシ、⑤移動広告、車両広告、⑥アドバルーン広告、⑦浮遊ブイ広告、⑧音声広告、⑨映画・スライド広告、⑩展示広告が含まれる。納税義務者は広告を使用する個人又は法人であり、納税者は広告を行う個人又は法人である。広告が個人又は法人自身によって直接的に行われる場合、納税者は当該の個人又は法人である。広告税は当該広告が行われた場所の地域で徴収される。

課税標準は、広告賃貸評価額⁴¹²とされ、税率は最高 25%と定められている。

5 街灯税 (Pajak Penerangan Jalan) ⁴¹³

街灯税は、自家発電か他の電源から引いたものかを問わず、電力利用に対する税金で、自家発電による電気にはあらゆる発電施設が含まれる。納税義務者は電力を使用することのできる個人又は法人であり、納税者は電力を使用する個人又は法人である。電力が他の電源から提供される場合、納税者は電力提供者である。街灯税は電力が消費される場所の地域で徴収される。

課税標準は、電力販売評価額⁴¹⁴とされ、税率は最高 10%と定められているが、工業、石油・天然ガス鉱業による他の電源から供給される電力消費については最高 3%、自家発電による電力消費については 1.5%と定められている。

⁴⁰⁹ 娯楽の役務を受けた者に与えられた割引価格及び無料チケットが含まれる (地方税法第 44 条第 2 項)

⁴¹⁰ 地方税法第 1 条第 26 項、第 47 条第 1 項、第 2 項、第 48 条第 1 項～第 3 項、第 49 条第 1 項、第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 2 項

⁴¹¹ 商業目的での紹介し、販売促進するため、又は物やサービス、個人や法人について見て、読んで、聞いて享受してもらえよう関心を引くために様々にデザインされた形やパターンの物、ツール、行為、メディア (地方税法第 1 条第 27 項)

⁴¹² 第三者によって広告が行われた場合は広告契約評価額に基づき、本人によって広告が行われた場合は広告メディアの種類、使用された材料、設置場所、時間、広告掲載期間、数量、及びサイズの要素を考慮して算出 (地方税法第 49 条第 2 項、第 3 項)

⁴¹³ 地方税法第 1 条第 28 項、第 52 条第 1 項、第 2 項、第 53 条第 1 項～第 3 項、第 54 条第 1 項、第 55 条第 1 項～第 3 項、第 56 条第 2 項

⁴¹⁴ 支払いによって他の電源から供給される電力の場合は、基本/固定料金請求額に電気料金として請求される電力使用量を足したもので、自家発電による電力の場合は、利用可能な電力容量、電気消費レベル、電気使用期間、及び当該地域で適用される電気単価に基づいて算出 (地方税法第 54 条第 2 項)

6 非金属鉱物・岩石税 (Pajak Mineral Bukan Logam dan Batuan) ⁴¹⁵

非金属鉱物・岩石税は、利用される天然資源が地中に存在するか、地表に存在するかを問わず、非金属鉱物、岩石⁴¹⁶の採掘活動に対する税金で、課税対象は地方税法第 57 条第 1 項で指定される非金属鉱物・岩石⁴¹⁷の採掘活動である。納税義務者及び納税者は非金属鉱物・岩石を採掘する個人又は法人である。非金属鉱物・岩石税は非金属鉱物・岩石採掘場所のある地域で徴収される。

課税標準は、採取された非金属鉱物・岩石の販売評価額⁴¹⁸とされ、税率は最高 25% と定められている。

7 駐車税 (Pajak Parkir) ⁴¹⁹

駐車税は、道路上以外で駐車場を運営することに対する税金であり、本業に関連して提供されているか、一事業として提供されているかを問わず、自動車保管場所の提供も含まれる。納税義務者は自動車を駐車する個人又は法人であり、納税者は駐車場を運営する個人又は法人である。駐車税は駐車場のある地域で徴収される。

課税標準は、駐車場の運営者への支払額又は本来支払われるべき金額とされ、税率は最高 30% と定められている。

8 地下水税 (Pajak Air Tanah) ⁴²⁰

地下水税は、地表の下にある地層又は礫層の中に存在する地下水の汲み上げ・利用に対する税金である。納税義務者及び納税者は地下水の汲み上げ・利用を行う個人又は法人である。地下水税は取水地のある地域で徴収される。

課税標準は、水源の種類や場所などから算出された地下水採取評価額⁴²¹とされ、税率は最高 20% と定められている。

⁴¹⁵ 地方税法第 1 条第 29 項、第 57 条第 1 項、第 58 条第 1 項、第 2 項、第 59 条第 1 項、第 60 条第 1 項、第 61 条第 2 項

⁴¹⁶ 非金属鉱物と岩石とは鉱物、石炭分野の法令に規定された非金属鉱物と岩石 (地方税法第 1 条第 30 項)

⁴¹⁷ 石灰岩、大理石等 36 種類及び法令規定に則したその他の非金属鉱物・岩石

⁴¹⁸ 採掘された鉱物の体積／重量と各種非金属鉱物・岩石の市場価値又は標準価格を掛ける方法によって算出 (地方税法第 59 条第 2 項)

⁴¹⁹ 地方税法第 1 条第 31 項、第 62 条第 1 項、第 63 条第 1 項、第 2 項、第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 66 条第 2 項

⁴²⁰ 地方税法第 1 条第 33 項、第 34 項、第 67 条第 1 項、第 68 条第 1 項、第 2 項、第 69 条第 1 項、第 70 条第 1 項、第 71 条第 2 項

⁴²¹ ①水源の種類、②水源の場所、③水の汲み上げ、利用の目的、④汲み上げ、利用される水の量、⑤水質、⑥水の汲み上げ、利用によってもたらされる環境破壊のレベルの一部又は全体を考慮して算出 (地方税法第 69 条第 2 項)

9 ツバメの巣税 (Pajak Sarang Burung Walet) ⁴²²

ツバメの巣税は、ツバメの巣の採取、事業に対する税金である。納税義務者及び納税者はツバメの巣の採取、事業を行う個人又は法人である。ツバメの巣税はツバメの巣の採取地及び事業地のある地域で徴収される。

課税標準は、ツバメの巣の販売評価額⁴²³とされ、税率は最高 10%と定められている。

10 村落部と都市部の土地・建物税 (Pajak Bumi dan Bangunan Perdesaan dan Perkotaan) ⁴²⁴

村落部と都市部の土地・建物税は、農園業、林業、鉱業の事業活動に使用される地域を除く、個人又は法人によって所有、占有、利用される土地⁴²⁵・建物⁴²⁶に対する税金である。納税義務者及び納税者は土地に対する権利を有し、土地から恩恵を受けている、建物を所有、占有し、建物から恩恵を受けている個人又は法人である。課税地は課税対象の所在地が含まれる地域とされる。

課税標準は、3年ごとに定められる課税対象売却評価額 (NJOP) ⁴²⁷とされ、税率は最高 0.3%と定められている。

11 土地・建物権利取得税 (Bea Perolehan Hak atas Tanah dan Bangunan) ⁴²⁸

土地・建物権利取得税は、土地・建物の権利取得⁴²⁹に対する税金である。納税義務者及び納税者は土地・建物に対する権利を取得した個人又は法人である。土地・建物権利取得税は土地・建物のある地域で徴収される。

課税標準は、取引価格 (売買)、市場価格 (交換、無償供与、遺贈、相続等)、取引額 (競売) の課税対象取得評価額とされ、税率は最高 5%と定められている。

⁴²² 地方税法第 1 条第 35 項、第 72 条第 1 項、第 73 条第 1 項、第 2 項、第 74 条第 1 項、第 76 条第 2 項

⁴²³ 当該地方で適用されるツバメの巣の一般市場価格とツバメの巣の重量を掛け合わせたものに基づいて算出 (地方税法第 74 条第 2 項)

⁴²⁴ 地方税法第 1 条第 37 項、第 77 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 2 項、第 79 条第 1 項、第 2 項、第 80 条第 1 項、第 82 条第 3 項

⁴²⁵ 土地の表面であり、県・市地域の土地と内水及び海が含まれる (地方税法第 1 条第 38 項)

⁴²⁶ 土地、内水、海に固定的に埋設又は設置された建築物 (地方税法第 1 条第 39 項)

⁴²⁷ 適切に生じた売買取引から得られる平均価格で、売買取引の無い場合は、同種の他の不動産との価格比較、新規取得評価額、又は代替 NJOP によって定められる (地方税法第 1 条第 40 項)

⁴²⁸ 地方税法第 1 条第 41 項、第 85 条第 1 項、第 86 条第 1 項、第 2 項、第 87 条第 1 項、第 2 項、第 88 条第 1 項、第 89 条第 2 項

⁴²⁹ 個人又は法人によって土地・建物に対する権利が取得されるという結果をもたらす法律行為又は事案であり、土地に対する権利で、土地・建物分野の法律に規定された管理権及びその上の建物に対する権利も含まれる (地方税法第 1 条第 42 項、第 43 項)

(参考) スラバヤ市の実例

スラバヤ市では 2011 年条例第 4 号に基づき、上記 11 種類のうち、非金属鉱物・岩石税とツバメの巢税を除く 9 種類の地方税を徴収している。各税率及び徴収税額については下記のとおりである。

<税率>

| | 税目 | | 税率 |
|----------|-----------------|---|------|
| 1 | ホテル税 | | 10% |
| 2 | レストラン税 | | 10% |
| 3 | 娯楽税 | 映画鑑賞 | 10% |
| | | 芸術パフォーマンス、音楽、舞踊、ファッションショー | 20% |
| | | 文化財として保存すべき伝統芸術パフォーマンス、音楽、舞踊 | 5% |
| | | ミスコンテスト | 35% |
| | | ボディービル・フィットネスコンテスト | 10% |
| | | 芸術品、彫刻品、美術品、手工芸品、植物、動物や他の産品を展示する展示会・博覧会 | 10% |
| | | ファッション、コンピューター、電子機器、自動車、不動産などの展示会 | 20% |
| | | ディスコ、成人向けカラオケ、ナイトクラブなどの施設 | 50% |
| | | サーカス、アクロバットなど | 10% |
| | | ビリヤード、ゴルフ、ボーリング | 35% |
| | | 競馬・競輪 | 20% |
| | | マッサージ・スパ | 50% |
| | | フィットネスセンター | 10% |
| | | 陸上競技 | 15% |
| 家族向けカラオケ | 35% | | |
| | バドミントンやテニスなどの競技 | 10% | |
| 4 | 広告税 | | 25% |
| 5 | 街灯税 | 国営電力会社から供給を受ける大企業、鉱業・石油天然ガス採掘業 | 3% |
| | | 国営電力会社から供給を受ける中小企業、個人事業主 | 8% |
| | | 国営電力会社から供給を受ける一般世帯 | 5% |
| | | 国営電力会社から供給を受けない電力消費(自 | 1.5% |

| | | | |
|----|----------------|-------------------|------|
| | | 家発電等) | |
| 6 | 非金属鉱物・岩石税 | | 課税なし |
| 7 | 駐車税 | 固定料金のパーキング | 20% |
| | | 変動料金のパーキング | 25% |
| | | バレーパーキング | 30% |
| 8 | 地下水税 | | 20% |
| 9 | ツバメの巣税 | | 課税なし |
| 10 | 村落部と都市部の土地・建物税 | 不動産課税評価額が10億ルピア以下 | 0.1% |
| | | 10億ルピア以上 | 0.2% |
| 11 | 土地・建物権利取得税 | | 5% |

出典（スラバヤ市税務局のヒアリング（2022年6月29日）を基に作成）

< 徴収税額（2021年度） >

（100万ルピア）

| 税目 | 2021年度目標額 | 2021年度達成額 | 達成率 |
|----------------|-----------|-----------|---------|
| ホテル税 | 300,340 | 155,324 | 51.72% |
| レストラン税 | 595,379 | 331,096 | 55.61% |
| 娯楽税 | 100,148 | 14,427 | 14.41% |
| 広告税 | 145,296 | 118,401 | 81.49% |
| 街灯税 | 447,977 | 407,042 | 90.86% |
| 駐車税 | 107,474 | 60,253 | 56.06% |
| 地下水税 | 1,427 | 1,361 | 95.35% |
| 村落部と都市部の土地・建物税 | 1,227,836 | 1,274,180 | 103.77% |
| 土地・建物権利取得税 | 1,320,076 | 1,287,649 | 97.54% |
| 合計 | 4,245,952 | 3,649,732 | 85.96% |

出典（スラバヤ市税務局のヒアリング（2022年6月29日）を基に作成）

スラバヤ市では、ホテル税、レストラン税、娯楽税、広告税、街灯税、駐車税、地下水税、村落部と都市部の土地・建物税、土地・建物権利取得税の9種類の地方税を徴収している。2021年度の地方税収入は3兆6,497億ルピア（約274億円）で、村落部と都市部の土地・建物税と土地・建物権利取得税が歳入の約7割を占めている。

税務局の職員は358人で、本庁に128人、残りの230人は東西南北・中央のそれぞれに設置されている支部に配置されている。本庁の職員の話によると、9種類全ての税金が本庁、支部で支払いが可能であるが、本庁の窓口では、村落部と都市部の土地・建物税、レストラン税、ホテル税の納付が多いようである。また、窓口は月曜日から土曜日（土曜日は12時まで）まで開庁しており、繁忙期は5月～7月で月末の利用者が多く混雑するようである。税金の納付方法は窓口の他に、コンビニ、オン

ラインでも納付可能となっており、市としてはシステムを普及させて、窓口の混雑緩和など、市民が税金を納付しやすい方法を提供したいと考えているようである。その他にも、区事務所の近くなどで定期的に出張窓口も開設している。

なお、強制徴収については「中央政府及び地方政府の財政均衡に関する 2022 年法第 1 号」で「個人や企業は市民が最大限に福祉を享受できるよう地方税を納める義務があり、その支払は強制的である」と記載されている。スラバヤ市では、3 回督促状を出し、支払いが行われない場合は、税金対象物に税が払われていない旨を記載した大きなステッカーを貼る。それでも支払いが行われない場合は、他の機関と協力して支払いを促すようにしている。日本のような財産差し押さえなどの強制徴収は今のところ実施していない。



スラバヤ市の本庁窓口の様子



順番待ち受付発券機

第 4 節 地方利用者負担金

地方税と並んで、地方政府の自主財源の柱となるのが地方利用者負担金であり、地方政府が提供する様々な特定の行政サービスに対する手数料を意味する。全ての地方政府の行政サービスが地方利用者負担金の対象になるわけではなく、社会・経済状況を考慮に入れて、適当と考えられる特定の行政サービスを対象としている。地方利用者負担金は、地方税法によりその対象や運用方法が定められており、公共の利益と便

宜のため、個人又は法人に享受されることを目的とした①公共サービス負担金⁴³⁰、商業原則を志向して地方政府によって提供される②事業サービス負担金⁴³¹、公益を保護し、環境を保全するため、空間利用活動、天然資源の利用、施設等を規制、監督することを意図した、地方政府による個人又は法人に対する③許認可サービス負担金⁴³²の3種類のカテゴリーに分類される。それぞれのカテゴリーの種類は、表9-2のとおりである。

(表9-2) 公共サービス負担金、事業サービス負担金、許認可サービス負担金の種類

| 地方利用者負担金のカテゴリー | 種類 |
|----------------|--|
| 公共サービス負担金 | <ul style="list-style-type: none"> a. 保健サービス b. ゴミ・清掃サービス c. 住民登録証及び民事登録証書印刷費用代替 d. 埋葬・火葬サービス e. 公道脇の駐車サービス f. 市場サービス g. 自動車試験 h. 消火器検査 i. 地図印刷費用代替 j. トイレの提供、汲み取り k. 液体廃棄物処理 l. 校正・再校正サービス m. 教育サービス n. 通信塔管理 |
| 事業サービス負担金 | <ul style="list-style-type: none"> a. 地方財産使用 b. 卸売市場、商店街 c. 競売場 d. ターミナル e. 専用駐車場 f. 宿泊施設、ゲストハウス、ヴィラ g. 屠畜場 h. 港湾サービス i. レクリエーション・スポーツ施設 |

⁴³⁰ 地方税法第109条

⁴³¹ 地方税法第126条

⁴³² 地方税法第140条

| | |
|------------|---|
| | j. 水上輸送 k. 地産品販売 |
| 許認可サービス負担金 | a. 建築許可 b. アルコール飲料販売所許可 c. 迷惑行為許可 d. 輸送経路許可 e. 漁業許可 |

出典（地方税法第 110 条第 1 項、第 127 条、第 141 条を基に作成）

| (参考) スラバヤ市の事例 | | | |
|--|----------|--------------|---|
| 地方利用者負担金の例として、スラバヤ市の公共サービス負担金（排出施設別ゴミ収集料金等）、事業サービス負担金、許認可サービス負担金を記載する。 | | | |
| 1 公共サービス負担金（排出施設別ゴミ収集料金等） | | | |
| 区分 | 場所 | 料金 | 備考 |
| 公共施設 | 特別公共施設 | 2,000 ルピア/月 | 広場等の公共場所、宗教施設、水飲場、集会所、学校、病院、クリニック、保健所 |
| 非商業施設 | A1 住宅 | 12,000 ルピア/月 | 学校、病院、ポリクリニック |
| | A2 住宅 | 7,250 ルピア/月 | 主要幹線道路、排水口及び路肩の整備された道路又は経済価値の高い道路沿いの住宅 |
| | A3 住宅 | 3,000 ルピア/月 | 幅 6.5m 以上の排水口や路肩の整備された道路沿いの住宅 |
| | A4 住宅 | 500 ルピア/月 | 幅 6.5m 未満の排水口や路肩の整備された道路沿いの住宅 |
| | 政府機関 | 6,000 ルピア/月 | インドネシア・海外政府機関の施設 |
| 商業施設 | 中小企業 | 7,800 ルピア/月 | 協同組合、個人企業、サービス業、零細企業、プール、保健サービス、運動施設、民間の病院・診療所、薬局、開業医 |
| | 大企業 | 16,500 ルピア/月 | 銀行、不動産業、工場、倉庫、公営企業、デパート、娯楽施設 |
| | 大規模レストラン | 55,000 ルピア/月 | 20 以上の座席を有するレストラン |
| | 小規模レスト | 25,000 ルピア/月 | 20 未満の座席を有するレスト |

| | | | |
|------------|-----------------------------------|---------------|---|
| | ラン | | ラン |
| | 5つ星ホテル | 180,000 ルピア/月 | |
| | 3つ星ホテル | 150,000 ルピア/月 | |
| 市場 | 民間市場 | 4,250 ルピア/月 | |
| 市所有設備の貸し出し | ごみ運搬トラック | 5,000 ルピア/月 | |
| | ゴミコンテナ (容量 14 m ³) | 25,000 ルピア/月 | コンテナのレンタル料金 |
| | ブルドーザー | 125,000 ルピア/月 | ゴミ・土を集めるための重機械 |
| | 掘削機 | 125,000 ルピア/月 | ゴミ・土を集めるための重機械 |
| その他 | 屋台 | 1,000 ルピア/月 | |
| | 最終処理所へのゴミ持込 | 2,500 ルピア/月 | 2.5 m ³ 未満の場合 2.5 m ³ 以上の場合 3,000 ルピア/m ³ |
| | ゴミ焼却場へのゴミ持込 | 9,375 ルピア/月 | |

出典（スラバヤ市税務局のヒアリング（2022年6月29日）を基に作成）

2 スラバヤ市の事業サービス負担金の例

| 内訳 | 料金 | 備考 |
|-----|-----------------|-------------------------|
| 駐車場 | 5,000 ルピア（平地） | 重量が 3,500kg 未満の乗客・貨物用車両 |
| | 10,000 ルピア（平地） | 重量が 3,500kg 以上の乗客・貨物用車両 |
| | 2,000 ルピア（平地） | バイク |
| | 8,000 ルピア（モール） | 重量が 3,500kg 未満の乗客・貨物用車両 |
| | 20,000 ルピア（モール） | 重量が 3,500kg 以上の乗客・貨物用車両 |
| | 3,000 ルピア（モール） | バイク |
| | 5,000 ルピア（公園） | 重量が 3,500kg 未満の乗客・貨物用車両 |
| | 25,000 ルピア（公園） | 重量が 3,500kg 以上の乗客・貨物用車両 |
| | 2,000 ルピア（公園） | バイク |
| | 5,000 ルピア（公共場所） | 重量が 3,500kg 未満の乗客・貨物用車両 |

| | | |
|---------|-------------------|-------------------------|
| | 10,000 ルピア (公共場所) | 重量が 3,500kg 以上の乗客・貨物用車両 |
| | 2,000 ルピア (公共場所) | バイク |
| | 10,000 ルピア (観光地) | 重量が 3,500kg 未満の乗客・貨物用車両 |
| | 25,000 ルピア (観光地) | 重量が 3,500kg 以上の乗客・貨物用車両 |
| | 5,000 ルピア (観光地) | バイク |
| 観光・運動施設 | 2,000 ルピア | 屋台 |
| | 5,000 ルピア | キオスク |

出典 (スラバヤ市税務局のヒアリング (2022 年 6 月 29 日) を基に作成)

3 スラバヤ市の許認可負担金の例

| 内訳 | 料金 | 備考 |
|---------------|--------------------------|-----------------------------|
| 建物建築許可手数料 | 面積×統合指数×1.00×建物の市価 | 新しいモールの建築 |
| | 面積×統合指数×破壊の程度×建物の市価 | 建物のリフォーム |
| | 収容量×モールの施設指数×1.00×建物の市価 | モールの施設整備 |
| | 収容量×モールの施設指数×破壊の程度×建物の市価 | モールの施設リフォーム |
| | 面積×統合指数×文化遺産指数×建物の市価 | 文化遺産の補修 |
| 外国人労働者の雇用期間延長 | 100.00 米ドル/1 人・1 か月間 | 直接支払う |
| 旅客運送路線許可手数料 | 240,000 ルピア/5 年間 | 座席数：1 人～8 人 座席数：9 人～25 人 |
| | 750,000 ルピア/5 年間 | 座席数：25 人以上 |
| | 650,000 ルピア/5 年間 | タクシー |
| | 450,000 ルピア/5 年間 | 公共交通機関 |

出典 (スラバヤ市税務局のヒアリング (2022 年 6 月 29 日) を基に作成)

第10章 特別地方自治法

インドネシア共和国の地方制度は、全ての州で地方行政法に基づく単一制度が導入されているが、ジャカルタ首都特別州、ジョグジャカルタ特別州、ナングロ・アチェ・ダルサラーム州、パプア州及び西パプア州の5つの州では、その地位や宗教・民族・歴史的経緯に基づき、単一制度を基本としつつ、特殊な地位や特別な自治権が付与されている。本章では、これら5州で実施されている特別な地方自治制度について紹介する。

第1節 ジャカルタ首都特別州行政法

ジャカルタ首都特別州（DKI Jakarta : Daerah Khusus Ibukota Jakarta）は、州レベルの地方政府であるとともにインドネシア共和国の首都としての特別な任務、権利、義務及び責任を有する地域であり、外国の代表機関や国際機関の所在地としての役割を有する。ジャカルタ首都特別州では、地方行政法等の法令による地方制度を基本としつつ、「ジャカルタ首都特別州の行政に関する 2007 年法律第 29 号」（以下、「首都法」という。）で定められる特別な制度が適用されている。同法の主な点は、以下のとおりである。

1 県行政区・市行政区の設置

通常の州の場合、州の行政区域の中には下位の地方政府である県政府や市政府が存在し、独立した地方政府として、住民による直接選挙で選出される県知事・市長や地方議会を有している。ジャカルタ首都特別州においても、行政区域内に県や市に相当する機関が置かれているが、それは日本の政令指定都市の「行政区」に相当する機関であり、ジャカルタ首都特別州には州の機構の一部として、1つの県行政区（Kabupaten Administrasi）と4つの市行政区（Kota Administrasi）が設置されている。

県行政区知事及び市行政区長は、州議会の意見を踏まえ、州の公務員の中からジャカルタ首都特別州知事が選出し、任命を行う。県行政区副知事や副市行政区長は州議会の意見のプロセスを要さずにジャカルタ首都特別州知事が任命することができる。それらを補佐する官房長については、県行政区知事又は市行政区長の提案により、ジャカルタ首都特別州知事が任命することとされている⁴³³。

県行政区や市行政区には、通常の地方議会に代わる機関として県協議会（Dewan Kabupaten）と市協議会（Dewan Kota）が設置され、住民サービスの向上について協議を行う場と位置づけられている。協議会はそれぞれの行政区内の区ごとに1名の割合で議席を配置しており、議員は住民の提案に基づき、州議会の同意を経てジャカルタ首都特別州知事が任命する⁴³⁴。

⁴³³ 首都法第 19 条、第 20 条

⁴³⁴ 首都法第 24 条

2 知事補佐官の設置

通常の州政府の場合、州知事は官房長に補佐され、官房長は事業局や庁等の内部部局を統率している。ジャカルタ首都特別州は通常の州政府の事務に加えて、インドネシア共和国の首都機能に関する多岐にわたる事務を処理しているため、この事務処理を補佐するために、4名を上限とする知事補佐官（Deputi Gubernur）を置くことができる。知事補佐官は知事の推薦に基づき大統領によって任命される。その任務や機能は大統領令で定めることとされているが、知事補佐官は州知事に対して直接責任を負っている⁴³⁵。

3 州議会議員数の増設

通常の地方議会の議員数は当該地方政府の人口規模に応じて決定されるが（第4章第3節参照）、首都としての諸問題に対応するため、ジャカルタ首都特別州議会の議員数は、法律で定められた議員定数の最大125%まで議員数を増やすことができる⁴³⁶。

4 首都の事務

首都としてのジャカルタ首都特別州が実施すべき行政分野は、①空間計画、天然資源、環境、②人口・住民登録、移住、③運輸、④商業、産業、⑤観光とされている。このうち、天然資源、移住、商業、産業、観光の各分野の事務については、通常の地方政府では選択的行政分野とされており、事務の実施は任意であるが、ジャカルタ首都特別州では義務的行政分野とされている⁴³⁷。

5 首都圏における地方政府間協力

ジャカルタ首都特別州行政法は、ジャカルタ首都特別州は隣接する西ジャワ州及びバンテン州の地方政府と協力して、ジャカルタ首都圏の住民福祉の向上や相互扶助の向上に努めなければならないと規定しており、協力に際しては共同体（Badan Kerja Sama Antar Daerah）を設置するとされている。

ジャカルタ首都圏はジャボデタベクジュール地域（Jabodetabekjur）と呼ばれており、これは当該地域を構成する、ジャカルタ及びその周辺の西ジャワ州のボゴール（Bogor）、デポック（Depok）、ブカシ（Bekasi）、チアンジュール（Cianjur）及びバンテン州のタンゲラン（Tangerang）地域のそれぞれの頭文字からとった造語である。これらの地方政府間の協力・連携組織として、ジャボデタベクジュール開発協力機関（BKPJ：Badan Kerjasama Pembangunan Jabodetabekjur）が設置されており⁴³⁸、

⁴³⁵ 首都法第14条

⁴³⁶ 首都法第12条第4項

⁴³⁷ 首都法第26条第4項

⁴³⁸ 構成は、ジャカルタ首都特別州知事、西ジャワ州知事、バンテン州知事、ボゴール県知事、ボゴール市長、デポック市長、タンゲラン県知事、タンゲラン市長、ブカシ県知事、ブカシ市長、チアンジュール県知事

空間計画、住宅、水資源・衛生・環境保全、運輸・通信・観光、保健、教育等の分野で共同事業を行っている⁴³⁹。共同事業の例としては、2019年12月に合意された3事業で、①同地域における食品安全に係る情報制度の開発、②チカラ地区における「パークアンドライド（Park & Ride）」施設の建設、③ブカシ市における「パークアンドライド（Park & Ride）」施設の建設が挙げられる。

6 その他

- ・ジャカルタ首都特別州知事は、首都に関連する重要政策が議題となる場合には、閣議に参加することができる⁴⁴⁰。
- ・ジャカルタ首都特別州知事は、大統領とともに国家行事を行い、儀典に出席することができる⁴⁴¹。
- ・ジャカルタ首都特別州知事は、旧オランダ植民地時代にバタヴィア（ジャカルタの旧称）に東南アジア各地から労働力として集められた人々によって形成された文化（ベタウィ文化）の保護について責任を有するとされている⁴⁴²。



ジャカルタ中心部の独立記念塔モナス（通信・情報省ビルより）

第2節 ジョグジャカルタ特別州法

ジョグジャカルタ特別州（Provinsi Daerah Istimewa Yogyakarta : DIY）はジョグジャカルタ市、スレマン県、バントウル県、クヌンキドウル県、クロンプロゴ県で構成される人口約370万人の州である。ジャワ民族最後の王朝であるジョグジャカルタ王

⁴³⁹ 首都法第27条

⁴⁴⁰ 首都法第26条第8項

⁴⁴¹ 首都法第31条

⁴⁴² 首都法第26条第6項

朝の都として、1756年に建設された古都である。ジョグジャカルタは、ガムラン音楽や影絵芝居などジャワ民族の伝統文化が受け継がれ、また郊外には世界最大の仏教遺跡ボロブドゥールやヒンズー寺院のプランバナナ遺跡を有する。街の中心にある王宮（クラトン）には、現在もスルタン・ハメクブオノ10世が暮らし、伝統的な王宮文化が継承されている。

ジョグジャカルタが特別州となったきっかけは、1945年のインドネシア独立時に遡り、当時のスルタン・ハメクブオノ9世が、1945年8月17日に独立が宣言されると、その翌日にいち早くこれを支持し、ジョグジャカルタがインドネシア共和国に組み入れられることを受け入れたことによる。また、オランダとの独立戦争中に陥落したジャカルタからジョグジャカルタに首都が一時的に移され、対オランダの抵抗運動の中心地になったことや、スルタンが政府に建物や戦費を提供し住民が団結したことが1950年の正式独立に大きな貢献を果たした。これらの事実により、スルタンはジョグジャカルタ特別州の盟主として他の王家とは別格の地位が与えられた⁴⁴³。

このような経緯から、「ジョグジャカルタ特別州に関する1950年法律第3号」は、「ジョグジャカルタ特別州の知事は、インドネシア共和国が成立する以前の支配者の一族が就任する」と規定しており、現在に至るまで、ジョグジャカルタ特別州ではスルタンが州知事の地位を継承している。地方行政法の規定では、知事・副知事は住民からの直接選挙で選出され、任期も最大で2期10年に制限されているが、ジョグジャカルタ特別州では選挙が実施されたことはない。現在の州知事には、前述のスルタン・ハメクブオノ10世が就いている。なお、副知事には19世紀にスルタン家から分家して別の王家を継承しているパク・アラム10世が就いている。



世界遺産ボロブドゥール遺跡（ジョグジャカルタ郊外）

第3節 パプア特別地方自治法

パプア州及び西パプア州（パプア）はインドネシア領の東端のニューギニア島（イリ

⁴⁴³ 石井米雄監修「インドネシアの事典」（同朋舎出版 1991年）

アン島)の西半部に位置し、その東半部はパプア・ニューギニア独立国である。パプアとは北マルク地方で使われていた古いマレー語の方言の「pepuah (縮れた髪)」に由来すると言われている。インドネシアは多民族国家ではあるが、他の地域は主にマレー系、インド系、中国系の民族で構成される。それに対してパプアではその名の由来どおり、メラネシア系の民族がもともと住んでいた地域であり、外見的にもパプア人の容貌は他の地域と全く異なっている。宗教もインドネシア全土でイスラム教徒が多数を占めるのに対して、パプアではキリスト教が多数を占めている。パプアの山岳部には原野が未開のまま残り、現在も原始的農業や狩猟・採集生活を行う原住民の集落が存在している。

パプアはインドネシア共和国の独立後も、オランダ領ニューギニアとしてオランダの植民地支配が存続し、インドネシアはパプアの領有権を主張して両国の対立が続いていた。1961年にはオランダの支援の下、パプアで独立の動きが高まり、これに対してインドネシアは軍事行動を発動したが、国連暫定行政機構 (UNTEA) の仲裁によって1963年にインドネシアに施政権が移管された。この仲裁では最終的な決着は帰属を問う住民投票⁴⁴⁴によることが盛り込まれており、1969年に投票が行われ、同年パプアは正式にインドネシアに併合されることになった。

パプア州及び西パプア州がインドネシアに帰属して以降、インドネシア政府はジャワ島を中心とする他の地域からパプアへの移民を奨励し、インドネシアとの同化政策を行った。また、パプアには全インドネシアの鉱物資源の約4分の1が眠っているとされており、アメリカ資本のフリーポート社を始めとする企業が国軍の護衛のもと開発を行ってきた。一方、原住民側から見れば、インドネシアは祖先から受け継いできた土地を破壊し、資源を搾取し、鉱山の廃水等によって環境を汚染する支配者であった。これらの複雑な経緯により、インドネシアへの帰属を拒否し、独立を目指す住民が「自由パプア運動 (OPM : Organisasi Papua Merdeka)」を結成し、分離独立を求めた抵抗運動の展開や治安当局等を襲撃した⁴⁴⁵。

スハルト政権が崩壊した1998年以降、パプアや次節で紹介するアチェではインドネシアからの独立の気運が高まり、それを危惧する国民協議会は、パプアとアチェに特別な地方自治を与えるよう求める国民協議会決定を決議した。しかし、インドネシア政府は法律の制定作業を行わず、特別地方自治の実施は頓挫するかに思われたが、パプア州側のイニシアチブ⁴⁴⁶で草案が作成され、2001年に「パプアの特別地方自治に関する2001年法律第21号」(以下、「パプア法」という。)として成立した⁴⁴⁷。以下で

⁴⁴⁴ 住民投票はインドネシア国軍の監視の下で行われ、公平性を欠くものであると国際的な非難が起こった。

⁴⁴⁵ 外務省「最近のインドネシア情勢と日・インドネシア関係」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/kankei.html>)

⁴⁴⁶ 2001年当時はパプアにはパプア州しか存在せず、西パプア州は2003年に分立した。

⁴⁴⁷ 同法は対象地域をパプア州としているが、前注のとおり当時のパプア州から西パプア州が分立し、西パプア州も対象となるかが法令上不明確であった。しかし、2008年法律代行政令第1号によって明文化された。

は、同法の主な内容を紹介する。

1 パプア人民評議会の設置

パプア人民評議会（MRP：Majelis Rakyat Papua）は、パプア出身者（Orang Asli Papua）の代表で構成し、パプアの伝統文化やパプア出身者の権利の保護を任務とする。パプア法第 20 条第 1 項 c は、パプア人民評議会の機能と権限の一つとして、「州議会及び地方首長が共同で提出した特別地方条例案（Perdatusus：Peraturan Daerah Khusus）⁴⁴⁸に対して意見を述べ、同意を与えること」と規定し、同法第 21 条第 1 項 b は、「パプア出身者の権利に反するような地方条例及び地方首長令の再検討を求めること」と規定している。これらは、パプアの伝統文化やパプア出身者の権利の保護に関する特別地方条例に対する拒否権を意味しており、また、通常の条例に対しても再検討を促すことができる点で、強い権限を有している。

評議員の選出にあっては、パプア人民評議会評議員選挙委員会（Panitia Pemilihan MRP）が設置され、パプア出身者による選挙によって選出され、内務大臣によって任命される⁴⁴⁹。民族、女性、宗教の各分野からそれぞれ選出され、任期は 5 年間である。

2 州知事及び州副知事の要件

パプア州及び西パプア州の知事及び副知事になることができる者の要件として、パプア出身者（Orang Asli Papua）であることが定められている⁴⁵⁰。パプア出身者とはメラネシア系の人種に由来する者をいい、パプアの原住民族出身者やアダットコミュニティ（慣習社会）から受け入れられ、パプアの原住民族出身者と同等の者として認知された人を含む。

3 地方財政上の優遇措置

パプアの豊富な天然資源からの国庫収入を地元に戻元することを目的として、均衡資金の歳入分与のうち、石油鉱業セクター及び天然ガス鉱業セクターからの国庫収入に関する歳入分与の配分比率について、他の州よりも高く設定されている。また、特別地方自治の実施資金としてパプア特別自治実施資金が交付されている（第 8 章第 2 節及び第 3 節参照）。

4 地域アイデンティティの尊重

パプアでは、インドネシア国旗及び国歌や州のシンボルマークとは別に、パプアの偉大さとアイデンティティを示す地域の旗及び地域の歌を持つことが許されている。ただし、これを統治のシンボルとして用いることは許されない⁴⁵¹。

⁴⁴⁸ パプア法に規定する特別地方自治の実施のために制定される地方条例をいう。

⁴⁴⁹ パプア法第 24 条、第 25 条

⁴⁵⁰ パプア法第 12 条 a

⁴⁵¹ パプア法第 2 条第 2 項

5 その他

- ・ジャカルタ首都特別州議会と同様に、パプア州議会の議員数は、法律で定められた議員定数の最大 125%まで増やすことができる⁴⁵²。
- ・パプアでは郡をクチャマタンではなくディストリク（Distrik）と称し⁴⁵³、村はデサではなくカンブン（Kampung）あるいは地域の独自の名称で称する⁴⁵⁴
- ・2022年6月30日にパプア州がパプア州、中部パプア州、山岳パプア州、南パプア州の4州に分立した。



メラネシア系民族（パプア州ジャヤプラ市）

第4節 アチェ統治法

ナングロ・アチェ・ダルサラーム州（アチェ）⁴⁵⁵はインドネシア領の西端のスマトラ島の西北部に位置する。人口の約98%をイスラム教徒が占め⁴⁵⁶、インドネシアの中でも最もイスラム教が盛んな地域である。アチェは16世紀から20世紀初頭までアチェ王国というイスラム教国が存在し、19世紀のオランダの植民地化の動きに対しても最後まで激しく抵抗し（アチェ戦争）、太平洋戦争中の日本占領期においても抵抗運動が行われた。終戦後の独立戦争期においてもイスラム教指導者（ウラマ）の下、オランダの再植民地化への抵抗を見せ、アチェの抵抗運動は「インドネシア独立闘争の礎」で

⁴⁵² パプア法第6条第4項

⁴⁵³ パプア法第1条k

⁴⁵⁴ パプア法第1条l

⁴⁵⁵ ナングロはアチェ語で「国」、ダルサラームはアラビア語で「平和の地」を意味する。

⁴⁵⁶ アチェ州政府 HP (<https://data.acehprov.go.id/dataset/jumlah-penduduk-berdasarkan-agama-semester-i-tahun-2022/resource/9df8cc57-1dbd-4601-9791-46638b5a14a3>)

あるとスカルノに言わしめた⁴⁵⁷。

この貢献が認められ、1949年にインドネシア政府は一旦アチェ特別州の設置を約束したが、結局翌1950年にアチェは北スマトラ州の一部に組み込まれた。これに失望したアチェではイスラム教国の樹立を目指す動きが起こり、1953年にはイスラム教指導者ダウド・ブレエによる反乱が発生、中央政府はこれを武力鎮圧し、1959年にイスラム教や慣習による自治を認め、以後2002年までアチェ特別州が設置された。

一方で、アチェは石油や天然ガス等の資源に恵まれており、しかしながら、インドネシア政府はパプアと同様に天然資源からの国庫収入を地元十分に還元せず、また、特別州の設置後もイスラム教国樹立への運動は衰えず、1976年にはゲリラ「独立アチェ運動 (GAM : Gerakan Aceh Merdeka)」がアチェ・スマトラ国の建国を宣言、以後29年間に渡って武力衝突が続いた。2001年によくインドネシア政府とGAMとの間で和平が合意され、インドネシア政府はアチェの特別な地位や中央政府と同州の天然資源収入の分配比率等を規定した、「アチェの特別地方自治に関する2001年法律第18号」を成立させ、州名もナングロ・アチェ・ダルサラーム州に変更されたが、停戦後も一部で戦闘は続き、和平の実現は難しいかに思われた。

そのような中で、2004年12月26日にスマトラ島沖大地震が発生し、津波による被害を中心に死者・不明者が23万人を超え、邦人の犠牲者も40名を越える大惨事となった⁴⁵⁸。皮肉にもこれが和平を一気に進展させ、2005年8月にフィンランドで和平が合意され（ヘルシンキ和平合意）、GAM側は武装解除を行い、インドネシア政府側はアチェの統治に関する新法の制定を行った。こうして成立したのが、「アチェの統治に関する2006年法律第11号」（以下、「アチェ法」という。）である。以下では、同法の主な内容を紹介する。

1 イスラム法の実践

アチェにおける全てのイスラム教徒はイスラム法を実践する義務を負い、イスラム法に背いてはならず、異教徒も含めてアチェに存在する全ての者は、イスラム法の実践を尊重しなければならないと定めている⁴⁵⁹。また、アチェにおいて地方政府はイスラム法の実践に責任を有していると定めている⁴⁶⁰。

なお、アチェにおけるイスラム法の実践とは、信仰 (ibadah) の実施、イスラム法に基いた家族法 (ahwal alsyakhshiyah) ・民法 (muamalah) ・刑法 (jinayah) による統治、イスラム裁判 (qadha') の実施、宗教教育 (tarbiyah) の実施、布教 (dakwah) の推進、説教 (syiar) の実施、及びイスラム教の保護 (pembelaan Islam) のことを

⁴⁵⁷ 西芳実「民族共存の条件 アチェ紛争—ポスト・スハルト体制下の分離主義的運動の発展」(日本比較政治学会年報第3号 2001年)

⁴⁵⁸ インドネシア周辺国における被害を含む。

⁴⁵⁹ アチェ法第126条

⁴⁶⁰ アチェ法第127条

いう⁴⁶¹。

2 イスラム法学者評議会の設置

地方政府及び地方議会の協力組織として、イスラム法学者評議会（MPU : Majelis Pemusyawaratan Ulama）がそれぞれ州レベル、県・市レベルに設置されている。評議会はイスラム法に深い造詣を有するイスラム聖職者やイスラム知識人の代表で構成され、行政課題、開発、地域発展、経済政策に関する宗教令（fatwa）を発布する機能を有し、また、地域社会で発生した宗教上の意見の対立を解決する等の機能を有する。宗教令は地方政府を拘束するものではないが、各分野における行政運営の際に考慮されるべき性質のものとする⁴⁶²。

3 イスラム法廷の設置

アチェでは、イスラム教国において定められているようなイスラム法に基づいた家族法・民法・刑法の規定が、州の地方条例（アチェ条例⁴⁶³ : Aceh Qanun）によって定められており、住民のイスラム法の実践を監視している。これらのアチェ条例に違反し、あるいは紛争が発生した場合の司法判断を行う機関として、イスラム法廷（Mahkamah Syar'iyah）が設置されている。

イスラム法廷には、県・市に置かれ一審を行うイスラム法廷（Mahkamah Syar'iyah）と、州に置かれ控訴審を行うアチェ・イスラム法廷（Mahkamah Syar'iyah Aceh）の二種類が存在し、控訴審の判決に不服がある場合は、ジャカルタの最高裁判所に上告することができる⁴⁶⁴。

イスラム法による刑罰の一例を紹介すると、イスラム教で禁じた賭博や姦淫を行った者に対して執行される「むち打ち刑」では、モスクの前で罪状が読み上げられ、籐のムチで背中等を打ち据えられる。

4 ワリ・ナングロの設置

アチェの人々の伝統的、文化的生活の保存者・指導者として、ワリ・ナングロ（Wali Nanggroe（「総統」と訳す場合がある））を設置することができる。ワリ・ナングロとは、アチェの人々の統合の象徴の意味をもつ役職であり、政治・行政の機能は持たず、伝統・慣習文化の振興や監督、栄典の付与等を行うこととされている⁴⁶⁵。

⁴⁶¹ アチェ法第 125 条第 2 項

⁴⁶² アチェ法第 138 条～第 140 条

⁴⁶³ アチェ・カヌン（Aceh Qanun）は、アチェにおける州地方条例の意味である。呼称が異なるだけで、形式上は他の州の地方条例と同等のものである。カヌンとはアラビア語で「法」を意味する。

⁴⁶⁴ アチェ法第 130 条、第 131 条

⁴⁶⁵ アチェ法第 96 条、第 97 条

5 ムキム (Mukim) の設置

アチェでは郡の下に、区や村とは別にムキム (Mukim) という区域が設置されている。ムキムとは、もともとは、シャーフィイー法学派が求める、金曜日の集団礼拝に最小限必要な 40 人の男子イスラム教徒の住む居住区の意であり、17 世紀に当時のアチェ王国が導入した、宗教による支配体制に由来する。ムキムは幾つかのガンポン (Gampong : アチェにおける村) で構成され、イマム⁴⁶⁶の下に統治が行われる⁴⁶⁷。

6 地方財政上の優遇措置

アチェの豊富な天然資源からの国庫収入を地元還元することを目的として、均衡資金の歳入分与のうち、石油鉱業セクター及び天然ガス鉱業セクターからの国庫収入に関する歳入分与の配分比率について、他の州よりも高く設定されている。また、特別地方自治の実施資金としてアチェ特別自治実施資金が交付されている (第 8 章第 2 節及び第 3 節参照)。

7 地方政党の設立

インドネシアにおいて政党を設立する場合、その組織は少なくともインドネシア共和国の全 34 州⁴⁶⁸のうち全ての州に政党の地方支部を有し、州の中の 75%以上の県・市に地域政党事務所を有し、県・市の中の 50%以上の郡に地区組織を有していなければならないという要件があり、特定の地域にのみ地盤がある地方政党の設立は認められていない⁴⁶⁹。

しかし、アチェ法は、上記の政党の設立要件のうち、全州のうち全ての州に政党の地方支部が設置されていることという条件をアチェには適用せず、州の中の 50%以上の県・市に地域政党事務所を有し、県・市の中の 25%以上の郡に地区組織を有していれば、地方政党を設立することができるとしている⁴⁷⁰。

地方政党は地方首長・副首長選挙及び地方議会議員選挙に候補者を擁立することができる⁴⁷¹。

⁴⁶⁶ アラビア語で「模範となるべき者」の意であり、スンニ派においては、集団礼拝の際に礼拝者の指導を行う役割を担う。

⁴⁶⁷ アチェ法第 114 条

⁴⁶⁸ 2022 年 6 月 30 日にパプア州がパプア州、中部パプア州、山岳パプア州、南パプア州の 4 州に分立したため、37 州となったが、直近の統計データなどの都合上、分立前の 34 州を基準として執筆する。

⁴⁶⁹ 政党に関する 2011 年法律第 2 号第 3 条第 2 項 c

⁴⁷⁰ アチェ法第 75 条第 8 項

⁴⁷¹ アチェ法第 80 条



スマトラ島沖大地震の被災地（津波で流された船が住宅の上に乗っている）

第 11 章 首都移転

1 首都移転の背景⁴⁷²

1957 年 7 月 17 日にスカルノ大統領（当時）は初めて首都移転について言及した。その当時、スカルノ大統領は、インドネシアの真ん中に立地するのみならず、広い敷地を有しているパランカラヤ（Palangkaraya）を新首都として選んでいた。また、スカルノ大統領は世界に対し、インドネシアは現代的な首都を作る能力を有することを証明したかった。最終的にスカルノ大統領の理念は実現されず、1964 年 6 月 22 日に施行された法律第 10 号に伴い、ジャカルタがインドネシアの首都として制定された。

1990 年代に入ってから首都をジョンゴル（Jonggol）に移転する動きがあったが、スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領の時代に、改めて首都移転の構想が浮上した。理由としては、ジャカルタ市内の酷い渋滞問題や洪水問題にあった。当時は、①ジャカルタを引き続き首都及び行政のハブとして位置付ける、②ジャカルタを引き続き首都として位置付け、行政のハブを他の場所に移転させる、③新しい場所で新首都を作るの 3 つの選択肢が議論された。

ジョコ・ウィドド大統領の時代に入ってから、首都移転の構想がようやく形になり、2019 年 4 月 29 日付でジョコ・ウィドド大統領は新首都をジャワ島以外の場所に構えることを決定し、2020 年～2024 年の国家中期開発計画に首都移転の計画を盛り込んだ。

2 首都移転の必要性⁴⁷²

首都移転の必要性については 3 つ述べられている。

1 つめは、インドネシアの今後の持続可能な開発を遂行するためである。「インドネシア 2045 年ビジョン（Visi Indonesia 2045）」では、2045 年を目処にインドネシアは世界で 5 番目の経済大国として躍進することが見込まれており、その際の国民一人当たり GDP は US\$23,119 に上がる見込みである。また、インドネシアは 2036 年までに中間所得国から脱出できる見込みである。2045 年までに経済大国入りを果たすために、インドネシアは経済改革を推進する義務があり、人的資源の育成、インフラ整備、法的整備、行政改革を行う必要がある。首都移転は前述の経済改革を牽引する要因と見なされている。

2 つめは、地域の経済格差をなくすためである。これまでにジャカルタは多岐にわたる分野のハブ（行政、政治、産業、投資、技術、文化など）として機能してきた。しかし、ジャカルタの面積はインドネシア全土の 0.003%（664.01 km²）しか占めてないにも関わらず、ジャカルタの在住人口は全国人口の 3.9%を占めている。その結果、ジャカルタに開発が集中しており、他の地域における経済格差が生じてしまっている。そのため、インドネシア政府は新首都をカリマンタン（Kalimantan）に移転させるこ

⁴⁷² 財務省 HP (<https://www.djkn.kemenkeu.go.id/kanwil-kalbar/baca-artikel/14671/Urgensi-Pemindahan-Ibu-Kota-Negara.html>)

とで、新たな経済中心地を構築する意気込みである。

3つめは、ジャカルタが現在、各種の課題を抱えているためである。例えば、ジャカルタ市内の人口密度は16,704人/km²であり、全国平均値の141人/km²より遥かに超えている。また、ジャカルタ市内の交通渋滞問題は非常に深刻であり、2019年にジャカルタの交通渋滞は世界10位となっている。さらに、ジャカルタの環境問題も深刻化しており、洪水や地盤沈下などの問題も絶えずに発生している現状である。

以上の理由から、首都移転が必要という判断に至っている。

3 新首都の開発計画⁴⁷³

新首都が構築される予定の場所は、カリマンタン州バリクパパン地域及びサマリダ地域にまたがる面積約256,142haの場所で、行政の中心地でありながら、①クリーンテック産業クラスター、②製薬産業クラスター、③農業クラスター、④エコツーリズム・医療観光クラスター、⑤化学製品クラスター、⑥低炭素エネルギークラスターの6つの経済クラスターと、⑦21世紀教育クラスター、⑧スマートシティ・産業センターの2つの関係クラスターの計8つの産業クラスターが形成される予定である。今後に向けて、新首都は2段階に分けて開発される予定である。2022年～2024年に新首都には、大統領官邸、国民議会の議事堂、公務員用の宿泊施設、約50万人の住民向けの基礎インフラを構築する予定である。そして、インドネシア大統領は2024年8月17日に新首都で第79回の独立記念日を祝う予定となっている。また、2025年～2035年に第1段階で基礎インフラが整えられた後、次の開発段階に向けて経済クラスターやイノベーションセンターなどを構築し、行政機能を完全に新首都に移行する予定である。なお、新首都の開発主体については、インドネシア政府が新首都の開発を担当する専門組織「新首都開発公社」を2022年初頭に設立した。

首都移転に関するインドネシア国家行政院（NIPA）⁴⁷⁴からのヒアリング内容

首都移転の必要性で述べたジャカルタが抱える問題であるが、1つは人口問題で、ジャカルタは、世界で9位の人口密度であり、ジャカルタ首都圏の人口は約3,000万人に及ぶ。ジャワ島自体も人口密度が高く、2015年の調査ではインドネシアの全人口の約56%がジャワ島に住んでいることが分かっている。2つめは環境問題で、ジャワ島北部では洪水や海水面の上昇が起きており、地下水の出水も過剰になっている。ジャカルタは水路の合流地のため73%の区に河川が通っていて、毎年洪水の被害が発生している。また、地盤沈下も進んでいる。3つめは災害の問題で、ジャカルタの南北ともに火山噴火による地震が発生する可能性があり、海に面しているため、

⁴⁷³ 新首都 HP (<https://ikn.go.id/en>)

⁴⁷⁴ インドネシア国家行政院（NIPA）の主な役割は、政策に関する助言を行うことである。また、人材育成に関する政策の助言を行い、公務員の能力を強化する役割も果たしている。

津波の被害も想定される。

移転スケジュールについては「新首都の開発計画」でも述べているが、スケジュールは、首都移転に関する法律及び政令によって決まっており、2022年に移転を開始し、2045年に首都移転終了を予定している。移転は5つの期間に分かれていて、大統領の任期と一致させている（①2022～2024、②2025～2029、③2030～2034、④2035～2039、⑤2040～2045）。これは、それぞれの期の大統領が責任をもって行えるようにするためである。また、移転費用について、2019年の国家開発企画庁の調査によると、466兆ルピア（300～350億ドル）かかる見込みである。なお、新首都の名称は「Nusantara」となる予定で、新首都の開発、運営を行う首都庁「オトリタ」は民間企業のような形で行政運営を行う予定であり、インドネシアでは初めての事例となる。新首都は法律上「州レベル」の扱いになるが、首都庁「オトリタ」の長官は大臣と同格となる。特別州という扱いになるため、州知事を選出するための州選挙は行わず、長官も選挙ではなく大臣が指名する形になる。

また、国家開発計画庁の調査によると政府機関は全て移転しない予定で、82の省庁、国家機関が5つのグループに分けて移転予定である。一方、25の機関は移転されない予定となっている。政府機関の移転に伴い、15～18万人の公務員が移転する見込みとなっている。

なお、現大統領のジョコ・ウィドド大統領が2019年に首都移転を提案したが、新型コロナウイルス感染症の影響で首都移転に関する法案を議論ができない状態であったが、2021年12月に初めて法案が議論され2022年1月に議決された。なお、首都移転に関する法律の議論が早く進み、43日間で可決されたことから、市民の声が反映されていないということが課題となっており、いくつかの市民団体が憲法裁判所に訴訟を起こしている状況である。

【参考文献】

第1章

- ・「インドネシアの概要」(J.CLAIR Singapore Web ページ)
<http://www.clair.org.sg/j/localautonomyofeachcountry/thelocalautonomyofeachcountryothers/>
- ・「インドネシア共和国 (Republic of Indonesia) 基礎データ」(外務省 Web ページ)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>
- ・「Indonesia」(THE WORLDFACT BOOK Web ページ)
<https://www.cia.gov/the-world-factbook/>
- ・「Statistical Yearbook of Indonesia 2022」(STATISTICS INDONESIA Web ページ)
<https://www.bps.go.id/publication/2022/02/25/0a2afea4fab72a5d052cb315/statistik-indonesia-2022.html>
- ・「The 2020 Population Census」(STATISTICS INDONESIA Web ページ)
<https://www.bps.go.id/pressrelease/2021/01/21/1854/hasil-sensus-penduduk-2020.html>
- ・インドネシア宗教省 Web ページ
<https://kemenag.go.id/artikel/profil-lainnya>
- ・「出納官吏事務規程第 14 条及び第 16 条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件 (令和 3 年 12 月 28 日財務省告示第 325 号) (令和 4 年 4 月 1 日適用)」(財務省 Web ページ)
https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/KO-20211228-0325.pdf
- ・インドネシア共和国観光クリエイティブエコノミー省 Web ページ
<https://www.visitindonesia.jp/info/index.html>
- ・「インドネシアの投資環境／2019 年 12 月」(株式会社国際協力銀行 Web ページ)
<https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/inv-indonesia201912.html>
- ・「HASIL SENSUS PENDUDUK 2020」(STATISTICS INDONESIA Web ページ)
https://www.bps.go.id/website/materi_eng/materiBrsEng-20210121151046.pdf
- ・「世界の医療事情 (インドネシア)」(外務省 Web ページ)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/indonesia.html#:~:text=%E8%B5%A4%E9%81%93%E7%9B%B4%E4%B8%8B%E3%81%AE%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%8D%E3%82%B7%E3%82%A2%E3%81%AF,%E7%B4%AB%E5%A4%96%E7%B7%9A%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%AF%E5%BF%85%E8%A6%81%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82>
- ・「ICD NEWS 第 10 号 (2003 年 7 月) インドネシア共和国 1945 年憲法 (仮訳) (第 1 次ないし第 4 次改正を含む) (編集 2003.4/14 時点)」 翻訳 日本学術振興会特別研究員 島田弦

- <https://www.moj.go.jp/content/000053552.pdf>
- ・「インドネシアの地方自治」（平成 21 年 3 月発行）
 - ・パンチャシラ イデオロギー開発庁 Web ページ
<https://bpip.go.id/berita/1035/895/hai-sobat-pancasila-sudah-tahu-belum-arti-la-mbang-pancasila-makna-dan-bunyinya-berikut-ulasannya.html>
 - ・「インドネシア共和国」（東京都立図書館 Web ページ）
https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/search/research_guide/olympic_paralympic/area_studies/index/indonesia/
 - ・「ICD NEWS 第 70 号（2017 年 3 月）インドネシアにおける法令の種類，序列および整合性に関する法的枠組み(-)」名古屋大学大学院・国際開発研究科教授 島田弦
<https://www.moj.go.jp/content/001220355.pdf>
 - ・「アジア諸国の憲法制度 第 5 章 インドネシアの憲法制度」作本直行 アジア経済研究所（1997）（日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 Web ページ）
https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_in_item_detail&item_id=30448&item_no=1&page_id=39&block_id=158
 - ・石井米雄監修「インドネシアの事典」（同朋舎出版 1991 年）
 - ・「最近のインドネシア情勢と日・インドネシア関係」（外務省 Web ページ）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/kankei.html>
 - ・姉妹（友好）提携情報（一般財団法人自治体国際化 Web ページ）
<https://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/countries/detail/26>
 - ・「インドネシア 概況・基本統計」（日本貿易振興機構（ジェトロ） Web ページ）
https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_01.html
 - ・「インドネシア投資環境（2022 年 6 月）」みずほ銀行 国際戦略情報部 みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部
https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/investment_environment/pdf/indonesia.pdf
 - ・「世界貿易投資動向シリーズ インドネシア」 海外調査部・ジャカルタ事務所 日本貿易振興機構（ジェトロ） 2022 年 9 月 30 日（日本貿易振興機構（ジェトロ） Web ページ）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2022/9.pdf

第 2 章

- ・「インドネシアの地方自治」（平成 21 年 3 月発行）
- ・「ICD NEWS 第 10 号（2003 年 7 月）インドネシア共和国 1945 年憲法（仮訳）（第 1 次ないし第 4 次改正を含む）（編集 2003.4/14 時点）」翻訳 日本学術振興会特別研究員 島田弦
<https://www.moj.go.jp/content/000053552.pdf>
- ・「インドネシアの投資環境／2019 年 12 月」（株式会社国際協力銀行 Web ページ）

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/inv-indonesia201912.html>

- ・ THE HOUSE OF REPRESENTATIVES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA
A Web ページ

<https://www.dpr.go.id/en/akd/komisi>

- ・「アジア動向年報 2022 年版 権威主義化の傾向を強める政権と政府主導の経済：2021 年のインドネシア」水野祐地 濱田美紀 日本貿易振興機構アジア経済研究所 (2022) (日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 Web ページ)

https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=53092&item_no=1&page_id=39&block_id=158

- ・「ICD NEWS 第 69 号 (2016 年 12 月) インドネシアにおける司法制度の概要 (1)」
JICA 長期派遣専門家 間明宏充 (法務省 Web ページ)

<https://www.moj.go.jp/content/001212531.pdf>

- ・「インドネシア共和国 (Republic of Indonesia) 基礎データ」(外務省 Web ページ)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>

- ・「インドネシア共和国市民警察活動 (POLMAS) 全国展開プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (平成 24 年 9 月)」独立行政法人国際協力機構産業開発・公共政策部

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12087227.pdf>

- ・「インドネシア共和国市民警察活動促進プロジェクト (フェーズ 2) 終了時評価調査報告書 (平成 24 年 5 月)」独立行政法人国際協力機構産業開発・公共政策部

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12082384_01.pdf

第 3 章

- ・インドネシアの地方行政 (一般社団法人自治体国際化協会 2009 年)

- ・「ICD NEWS 第 10 号 (2003 年 7 月) インドネシア共和国 1945 年憲法 (仮訳) (第 1 次ないし第 4 次改正を含む) (編集 2003.4/14 時点)」翻訳 日本学術振興会特別研究員 島田弦

<https://www.moj.go.jp/content/000053552.pdf>

- ・佐藤百合編「民主化時代のインドネシア」(日本貿易振興会 アジア研究所 2002 年)
- ・「現代インドネシア地方分権・自治の研究 (2001 年 3 月)」新谷直之 (JICA 緒方研究所 Web ページ)

https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archive/s/jica/kyakuin/pdf/200103_10a.pdf

- ・地方行政に関する 2014 年法律第 23 号 (peraturan.go.id Web ページ)

<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2014/uu23-2014bt.pdf>

- ・「東南アジアの自治体サーベイ 第 7 章 インドネシア地方自治の新展開—2014 年地方行政法と 2014 年村落法— (2018 年 3 月)」長谷川拓也 (日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 Web ページ)

<https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2017/201714001>

3.html

- ・「ICD NEWS 第 71 号 (2017 年 6 月) インドネシアにおける法令の種類, 序列および整合性に関する法的枠組み (二・完)」名古屋大学大学院国際開発研究科教授 島田 弦
<https://www.moj.go.jp/content/001229125.pdf>
- ・「Statistical Yearbook of Indonesia 2022」(STATISTICS INDONESIA Web ページ)
<https://www.bps.go.id/publication/2022/02/25/0a2afea4fab72a5d052cb315/statistik-indonesia-2022.html>
- ・「インドネシアの投資環境 / 2019 年 12 月」(株式会社国際協力銀行 Web ページ)
<https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/inv-indonesia201912.html>
- ・バタムにおける自由貿易地区及び自由港区に関する 2007 年政令第 46 号 (peraturan.go.id Web ページ)
<http://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2007/pp46-2007.pdf>
- ・内務省に関する 2021 年大統領令第 114 号 (Badan Pemeriksa Keuangan Republik Indonesia Web ページ)
<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/196122/perpres-no-114-tahun-2021>
- ・インドネシア内務省 Web ページ
<https://www.kemendagri.go.id/page/read/7/STRUKTUR%20ORGANISASI>
- ・2015 年大統領令第 91 号 (peraturan.go.id Web ページ)
<http://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2015/ps91-2015.pdf>

第 4 章

- ・「インドネシアの地方自治」(平成 21 年 3 月発行)
- ・地方行政に関する 2014 年法律第 23 号 (peraturan.go.id Web ページ)
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2014/uu23-2014bt.pdf>
- ・総選挙に関する 2017 年法律第 7 号 (HUKUMONLINE.COM Web ページ)
<https://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt59ba5511ab93b/node/534/undang-undang-nomor-7-tahun-2017>
- ・地方議会の規則のガイドラインに関する 2005 年政令第 53 号 (peraturan.go.id Web ページ)
<http://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2005/pp53-2005.pdf>
- ・地方政府の組織に関する 2016 年政令第 18 号 (peraturan.go.id Web ページ)
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2016/pp18-2016bt.pdf>

第 5 章

- ・総選挙に関する 2017 年法律第 7 号 (HUKUMONLINE.COM Web ページ)
<https://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt59ba5511ab93b/node/534/undang-undang-nomor-7-tahun-2017>

第6章

- ・「インドネシアの地方自治」（平成21年3月発行）
- ・公務員委員会 Web ページ
<https://www.kasn.go.id/id/home>
- ・国家人事院 Web ページ
<https://www.bkn.go.id/>
- ・「Number of Civil Servants by Hierarchy and Sex, December 2021」（STATISTICS INDONESIA Web ページ）
https://www.bps.go.id/indikator/indikator/view_data_pub/0000/api_pub/NzdtemNPTS95VEYzSENIYnFVb1VZZz09/da_02/1
- ・「Number of Civil Servants by Occupation and Sex (People), 2014-2016」（STATISTICS INDONESIA Web ページ）
<https://www.bps.go.id/indicator/101/666/1/jumlah-pegawai-negeri-sipil-menurut-jabatan-dan-jenis-kelamin.html>
- ・Tunjangan beras untuk PNS, ini penjelasan lengkapnya（公務員のコメ手当について）（Kontan.co.id Web ページ）
<https://nasional.kontan.co.id/news/tunjangan-beras-untuk-pns-ini-penjelasan-lengkapnya>
- ・公務員に関する2014年法律第5号（peraturan.go.id Web ページ）
<http://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2014/uu5-2014bt.pdf>
- ・公務員の採用に関する2002年政令第11号（peraturan.go.id Web ページ）
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2002/PP11-2002.pdf>
- ・公務員行政に関する2002年政令第12号（peraturan.go.id Web ページ）
<http://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2002/PP12-2002.pdf>
- ・公務員の任命に関する2002年政令第13号（peraturan.go.id Web ページ）
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2002/PP13-2002.pdf>
- ・公務員給与に関する1977年政令第7号（2019年政令第15号で一部改正）（peraturan.go.id Web ページ）
<https://peraturan.go.id/peraturan/view.html?id=2233249e6d803c44947853d49ede779f>
- ・公務員の一般的な手当に関する2006年大統領令12号（peraturan.go.id Web ページ）
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2006/ps12-2006.pdf>
- ・公務員の手当に関する2021年大統領令102号（peraturan.go.id Web ページ）
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2021/ps102-2021.pdf>
- ・外交官の手当に関する2022年政令第46号

<http://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2022/perpres46-2022.pdf>

- ・講師の手当に関する 2007 年政令第 65 号 (peraturan.go.id Web ページ)
<http://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2007/ps65-2007.pdf>
- ・公務員への賞与に関する 2022 年政令第 16 号 (peraturan.go.id Web ページ)
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2022/pp16-2022bt.pdf>
- ・公務員の年金に関する 2019 年政令第 18 号 (peraturan.go.id Web ページ)
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2019/pp18-2019.pdf>
- ・公務員の退職に関する 1979 年政令第 32 号 (2013 年政令第 19 号で一部改正) (peraturan.go.id Web ページ)
<https://peraturan.go.id/peraturan/view.html?id=11e44c4eb7dca200b547313231363130>

第 7 章

- ・「インドネシアの地方自治」(平成 21 年 3 月発行)
- ・地方行政に関する 2014 年法律第 23 号 (peraturan.go.id Web ページ)
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2014/uu23-2014bt.pdf>

第 8 章

- ・「インドネシアの地方自治」(平成 21 年 3 月発行)
- ・「令和 4 年版地方財政白書 (令和 2 年度決算)」(総務省 Web ページ)
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/r04data/2022data/mokujiji.html
- ・「インドネシアにおける地方自治体の予算及び決算情報」(インドネシア財務省 Web ページ)
<https://djp.kemenkeu.go.id/portal/data/apbd>
- ・「Rincian Alokasi Transfer ke Daerah dan Dana Desa (TKDD) dalam APBN Tahun Anggaran 2021」(インドネシア財務省 Web ページ)
<https://djp.kemenkeu.go.id/?p=17307>
- ・「Rincian Alokasi Transfer ke Daerah dan Dana Desa (TKDD) dalam APBN Tahun Anggaran 2022」(インドネシア財務省 Web ページ)
<https://djp.kemenkeu.go.id/?p=20948>
- ・「Formula Dana Alokasi Umum Tahun Anggaran 2022」(インドネシア財務省 Web ページ)
<https://djp.kemenkeu.go.id/wp-content/uploads/2022/03/Formulasi-DAU-2022.pdf>
- ・「財務省特別配分金パンフレット(2016 年度版)」(インドネシア財務省 Web ページ)
<https://djp.kemenkeu.go.id/wp-content/uploads/2016/01/DAK.pdf>
- ・パプア特別自治実施資金 (インドネシア財務監査庁 Web ページ)

<https://aceh.bpk.go.id/dana-otonomi-khusus-aceh-2023-berkurang-bank-indonesia-jangan-sampai-ada-silpa/>

- ・アチェ特別自治実施資金（インドネシア財務監査庁 Web ページ）
<https://databoks.katadata.co.id/datapublish/2022/09/15/dana-otsus-dan-bantuan-infrastruktur-untuk-papua-tembus-rp11-triliun-per-tahun>
- ・地方行政に関する 2014 年法律第 23 号（peraturan.go.id Web ページ）
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2014/uu23-2014bt.pdf>
- ・「返済能力比率の算出について」（インドネシア財務省 Web ページ）
<https://djpk.kemenkeu.go.id/?ufaq=persyaratan-pinjaman-daerah>
- ・ジョグジャカルタ州保健局の 2020 年度報告書（インドネシア保健省 Web ページ）
<https://e-renggar.kemkes.go.id/file2018/e-performance/1-049007-2tahunan-188.pdf>
- ・セマラン市の 2015 年度報告書（セマラン市 Web ページ）
<http://satudata.semarangkota.go.id/adm/file/201708111110444.Bab.IVLPD2016.pdf>
- ・「Rekomendasi Dekonsentrasi dan Tugas Pembantuan 2020 untuk Perencanaan 2021」（インドネシア財務省 Web ページ）
<https://djpk.kemenkeu.go.id/?p=17184>
- ・「Statistik Keuangan Badan Usaha Milik Negara & Badan Usaha Milik Daerah 2021」（インドネシア中央統計局 Web ページ）
<https://www.bps.go.id/publication/2022/12/07/d5c088d2cd7f5fccb22bae1c/statistik-keuangan-badan-usaha-milik-negara-dan-badan-usaha-milik-daerah-2021.html>
- ・国家開発計画システムに関する 2004 年法律第 25 号（インドネシア共和国国民協議会 Web ページ）
<https://www.dpr.go.id/dokjdi/document/uu/26.pdf>
- ・2017 年内務大臣令第 86 号（peraturan.go.id Web ページ）
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/bn/2017/bn1312-2017bt.pdf>

第 9 章

- ・地方税及び地方利用者負担金に関する 2009 年法律第 28 号（peraturan.go.id Web ページ）
<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2009/UU%2028%20Tahun%202009.pdf>

第 10 章

- ・「インドネシアの地方自治」（平成 21 年 3 月発行）
- ・石井米雄監修「インドネシアの事典」（同朋舎出版 1991 年）

- ・「最近のインドネシア情勢と日・インドネシア関係」（外務省 Web ページ）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/kankei.html>
- ・JUMLAH PENDUDUK BEDASARKAN AGAMA DI ACHE TAHUN 2020（アチェ州政府 Web ページ）
<https://data.acehprov.go.id/dataset/jumlah-penduduk-berdasarkan-agama-semester-i-tahun-2022/resource/9df8cc57-1dbd-4601-9791-46638b5a14a3>
- ・西芳実「民族共存の条件 アチェ紛争—ポスト・スハルト体制下の分離主義的運動の発展」（日本比較政治学会年報第3号 2001年）
- ・政党に関する 2011 年法律第 2 号（インドネシア選挙委員会（KPU） Web ページ）
https://jdih.kpu.go.id/data/data_uu/UU_2011_2.pdf

第 11 章

- ・インドネシア財務省 Web ページ
<https://www.djkn.kemenkeu.go.id/kanwil-kalbar/baca-artikel/14671/Urgensi-Pemindahan-Ibu-Kota-Negara.html>
- ・新首都 Web ページ
<https://ikn.go.id/en>

（参考）2007 年組織令第 41 号と 2016 年組織令第 18 号の主な内容の比較（第 4 章）

| 2007 年組織令第 41 号 | 2016 年組織令第 18 号 | 備考 |
|--|----------------------------------|---|
| <p>州政府の事業局に関する第 7 条</p> <p>州政府の事業局は地方自治を実施する機関であり、州政府の機能を果たすと同時に州知事への報告義務を果たし、自治及び共同行政の原則に基づき州政府の業務を遂行し、州知事を筆頭に複数の県・市が管理される。</p> | <p>州政府の事業局に関する第 13 条から第 23 条</p> | <p>2007 年組織令の第 7 条に係る条文は改訂されていない。しかし、2016 年組織令では州政府の事業局についてより詳細な説明があった。</p> |
| <p>州政府の技術機関に関する第 8 条</p> <p>技術機関は地方の首長を</p> | <p>州政府の技術機関について特に定められていない。</p> | <p>しかし、州政府の技術機関に係る役割、任務、機能及び組織構成は、監査庁及び事務局に移譲される。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 補佐する組織であり、地域に関する特定の政策に関する準備・実施を担当すると共に、技術機関の機能や組織構成を遂行し、州知事に報告義務がありながら、技術関連の業務を遂行するのに適切な傘下組織を構成し、複数の県・市にて事業を展開する。 | | |
| 地方政府の組織である「郡」(Kecamatan)の位置付け、任務及び機能に関する第 17 条 | 地方政府の組織である「郡」(Kecamatan)の位置付け、任務及び機能に関する第 50 条及び第 51 条 | 2007 年組織令の第 17 条に係る条文は大きく改訂されていない。改訂されたのは、①郡の種類、②郡長の役割など |
| 地方政府の組織である「区」(Kelurahan)の位置付け、任務及び機能に関する第 18 条 | 地方政府の組織である「区」(Kelurahan)の位置付け、任務及び機能に関する第 52 条 | 2007 年組織令の第 18 条に係る条文は大きく改訂されていない。改訂されたのは、区長の役割など |
| 地方政府の組織規模及び計算基準に関する第 19 条 | 地方政府の種類に関する第 6 条 | 2007 年組織令の第 19 条に係る条文は改訂されていない。 |
| 州政府の組織規模及び計算基準に関する第 20 条 | 州政府の組織構成に関する第 55 条から第 73 条 | 州政府の組織構成に係る規模・数について変更があった。2016 年組織令には州政府の組織構成についてより詳細な説明があった。 |
| 県・市政府の組織規模及び計算基準に関する第 21 条 | 県・市政府の組織構成に関する第 74 条から第 93 条 | 県・市政府の組織構成に係る規模・数について変更があった。2016 年組織令には県・市政府の組織構成についてより詳細な説明があった。 |
| 州政府の事業局に係る組織構成に関する第 25 条 | 州政府の事業局に係る組織構成に関する第 62 条から第 65 条 | 州政府の事業局に係る規模・数について変更があった。2016 年組織令には州 |

| | | |
|------------------------------|---|---|
| | | 政府の事業局についてより詳細な説明があった。 |
| 州政府の技術機関に係る組織構成に関する第 26 条 | 州政府の技術機関に係る組織構成について特に定められていない。 | しかし、州政府の技術機関に関する組織構成は監査庁(第 60 条及び第 61 条)、そして州政府の庁(第 67 条から第 70 条まで)に移譲される。州政府の監査庁及び庁の規模・数について変更があった。 |
| 州の技術機関である公立病院の組織構成に関する第 27 条 | 州の技術機関である公立病院の組織構成に関する第 65 条 A から第 65 条 B | 2007 年組織令では、公立病院は技術機関の一部として位置付けられた。しかし、2016 年組織令では、公立病院は事業局の一部として位置付けられる。州レベルの公立病院の規模・数について変更があった。2016 年組織令では公立病院に関する説明がより詳細になった。 |
| 県・市政府の事業局に係る組織構成に関する第 29 条 | 県・市政府の事業局に係る組織構成に関する第 81 条から第 83 条 | 県・市政府の事業局に係る規模・数について変更があった。2016 年組織令では県・市政府の事業局に関する詳細な説明があった。 |
| 県・市政府の技術機関に係る組織構成に関する第 30 条 | 県・市政府の技術機関に係る組織構成について特に定められていない。 | しかし、県・市政府の技術機関に関する組織構成は監査庁(第 79 条及び第 80 条)、そして県・市政府の庁(第 85 条から第 88 条まで)に移譲される。県・市政府の監査庁及び庁の規模・数について変更があった。 |
| 県・市政府の技術機関で | 県・市政府の技術機関で | 2007 年組織令では、公立病 |

| | | |
|---|--|--|
| ある公立病院の組織構成に関する第 31 条 | ある公立病院の組織構成に関する第 84 条 A から第 84 条 B | 院は技術機関の一部として位置付けられた。しかし、2016 年組織令では、公立病院は事業局の一部として位置付けられる。県・市レベルの公立病院の規模・数について変更があった。2016 年組織令では公立病院に関する説明がより詳細になった。 |
| 「郡 (Kecamatan)」及び「区 (Kelurahan)」の組織構成に関する第 32 条 | 「郡 (Kecamatan)」の組織構成は第 91 条から第 93 条に規定されており、「区 (Kelurahan)」の組織構成は第 93 条に規定される。 | 「郡 (Kecamatan)」及び「区 (Kelurahan)」の組織に係る規模・数について変更があった。 |
| 専門職員に関する第 36 条及び第 37 条 | 専門職員に関する第 102 条及び第 103 条 | 2007 年組織令の第 36 条及び第 37 条は少々改訂された。改訂された部分は、① 専門職員の人数に関する上限、② 専門職員の位置付け、③ 専門職員の任務及び役割 |

【執 筆】

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所

所長補佐 久原 陽介

所長補佐 児玉 兼輝

所長補佐 大澤 知澄

【監 修】

所 長 櫻井 泰典

調査役 仲谷 泰一